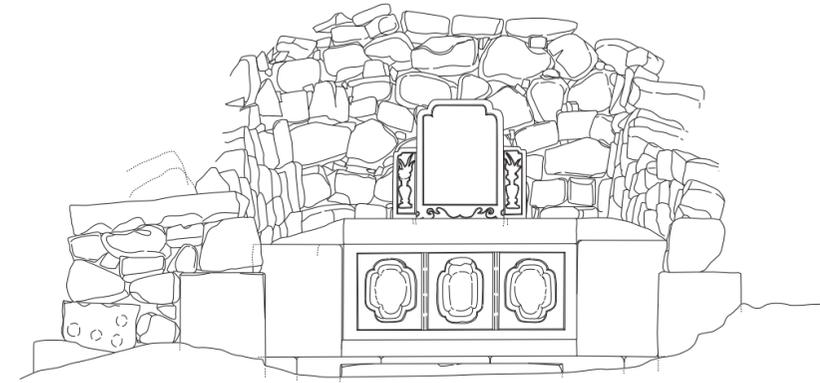


日本近世における外来系墓碑の変容過程 に関する実証的研究

An Empirical Research on the Change Process of the Tombs of Foreign Origin during
the Early modern in Japan

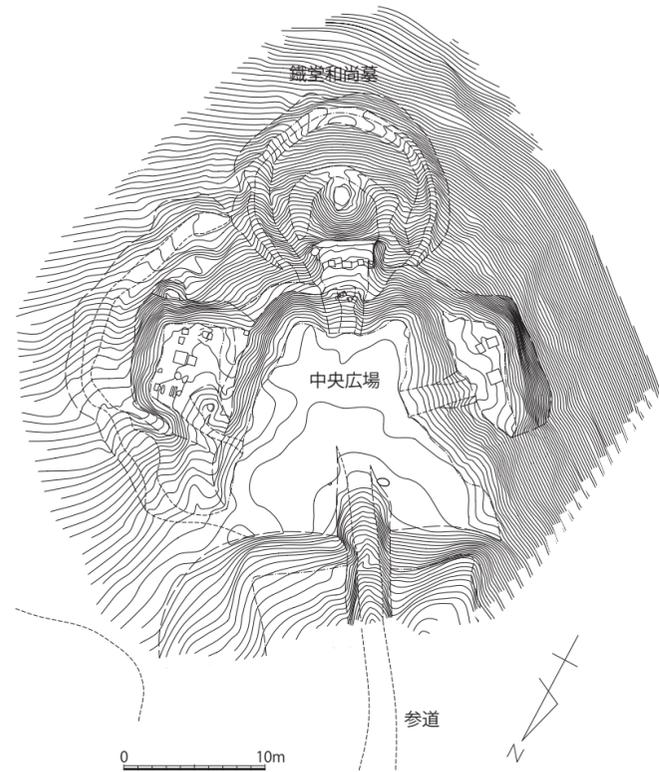


長崎市深堀菩提寺吳五官墓

2017年3月

研究代表者 田中 裕介
Research leader Tanaka Yusuke

別府大学 文学部
Beppu University, Faculty of Humanities



岡山県津山市千年寺住職墓地平面図

日本近世における外来系墓碑の変容過程に関する実証的研究

科学研究費助成事業(基盤研究C) 研究成果報告書

二〇一七

田中 裕介(研究代表者)

別府大学文学部



栗ヶ畑亀甲墓地（大分県豊後大野市犬飼町）



鍋田キリシタン墓地（大分県臼杵市野津）



深堀菩提寺吳三官墓（長崎県長崎市）



稲佐悟真寺墓地H地区唐人墓群（長崎県長崎市）



悟真寺オランダ人墓地（デュルコーブ墓）



悟真寺墓地C地区32号

例言

本書は科学研究費助成事業（基盤研究C）の交付を受けて実施した研究の成果報告書である。

1. **研究課題名** 日本近世における外来系墓碑の変容過程に関する実証的研究

2. **課題番号** 26370908

3. **研究期間** 平成26（2014）年度～28（2016）年度

4. **研究組織** 研究代表者 田中 裕介（別府大学文学部教授）
 研究協力者 大石 一久（前長崎歴史文化博物館）
 〃 李 桓（長崎総合科学大学）
 〃 三谷 紘平（大分県中津市教育委員会）
 〃 浦井 直幸（大分県中津市教育委員会）
 〃 野村 俊之（九州近世大名墓研究会）
 〃 福永 素久（大分市教育委員会）
 〃 市川 浩文（佐賀県立名護屋城博物館）
 〃 美濃口雅郎（熊本市教育委員会）
 〃 竹田 宏司（熊本県玉名市教育委員会）
 〃 荒木 隆宏（熊本県玉名市教育委員会）
 〃 末永 崇（熊本県玉名市教育委員会）
 〃 玉川 剛司（別府大学文化財研究所）

調査にあたっては、終南山悟真寺、金谷山菩提寺、土地所有者各位、臼杵市教育委員会、豊後大野市教育委員会、神田高士（臼杵市教委）、諸岡郁（豊後大野市教委）、竹田市教委、佐伯治（竹田市役所）、津山市教育委員会、豊島雪絵（津山市教委）、津山市長継山千年寺北川艶香、瀬戸哲也（沖縄県立埋蔵文化財センター）、佐伯信行（浦添市教委）、平岡隆二（熊本県立大学）、原田昭一、長瀬雅彦（長崎市役所）、篠崎悠美子（別府大学）、林裕子（別府大学文化財研究所）、別府大学付属図書館、豊後大野市図書館、別府大学教員、院生、学生、事務職員の協力を得た。特に実測図の浄書は阿部みゆき（雅企画）による。記して感謝する。

5. **研究経費** 平成26（2014）年度 1,820,000円（直接経費1,400,000円、間接経費420,000円）
 平成27（2015）年度 1,690,000円（直接経費1,300,000円、間接経費390,000円）
 平成28（2016）年度 1,430,000円（直接経費1,100,000円、間接経費330,000円）
 合計 4,940,000円（直接経費3,800,000円、間接経費1,140,000円）

6. 本書の編集と執筆は、田中がおこない、栗ヶ畑城に関しては福永素久氏に調査成果の執筆をお願いした。

目次

例言
目次

第1章	はじめに	1
第1節	研究の目的	1
第2節	研究経過	3
第2章	キリシタン墓地の調査	4
第1節	豊後大野市岡なまこ墓	4
第2節	臼杵市神野家墓地	25
第3節	豊後大野市栗ヶ畑亀甲墓地	31
附篇	豊後大野市栗ヶ畑城と「大府内」 (福永素久)	38
第4節	臼杵市野津鍋田キリシタン墓地	44
第5節	北京宣教師墓地	47
第3章	唐人墓の調査	51
第1節	長崎市深堀菩提寺の唐人墓	51
第2節	長崎市悟真寺の唐人墓	70
第3節	岡山県津山市千年寺住職墓地	80
第4節	福岡県北九州市福聚寺墓地	85
第5節	宮崎県南部の唐人墓	86
第4章	外国人墓地の調査	90
第1節	長崎市稲佐悟真寺のオランダ人墓地、ロシア人墓地と国際墓地	90
附篇	静岡県掛川市ヘンミイ墓	106
第2節	幕末の西洋人墓地 下田・函館	107
第5章	外来系墓地の変容と江戸時代の墓地統制	113
第1節	近世キリシタン墓地の変遷	113
第2節	悟真寺の唐人墓と住宅唐人	115
第3節	外国人居留地の成立と墓制	118
第4節	外来墓制からみた近世日本の墓制	120



調査風景 1 菩提寺呉五官墓



調査風景 2 悟真寺K地区6号墓



調査風景 3 岡なまこ墓



調査風景 4 悟真寺デュルコーブ墓

第1章 はじめに

第1節 研究の目的

日本の墓碑は戦国時代を経過することで、供養塔から墓碑へとその性格を変化させた。蝦夷地から九州にいたる地域の違いをこえ、さらに仏教宗派などの違いを超えて近世墓碑はその形態において全国的に共通する変化の傾向と格式を示すことが知られている。一方16世紀末から17世紀前半の大航海時代の後半にあたる戦国時代末期から江戸時代初期にかけて、キリスト教徒と唐人の墓碑が順次出現し、17世紀後半には黄檗宗の墓地が西日本に伝来して日本の大名や儒者の墓に影響を与えた。さらに18世紀末には長崎にオランダ人の石造墓碑が出現する。日本の近世墓碑とは形式が大きく異なるこれらの外来系の墓碑を考古学的に研究することによって、各外来系墓碑の系譜と変遷、さらに日本化にともなう変容過程を実証的に明らかにし、日本墓制との関係を究明することが本研究の目的である。

各研究対象の研究史を簡単に述べておこう。

唐人墓碑研究 1530年代の石見銀山の開発に伴い中国海商が日本に来航するようになると、西日本各地の海港に唐人町が出現した。彼らは1635（寛永12）年には長崎一港への集住が命じられ、その後帰国するか日本に帰化するか選ばねばならなかった。長崎居住の唐人は唐通事や商人として日本に帰化していったが、貿易に訪れる渡航唐人は、1689（元禄2）年から長崎の唐人屋敷に囲い込まれた。それまで彼らの日本での居住の実態は不明なことが多いが、長崎と熊本においては近世初頭の唐人の墓地が判明している^{註1}。しかし唐人墓地の墓碑の型式、年代、変遷等の具体的な状況は不明なままで、長崎における唐人墓の概要をまとめた研究^{註2}があるに過ぎない。一方近世大名墓葬制の研究の中で、17世紀中ごろ以後大名や高級武士と儒者の墓制に中国からの影響を受けた儒教墓制が広がることが指摘されていた^{註3}。さらに17世紀後半に渡来した黄檗宗の唐僧の墓地が、初期唐人墓と同様の様式をもつ墓であることも判明した^{註4}。

キリシタン墓碑研究 日本の中近世の墓碑とは形式の異なるキリシタン墓碑が存在することは早くから指摘され^{註5}、その後長崎県での調査の成果をまとめた片岡弥吉の研究^{註6}によって、蒲鉾形・立碑形・伏碑形の大別が明らかとなった。その後日本国内の石塔の研究と墓地構造の調査が進むなか、田中は2002（平成10）年以来長崎歴史文化博物館の大石一久氏とともに全国のキリシタン墓碑を特定・実測し、その成果を2012（平成24）年に『日本キリシタン墓碑総攬』^{註7}にまとめ、キリシタン墓碑は1580年代から1620年代にかけて5期に変遷し、初期の関西の墓碑ほど日本中世の仏教墓碑の影響が大きく、17世紀初頭に九州に出現した蒲鉾形（半円形板状伏碑）が関西まで伝播する過程をしめした。

中国人墓碑とキリシタン墓碑の関係については坂井2001がすでに切妻形伏碑の墓碑が、唐人墓にも用いられることに注意を喚起していたが、2012年から田中は科研費（研究活動スタート支援、平成24～25年度、キリシタン墓と中国人墓にみる大航海時代の外来墓制に関する基礎的研究）をうけて、九州の唐人墓碑と大分県内のキリシタン墓地推定地の墓碑調査をおこない性格の異なる2種類の墓碑を比較した^{註4}。その結果①1619（元和5）年に華南様式の唐人墓碑の設置が肥後伊倉と肥前深堀で同時に始まり、そのごすぐに長崎悟真寺でも唐人墓碑が設置されること。キリシタン墓碑は紀年銘最新の例は、伏碑の墓碑では、大分県佐伯市重岡のいさ墓碑の1619（元和5）年である。大村における立碑の最後は長崎県川棚町川棚ジュリア墓の1622（元和8）年である。つまり公然たるキリシタン墓碑が国内で姿を消すのとほぼ同時に、九州に華南様式の唐人墓碑が出現する。しかも初期の唐人墓碑は石材とデザインから見て福建から中国人石工によって伝えられた可能性が高い。②悟真寺の唐人墓

調査の過程で、キリシタン墓碑とみられる型式の石造品が、唐人墓地の中に存在することが判明し、悟真寺墓地は初期にはキリシタン墓地でもあったこと、それが1620年代に唐人墓地に変化することを推定した。③大分県内のキリシタン墓碑の調査の過程で、伏碑の墓碑が1620年代以後も、存続する可能性が示唆された（神野野家墓地1656（明暦2）年銘の近世墓碑の台石がキリシタン伏碑であることを確認）。つまり唐人墓碑はいちはやく非キリシタンであることを示すシンボルとなり、一方キリシタン地帯では転んだ後も、銘を記さないキリシタン墓碑を使うことで、キリシタン信仰を確認できる可能性が生じた。さらに④1650年代には悟真寺の中に出島オランダ人の墓地がもうけられる。ところが1778（安永7）年までオランダ人には石製墓碑が置かれていない。それに対して唐人墓では初期の華南様式から次第に日本的要素をとりいれつつ、日本の近世石塔とは全く異なる日本的「唐人墓」が使われ続けていた。⑤しかも18世紀末からのオランダ人墓の型式は17世紀前葉の伏碑形のキリシタン墓碑と同一形式である。100年以上たって弾圧下で消滅したはずの墓碑形式がオランダ人の墓碑として再登場している可能性が予測された。

以上の前回の調査で確認された事実をさらに広く確認し、或いは予想された事態を検討するために、各墓地の墓碑の実測と計測にもとづいて考古学的に整理検討し、近世初期以後のキリシタン墓碑の変遷と特色を長崎オランダ人墓地も含めて実証的に研究し、唐人墓碑の変遷と使用状況と対比して、近世のキリスト教徒および日本に居住する異国人への幕府あるいは為政者の政策の変化を墓碑の考古学的検討により明らかにすることを目的に今回の科研費による調査を計画した。

具体的な研究目標は以下の通り。

1) 長崎県悟真寺の18～19世紀の清代の中国人墓碑調査（調書作成・実測図作成）、および崇福寺の唐人墓調査によって、近世全般の長崎唐人墓地の分布・変遷等の考古学的検討をおこなう。

2) 18世紀末から19世紀居留地開設前後までのオランダ人、ロシア人、アメリカ人の石造墓碑の調査。長崎悟真寺国際墓地、下田玉泉寺墓地、箱館外人墓地など、1860年代までの外人墓地の墓碑の検討から、日米和親条約、日米通商修好条約による居留地と国際墓地・領事館の開設による、外人墓碑の変化を調査する。とくに長崎のオランダ人墓地を中心におこなう。

3) 北京柵欄墓地および正福寺の17～19世紀のキリスト教カトリック宣教師墓碑の調査。北清事変および文化大革命によって破壊され、現在墓碑のみが一定数復元されている墓碑および関連施設を調査し、日本のキリシタン墓碑とくに同一形式と推定される蒲鉾形墓碑と対比し日本のキリシタン墓碑との影響関係を検討する

4) 大分県南部地域のキリシタン関連墓地の墓地実測および墓碑実測調査。臼杵市野津町神野家墓地と豊後大野市犬飼町栗が畑亀甲墓地の墓地と墓碑の平板測量と墓碑実測をおこなう。なおこの地域では墓地のみならず、集落耕地の成り立ちや中世からの継続性を考慮して史料調査や地名調査等を合わせておこなう。

以上の考古学的成果をもとに①日本国内の近世の唐人墓碑の変遷と型式変化の方向(日本化の過程)及びその画期を明らかにし、②キリシタン墓碑の変遷の後半に現れる粗製伏碑形墓碑の系譜を再検討し、潜伏期に伏碑形墓碑が残存しつつ消滅する過程と、その形式が1778（安永8）年になってオランダ人墓碑として再登場する背景を整理し、③幕末明治期の外国人墓地を調査して、居留地と居留地外の墓碑の違いを整理しその背景について予察をおこなう。

註1、中島楽章2009「有明海の福建海商」『日本歴史』736 吉川弘文館

註2、坂井隆2001「長崎悟真寺の唐人墓地」『九州考古学』76 九州考古学会

註3、松原典明2012『近世大名葬制の考古学的研究』雄山閣

- 註4、田中裕介編2014『キリシタン墓と中国人墓にみる大航海時代の外来墓制に関する基礎的研究』科研費報告書 別府大学文学部
 註5、新村出・浜田耕作1923『吉利支丹遺物の研究』京都帝国大学考古学研究报告7
 註6、片岡彌吉1942「長崎県下キリシタン墓碑の研究」『キリシタン研究』1 キリシタン文化研究所
 註7、大石一久編2012『日本キリシタン墓碑総覧』南島原史教育委員会、キリシタン墓碑の分類と編年については、田中裕介「日本における16・17世紀キリシタン墓碑の型式と分類」参照

第2節 研究経過

2014（平成26）年度 キリシタン墓地の調査として①大分県豊後大野市岡なまこ墓の実測調査を完了し、その年度に整理をおこない報告を公表した（田中裕介2015「豊後大野市所在岡なまこ墓の調査」『史学論叢』45 別府大学史学研究会）。②大分県白杵市野津神野家墓地の調査に着手した。③大分県豊後大野市犬飼町栗ヶ畑墓地は周辺遺跡の調査から始めることにし、栗ヶ畑城の縄張り調査を福永素久氏を中心に実施した。

唐人墓の調査として、④長崎市深堀菩提寺唐人墓の実測調査を実施した。⑤長崎市稲佐悟真寺唐人墓では主要墓碑の実測と17～19世紀の墓碑の悉皆計測調査を開始した。⑥また岡山県津山市千年寺鐵堂和尚墓の墓碑実測調査をおこなった。⑦さらに宮崎県都城市と日南市飢肥の唐人墓調査を実施した。

幕末明治の外国人墓地としては⑧長崎市悟真寺の国際墓地の調査に着手した。

また科研費の調査成果を利用した発表としてつぎの発表を行った。

○平成26（2014）.6.7「九州のキリシタン遺跡から見た熊本ー小西行長時代を中心にー」第7回小西行長講演会

2015（平成27）年度 キリシタン墓地。①神野家墓地の調査を終了し、資料整理作業に移行。②栗ヶ畑城の城郭調査の成果を公表した（福永素久2015「豊後大野市犬飼町栗ヶ畑城について」『北部九州中近世城郭』情報誌29 北部九州中近世城郭研究会）。③中国北京の柵欄宣教師墓地および現在北京石刻芸術博物館におさめられている正福寺宣教師墓地の墓碑群を調査することができた。

唐人墓については④深堀菩提寺唐人墓の整理と報告を行った（田中裕介2016「長崎市深堀菩提寺の唐人墓」『史学論叢』46 別府大学史学研究会）。④福岡県北九州市福聚寺の住職墓地調査をおこない、⑤大分県竹田市岡藩大船山中川家墓所調査に協力した。

外国人墓としては⑥長崎悟真寺のオランダ人墓・ロシア人墓・国際墓地の悉皆調査を継続実施した。⑦北海道函館市外人墓地の予備的調査をおこなった。

また科研の調査成果を利用した発表としてつぎの発表を行った。

○平成27（2015）.5.10「大分県下のキリシタン墓地」別府史談会講演会

○平成27（2015）.12.6「長崎の唐人墓」別府大学文化財セミナー

○平成28（2016）.1.23「おおいたのキリシタン遺跡」大分キリシタン南蛮文化シンポジウム

○平成28（2016）.1.24「大分県のキリシタン関係石造物」国東市キリシタン遺跡調査報告会

2016（平成28）年度 キリシタン墓地としては①栗ヶ畑墓地周辺調査の地名聞き取りなどの調査を継続した。

唐人墓の調査としては②津山市千年寺墓地全体の測量調査と住職墓碑の全体の実測調査を実施した。③史料調査として長崎のキリシタン墓と唐人墓の江戸時代から昭和期にいたる調査資料の調査をおこなった。その成果のうち唐人墓についてへ投稿中である（田中裕介2017「17世紀の唐人墓」『史学論叢』47 別府大学史学研究会）。

また科研費の調査成果を利用してつぎの発表を行った。

○平成28（2016）.6.12「キリシタン墓研究の現状」2016年度宮崎県考古学会大会

○平成28（2016）.11.5「キリシタン墓研究最前線」大阪府立弥生文化博物館特別展連続講演

第2章 キリシタン墓地の調査

第1節 豊後大野市岡なまこ墓^{おか}

以下の報告は、2015（平成26）年3月に別府大学史学研究会発行の雑誌『史学論叢』第45号に発表した「豊後大野市所在岡なまこ墓の調査－17世紀初頭のキリシタン墓地の一例－」を別府大学史学研究会の許可のもとに採録したものである。採録に際しては明らかな誤植、間違いの訂正のみおこない、その後の研究で追加や訂正が必要な点は、文末の「補記」として掲載した。

1 はじめに

「岡なまこ墓」と呼ばれる墓地が大分県豊後大野市大野町大字岡に所在する。墓地に多数置かれた長円形の石材が「なまこ」のかたち似ていることからこの名が付き、地元ではキリシタンの墓とつたえられてきた。その特異なかたちと伝承を重視して旧大野郡大野町の史跡指定を受けていた。しかし指定の根拠は地元岡集落につたわる伝承とその「なまこ」とよばれた形態の特異さのよるもので、史料によって根拠づけられたものではなく、それまで知られていたキリシタン墓地の形態とも大きく異なっていた。そのためあまり注目されなかった。いっぽうこの墓地内に所在する2基の宝篋印塔は1390年代の作例として注目され2005（平成17）年に原田昭一氏によって紹介されていた^{註1}。14世紀に活躍しその作品が豊後国大野郡一帯に分布する石工玄正（玄聖）作のデザインを継承する作例として評価されたものである。

このような状況の中、この墓地がキリシタン墓地として改めて注目されたのは2010（平成22）年～2015（平成27）年に行われた臼杵市野津下藤キリシタン墓地の調査からである。下藤墓地では埋葬施設と墓碑とは別に、墓上施設としての石組遺構が近世初期のキリシタン墓に備わっていることが判明したのである^{註2}。2011（平成23）年の4月、下藤遺跡の現地説明会の際に、そこを見学した豊後大野市教委の諸岡郁氏が下藤墓地の石組遺構によく似た遺構が、岡なまこ墓のなかに存在すると指摘したことにはじまる。同年5月25日現地調査を諸岡氏と田中で行い、石組遺構に伏碑をかぶせた墓（15号）を確認し、周囲に20基以上の伏碑が存在することを確認した。その後、神田高士氏、今野春樹氏、大石一久氏も現地を確認した。石組遺構と多数の伏碑の存在は、キリシタン墓碑そのものや十字架碑などは未発見であるものの、下藤墓地と同一性格のキリシタン時代の墓地であることは容易に理解された。そこで旧大野町時代に作成された後藤幹彦・佐藤祐介氏作成の墓地全体の平面図と豊後大野市合併時の史跡再登録の際の写真の提供をうけて、墓碑および石造物の実測調査をおこなった^{註3}。その結果、15号墓つづいて42号墓においても伏碑の周囲下部に石組遺構の一部が露出していることが判明して、キリシタン墓地である確信がさらに深まった。本稿はその調査成果を報告し、今後の研究に備えるものである

なお今報告の概要を科学研究費報告書の中に掲載しており^{註4}、本稿はその詳細版である。

註1、原田昭一2005「中世における石造物流通の様相」『日引』7 石造物研究会

註2、すでに長崎県平戸市ウシワキ遺跡で、埋蔵施設の墓上に石積の遺構が存在することが知られていたが、平戸島では現在まで同様の石積遺構が墓上に行われているため、この墓地をキリシタン墓地と特定するのを躊躇された。2008年調査 北島・塩塚篇『市内遺跡確認調査報告書』Ⅷ 平戸市教委

下藤遺跡の石組遺構についてはその後、神田高士氏によって速報と分類が報告された。神田高士2012「下藤地区共有墓地の発掘調査と16・17世紀のキリシタン墓地」『大分県地方史』214 大分県地方史研究会

註3、調査は2013年2月11日、7月7・14・22日、8月3日、2014年7月24日・8月5日に断続的に行った。石造物の実測は田中、一

瀬勇二、千原和己、宮木貴史（別府大学院生）、竹田奈緒子、久保千明、松浦由佳、松園菜穂、鮎川和樹、村田仁志、中原彰久、鮫島葵（別府大学生）が参加しておこない、測量には山下祐雨（別府大学院生）、井大樹、藤川貴久（別府大学生）、トレースは佐藤理恵、北原美希、白濱聖子（別府大学院生）が行った。また表作成にあたっては白濱に特段の協力を得た。調査にあたっては岡地区区長、墓地所有者、高野弘之・諸岡郁（豊後大野市教委）、後藤幹彦、野村俊之、福永素久（大分市教委）等各機関各個人に協力をえた。

註4、田中裕介2014「岡なまこ墓の調査」『キリシタン墓と中国人墓にみる大航海時代の外来墓制に関する基礎的研究』2012～13年度科研費報告書、p 9～13

2 墓地の立地（図1）

大分県最大の河川大野川の支流 茜川^{あかね}の南の台地上に岡集落が所在する。墓地は、北側に岡の集落を見下ろす尾根上の丘陵頂部に所在し、南側背後に岡集落の産土^{うぶすな}である岡神社がある。地名事典^{註5}によれば、墓地の所在する江戸時代の岡村は1593（文禄2）年以来幕末まで中川家岡藩に属し、明治の廃藩置県以後大野郡^{うしろだ}後田村に属した。近世以前は豊後国大野郡^{いた}井田郷に属し、南北朝期以前は国衙領であった。17世紀中ごろに作られた正保郷帳によれば、田42石余り、畑36石あまり。村内字揚弓に所在する岡神社は1728（享保13）年創建で1878（明治11）年岡村神社となる。神社は墓地の南奥にあり、参道が墓地の東に接して集落に下っている。集落を縦断する道に参道が取りつき、その参道の交



差点にある旧家が墓地の所有者の芦刈氏の住宅である。

註5、『大分県の地名』日本歴史地名体系45 1995 平凡社

3 墓地の現状 (図2)

墓地は尾根線に沿って南北20m東西8mほどの長方形の区画をやや掘りくぼめて造成している。現状では北西の一角がやや飛び出し、周囲は土手状にやや高くなっているが、その土手は人工的な造成か、墓前祭祀の経過による堆積なのか判然としない。現状では東側に神社参道に連絡する土手のとぎれが存在し入口的に利用されているが、入口をふさぐように墓石がならぶため本来の墓域への入口ではないと推定される。18世紀の神社の参道が整備された際に入口になったものと推測される。墓地全体は尾根の緩やかな斜面に位置し南が高く北が低い地形である(図2、写真図版1～4)。

現在墓地には墓上施設である石組遺構に伏碑形墓石をかぶせた墓が2基(15号、43号)、伏碑のみ露出して石組遺構が見えない遺構が28基現存する。うち溶結凝灰岩製の墓碑は2基のみであって、残り27基は混礫凝灰

表1 岡なまこ墓石造物一覧

No.	形式	現状	損壊状況	備考
1	伏碑	半ば埋没	—	
2	伏碑	埋没	—	未実測
3	伏碑	半ば埋没	—	
4	伏碑	—	—	
5	伏碑?	—	6片に割れる	台石?
6	伏碑	—	—	
7	伏碑	—	—	
8	伏碑	—	2片に割れる	
9	伏碑?	—	剥離激しい	台石?
10	伏碑	—	2片に割れる	
11	伏碑	埋没	—	未実測
12	伏碑	—	—	
13	伏碑	—	—	
14	伏碑	—	—	
15	石組+伏碑	—	—	石組には地輪と火輪が使用されている
16上	五輪塔(火輪)	—	—	16下の上に置かれていた
16下	五輪塔(地輪)	—	—	—
17	近世墓石	—	—	1803年銘 台石二段総高100cm
18	伏碑	—	3片に割れる	
19	伏碑	半ば埋没	—	
20上	五輪塔(地輪)	—	—	20下の上に置かれていた
20下	五輪塔(地輪?)	—	—	台石?
21	伏碑	—	—	
22	伏碑	半ば埋没	—	
23	伏碑	東端埋没	—	
24	伏碑	—	—	
25	五輪塔(水輪)	—	上下欠失	
26	(欠番)			
27	五輪塔(火輪)	—	周囲欠失	
28	五輪塔(火輪)	—	一部欠失	
29	伏碑	半ば埋没	—	
30	伏碑	埋没	—	未実測
31上	五輪塔(火輪)	—	—	3つの部材が碁笥合わせで置かれる
31中	五輪塔(地輪)	—	—	
31下	宝塔基壇	—	一部欠失	
32	伏碑	—	—	
33	伏碑	埋没	—	未実測
34	(欠番)			埋没して確認できず
35	伏碑	埋没	—	未実測
36	五輪塔(火輪)	—	一部欠失	
37	宝塔笠	—	一部欠失	
38	(欠番)			
39	伏碑	埋没	—	未実測
40	(欠番)			
41	(欠番)			
42上	五輪塔(空風輪)	—	—	
42	宝篋印塔(笠・塔身?)	—	隅飾り欠失	故意の破壊か? 原田2005の岡神社1号宝篋印塔 1400年頃製作
43	石組+伏碑	半ば埋没	—	
44	近代石塔	—	—	台石1段
45上	近代石塔	—	—	台石2段
45	宝篋印塔(基礎・基壇)	—	—	原田2005の岡神社2号宝篋印塔 1390年代製作
46	伏碑	埋没	—	未実測

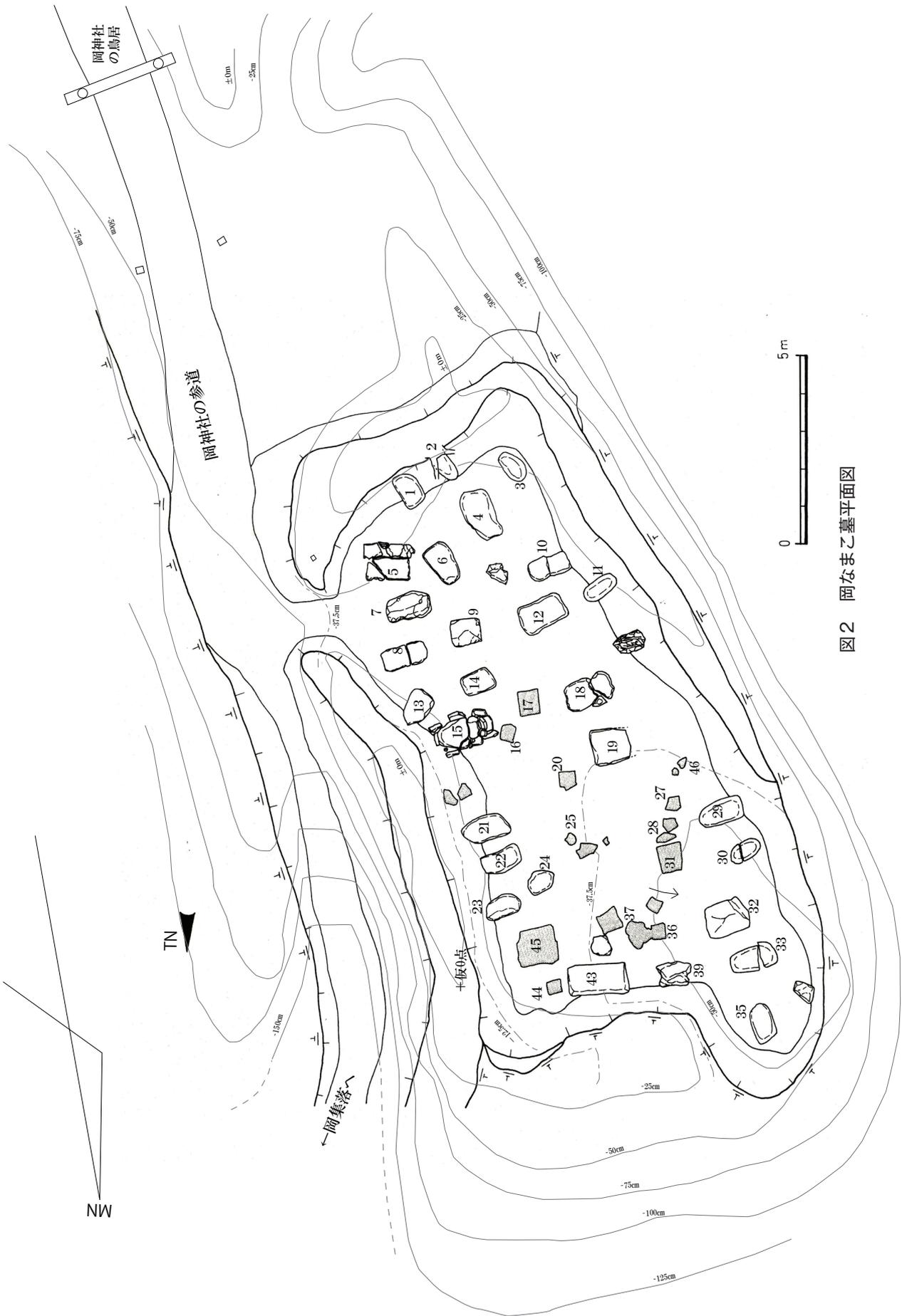


図2 岡なまこ墓平面図

岩である。この後者の凝灰岩は風化しやすくもろいため石材としてほかの用途に利用されることはほとんどなく、石工に注文した石材というよりは、自前で周辺の適地から切り出した可能性がたかい。

中世石造物は宝篋印塔2基、五輪塔の部材は14点、宝塔の部材2点を見出すことができ、ほかに近世の墓石1基、近代石塔2基が残されている。

調査は旧大野町指定時につけられた番号をそのままちい、形態が判明する伏碑のみ10分の1で実測をおこない、頂部だけ露出してその存在は確認できるが、形態や寸法が観察できない伏碑は実測しなかった(表1)。そのように選択したうえで寸法の計測、クリノメーターを用いた長軸の方位計測、石材の種類判別や、個別の残存・損壊状況を記録した。その観察結果が以下の各表である。

4 中世石塔(表2・図3、写真図版1・2)

岡なまこ墓には、14世紀末に製作がさかのぼる宝篋印塔2基、キリシタン墓地に先立つ16世紀代の石塔群(五輪塔・宝塔)などの石塔の部材が散乱あるいは基筒合わせで積み重なった状態で存在している。本来の位置は不明である。いずれも大野郡内で産出する阿蘇溶結凝灰岩製である。以下宝篋印塔、宝塔、五輪塔の順に記載する。

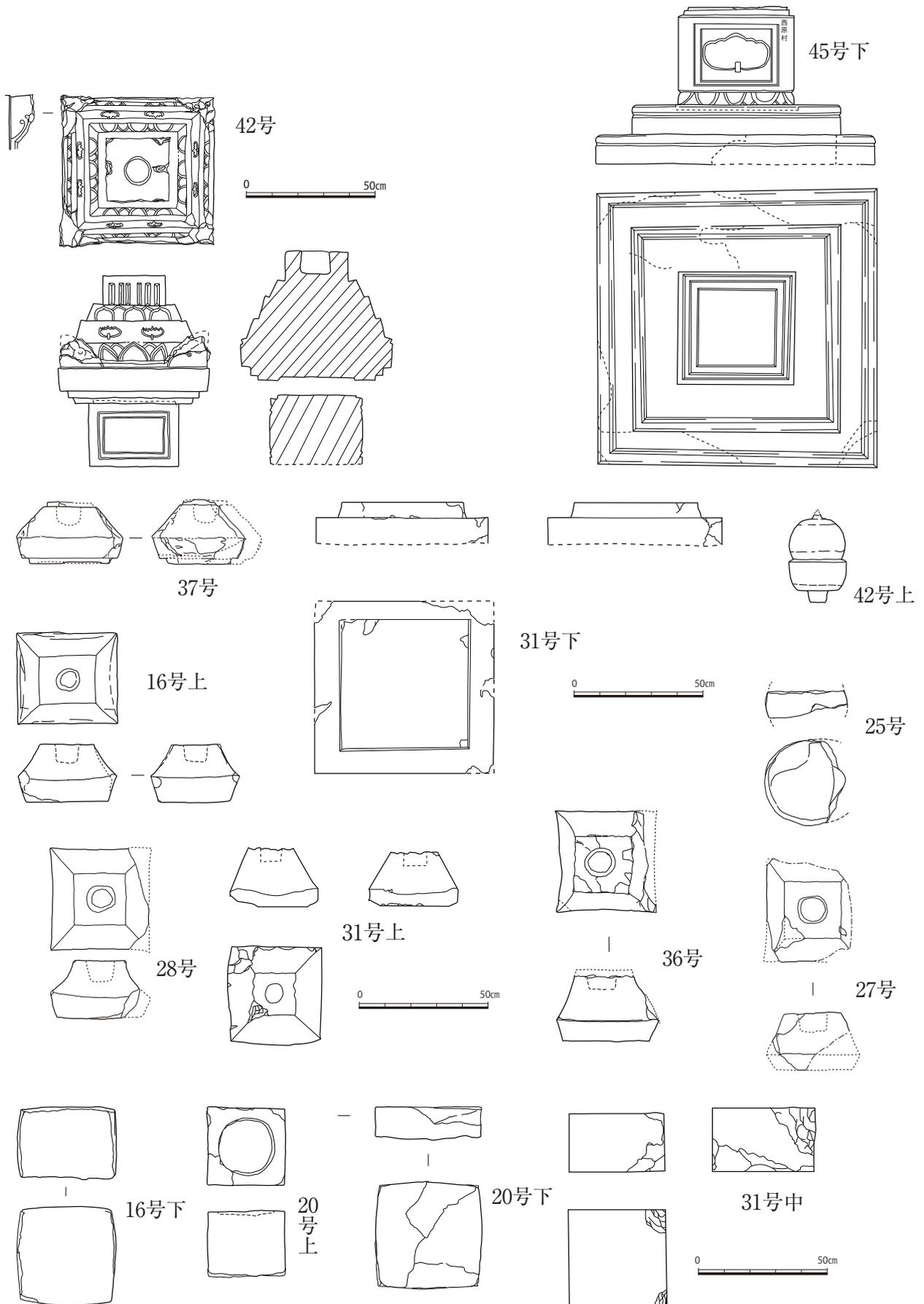
宝篋印塔 42号は宝篋印塔の笠と塔身である(図3、写真図版1)。45号下は基礎と基壇である(図3、写真図版1)。42号と45号は塔身と基礎の寸法が合わないので同一個体ではない。いずれも溶結凝灰岩製である。42号の塔身については背が低く月輪の表現がないことから宝篋印塔の部材ではない可能性もあるが、笠と寸法があっておりひとまず同一の図で報告する

42号の笠の段形は上部3段下部2段で、上部1段に退化して大型化した開花蓮を表現し、上部2段目には2区画の小型の格狭間を表現する。上部3段目には単弁3弁に間弁を配している。露盤には退

表2 岡なまこ墓中世石塔一覧

No.	形式	属性	型式	石材	寸法 (cm)			銘文等	方位 (北から)	損壊状況	備考
					長さ	幅	高さ				
15	五輪塔	地輪・火輪	—	溶結凝灰岩				なし	—	—	石組遺構に転用
16上	五輪塔	火輪	—	溶結凝灰岩	39	35	22	なし	—	—	16下の上に置かれていた
16下	五輪塔	地輪	—	溶結凝灰岩	38	38	27	なし	—	—	—
20上	五輪塔	地輪	—	溶結凝灰岩	30	30	25	なし	—	—	20下の上に置かれていた
20下	五輪塔	地輪?	—	溶結凝灰岩	41	41	13以上	なし	—	—	台石?
25	五輪塔	水輪	—	溶結凝灰岩	31	31	10以上	なし	—	上下欠失	
27	五輪塔	火輪	—	溶結凝灰岩	40	33以上	22	なし	—	周囲欠失	
28	五輪塔	火輪	—	溶結凝灰岩	40	38	22	なし	—	一部欠失	
31上	五輪塔	火輪	—	溶結凝灰岩	37	36	23	なし	—	—	3つの部材が基筒合わせで置かれる。二段一石
31中	五輪塔	地輪	—	溶結凝灰岩	38	37	25	なし	—	—	
31下	宝塔	基壇	—	溶結凝灰岩	69	69	15	なし	東へ90度	一部欠失	
36	五輪塔	火輪	—	溶結凝灰岩	38	38	25以上	なし	—	一部欠失	
37	宝塔	笠	—	溶結凝灰岩	41	36以上	24	なし	—	一部欠失	
42上	五輪塔	空風輪	—	溶結凝灰岩	22	22	36	なし	—	—	
42	宝篋印塔	笠	玄正系	溶結凝灰岩	59	59	50	なし	—	隅飾り欠失	故意の破壊か? 原田2005の岡神社1号宝篋印塔 1400年頃製作
		塔身?		溶結凝灰岩	36	36	26	なし	—	—	
45	宝篋印塔	基礎	玄正系	溶結凝灰岩	45	44	39	西原村	西へ82度	—	原田2005の岡神社2号宝篋印塔 1390年代製作
		基壇		溶結凝灰岩	108	105	23	なし	—	—	

図3 中世石塔実測図



化形態の縦連子の表現のあり、隅飾り突起には結節点に蕨手状文を配する。塔身は二重の方形区画をもつ。

45号下は基礎と基壇であり、基礎の上部段形は2段、方形輪郭は2重でその中に格狭間を配す。下部には単弁と間弁による反花座を設ける。

原田昭一の研究^{註6}によれば、「玄正（玄聖）系宝篋印塔」の最末期の作例で1390年代でも1400年に近い製品にあたる。詳細は原田の論文に譲るが、付け加えることがあるとすれば、42号の笠の隅飾り突起が4カ所とも根元から折れるように破損していることである。ほかの部位には目立つ破損はない。隅飾り突起の欠失は第1節でもふれた西寒田クルスバ遺跡3号宝篋印塔でも認められる^{註7}。単なる偶然とは思わず、何らかの作法に従った破壊痕の可能性を指摘しておきたい。また45号の基礎側面上部に「西原村」の銘文を確認した。造立と当初の銘かどうか確認できないが、風化の度合いからみて最近のものではない。西原村は岡村の南方向の大野川本流南岸に位置する近世村で、臼杵藩領にあたる。

宝塔 宝塔の笠（37号）と宝塔基壇の可能性のある1点（31号下）の計2点である（図3、写真図版2）。

37号は露盤と垂木型を薄く削り出し、ほぞ穴は丸い。軒口はやや傾斜し、反りはない。損壊しているが1辺41センチの正方形の小型の笠に復元できる。31号下は、1辺69cmの1石を2段に削り出した宝塔の基壇である。

五輪塔 いずれも五輪塔の部材である（図3、写真図版2）。内訳は空風輪1点、火輪は15号墓の石組遺構に転用されているものを含めて6点、水輪1点、地輪は15号墓に転用されているものを含めて5点である。

42号上は完形の空風輪、16号上・27号・28号・31号上はいずれも一部が損壊した火輪である。軒口の厚いものと薄いものがあるが、いずれも反りは弱く、一辺40cm弱の大きさである。25号は損壊の激しい水輪である。16号下・20号上・20号下・31号中は地輪である。16号下と20号下はやや胴張である。一辺30cmで特に小型の20号上を除けば、火輪の大きさに対応する。何れも小型で、火輪は扁平化しており16世紀代の製品と推定される。

註6、原田昭一2005「中世における石造物流通の様相」『日引』7 石造物研究会

註7、田中裕介2014「西寒田クルスバ遺跡の石造物」註4、科研費報告書p6）

5 伏碑と墓上施設 キリシタン墓地遺構（表3、図4～7、写真図版2～4）

以下にこの墓地を特徴づける伏碑群を記載する。現状では29基の伏碑を確認した。いずれも扁平で文字は刻まれていない。高さの低い低平な石材を横置きにしたものである。立碑との対比において伏碑とされる墓碑形態である。この墓碑の下には、まず墓上施設としての石組遺構が確認されている。そこでこの墓地がキリシタン墓地であることを証明する15号墓と43号墓を報告する。

①石組遺構と伏碑

15号墓 この遺構は墓地中央から東寄りに位置し、尾根に直交しておおよそ東西方向に設けられている。墓上施設である長方形に組まれた石組遺構の上に小判型の長円形伏碑をかぶせたものである（図5、写真図版2）。石組遺構は外周で長さ約150cm、幅100cmの方形に配置されている。岡なまこ墓のなかでも最大規格の遺構である。

伏碑部分は現在6片に割れているが、本来小判型の一石であったと考えられる。石材は大半の伏碑と同じく混礫凝灰岩である。伏碑の規模は長さ130cm弱、幅85cm高さ25cmですべて地上に露出している。現状は劣化が進み苔に覆われた状態である。

石組遺構は現状では9個の石材を方形に立てならべたもので、北側面に4石、南側面に3石を縦方

向に並べ東西の小口に1石ずつ配置しているが、下半は埋没している、石材は伏碑とは異なり溶結凝灰岩と安山岩製の方形石材を用い、中には五輪塔の火輪と地輪が横置きに転用して使用されている。その配置は下藤遺跡の石組遺構の神田高士氏による分類のB-3類にあたる^{註8}。下藤墓地でも石組遺構の上に伏碑をかぶせた墓碑の一群が見つかっており、同一形式の遺構と判断できることからキリシタン墓であると考えられる。

43号墓 (図7、写真図版3) は長さ162cm、幅85cm、高さは17cm以上で下部は埋没している。写真撮影の清掃時に側縁両端の東側で角礫が露出しているのを確認した。縦に置かれた石組遺構の最上部が地上に露出したものと推定される。

②**伏碑** (表3、図4～7、写真図版2～4) 15号墓と43号墓を含めて29基の伏碑を確認した。石

表3 岡なまこ墓伏碑一覧

No	形式	属性	形式	石材	寸法 (cm)				銘文等	方向 尾根に対して	方位 (北から)	現状	損壊 状況	備 考
					規格	長さ	幅	高さ						
1	伏碑	A-1	Ⅲ式	混礫凝灰岩	小型	92以上	66	13以上	なし	平行	西へ15度	半ば埋没	—	
2	伏碑	A-1	Ⅲ式	混礫凝灰岩	—	—	—	—	—	平行	西へ20度	埋没	—	未実測
3	伏碑	A-1	Ⅲ式	混礫凝灰岩	小型	91	59以上	10以上	なし	平行	西へ20度	半ば埋没	—	
4	伏碑	B-2	Ⅱ式	混礫凝灰岩	大型	135	78	15以上	なし	平行	西へ30度	—	—	
5	伏碑?	B-2	Ⅰ式	溶結凝灰岩	大型	125以上	100	11以上	なし	直交	東へ110度	—	6片に割れる	台石?
6	伏碑	A-2	Ⅱ亜式	混礫凝灰岩	大型	116	68	15以上	なし	平行	西へ18度	—	—	
7	伏碑	A-1	Ⅲ式	混礫凝灰岩	大型	131	69	20以上	なし	直交	東へ75度	—	—	
8	伏碑	A-1	Ⅲ式	混礫凝灰岩	大型	133	64	25	なし	直交	東へ80度	—	2片に割れる	
9	伏碑?	B-2	Ⅰ式	溶結凝灰岩	小型	80	68	15以上	なし	直交	東へ81度	—	剥離激しい	台石?
10	伏碑	A-1	Ⅲ式	混礫凝灰岩	小型	81	61	9以上	なし	直交	東へ72度	—	2片に割れる	
11	伏碑	A-1	Ⅲ式	混礫凝灰岩	—	—	—	—	—	直交	東へ66度	埋没	—	未実測
12	伏碑	B-2	Ⅱ式	混礫凝灰岩	大型	130	79	15以上	なし	直交	東へ80度	—	—	
13	伏碑	A-1	Ⅲ式	混礫凝灰岩	小型	102	61	20以上	なし	斜交	東へ44度	—	—	
14	伏碑	B-2	Ⅱ式	混礫凝灰岩	小型	90	52	15以上	なし	直交	東へ80度	—	—	
15	石組 + 伏碑	A-1	Ⅲ式	混礫凝灰岩	大型	150	100	30	なし	直交	東へ87度	—	—	石組には地輪と火輪が使用されている
18	伏碑	A-2	Ⅱ亜式	混礫凝灰岩	大型	134	80	20以上	なし	直交	東へ79度	—	3片に割れる	
19	伏碑	B-2	Ⅱ式	混礫凝灰岩	大型	85以上	90	18以上	なし	直交	東へ90度	半ば埋没	—	
21	伏碑	A-2	Ⅱ亜式	混礫凝灰岩	大型	120	77	15以上	なし	直交	東へ90度	—	—	
22	伏碑	A-1	Ⅲ式	混礫凝灰岩	大型	120	67	13以上	なし	直交	東へ82度	半ば埋没	—	
23	伏碑	A-1	Ⅲ式	混礫凝灰岩	小型	96以上	53	20以上	なし	直交	東へ80度	東端埋没	—	
24	伏碑	A-2	Ⅱ亜式	混礫凝灰岩	小型	80	58	10以上	なし	直交	東へ86度	—	—	
29	伏碑	AB-1	Ⅲ亜式	混礫凝灰岩	大型	130	76	12以上	なし	直交	東へ87度	半ば埋没	—	
30	伏碑	A-1	Ⅲ式	混礫凝灰岩	—	—	—	—	—	直交	東へ80度	埋没	—	未実測
32	伏碑	B-1	Ⅲ亜式	混礫凝灰岩	大型	123	94	15以上	なし	直交	東へ84度	—	—	
33	伏碑	—	—	混礫凝灰岩	—	—	—	—	—	直交	東へ84度	埋没	—	未実測
34	(欠番)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	埋没して確認できず
35	伏碑	—	—	混礫凝灰岩	—	—	—	—	—	平行	西へ4度	埋没	—	未実測
39	伏碑	—	—	混礫凝灰岩	—	—	—	—	—	直交	—	埋没	—	未実測
43	石組 + 伏碑	B-2	Ⅱ式	混礫凝灰岩	大型	162	85	17以上	なし	直交	西へ83度	半ば埋没	—	石組部分未実測
46	伏碑	—	—	混礫凝灰岩	—	—	—	—	—	直交	—	埋没	—	未実測

図4 岡なまこ墓伏碑実測図①

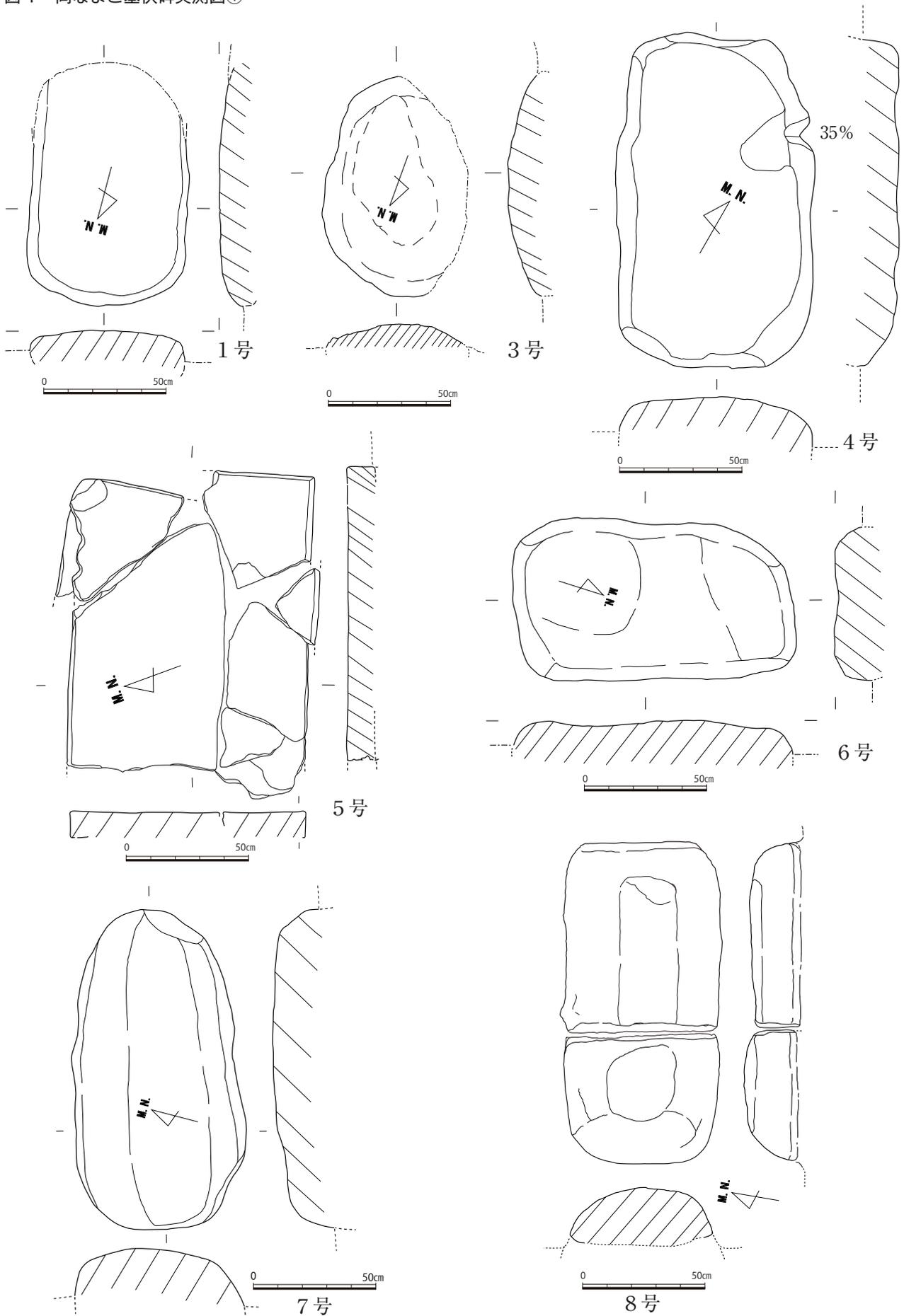


図5 岡なまこ墓伏碑実測図②

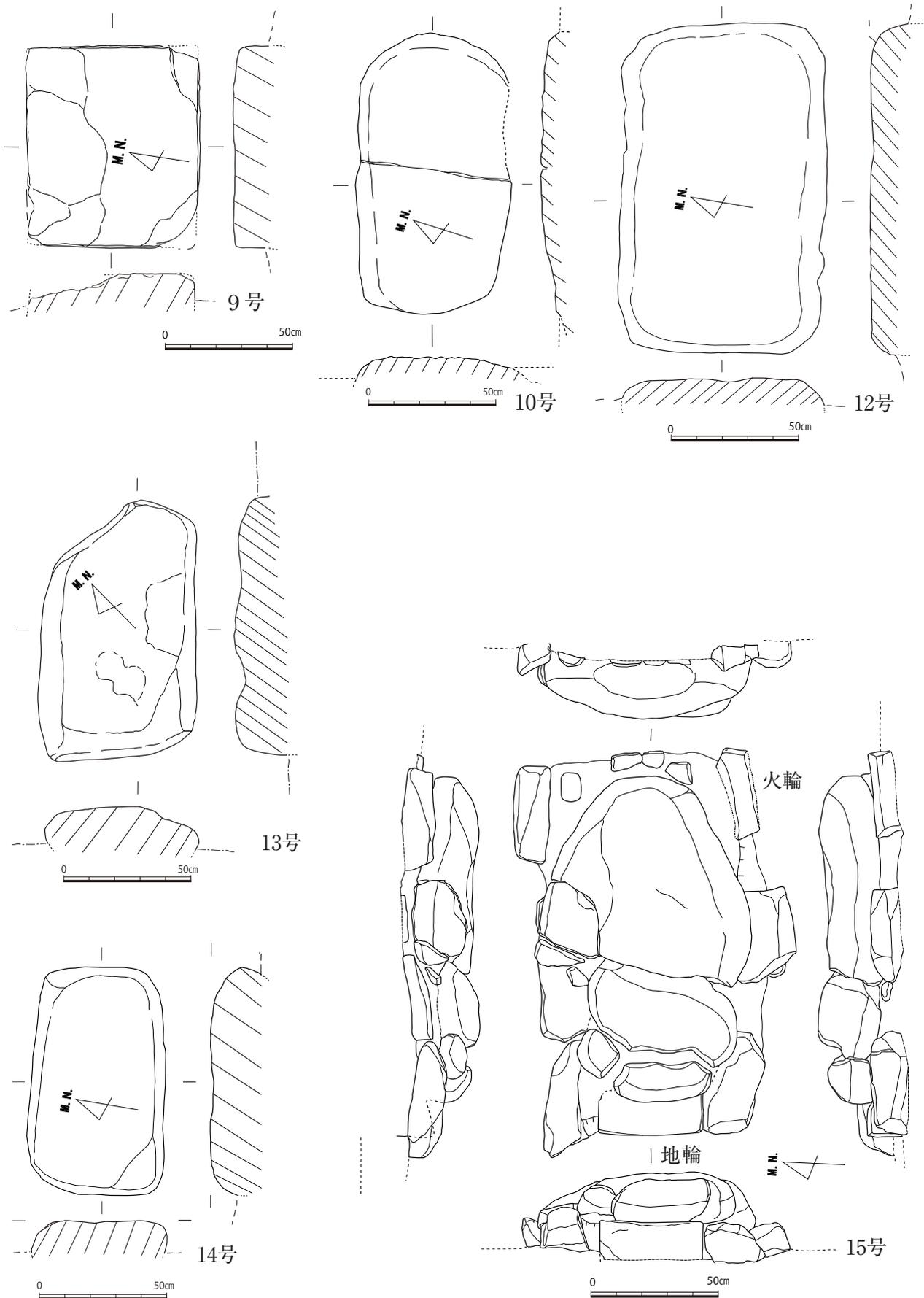
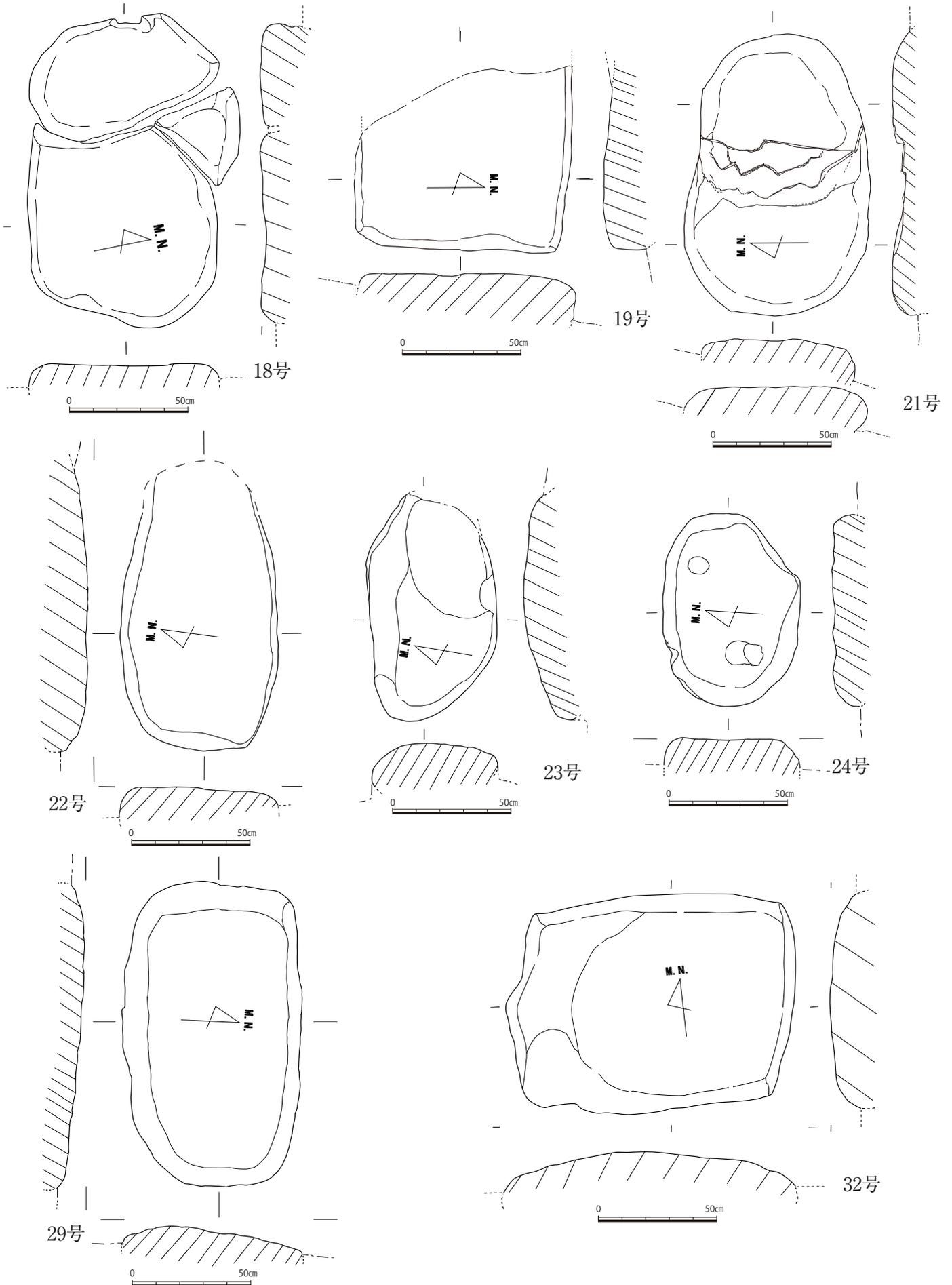


図6 岡なまこ墓伏碑実測図③

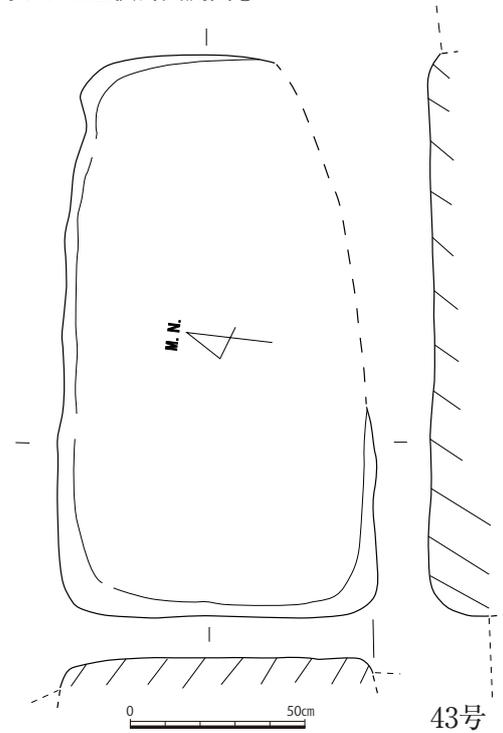


材を見ると、27基は、15号墓の伏碑と同じ混礫凝灰岩である。そのため表面が風化して苔に覆われている。5号と9号の2基は中世の石造物と同じ溶結凝灰岩製である。石材の違いを反映してあきらかに混礫凝灰岩の伏碑と異なる特徴を持つが、配置の同一性から伏碑とする。

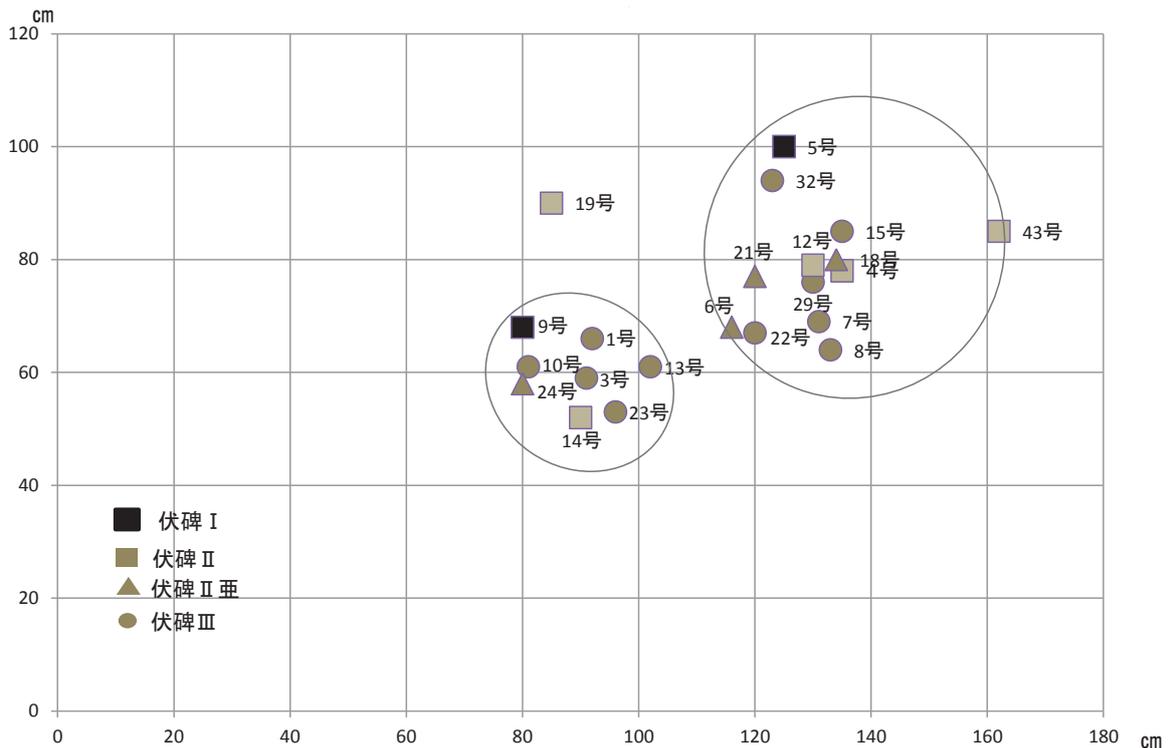
規格 長さと幅をグラフ1にとると、大きく二群に分かれることがわかる。小型と大型である。小型は長軸長80～103cm、幅52～68cm、29基のうち1・3・9・10・13・14・23・24号の8基が該当する。大型は長さ116～162cm、幅64～100cmで、4・5・6・7・8・12・15・18・21・22・29・32・43号の13基が該当し、43号はとくに大型である。19号も埋没しているために長さが短く計測されているが、大型になると推定される。

平面形態 溶結凝灰岩製の5号と9号の2基は平面形態が正方形に近く、墓碑としてよいか石造物そのものからは立証できないが、ほかの伏碑と同じ配置をなすことから、さしあたり伏碑に含めて記述する。伏碑のほとんどは、その形態属性としてその平面形から四隅に角がない長円形のA類（1～3・6～8・10・11・13・15・18・21～24・30号）と隅丸だが長方形のB類（4・5・9・12・14・19・32・43号）に大別される。唯一の例外は一方が方形でもう一方が円形

図7 岡なまこ墓伏碑実測図④



グラフ1 伏碑の規格



の29号でA B類とした。規格が小型の伏碑は14号一例をのぞき平面長円形のA類にぞくし（1・3・10・13・14・23・24号）、規格が大型の伏碑はA類に一致する伏碑（6～8・15・18・21・22号7例）とB類に一致するもの（4・5・12・19・32・43号6例）があり、その数でほぼ拮抗する。

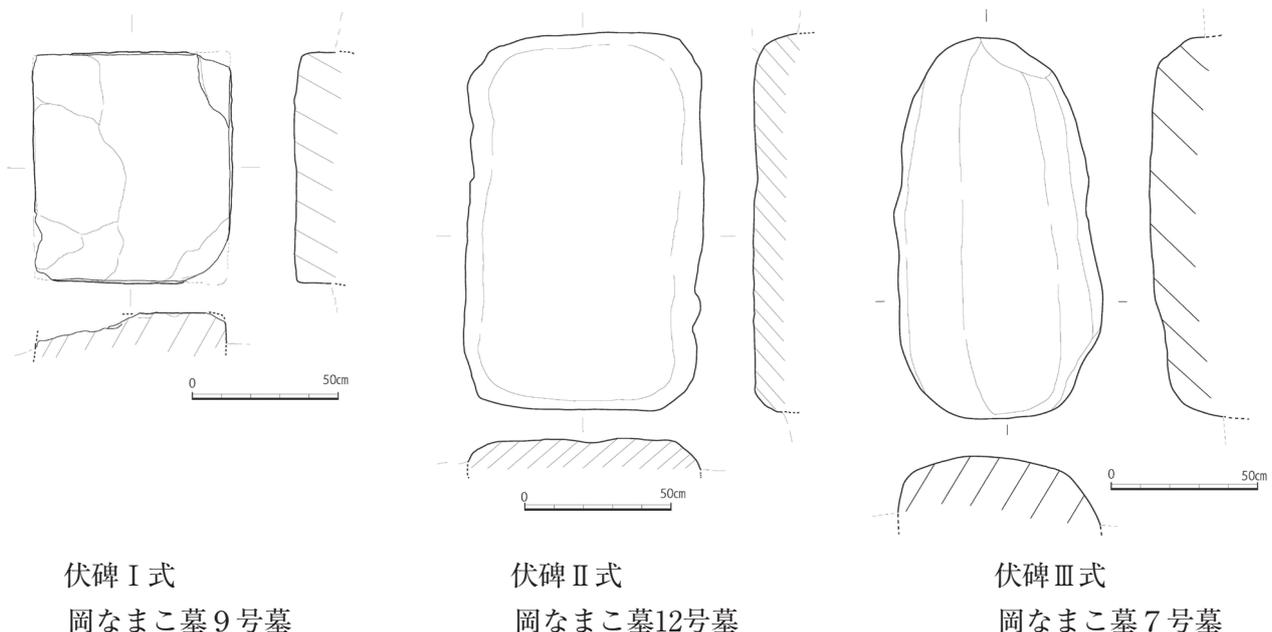
断面形態 断面が緩い半円形の1類と方台形の2類にわけられる。平面形態との関係を見ると平面長円形のA類と断面半円形の1類が12例（1～3・7・8・10・11・13・15・22・23・30号）で最も多く、これをA-1類とする。次に平面方形B類で断面方台形の2類が7例（4・5・9・12・14・19・43号）で次に多くB-2類とする。平面長円形のA類と断面方台形の2類が4例（6・18・21・24号）となり、A-2類とする。以上の3群にほぼ分類できる。平面形態と断面形態がほぼ対応することがわかる。さらにB-1例（1例）、AB-1類（1例）、埋没のため形態不明4基になる。

形式設定（図8） 以上の平面形態と断面形態、それに石材の違いを加味して伏碑の形式を設定すると以下ようになる。平面長方形、断面方台形の溶結凝灰岩を用いる形態B-2類の2例（5・9号）を伏碑Ⅰ式、混礫凝灰岩製の平面隅丸長方形で断面台形のB-2類5例（4・12・14・19・43号）を伏碑Ⅱ式、混礫凝灰岩製の平面長円形だが断面方台形のA-2類4例（6・18・21・24号）を伏碑Ⅱ垂式、混礫凝灰岩製の平面長円形で断面が半円形のA-1類12例（1～3・7・8・10・11・13・15・22・23・30号）をⅢ式、混礫凝灰岩製の断面が半円形のB-1類1例（32号）とAB-1類1例（29号）の2例を伏碑Ⅲ垂式とする。

この形式設定を単純化すれば、伏碑の上面が平坦なⅠ式Ⅱ式と、上面が盛り上がるⅢ式となる。Ⅲ式は15号墓で典型に見られるように、地上施設としての石組遺構の上に本来設置すべき形式である。Ⅰ式とⅡ式は43号墓でみとめられたように石組遺構のうえに置かれたとみられるものも存在するが、Ⅰ式のように地上施設としての方石造物と考へても差し支えない形態もあり、今後のキリシタン墓の研究の進展によっては伏碑ではなく地上施設に分類される可能性を残している。

註8、神田高士2012「下藤地区共有墓地の発掘調査と16・17世紀のキリシタン墓地」『大分県地方史』214 大分県地方史研究会

図8 伏碑の分類



6 近世近代の石塔ほか（表4、図9、写真図版4）

近世墓1基と近代の石塔2基である。このうち当初の位置から移動していないと考えられるのは17号（図9）の近世墓と44号の近代石塔のみで、近世の仏教的墓石は17号の板碑形墓石が唯一の例である。その銘から1803（享和3）年の死者の墓石である。被葬者は成人男性で、墓地の所有者の先祖であると伺った。近代の石塔は44号と45号の上に置かれた碑である。

7 岡なまこ墓の石造物からの考察

①**大小の規格から** 長さと幅をグラフ1にとると、大きく二群に分かれることを指摘した。小型と大型である、小型は8基、大型は14基をかぞえる。墓碑の大きさが埋葬施設の規格を反映しているとすれば、この規格の違いは単純に考えれば小児と成人の違いと推定できる。

いま仮に夫婦2人が4人の子供を産み、そのうち1人の男児が嫁取りして跡を継ぎ、一人の女児

図9 近世墓石

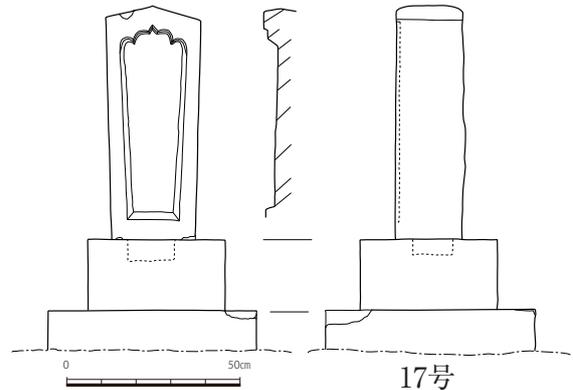


表4 岡なまこ墓近世近代墓一覧

No.	形式	形式	石材	墓碑寸法 (cm)			銘文等	方位 (北から)	備考
				高さ	幅	奥行			
17	近世墓石	板碑形	溶結凝灰岩	68	27	20	(正面) 幽嶽宗林信士 (右側面) 享和三癸亥天四月十七日 (左側面) 大神朝臣芦刈薩摩守惟清十六代孫 芦刈杵右門大神惟森	西へ83度	1803年銘 台石二段 総高100cm
44	近代石塔	-	溶結凝灰岩	60	22	22	(正面) 大神従五位 系図ノ神 惟基 惟衡公 廟宮	東へ90度	台石1段
45上	近代石塔	断面三 角形	溶結凝灰岩	52	25	20	(正面) 薩摩之神	—	台石2段

が成人して婚出し、残る2人が結婚前のなくなるという多産多死型の社会の場合、すべての死者が同一の墓地に葬られるとすると、理論的には成人と小児の墓は同数となる。岡なまこ墓の場合小型8基大型14基と大型の成人墓がおおいとみられるが、肉体的には大人並に成人していても結婚前に亡くなれば未成人の墓であっても墓の規格は大型なるケースが出てくる。キリシタン墓が伸展葬の長方形木棺を使用することから考えて、成人した大人が小型の墓に入る逆の例は考えられないから、実際には結婚前の成人が含まれる大型墓が小型墓よりやや多くなると推定される。そう考えると岡なまこ墓の小型8基大型14基という伏碑の数比は、先に想定した多産多死型の単婚小家族の累代墓地のモデルに妥当な数字となる。岡なまこ墓は結婚後の成人と小児を含む婚出前の死者の埋葬がほぼ同数で、この墓地に葬られた信仰集団は家族集団の全員を共通の墓地に葬ったといえる。一つの仮説として見解を提出しておく。

次に全員が葬られたと考えられると、墓地の配置はどのような事情が反映されているのだろうか。

②**墓群の配置と構成**（図10） 伏碑は尾根線に対して直交あるいは平行して配置され、墓地の北半中央部には伏碑のない空間があり、そこには中世石塔がおおく分布する。中世石塔のすべては部材が分散しており、中には破壊の痕跡と考えられるものもあり、本来の位置からは移動していると考えられる。伏碑が置かれていった時期には排除されていたものと推定される。実際15号墓では単なる石材と

して石組遺構に転用されている。この墓地に近世の墓碑が建てられる18世紀以後に集められたものと考え、現在の中世石塔の分布はかつてのものではなく、墓域の中央には本来埋葬が行われない空間が存在したと推定できる。おそらく墓地内の通路であり、十字架碑が設置されていた可能性もある。

長方形あるいはなまこ形の長円形の伏碑の配置が地下の棺の方向を反映しているとすれば、岡なまこ墓では、墓のほとんどは尾根に直交して埋葬され東西方向に埋葬されたことになる。一方尾根線に併行して南北方向に配列される伏碑が墓地の北端（35号）と南端（1～4・6号）で見ることができる。

これらの中にはいずれも2～3基ほどが側面を並行させて配列する墓群（単位群）の存在が見て取れる。南端の1号と2号（A列と呼ぶ）、3・4・5号の3基（B列）、5・7・8・13号の4基（C列）、9・14号の2基（D列）、10・12・18・19号の4基（E列）、21・22・23・24号の4基（F列）、29・30号の2基（G列）、32・33号の2基（H列）、さらに周囲に11号を含むJ列、35号を含むI列などである。埋没している伏碑を確認できれば個々の伏碑の単位列をさらに見出すことができるであろう。このような配列は、筆者が側方列状配置をよんでキリシタン布教期の墓地の特徴と指摘した事象と同一である^{註9}。一列の数が2基ないし4基までと短く区切られている点や、その単位列が直交する配置を取る点は、岡なまこ墓の特徴であるが、側方列状配置が見いだせる点は、岡なまこ墓をキリシタン墓地と考える証拠となる。

さらに先に小児墓ではないかと考えた小型伏碑について、その位置を見てみると、各単位列の中に点在する場合はA列の1号、B列の3号、C列の13号などで見出せ、その上D列の9号と14号はとも

図10 岡なまこ墓の墓碑配置と空間構成



図10 岡なまこ墓の伏碑配置と空間構成

に小型である。F列の23号と24号も縦に並ぶ。このような小型伏碑の配列は臼杵市野津下藤墓地や、大阪府高槻市高槻城キリシタン墓地でも同様の配列を見出すことができる^{註9)}。キリシタン墓地の特徴を共有していると考えられる。

③**墓群の変遷と年代** 個別の墓の年代を判定する直接的な手掛かりはないが、墓地の変遷については、墓域の中心部に長方形の伏碑Ⅰ・Ⅱ式が多く配列され、周辺部に長円形の伏碑Ⅲ式が多いという伏碑の分布状態から考えて、平面長方形で台形断面のⅠないしⅡ式の伏碑がはじめ使われ、その後平面小判形断面半円形の「なまこ」形のⅢ式に伏碑は変化したものと推定される。石組遺構を伴う15号墓はⅢ式の時期に構築されたものと推定される。15号墓の年代は石組遺構に転用された五輪塔の火輪が16世紀の新しい型式であるから、それより新しく、下藤墓地で同類の石組遺構が使われる確実な年代である17世紀前葉に併行するものと推定される。伏碑を使用したキリシタン墓地としては、17世紀前葉という年代の前後を含む期間といえるが、その上限と下限を推定するてがかりは今のところなく、今後の課題である。

註9、田中裕介2012「キリシタン墓地の構造」『日本考古学協会2012年度福岡大会研究発表資料集』

8 まとめ

今回の岡なまこ墓の石造物実測調査の成果をまとめると次のようになる。

石組遺構の存在 15号墓のように臼杵市野津下藤キリシタン墓地で発見された石組遺構と同一の様式の遺構が存在することを確認できた。中世石塔の部材の転用や配置の方法も含めて酷似する。さらにその上に粗製の長円形の伏碑Ⅲ式が置かれていることから、15号墓はこの地域のキリシタン墓の一形式であることは疑いない。

側方列状配置の伏碑配置 伏碑のみの墓群からなり、側面を並行させながら一定の方向に配列する列状配置を単位とした墓群構成を看取できる。この点は戦国末期から江戸時代初頭のキリシタン墓地の特徴と共通しており、岡墓地が全体としてある時期キリシタン墓地であったことを示している。

中世石塔群の破壊 キリシタン墓地以前にこの場所には、14世紀末にさかのぼる宝篋印塔や16世紀の石塔群が奉献され、この場所が岡集落の宗教的聖地であったことをうかがわせる。その中心となる宝篋印塔に残る隅飾りの欠失を破壊痕と認めてよければ、岡墓地がキリシタン墓地に転換した際に、それまでの石造物を破壊ないし廃棄したと解釈できる。15号墓の石組遺構に五輪塔の部材が転用されていることも破壊の結果であろう。

キリシタン墓地以後 キリシタン墓地が一定期間存続したのちに、そのまま墓地を継続することはなく、1世紀以上経た19世紀初めに近世墓地が1基のみ営まれる。おそらくキリスト教を棄教後、子孫の墓地は別な場所に移されたものと推定される。さらにここで注意されるのは岡神社の創建年代である。神社明細帳にいう1728（享保13）年という記録が正しければ、岡なまこ墓が形成されていたキリシタンの時代にはこの神社はなかったことになる。キリスト教棄教後、集落の聖地としてはいったん放棄された場所が、享保期に再び神社がまつられるようになり、その後中世の石塔が中央の空間に集められて、さらにキリシタン禁制の束縛が緩和された19世紀初頭に子孫が近世墓を建てたものと推定される。

集落の宗教的聖地の変遷 15号墓のようにキリシタン墓の地上標識である石組遺構の石材に、キリスト教改宗以前に建立されていた14～16世紀の仏教石塔群の部材を石材として利用し墓地を構築している。これは本来村共同体の宗教施設であった仏教施設をそのままキリスト教施設につくりかえたものである。これとよく似た状況は現在隣接地に神社と仏堂があり、宝篋印塔や五輪塔の集積のそば

にある臼杵市搔懐キリシタン墓群や、周囲に薬師堂や神社のある一角に存在する市万田磨崖十字架など、戦国期から近世初期の村共同体の宗教的結集の中心となっていた村の神仏空間に、キリスト教の墓碑や記念物が存在する例と共通する現象である。ある時期村全体が改宗したことを示す証左となろう。キリスト教に転宗した際に村の惣堂を破却し、同じ場所に十字架を建て、あるいは墓地を設けて村落結合の要とする。この論点は原田昭一氏（大分県教育庁埋蔵文化財センター）の指摘であるが、岡なまこ墓もまさに、その指摘のあてはまる例となる。

豊後国の海部郡から大野郡にかけてのキリスト教への改宗は、大友宗麟がカトリックに改宗した1578（天正6）年以後急速にすすむが、臼杵市から豊後大野市はとくに布教が活発であったところである。村落の仏教を中心とする宗教施設を、キリスト教の宗教施設に転換し、そこに墓地が設けられている。岡なまこ墓のような石造物の時代的变化のパターンは、豊後での村落単位での転宗のあり方を示すものである。

【補記】本稿執筆時には岡なまこ墓が1960年代にキリシタン墓として旧大野町指定の文化財に指定された経緯について不明のままであった。その後大分県のキリシタン墓研究史を調査する機会があり^{補注1}、岡なまこ墓発見の経緯が判明した。筆者の調査不足を詫びるとともに、先人に敬意を表して、その経緯を補記する。

昭和30年代に大分県内のキリシタン遺跡遺物の研究を先導した大分大学学芸学部の故半田康夫氏は、1957（昭和32）年度に文部省科学研究費を得て、大分県内とくに県南部大分郡・海部郡・大野郡・直入郡において当時キリシタン墓といわれていた遺跡の調査をおこなった^{補注2}。半田1958の論文によると1957（昭和32）年11月10日、半田氏は、犬飼町岡部一敏、犬飼町長谷小学校教諭長田秋男、犬飼中学校教諭羽田野一郎各氏とともに岡神社前の芦刈家墓地をおとずれ、粗製伏碑を中心とする墓碑を実見し、「禁教時代初期」と推定される伏碑26基を発見した。このとき筆者が15号墓とした石組遺構のある墓を2号墓碑と呼び、その形態を変形蒲鉾型（なまこ型）と記述し、岡なまこ墓と呼ばれるようになった呼称をはじめて記載した。伏碑の形態に蒲鉾形や平形があると記載しているところから、半田は石造伏碑の形態を根拠にキリシタン墓と判断したものと推定される。半田が岡なまこ墓を禁教期初期とした根拠は不明だが、銘や文様が全くないことも記述しており、いわゆる「斗檜墓」の年代が潜伏期にあたるという年代観を前提に、岡なまこ墓はそれよりも古いと判断したものと考えられる。

以上のように岡なまこ墓をはじめて調査実見し、キリシタン墓と判断したのは半田康夫氏であったといえる。この点を補記し、かれの認識がそのご生かされなかったことを残念に思う。

補注1、田中裕介2016「豊後キリシタン遺跡の研究史・戦前篇」『大分県地方史』227 大分県地方史研究会

補注2、半田康夫1958「あらたに発見した豊後キリシタン遺物・遺跡」『大分大学学芸学部研究紀要』第7号（人文科学）大分大学学芸学部

半田康夫1961『豊後キリシタン遺跡』いづみ書房

写真図版1



全景 東から



全景 西から



全景 東北から



全景 南西から



42号全景



42号笠



42号笠上から



45号全景



45号塔身

写真図版2



37号



31号下



16号上



42号上



25号



28号



31号上



36号



27号



20号上下



31号中



15号正面



15号背面



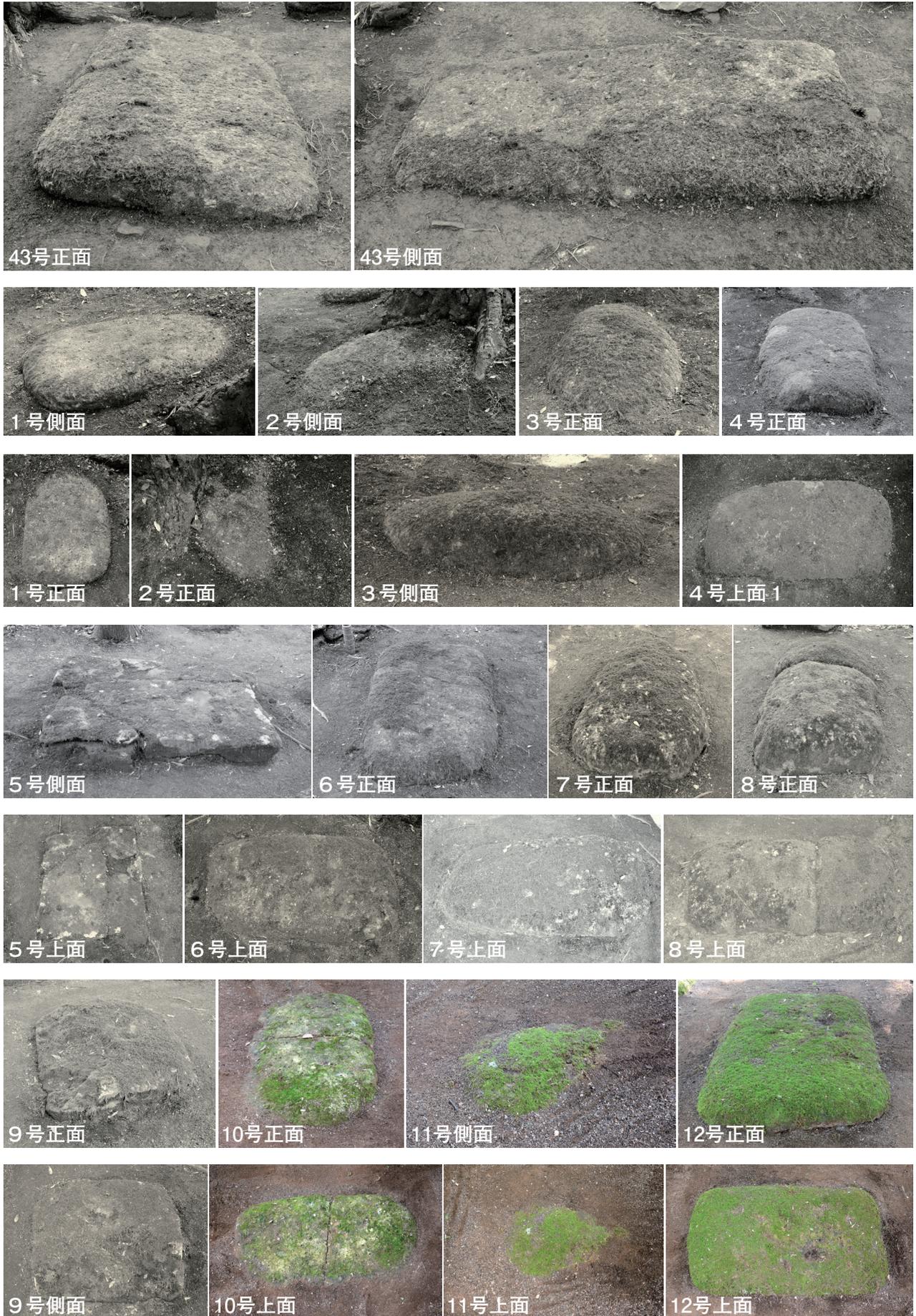
15号右側面



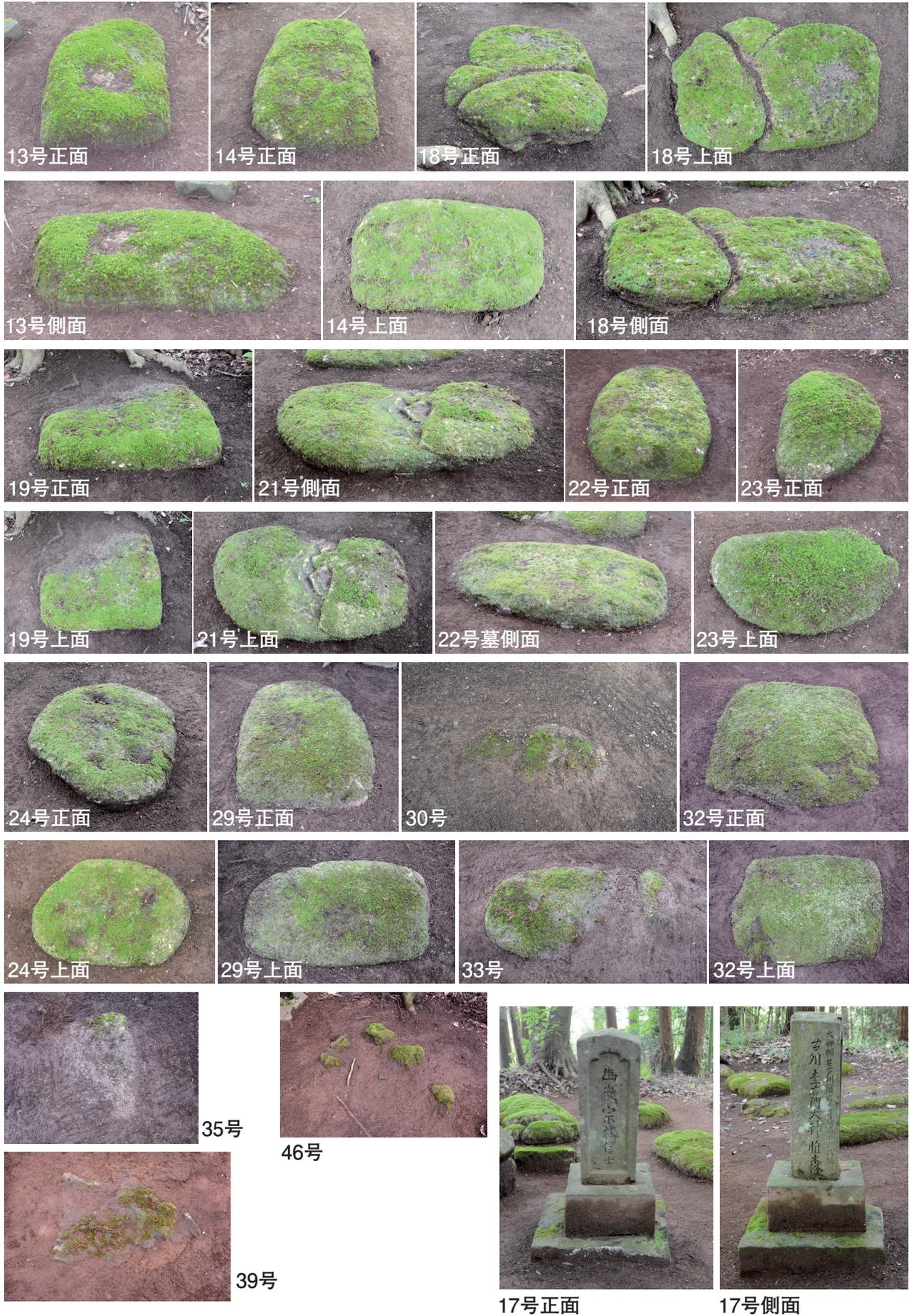
15号左側面



15号上面2



写真図版4



第2節 白杵市^{こうの}神野家墓地

1 はじめに

大分県白杵市野津川^{かわのほり つねがわち}登字恒河内に所在する神野家の墓地中に近世墓地にはみない伏碑が所在する。2013（平成25）年に神田高士氏、大石一久氏、森脇あけみ氏が確認し、筆者も現当主の神野文夫氏のご案内で、その5月25日（土）に墓地を観察して、白杵市野津下藤キリシタン墓地の遺構とよく似た墓碑と墓碑を支える石組遺構の存在を確認した。これをきっかけに、キリシタン時代の墓碑であることを検討するために神野家墓地の墓碑調査をおこなった。

調査経過 2014（平成26）年7月6日（日）・11月15日（土）、2度にわたり現地調査と調査方針の検討を行った。11月22日（土）から実測調査開始。田中が墓地全体の見取り図を作成し、山下祐雨・千原和己・宮木貴史（別府大院1年）と高木慎太郎（別大2年）が平板で墓碑の位置を実測、松園業穂（別大4年）が墓碑の実測を行う。24日（月）山下、宮木、吉岡拓哉、時枝杏奈（別大1年）参加、12月8日（月）田中、宮木・山下・崎野祐太郎（別大院1年）。2015（平成27）年2月14日（土）・19日（木）現地調査。田中・千原・宮木、塩見恭平（別大2年）・後藤愛美（別大1年）の5名で、墓碑の実測を行う。2015（平成27）年度、5月18日（月）・6月7日（木）、6月28日（日）・29日（月）、8月6日（木）・白濱聖子、宮木（院2年）種生優美（院1年）、鮫島葵、時枝、後藤愛美、池田亘（学部2年）。以後図面整理作業。

伝承と歴史 白杵市野津町の川登周辺は石灰岩地帯のため天然の洞穴が多く、1620年前後に潜伏巡回中のナバルロ神父やボルドリーノ神父が洞窟に隠れながら巡回した記録がある^{注1}。川登をふくむ野津地区は1580年ごろの天正年間からイエズス会による活発な布教が繰り返された地域である。

神野家は伊予の越智河野氏を祖と伝える。近世初頭稲葉氏が入部した際に、河野氏出身である稲葉氏の姓を忌避して神野に文字を替えたと伝えている。この地は江戸時代は幕末まで白杵藩稲葉家領である。神野家は白杵市野津市の禅宗寺院普現寺の檀家である。

注1、レオン・バジェス（吉田小五郎訳1938）『日本切支丹宗門史』中巻、岩波文庫

2 キリシタン墓碑の発見

墓地の現況 神野家墓地全体は現存120基ほど、おそらく本来は150基をこす墓碑群からなる近世～現代にいたる墓地である（写真1）。神野家住宅背後の丘陵斜面を削平して墓域を造成している。墓地にいたる参道の脇には神社の跡があり、明治時代に合祀したがかつては熊野社があったと伝える。墓地には六地藏や中世の石塔は全く見られず、以下のように近世初頭の慶長10年（1605）年に墓地がはじまったと考えられることと矛盾しない。墓地は最上段と上中下段の4段の墓域からなる。下段の入口には墓地全体の供養塔がある。そこに1605（慶長10）

写真1 神野家墓地中段



年に没したと伝える神野家の祖の墓碑銘が彫られている。中段はキリシタン墓碑を含む17世紀から18世紀前半代の墓域（図1）、上段は宝暦2年（1752）ごろに追加されたと考えられる墓域、最上段は

図1 神野家墓地中段墓碑配置図

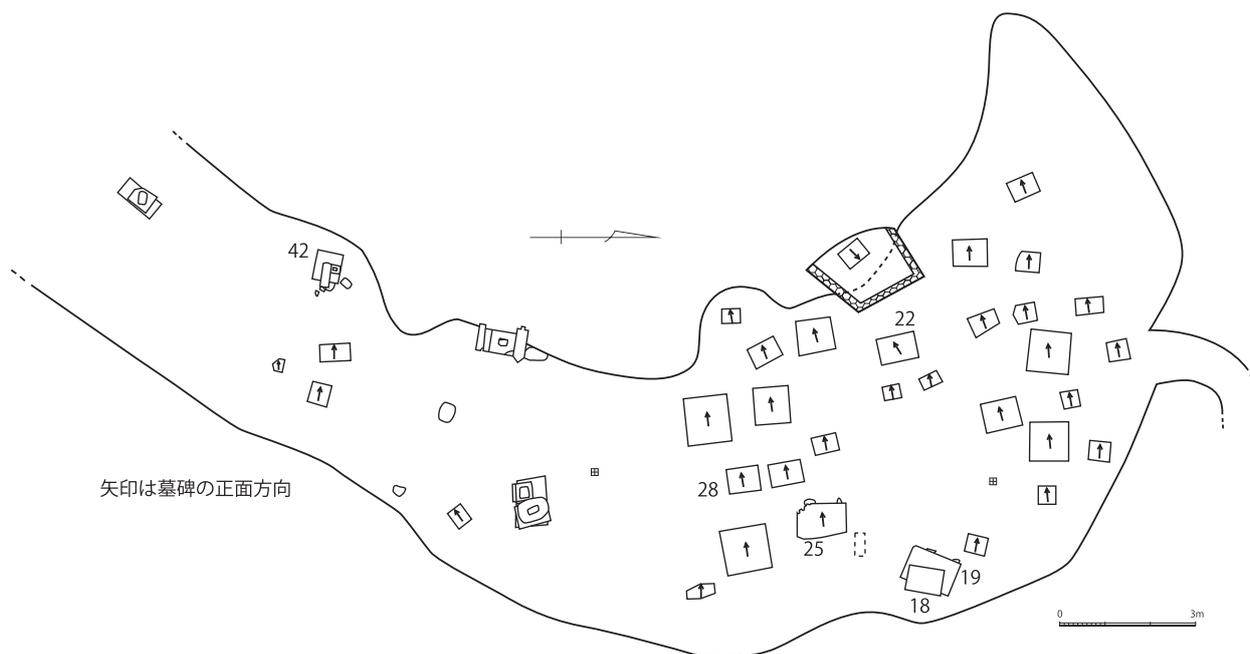


表1 神野家墓地寄棟形伏碑計測表

墓碑番号	長さ	幅	高さ	大棟の長さ	軒の高さ
18号	75	53	18	47	12
19号	114	78	21	66	13
28号	72	57	23	40	13
42号	63 (98)	63	31	50 (70)	16

*42号の括弧内は復元値

1865年ごろに造成された墓域である。埋葬が増加するにしたがって丘陵の上方に拡大したものである。墓碑の姓は神野氏一族の墓地で、他姓の埋葬は行われていない。墓碑

の正面を地形に関係なく西に向けるという特徴がある。

17世紀の墓碑 神野家中段の墓地は1660年代の寛文年間に仏教式の板碑形墓碑に全面的に転換していると考えられる。それ以前にさかのぼると推定される墓碑を今回報告する。現在数基の寄棟形伏碑が見いだされ、中段25号墓の墓碑の下には大型礫を利用した石組遺構が残されている。また当初寄棟形伏碑のみであった墓碑の上に、後に年月を隔てて仏教式墓碑を樹立して、伏碑を墓碑の台座に改変する加工がおこなわれていることが、この墓地の特徴である。仏教式立碑を伴わない寄棟形伏碑が、仏教以前つまりキリスト教棄教以前にさかのぼる本来の墓碑と考えられた。

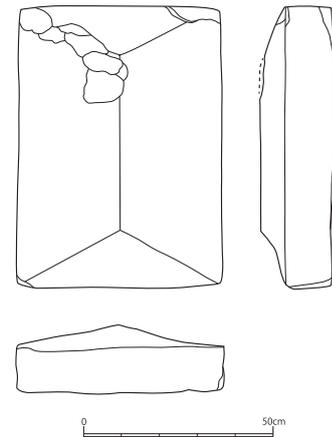
寄棟形伏碑 以下にその寄棟形伏碑を紹介する。その計測値を表1に示した。石材は2基の花崗岩製板碑形墓碑をのぞいてすべて阿蘇溶結凝灰岩製である。花崗岩は石材として豊後では用いられておらず、関西あるいは瀬戸内からの搬入品であり、凝灰岩は野津でもこの辺りには産出しないので、野津北部あるいは臼杵方面からからもたらされたものと考えられる。

中段18号墓碑 (図2、写真2) 中段19号墓碑の上に重なっておかれていたもので、本来の位置からは動いている。全長75cmの小型品で大棟全体はかなり低いが全面を細かく調整し、平面形も長方形で端正である。

写真2 神野家墓地中段18号墓碑



図2 神野家墓地中段18号墓（20分の1）



中段19号墓碑（図3、写真3） 中段18号墓碑とともに、墓所の端に重なられていた墓碑である。全長114cm平面形は直線的な長方形で、棟筋も通っている整形品である。

以上の2基は本来の位置から移動しているので、下部に石組遺構が存在したかどうか不明である。

図3 神野家墓地中段19号墓碑（20分の1）

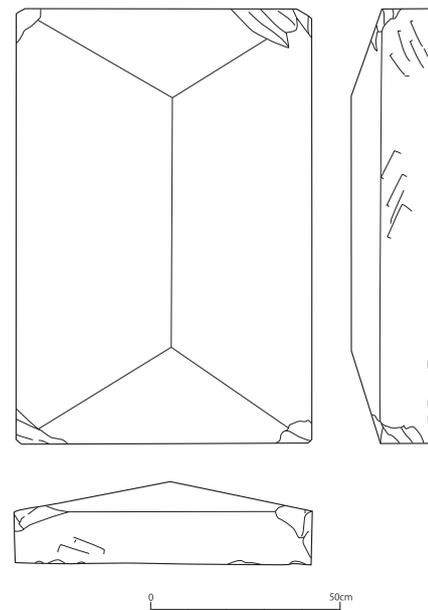


写真3 神野家墓地中段19号墓碑



中段28号墓碑（図4、写真4） 中段18号墓と同様の全長72cmの凝灰岩製の小型品であるが、寄棟形墓碑の背面上部に高さ45cmの板碑形の近世墓標を建てている。墓標は御影石系の薄桃色の花崗岩で、柄突起のないタイプのため、墓碑の上部に墓標下部がすっぽり入る柄凹部を彫り込んでいる。墓標の銘文はほとんど読み取れないが「寛文六」の年号がわずかに読み取れる。寛文年間の被葬者に当初はこの型式の寄棟形の伏碑がたてられていたと考えられる。その後仏教形式の墓標を追加したものである。そのために石材が異なることになったと推定される。碑文はほとんど読めないが「寛文六？」と読めるが、六については微妙である。

写真4 神野家墓地中段28号墓碑



中段42号墓碑（図5、写真5） 中段28号墓と同様に寄棟形の墓碑の上部に柄穴が後になってほられた凝灰岩製の墓碑で、半分に折れて、積み重ねられていた。本来の位置は不明である。

写真5 神野家墓地中段42号墓碑



図4 神野家墓地中段28号墓碑（20分の1）

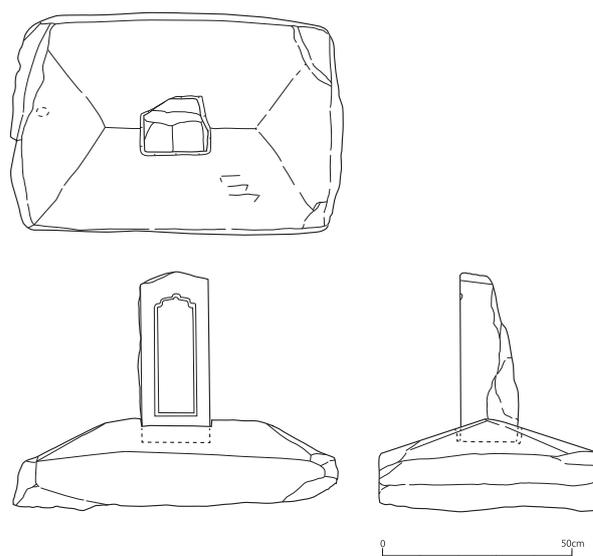
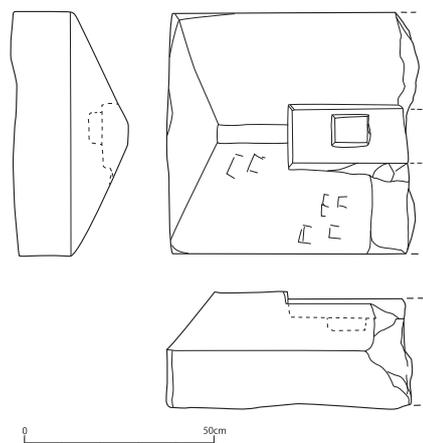


図5 神野家墓地中段42号墓碑（20分の1）



中段25号墓（図6、写真6） この墓碑の存在が寄棟形伏碑をキリシタン墓碑であることの証左となった。自然礫からなる石組みの上に全長108cmの扁平形板状伏碑を置いたもので、その背面上部には後で柄穴を穿って明暦2年（1656）銘の近世仏教式墓碑が追加されている。墓碑型式は17世紀末まで下ると推定される板碑形の墓碑である。ともに凝灰岩製である。つまり1656(明暦2)年に亡くなった男子成人は初めキリシタン墓である伏碑の様式で葬られ、その後、仏教に改宗した子孫によって戒名が刻まれた新たな墓碑を伏碑の屋根中央を改造したうえで、その上に建てられたと考えられる。

以上の5基のうち4基が寄棟形、1基がそれに近い扁平形の伏碑である。この中段25号墓で行われた仏教的近世墓碑の追加という行為と同じことが、下部に石組のない中段28号墓と中段42号墓で行われている。その墓碑形式は寄棟形伏碑であり、墓碑の追加が行われずに片付けられていた中段18号と中段19号墓碑も同じく寄棟形伏碑も、キリシタン墓碑であると判断される。

図6 神野家墓地中段25号墓碑（20分の1）

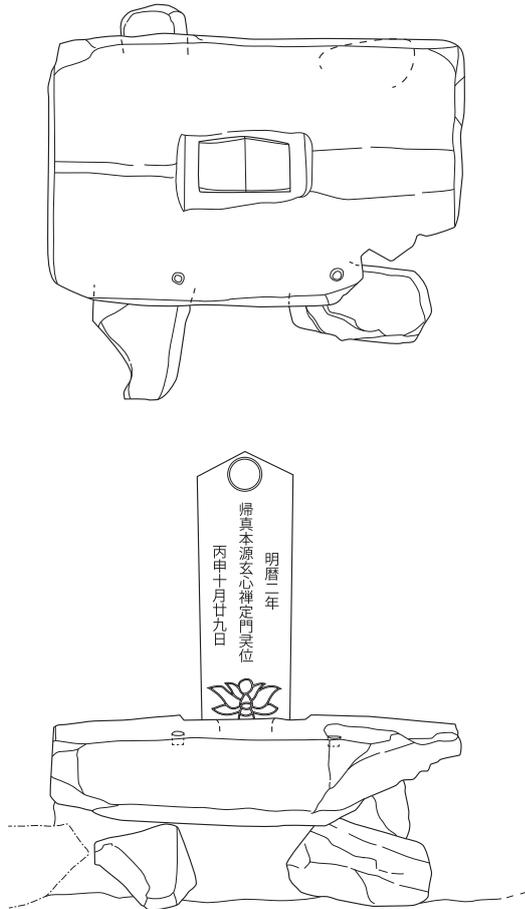
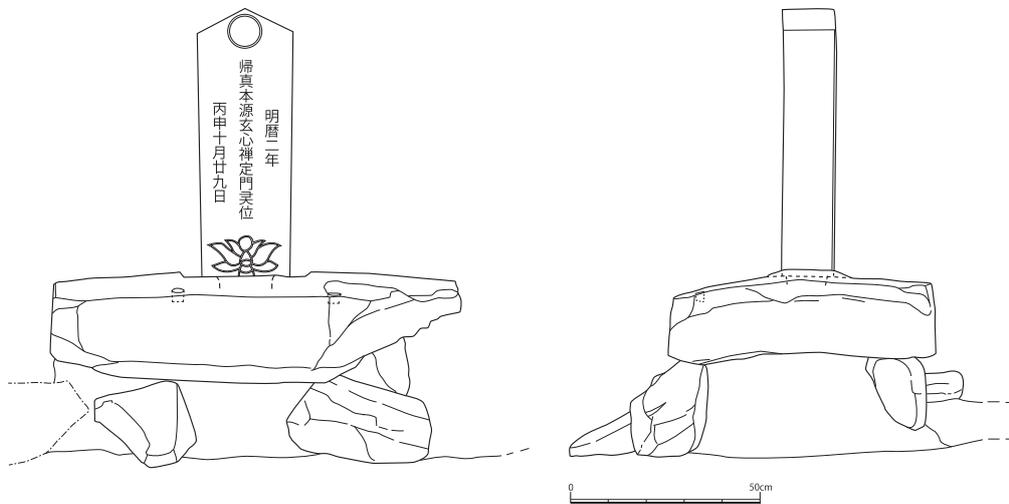


写真6 神野家墓地中段25号墓碑



3 仏教墓地へ

1665（寛文5）年の板碑形墓碑 以上のように1660年代寛文年間までキリシタン時代の墓碑形式を保存する寄棟形伏碑が、神野家墓地において用いられていたと考えられる。この墓碑形式から仏教的墓碑に変化したことを告げる墓碑が、同じ中段にある22号墓碑である（図7、写真7）。高さ1.5mをこえる大型の板碑形墓碑で、全体に湾曲し、頭部が前方に反り、二条沈線に月輪をえがき、幡形の彫窪めに「竹陰祖涼禪定門」の戒名をきざみ、「寛文五年五月十二日」の没年月日を記す。このような中世的な様式をもつこの墓碑は、伏碑の上に追加された古い年号を持つ墓碑以外では最古の年号をもつ独立した墓碑であり、神野家墓地のこの年号以後のすべての墓は、仏教式墓碑となる。この墓碑を建立して以後、寄棟形のキリシタン墓碑は作られなくなり、以前のキリシタン墓碑には板碑形墓碑を追加していったと推定される。

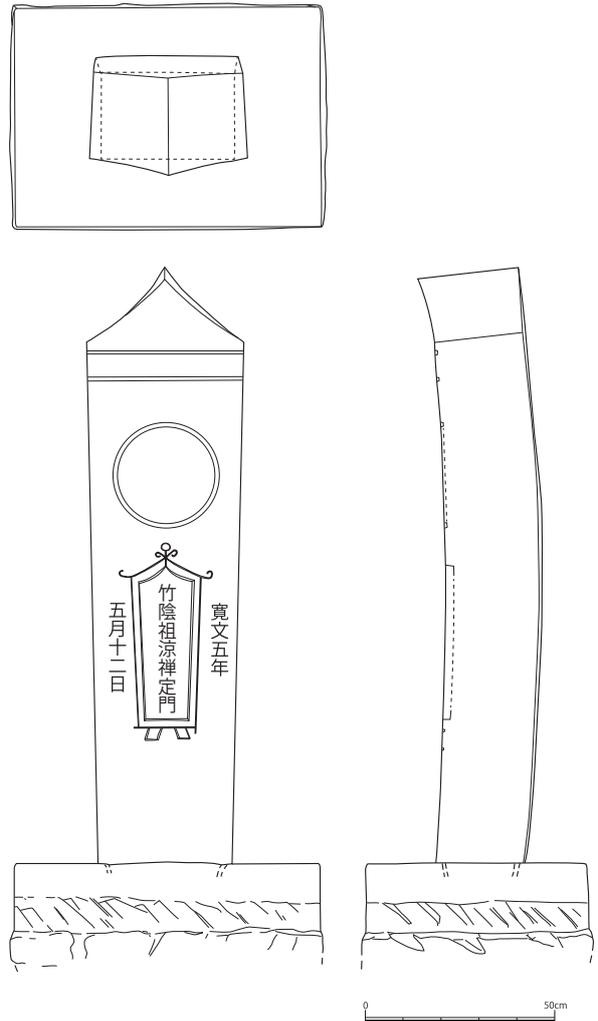
4 調査の結果

神野家墓地に所在する寄棟形伏碑あるいは類似した扁平形伏碑は、保存状態の良好な25号墓碑の存在から、石組遺構の上へのせる伏碑形墓碑であることが判明した。その様相はキリシタン時代の墓地であることが証明された下藤キリシタン墓地とまったく同じものであり、寄棟形伏碑はキリシタン墓碑であると考えられる。さらにそれらの伏碑の年代について、1660年代寛文年間のある時点よりのち

写真7 神野家墓地中段22号墓碑



図7 神野家墓地中段22号墓碑（10分の1）



に、さかのぼって仏教式墓碑を追加するという行為の確認によって、重要な手掛かりをえた。それによれば1650年代から60年代初めまで、神野家墓地においては、キリシタン時代から続く伝統的なキリシタンの墓地様式である石組遺構に、無銘の伏碑のみをいただく墓碑を用いていたと考えられる。いっぽう仏教式墓碑が用いられるようになるのは1665（寛文5）年の

中段22号墓碑以後となるので、1665（寛文5）年埋葬の死者に墓碑を建てるときをもって神野家墓地はキリシタン墓地の様式から仏教墓地に転換したものと考えられる。その年は1660（万治3）年から始まり、1682（天和2）年まで続いた潜伏キリシタンの露見である「豊後崩れ」^{註2}における臼杵藩の検挙が一段落した時期にあたる。神野家の祖先は、江戸時代初期にキリシタンであったと推定され、弾圧を免れるために完全に棄教したことを示す必要から仏教的な墓碑形式に変えたと考えられる。

註2、姉崎正治1925『切支丹宗門の迫害と潜伏』同文館

第3節 豊後大野市栗ヶ畑亀甲墓地

1 はじめに

栗ヶ畑亀甲墓地は大分県豊後大野市いぬかい犬飼町栗ヶ畑に所在する。この地域は中世には豊後国大野郡井田郷内にあたり、江戸時代になると岡藩中川家領となる。フロイス『日本史』などの宣教師史料によれば、井田郷への本格的な布教は1569(永禄12)年から始まっている。亀甲墓地はこの地域の旧家である甲斐家とその関係者三重野家、渡辺家、梅城家の3家族の計4家族が江戸時代初期以来、最近まで継続した墓地である。現在各墓地は累代墓地に改変されて墓碑のみ寄せられたり、埋められたりしているが、累代墓以前の墓地をそのまま残している場所もある。

2013(平成25)年5月8日(水)、豊後大野市教委委員会の諸岡郁氏と旧犬飼町元教育長安藤恒美氏の案内で墓地を訪れた。その後同月25日(土)には臼杵市教育委員会の神田高士氏と現地調査をおこなった。そのさい墓地が現在まで存続し、墓地の中心であった甲斐家が現在も、亀甲墓地と谷を隔てた場所に御健在であること、その宅地の周辺には山城、中世寺院、中世にさかのぼる地名などが散在し、単にキリシタン墓地だけでなく、キリシタン時代の地侍身分の武士の居住景観が現地の残されている可能性があることに驚いた。同時に安藤恒美氏の意見としてルイス・フロイス『日本史』のなかに記述のある「栗ヶ畑」の「キリシタンの一貴人」^{註1}の子孫こそ甲斐家ではないかというご意見をいただき興味を持った。そこで亀甲墓地のみではなく、広域荘園調査の手法をもちいてキリシタン時代の村落復元を計画した^{註2}。まず墓地調査と甲斐家の宅地周辺の遺跡や山城とそれにかかわる聞き取り調査および、史料調査を行ったが、水利調査や墓地の実測調査までは行えなかった。現時点での中間報告とする。

調査経過 2015(平成27)年1月11日(日)現地調査。栗ヶ畑城(小野城)踏査。田中、福永素久(大分市教委)、諸岡郁(豊後大野市教委)、千原和己(別大院1年)、吉岡拓哉、時枝杏名、後藤愛美(別大2年)。甲斐家夫妻にご案内と史料を見せていただく。同年2月14日(土)千原、塩見恭平(別大3年)、後藤。6月7日(日)種生優美(別大院1年)、池田亘(別大2年)、6月28日(日)後藤、池田。2016(平成28)年7月9日(土)現地調査 田中・諸岡郁(豊後大野市教委)、その間甲斐家史料については諸岡郁、三谷紘平(中津市教育委員会)、故芦刈政治氏の協力をえた。

註1、ルイス・フロイス(松田毅一監訳)『日本史』8 豊後篇Ⅲ P176～181 中央公論社

註2、甲斐忠彦・海老沢泉編1986『豊後国田染荘の調査』Ⅰ 大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館報告書3集

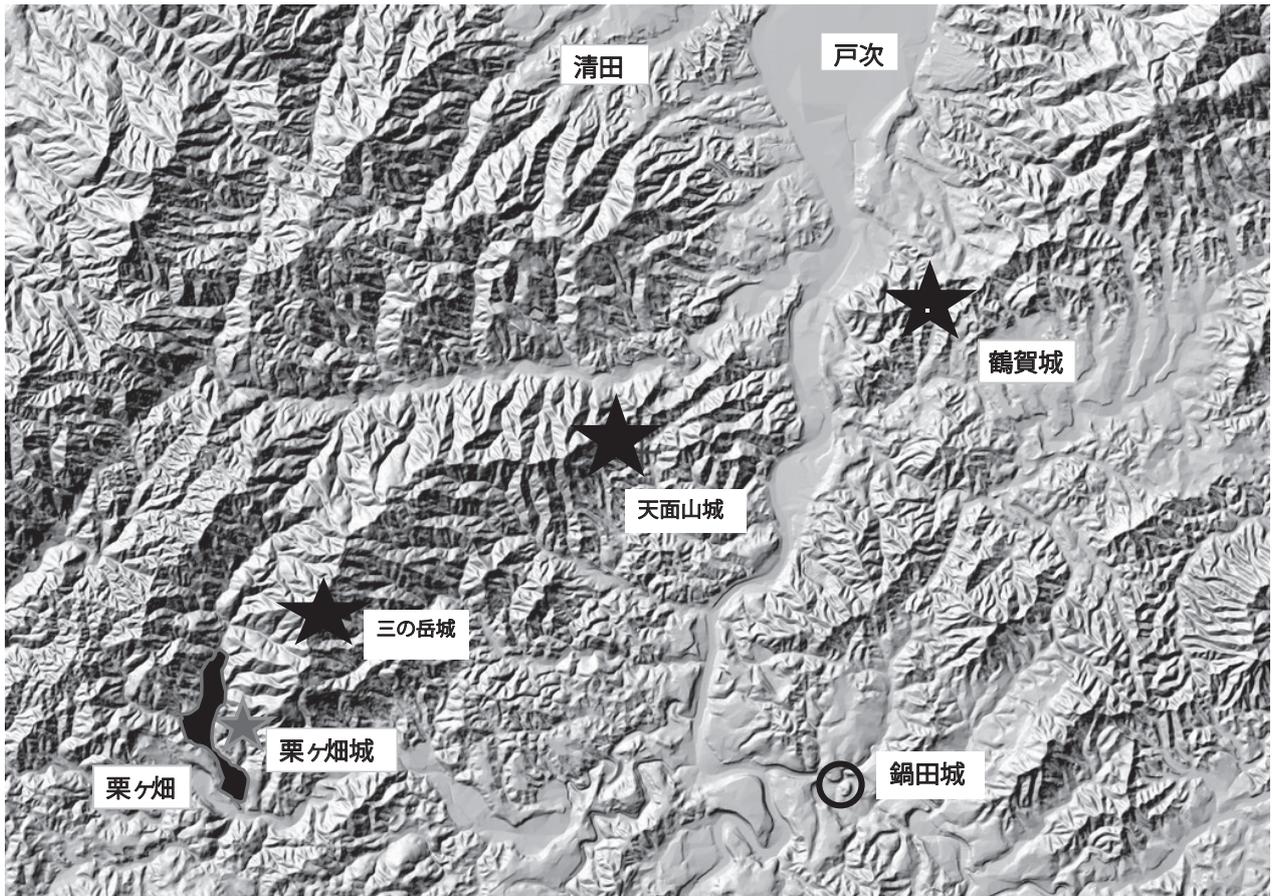
後藤宗俊1988「広域村落遺跡の調査—その意義と展望—」『大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館研究紀要』Ⅴ

2 甲斐家屋敷のその周辺

栗ヶ畑地区は豊後大野市犬飼町の大変奥まった谷に所在するが、谷を北にいった尾根に出るとそのまま三の岳城、天面山城あまつらやまなどの中世城郭にいたり、そこなら北に抜けると大分郡清田や現在の大分市戸次地区に出ることができる(図1)。一見大野郡の山間地の観があるが、当時の陸路を考えると、豊後南部から豊後府内の位置する別府湾岸へと向かうルートの一翼を担っていた。そのため1586(天正14)年の島津氏の豊後侵攻に際しては、薩摩軍の侵攻ルートとなった。

栗ヶ畑地区は大野川の支流柴北川しばきたのさらに支流栗ヶ畑川によって開析された南北3kmにわたる長い谷で、南に開ける。谷の低地はほとんどが水田で、横手と栗の木しほの2つの集落がからなる。甲斐家の屋敷はその二つの集落の間に位置し、栗ヶ畑川を堀にするように丘陵の下部斜面を造成して立地する(図2)。川に囲まれた範囲には甲斐家の屋敷地のほかに、戦国時代に廃寺となった九品寺跡くほんと15～

図1 栗ヶ畑の位置と薩摩進入時の山城（国土地理院ウェブのアナグリフを加工）



16世紀の大量の宝篋印塔や五輪塔などの石造物群（写真1）が現存し^{註3}、宝篋印塔の笠には四方の隅飾りが欠失した例（写真2）があり、これは岡なまこ墓や西寒田クルスバ遺跡などのキリシタン墓地で認められる状態と同じであり、この地域がキリシタンに改宗した際におこなわれた仏教排斥行為の一例である可能性が高い。その奥に狭い谷の斜面は20世紀の前半まで凝灰岩の石切り場があり、大量の石造物の製作地であった可能性もある。石造物の中でも九品寺跡地には、1445（文安2）年造立の六地藏石幢が「大神実次法名道永」と妻と思われる「祥妙」によって寄進されている^{註4}。現在は碑文の刻まれた方柱形の幢身のみが残る。

甲斐家屋敷に向かう道と川を渡河する橋の三叉路の地点は「しもきど」、その道をまっすぐ行った甲斐家屋敷のすぐ下の行き止まりの地点を「うらきど」と奥さんがよんでおり、木戸と木戸に挟まれて西に川、東に急な斜面、その山頂には山城があり、内部は甲斐家の屋敷と、中世寺院の九品寺があったと推定される。川際の屋敷地は、本来甲斐家に従属した人々の屋敷地であったと推定される。

その栗ヶ畑城別名小野城は『豊後国志』には「山内堡」として記載される^{註5}。別稿を福永氏にお願いしている。

甲斐家屋敷の正面の水田を横切って亀甲墓地にいたる丘陵のふもとには別に16世紀の石幢がのこされている。この地蔵の元六地藏石幢には「豊後国大野庄■山名之内於栗畑村」に永正17（1520）年杳掛加賀守を大願主として造立されている。杳掛氏は当時この地方を支配した国人領主である。甲斐氏は戦国時代当時杳掛氏の支配下の栗ヶ畑村を支配する地侍であったか、あるいは杳掛氏の一族ないし家臣であったと推定される。

図2 栗ヶ畑亀甲墓地とその周囲（国土地理院ウェブ：標準地図1：25000犬飼に加工）



写真1 九品寺跡石塔群



写真2 隅飾りを欠いた宝篋印塔



註3、原田昭一編2013『大分の中世石造遺物1 分布図・地名表編（上）』（大分県教育庁埋蔵文化財センター調査報告70集）では「九品寺跡石幢・石造物群」として登録されている。

註4、芦刈政治ほか1978『犬飼町誌』大分県大野郡犬飼町

註5、唐橋世濟1803『豊後国志』には卷之九大野郡古跡の項に「山内堡在井田郷栗箇昌村。事歴未詳。」とある。

3 伝承と史料

甲斐家には系図と位牌が残されている。系図には信頼できる部分として甲斐弾之丞から小三良・作左衛門兄弟、作左衛門から鹿之丞さらに野右衛門にいたる4代の系譜がしるされ、弾之丞には「此者親子共に切支丹を行う。栗ヶ畑小野城落城ののち十五石高下され百姓家を次ぐ。」という付書が記されている。系図自体はその内容や文章からかなり新しくまとめなおされたものと考えられるが、内容について一定の裏づけを見出すことができる。裏付けのひとつは甲斐家の位牌である。

位牌は二つあり、いずれも多くの戒名札を一つにまとめた集合位牌である。一つは享保20（1735）年製と推定される古いものである。そのなかに系図と一致する「弾の丞」と「鹿之丞」の位牌が残されており、系図の2名とその関係が一致する。さらに甲斐弾の丞については承応3（1654）年没と位牌に記されている。亀甲墓地から九品寺跡地に移転した甲斐家墓碑の中にはこの同じこの2名の墓碑がある。このように系図と位牌さらに墓碑の3者の記述かみて、甲斐弾之丞—小三良—鹿之丞の3代の系譜が、現在の甲斐家にとって直接の祖先として重んじられたと考えられる。

承応3（1654）年に没したと位牌に記す甲斐弾之丞については系図では親子ともにキリシタンとある。弾之丞とその子小三良・作左衛門兄弟がキリシタンであったという伝承なのか、弾之丞とその父がキリシタンであったのか文意が取れないが、系図では弾之丞以前の系譜が明確に記されていないので、弾之丞を含む前後の親子がキリシタンであったという甲斐家の伝承をのちに系図にまとめたと考えられる。

では弾之丞父子がキリシタンであったことは本当なのであろうか。それを証する記録がある^{註6}。故芦刈政治氏が『犬飼町誌』88頁で紹介した犬飼町田原の小野家系図の中にあるA「忠平佐左衛門尉氏神那智山大権現宮主弾之丞類族元禄十四年辛巳四月十一日死。」B「清行弥八郎類族母栗ヶ畑弾之丞娘宝暦七丁丑九月十一日死。」（下線田中）という記事を紹介し、栗ヶ畑のキリシタン弾之丞の子孫である佐左エ門と弥八郎が切支丹類族として監視の対象とされたと説明した。A文の那智山大権現とは田原熊野社のことで、その神社の宮主（氏子世話人）の一人であった小野佐左エ門忠平は切支丹本人である弾之丞の類族として、1701（元禄14）年に没した。年齢からすると弾之丞の孫世代であろう。B文はA文の弾之丞が栗ヶ畑の住人であったことを教え、1757（宝暦7）年に亡くなった切支丹類族小野弥八郎清行の、その母は栗ヶ畑の切支丹本人弾之丞の娘であると伝える。二人とも切支丹本人である栗ヶ畑の弾之丞の孫にあたる。

この小野家系図の記載によって、甲斐家系図に記載された甲斐弾之丞がキリシタンであったという記載が証明される。彼が棄教後もキリシタン本人とされ、その子孫が類族として岡藩に登録されていたことが判明する。

以上甲斐家の墓地や位牌において、さかのぼりうる祖先である甲斐弾之丞はキリシタンであり、おそらく1620年代あるいは30年代の弾圧の厳しかったところに棄教し、仏教式戒名をもって最初に葬られて現在の甲斐家の始祖に祀られたと推測される。弾之丞と彼の祖先についての記録は以上だが、栗ヶ畑の甲斐家に関わると推定される史料が、ルイス・フロイスの『日本史』の1587（天正14）年の島津勢の豊後侵入の記述にある^{註7}。以下に紹介する。

かの南郡地方（豊後南部の呼称—田中註）の栗ヶ畑という地に、キリシタンの領主であるひとりの貴人がいた。彼は府内で嫡子（大友義統＝宗麟の嫡子）に奉仕していた。敵（島津勢）がやってきて彼の妻、息子の嫁、下女たち、家財、その他、同家にあるすべてのものを持ち去った。彼とともに戦場にいた他の家来たちは、妻たちが捕らえられたと聞くと、（主君）を置いて全員敵側に走った。（領

主)は自分に従うものとしては自分の乗馬と随伴して来た一少年以外にないと見ると、府内の学院(府内コレジオ)に赴き、そこでデウスの愛によって食物を施されている。

ペトロという(教名の)この人物には、二十二、三歳のジョアンと称せられる若い息子がいる。彼は、(かの場所に)居合わせ、敵が自分の母や妻や家人を連行するのを目撃して深い苦悩に堪えられず、山伏と称せられる、兵士から成るある宗派のひとりの僧侶を襲撃できるかどうかと密かに家々の間から様子を窺った。その男は四百人の指揮者で(ジョアンの家人)を捕らえた張本人であった。デウスの御計らいとジョアンの幸運もあって、彼は望みどおりこの薩摩の指揮官が一人しかいなかったところを襲撃できた。(中略-田中以下同じ)

だがその僧侶は、かの若者(ジョアン)に執拗に迫られてどうにもならぬ羽目に陥ったので、部下を呼び、(彼の)母、妻、および下女たちを釈放するようと言いつけた。ジョアンは十分離れた場所まで安全に移されるまでは安全を期して、(かの)僧侶を放免しようとはしなかった。(だが彼が)このような節度を弁えた取扱いをしたために、(敵)はその若者をもなんら危害を加えることなく放免した。

このジョアンの父の兄弟にパウロという教名のおじがいた。身分の高い人で裕福であり、大家族を所有していた。薩摩の兵士たちが豊後の(諸街)道を荒らしながら進撃してくると、親族や友人や隣人たちは、彼の保護を求めて同家に集合した。彼がある嶮山に屋敷を所有しており、その背後は何びとも突破し難い深山となっていた。

彼と結婚していたのはマグダレイナという有徳の女性で、受洗してまだ日が浅いが立派なキリシタンであった。

敵は彼の(家の)戸口まで来ると、後で誰かが当家に害を加えることがなきよう、当家が薩摩軍に属しているという書文を与えたいから(戸口を開けてほしい)と言った。だがそれは彼を欺くための虚構であった。

(中略)しかるに彼は抜刀してたちどころに二、三名を殺すと、ふたたび奥に引き下がり、急に戸を閉めてしまった。そして山に通じる別の出口から妻とふたりだけで逃亡した。(中略)、兩名は非常に苦勞してそれを突破することができた。

(中略)彼らは荆棘で(身体を)傷つけられて血に染まり、二日二晩山中を歩き通し、かくて精魂尽きて清田の城にたどり着いた。そこでは国書フランシスコ(大友宗麟)の娘ジュスタ(清田鑑忠の妻-松田註)が彼らを手厚くもてなした。(後略)

以上の記述のなかで、薩摩勢がやってきた栗ヶ畑とは、現在の甲斐家屋敷とその背後の栗ヶ畑城のことであると推定され、天正14年暮れの島津勢の豊後侵入当時、当主のペトロは家来とともに豊後府内で大友義統に仕えていた。栗ヶ畑城には彼の家族と家臣が籠城し、息子のジョアンが指揮していたと推定されるが、薩摩勢の攻撃におそらくジョアンは脱出したが、母、妻や家人一同はつかまり、薩摩方に拉致されたところを、薩摩勢400人の大将を逆に単身ジョアンが捕らえて、家族と家人を取り戻したという英雄譚である。

さらにペトロの兄弟パウロが親族友人隣人を集合した屋敷とは、栗ヶ畑城の東側にある三の岳城と推定され、この地方の住民の逃げ城であるとともに、薩摩軍に対する防衛拠点としてキリシタンの兄弟領主が防衛を任されていたものと推定できる。

さてペトロとジョアンの親子、ペトロとパウロと兄弟、三の岳に居住するパウロとマグダレイナ夫妻の記述からみると、先に述べた甲斐弾之丞との関係はどうなるのであろうか。筆者はペトロとジョアンの親子が甲斐家の直接の祖先とみなす場合、ジョアンと弾之丞が同一人物であるとすると年齢が

合わず、弾之丞はジョアンの息子と考えた方が合理的である。しかし甲斐家とは異なる領主と考えた場合は、大友義統に直接つかえ、栗ヶ畑城と三の岳城という重要な防衛ラインを担当した領主としては、戦後義統から感状をうけた沓掛氏が有力であろうとかがえる。その場合、甲斐氏は沓掛氏の一族か、有力な家臣であった可能性を考える必要がある。このようにフロイス『日本史』の記述と、甲斐家史料を直接結びつけるにはいまだ証拠が足りないが、甲斐家の祖先がキリシタンであり、栗ヶ畑の地侍クラスの小領主であったことはわかりがなく、江戸時代初期から栗ヶ畑村の中央に位置する屋敷と山城をそのまま継承して現在に至っていると考えられる。

註6、註6前掲『犬飼町誌』88頁

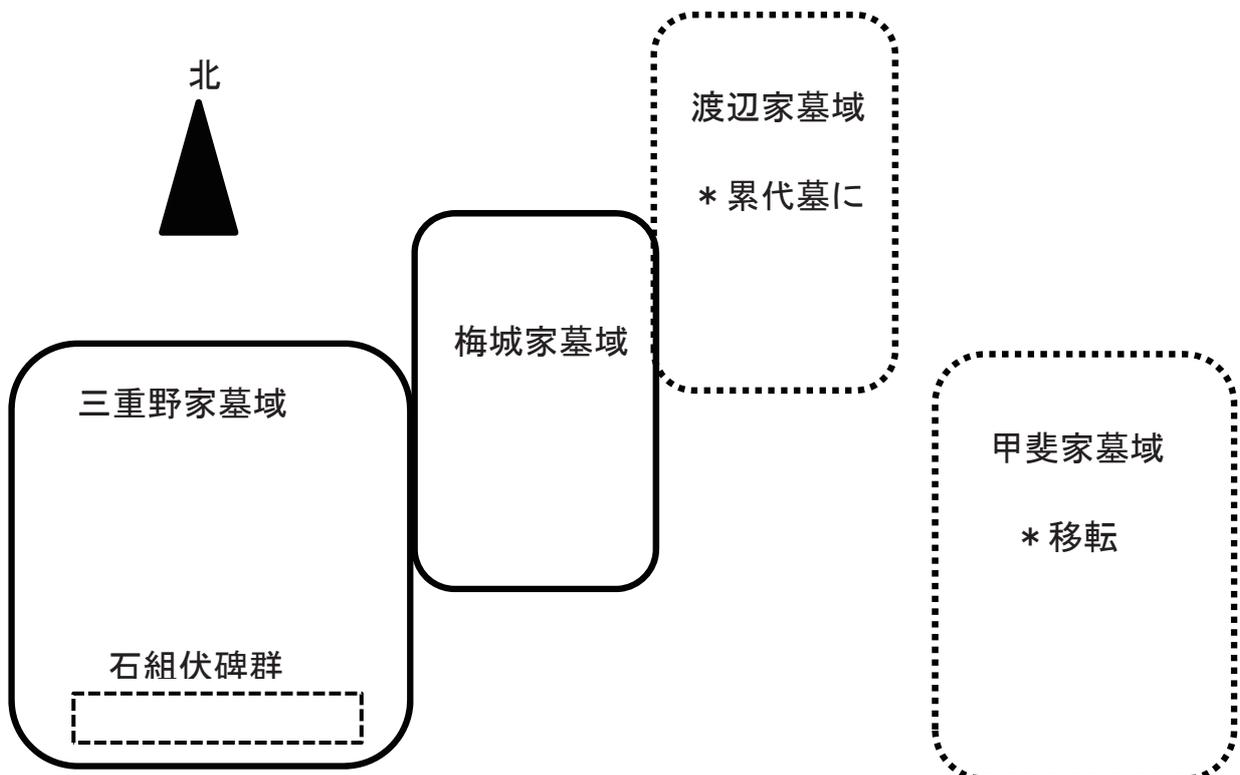
註7、註2前掲ルイス・フロイス（松田毅一監訳）『日本史』8 豊後篇Ⅲ P176～181 中央公論

4 栗ヶ畑亀甲墓地

立地 甲斐家の屋敷と山城とは谷の水田地帯を挟んで反対側にあたる西側の山陵頂上部の緩やかな尾根状地形の先端部に位置している。甲斐家屋敷からみて正面の山陵上にあたる。南北に長い栗ヶ畑地区を全体を見下ろせる位置にあたる。

墓地の現状 梅城、三重野、渡辺、甲斐家の墓であった。墓碑の銘文に「釈～」という文字のつく梅城、三重野、渡辺三家は戒名から浄土真宗とわかるが、甲斐家は真宗ではなく臨済宗妙心寺派の寺院である大野町片島の宝福寺の檀家である。梅城、三重野、渡辺の三家はもともと甲斐家の縁者であったという。墓域の配置は（図3）のようになる。現在甲斐家の墓碑はすべて自宅近くの旧九品寺敷地内に移されている。改葬時の写真をみると粗製の伏碑10基ほどが、なお近世の墓石の周辺に散在しており、キリシタン墓地の様子を見て取れる。写真に写っていた粗製伏碑はすべて改葬時に埋めてしまったという。渡辺家の墓地は1996（平成8）年に累代墓地に改造され、そのさいに以前あった墓碑など

図3 栗ヶ畑亀甲墓地墓域概念図



の石造物をそばに積んでいるが、そのなかには、粗製の伏碑が含まれている。梅城家と三重野家の墓地は当初のまま残されている。

墓地内および墓地の周辺には、中世の五輪塔などの石造物は全くなく、この場所自体はもともと仏教とかかわる土地ではなかったと推定される。臼杵市野津の下藤キリシタン墓地や西寒田クルスバ遺跡が仏教施設を破壊した場所に墓地が設けられた事態とは異なり、キリシタンとして、新たに墓地を選定したもので臼杵市神野家墓地の初期の状態とよく似ている。

墓地の構成 現況をよく残している三重野家と梅城家の墓地は緩斜面の低い位置から埋葬がはじまり北側の高い位置に墓地が展開する様子がうかがえる。三重野家墓域では最南端にやや短めの長方形の粗製伏碑が5基1列に側面を並行させて並んでいる。現状ではそのうち2基の伏碑の下に角礫が噛んでおり、石組遺構と推定される（写真3）。碑文文様等は一切ない。そのような墓碑列が数条北に向かって並んでおり、2列目から北は、石組遺構は見られず、伏碑も小型化しながら並んでいく。途中から元禄と享保の年号銘のある仏教式板碑形墓碑が建てられる。二つとも女性の墓碑である。元禄銘の墓碑の下には伏碑があり、享保銘の墓碑は台石のみで、伏碑はない。それより北には1780年代天明年間以後の近世墓碑が正面を西にして立てられている。

隣接する梅城家墓地も南から墓域形成がはじまり、北に向かって広がっていく。最南端には下に石組は見えないが2基の大型の粗製伏碑（写真4）が顔をのぞかせ、そこから北に向かって5列ほどのやや小型の墓碑が並んでおり、最北端に1860年代から現代にわたる10基ほどの近代の石塔墓碑が並んでいる。

石組遺構のうえに粗製伏碑を載せる形態のキリシタン墓碑は側方列状配置の形式で並んでおり、そこから始まって、列状配置をとりながら、近世の石塔墓に推移していく状況が観察される。

写真3 栗ヶ畑亀甲墓地石組伏碑群



写真4 栗ヶ畑亀甲墓地梅城家墓域



附篇 豊後大野市栗ヶ畑城と「大府内」

福永素久

1 はじめに

従来の見解があるように、大友氏の拠点だった府内近辺には居城となる拠点城郭がなく、高崎城など周囲に山城によって、町が守られてきた。そして、天正後半頃の「伊勢神宮参宮帳」などの史料から、賀来や下郡といった府内の周辺部に住んでいた住民が府内の「一員」と認知していた事から、これらの地域は「大府内」と呼ばれる経済圏であり、周囲の山城・大友配下の有力家臣の居館によって、守られてきたと言えるだろう。

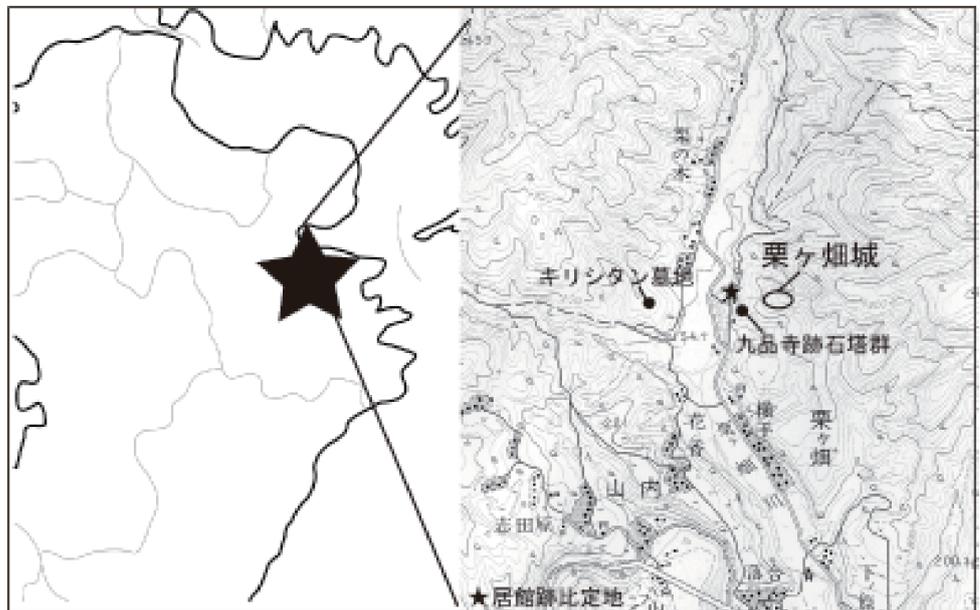
しかし、「大府内」外縁部にある城と府内との関連については、今まで議論されていなかった。そこで、本稿では豊後大野市にあった栗ヶ畑城を中心に、「大府内」すぐ外縁にあった城郭群と府内との関連を考察してみる事にする。

栗ヶ畑城は、府内より20km圏内の南側にある。この範囲は鶴賀城や天面山城と山城が集中しており、まさに府内の最終防御ラインである。この城は、ラインすぐ外側に位置するため考察するに由素材といえるだろう。

2 栗ヶ畑城について

(1) 概要

城は大分県豊後大野市犬飼町にある柴北川の支流、栗ヶ畑川沿いに位置する(第1図)^{註1}、谷東側背後の三ノ岳から派生する尾根の標高230mにあった。別名を小野城とよばれ、戦国時代イエズス会の宣教師ルイス・フロイスが記した『日本2史』^{註2}にも出てくるこの城



第1図 栗ヶ畑城位置図

は、規模は小さいながら、敵から城を守るための「しかけ」(遺構)の跡を、今も見ることが出来る。以前、大分県教育委員会が調査をしたところ、遺構が確認できる。

城が位置する大野郡は、大友氏配下の武士団「南郡衆」の勢力範囲にあたる。通常なら城主も南郡衆の一人と考えられるが、記録には出てこない。

『日本史』からも城主は誰か特定できないが、文中に「キリシタンの領主」とありペトロとう洗礼名を持っていた(『日本史』第67章)事がわかる。そこで有力な説として、城山麓に居住している甲

斐氏の先祖ではないかと考えられる。同史料によると、天正14年（1586）以降豊薩戦争の折、「敵（島津軍）」がこの地にやってきて、領主の家族や財産などを奪ったとされている（『日本史』第67章）。その頃当主は、府内にて大友家に奉公していたという。

島津軍の侵攻後、城が落城したとの記述はない。またこれ以降、文献に出てこないことから、使われなくなった可能性が高い。

（2）縄張り（現況）

城は麓との比高差が80 m程あり、居館跡と比定する麓から川まで近いことから、守りが堅い。また谷ほぼ中央に位置するため、城は谷全体をカバーすることは可能だった。

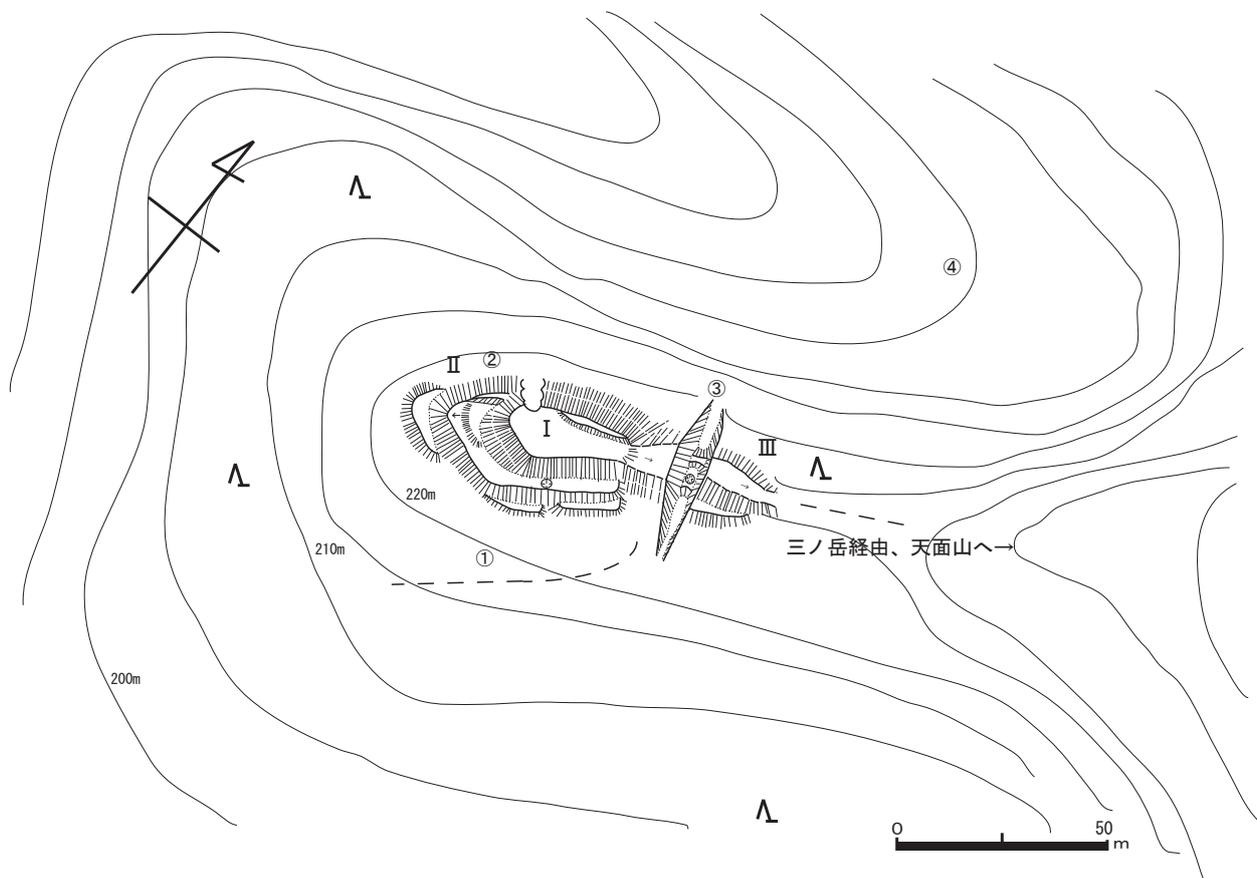
居館から城へ通じる通路は麓から道（？）が続いており、西側を廻って城域に入る事ができたと想定できる（第2図）^{註3}。

尾根山頂部にある城域は、東西約90m・南北約40mの範囲に展開している。北側は斜面が急峻なので、敵が北側から攻めてくることを想定していない。そこで、北側は比較的高い城壁（切岸）と土塁を設けている。これに対し南側の斜面は、傾斜が緩いため山頂から階段状の区画（曲輪）を設けて、敵を待ち構える工夫がある。

城の中心となる主郭（Ⅰ）は、城域の中でも最大の面積を占める。西側の切岸のラインはラフで背後の堀切まで続いていると考えられる。

帯曲輪は主郭から階段状に、東側から南側にかけてある（Ⅱ）。二段目の帯曲輪北側は、主郭切岸途中から土塁が伸びている（②）。またこの曲輪には、テラス状の段があることから、主郭へ続く通路（虎口）がこの付近にあったとみてよいだろう。

城の東側には、尾根から進入してくる敵を想定して堀切とよばれるしかけが、見られる（③）。前



第2図 栗ヶ畑城現況図

述のように北側の斜面が急峻なのに対し南側が緩いため、しかけの南側は堅堀としてやや長く延びている。堅堀は斜面から進入する敵に対し横移動を防ぐ効果がある。堀切中央は土橋が設けられており、平時には通路として利用されたと想定できる。南側は堅堀に落ちる所まで、底に一段設けている。

堀切を越えたさらに東に曲輪が二段設けられている(Ⅲ)。西側は切岸の境目がハッキリせず、そのまま自然地形となって落ちている。また地元の方の聞き取りによると、北側の谷底付近(④)に水源があると伺った。城内を守備する際の水くみ場(水の手)と想定される。しかし通常、水の手は主郭直下や城域すぐ近くに設けられる事例が多い。ここでは、城から離れているため。水の手と想定する事は断定できない。

以上のように、概要を見ると栗ヶ畑城は、南側から進入してくる敵を想定していたと見てよいだろう。しかけの場所から、南側に階段状に曲輪が展開し、堀切の中にも段を設けていることから窺う事ができる。

現況はあくまでも、城の最後の姿をあらわしている。そこで、城の最後に改造された時期は、天正14年の島津軍の進攻直前とみてよい。

註1、第1図は国土地理25000分の1地形図「犬飼」を使用。

註2、松田毅一・川崎桃太訳、『日本史』8巻豊後編Ⅲ、1977年、中央公論社

註3、調査は、2014年12月と翌15年1月に実施した。

3 外縁に見る城館群

(1) 天正後半頃の城郭整備と栗ヶ畑城

栗ヶ畑城は高崎城や鶴賀城と同様に、高城・耳川の合戦が起きた天正6年(1578)以降島津軍が侵攻を想定し大友氏が山城整備の一環として、改修を受けた可能性が高い。

この頃の改修事例としては、『木碎之注文』^{註4}によると、守岡城(大分市)の整備の際に地鎮祭が行われていた記述がある。天正14年に大友義統は、高崎城の改修に参加した賀来社大宮司に対して例を述べている(天正一四年一月廿一日付「大友義統書状」^{註5}大分県史料33)。このように天正7~14年にかけて府内周辺で城郭整備がすすめられた事がわかるだろう。

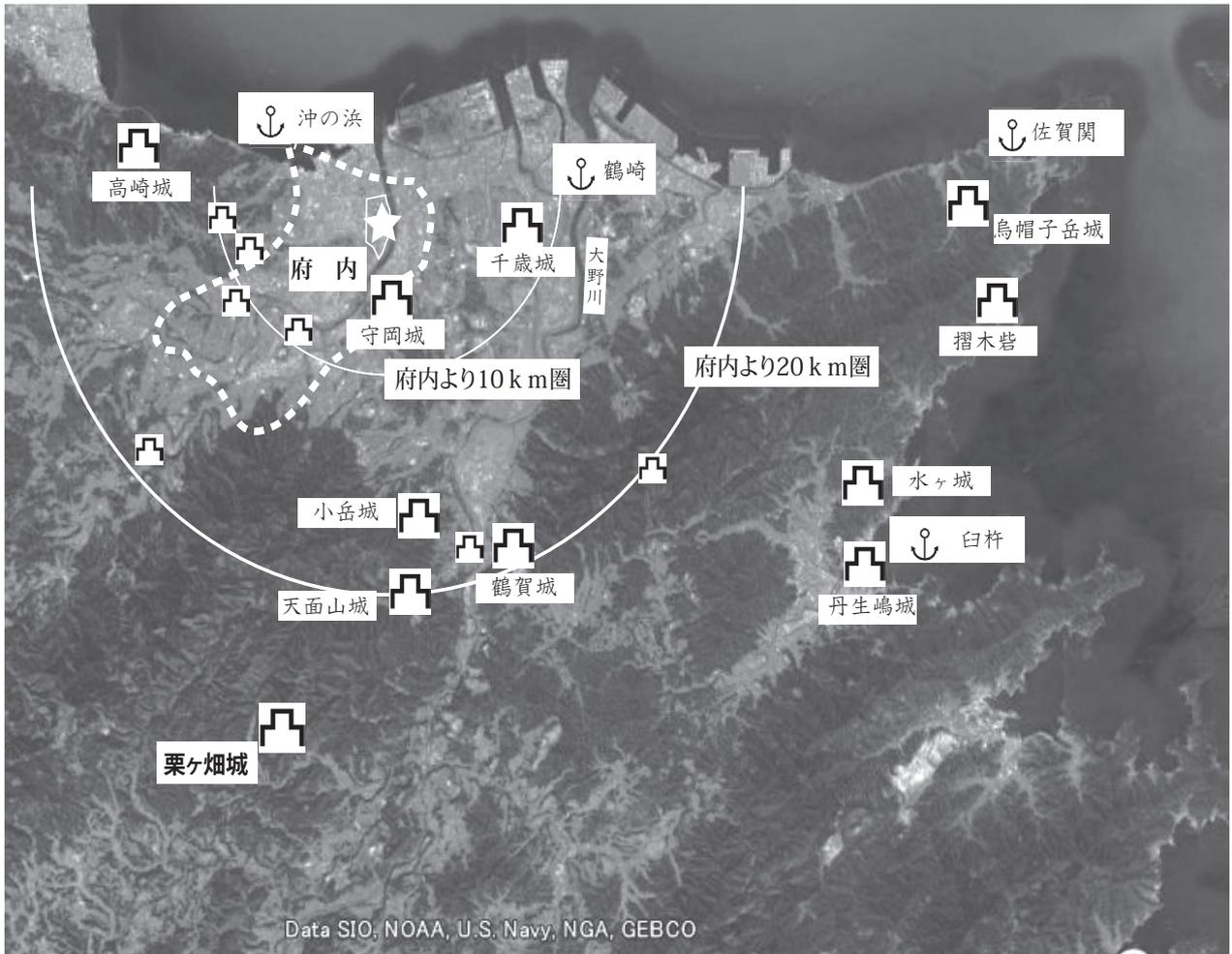
それでは、なぜ栗ヶ畑城も整備の対象となったのだろうか。それは、交通の要衝である位置していたからだ。

栗ヶ畑城と鶴賀城の間には、天面山城がある。島津軍侵攻時この城を守っていたのは、柴田紹安と呼ばれる武将で、彼も鶴賀城を守っていた利光宗魚やペトロや宗麟と同様キリシタンであった。宣教師の記録や江戸時代以降の軍記物によると紹安は、一度島津軍に寝返り、後に大友方に復帰し天面山において一族郎党と共に立て籠もったとある。そこで肥後から進入してきた薩摩勢は、栗ヶ畑→天面山→鶴賀のルートをとって侵攻してきたと推定できる。

では、このように侵攻してきたのはなぜか。これは2つ考えられる。1つ目は戦国時代肥後へ通じる街道が通っていた事が考えられる。肥後街道は野津原を経由するのが一般的だ。しかし、これは江戸時代に入ってから整備されたものであり、戦国期以前において、竹田から犬飼を経由してのルートがあった事を想定するのが可能だろう。

その街道が先にあげた3つの城付近を通っていたため、大友方は家臣を配置した。そして島津軍の攻撃の対象になったと考える事は容易であろう。しかも、栗ヶ畑城から三ノ岳を経由して天面山へ続くルートがあるという、地元の伝承を裏付ける事が出来る。

したがって城は、鶴賀城や高崎城のように他の大友領国内の山城と比べて規模が小さいながら、府



第3図 府内周辺の城郭配置図 点線は「大府内」の推定範囲

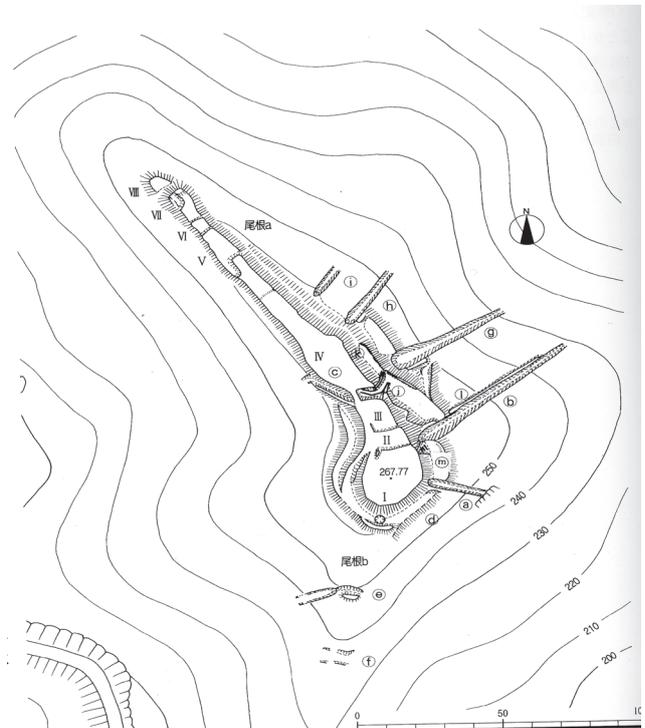
内を守る最前線の防御ラインとして重要な役割を果たしていた事がいえる。

(2) 「大府内」外縁にある城郭と地域

栗ヶ畑城以外にも、「大府内」外縁にある地域で活動を城郭から通して考えると次のようになる。大友氏は府内近くに4つの外港を設けていた。沖の浜・鶴崎・佐賀関・白杵の4カ所である。どれも、当時ヨーロッパに伝わった日本地図に記載された港であり、日本へ向かう航路上目印になる程の大きな港湾だった事がいえる。

沖の浜は府内はかなり近い場所にあり、「大府内」の一角を担っている。

「大府内」^{註6}とは、天正17年(1589)の「伊勢神宮参宮帳」と呼ばれる史料によると、「豊後符(府)内わさた(種田)…」とある。そこで、府内から半径5km圏内にいた住民は府内と密接にかかわってきたことがわかる



第4図 烏帽子岳城現況図
『大分県の中世城館』(2004)より

(坪根2004ほか)。

その経済圏内に府内周辺の城郭・家臣の館が配置され、この範囲内に住んでいた住民はこれらの施設に守られていたと言えるだろう(第3図)。

そして、府内周辺に整備された城館群は、府内の防衛以外にも周辺地域と密接につながっている事がわかる。

鶴崎は、大友配下の吉岡氏の拠点が置いた場所である。吉岡氏が居城にしていた千歳城は、府内から8km離れた場所にあり鶴崎台地に築かれた。城跡からは大野川流域と鶴崎平野が一望できる。大野川流域は豊後国内有数の穀倉地帯であり、川自体も水上交通が発達していた。その大野川河口にあるこの地域は古くから交通の要衝であり、近年の研究によると天正15年(1587)以降、鶴崎の一部が豊臣家の蔵入地になり、残りの個所を大友吉統(義統)が府内に代わる新たな拠点としようとした動き^{註7}がある。

天正14年前後、「大友家文書録」によると吉岡鎮興の妻・妙林尼と子・統増が乙津川河口近くで鶴崎城普請に取り掛かっている^{註8}。

佐賀関は大友家の直轄地であり、近くには永禄年間築城の烏帽子岳城(第4図)があった。城は、軍監として佐伯惟教が入った永禄12年(1569)頃に整備された^{註9}。城の主郭からは、佐賀関の両浦(上浦・下浦)と豊後水道を航行する船を監視する事ができた。天正15年以降、佐賀関は鶴崎同様に大友家が重要視するようになった。天正16年(1588)に義統が、佐伯氏に代わる軍監となった若林鎮興に送った「大友義統袖判佐賀関掟書」には、府内・臼杵以外に存在が認められない計屋(物を公正に取引をする職種)がいた事などからも裏付ける事ができるだろう。

佐賀関からさらに南下すると大友水軍の1つ若林氏の拠点だった一尺屋が控えていた。軍港でもある集落を見渡せるように、摺木砦と丸尾山砦が一尺屋上浦地区にある。

一尺屋の南には1570年以降、新たに設けた大友氏の拠点である丹生嶋(臼杵)城がある。臼杵周辺は、臼杵湾沿いに水ヶ城をはじめ城塞群があったと考えられ(神田高士氏の御指摘)、府内と別の防衛・経済圏があったと推測できる。

このように1586年前後、府内周辺にあった城館群は府内防衛とする目的以外にも、周辺の地域と密接に結びついていた事がわかる。これは、栗ヶ畑城周辺も例外と言えない。城主がキリシタンである事から、周辺の南群衆と大友氏を結ぶ役割を果たしていたのかもしれない。

註4、木碎之注文研究会 編著・中川武 監修『木碎之注文』、2013年、中央公論美術出版

原史料は、大友氏に仕えた大工による記録。

註5、「大友家文書録」所収。典拠は『大分県の中世城館』文献史料編1、P114

註6、府内と城館の関係や「伊勢神宮参宮帳」以外に、周辺の中世村落遺跡(下郡遺跡・横尾 遺跡)から府内と同范の陶磁器類が出土している事からも、府内とその周辺が密接に関わっている事がわかる。

註7、須藤端「豊後一国時代大友氏の城郭政策について」『ゆけむり史学』第6号、2012年、別府大学大学院文学研究科歴史学専攻・田中裕介「地名の変遷から見た熊本藩以前の「つるさき」」、『大分県地方史』第227号、2016年、大分県地方史研究会

註8、「大友家文書録綱文」。典拠は『大分県の中世城館』文献史料編1、P115

註9、「大友家文書録綱文」。典拠は『大分県の中世城館』文献史料編1、P59

4 まとめにかえて

今回本稿では、豊後大野市にあった栗ヶ畑城から府内周辺の城館群との関係を見てきた。南群衆が活動していた大野郡において、地理的に府内に近い位置関係にあった城は、府内を守る外郭ラインと

して機能していた。そして、他の城館との事例から、守る以外にもその周辺の地域と深く関わっていた事がわかる。

一方で、鶴崎と佐賀関の間には第3図でもわかるように、城館が確認されていない。これは、まだ見つかっていないだけで今後の調査によって新たに発見される可能性がある。今後の調査の成果を期待したい。

主要参考文献

『大分の中世城館』第3集地名・分布編・第4集総論編、2003年・2004年、大分県教育委員会
坪根伸也「守護大友氏と豊後府内（府中）の空間構造」『守護所・戦国城下町を考える』第12回東海考古フォーラム
岐阜大会、2004年

第4節 白杵市野津鍋田^{なべた}キリシタン墓地

鍋田墓地を最初に調査し、この形式の石造物がキリシタン墓碑の一種ではないかとはじめて注目したのはマリオ・マレガ氏である。1930年代後半に大分カトリック教会の主任司祭であった師は、戦国時代から江戸時代の日本教会の歴史に関心をもち、大分県内のキリシタン遺跡の調査をおこなった。そのなかで昭和13年(1938)にこの墓地を発見した^{註1}。そのごこの情報は『町村別 大分県史跡伝説地詳図』^{註2}にキリシタン墓地として記載され、発見者のマレガ氏自身は『続豊後切支丹資料』^{註3}のなかで「豊後切支丹遺跡」の一節をもうけ、「国民学校(田中註=戸上小学校、現在廃校)の近くに鍋田という共同墓地があり、そこには豊後にて最も大きな切支丹墓が8基ある。その形は古代の石棺の蓋と同じ形である。大きさは長さ二米三十糎、幅一米である。それ等の墓は白杵藩の切支丹士族の佐藤家の墓であった。」と記述した。そのご半田康夫氏が昭和33年(1958)ごろ同墓地を調査し、4基を確認し計測している^{註4}。半田氏はその後鍋田墓地の墓碑群について「これらの墓には十字章や銘文がないので、禁教時代の潜伏キリシタンの墓ではないかと思う。」^{註5}と禁教令以前の墓碑よりものちの新しい時代のものではないかという年代観を一定の根拠をもとにのべた。最近では五野井隆史がヨーロッパの墓碑との類似から鍋田墓碑に触れている^{註6}。まず墓地と墓碑を紹介しよう。

墓地には現在佐藤家と渡辺家の累代墓を中心に鍋田地区の数家の墓地が作られている。その合間に、戦国時代16世紀ごろの五輪塔の部材が数点集められている。そのそばに2号墓と3号墓が並列して配置され、4号墓はやや離れた位置に、1号墓は墓碑が移動した状態で墓地の端に置かれている。墓碑が本来の位置を保っていると考えられる2・3号墓は東西方向に置かれている。墓碑の番号は半田1958を踏襲した。

なおマレガ氏の発見当初は8基とされるが、半田氏の報告の段階で4基に減少しており、マレガ氏が長さ230cm幅1mと記載した大きさに該当する墓碑も現存しない。以下4基の墓碑の計測値は表1に掲載した、その際50年近く前の半田康夫氏の計測値も併記した、長さとの幅の数値の違いは我々が墓碑の中軸線で計測したのに対し、半田氏らは各辺で計測していることにあり、高さの違いは墓碑が傾斜しているために誤差が大きいことによる。

表1 鍋田キリシタン墓碑計測表

墓碑番号	長さ	幅	高さ	大棟の長さ	軒の高さ
1号	164 (158)	82 (77)	18 (24)	76 (85)	8 (9)
2号	162 (160)	68 (67)	22 (27.5)	107 (109)	10 (9)
3号	109 (108)	63 (60)	29 (23)	64 (65)	7 (11)
4号	150以上	40以上	—	—	—

*括弧内は半田1958の数値

調査経過 2014(平成26)年7月6日(日)・11月15日(土)予備調査、現地確認。11月17日(月)田中と千原和己(別府大院1年)のよる伏碑3基の実測調査と写真撮影をおこなった。

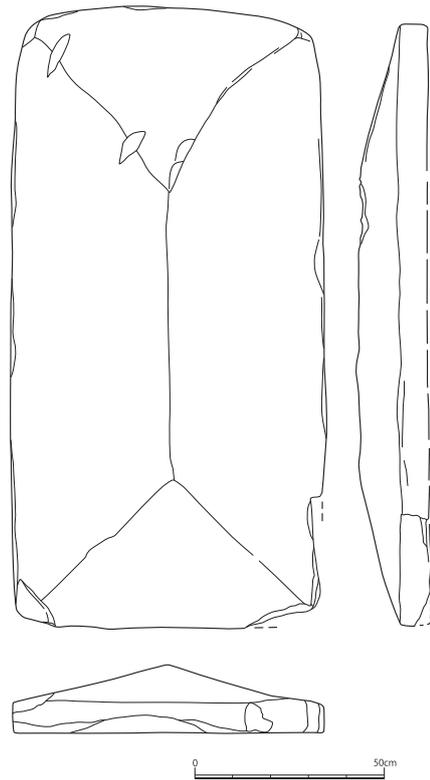
石材はいずれも硬質の凝灰岩で、すくなくとも付近の野津地区で産出するものである。

1号墓 (図1、写真1) 道路法面の階段を上ってまっすぐ数mいったところにある伏碑で、全長164cmの寄棟形で、平面形は長方形というよりやや小判形で、棟の高さは低い。全体に整形されているが、丁寧ではない。

写真1 鍋田1号墓碑



図1 鍋田1号墓碑 (20分の1)

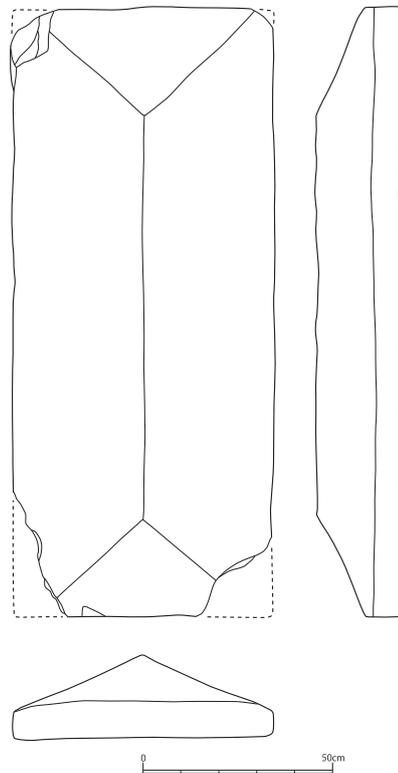


2号墓 (図2、写真2) 墓地奥の佐藤家累代墓の背後奥に3号墓と並列しておかれている。全長162cmで、1号墓とほぼ同じであるが、幅は狭く、平面形は長方形で、大棟も長く、整形が行き届いて端正な印象を与える。

写真2 鍋田2号墓碑



図2 鍋田2号墓碑 (20分の1)



3号墓（図3、写真3） 全長109cmと小ぶりであるが、大棟が長くかつ高く作っているため、寄棟の形態が強調されている。幅は2号墓とほぼ同じである。1・2号墓は成人埋葬の大きさに符合するので、小型の3号墓は小児埋葬の墓碑である可能性があるが、17世紀の中葉に近づくにつれて長さのみが短くなる傾向があるので、やや時期の下る成人墓碑の可能性も残されている。

図3 鍋田3号墓碑（20分の1）

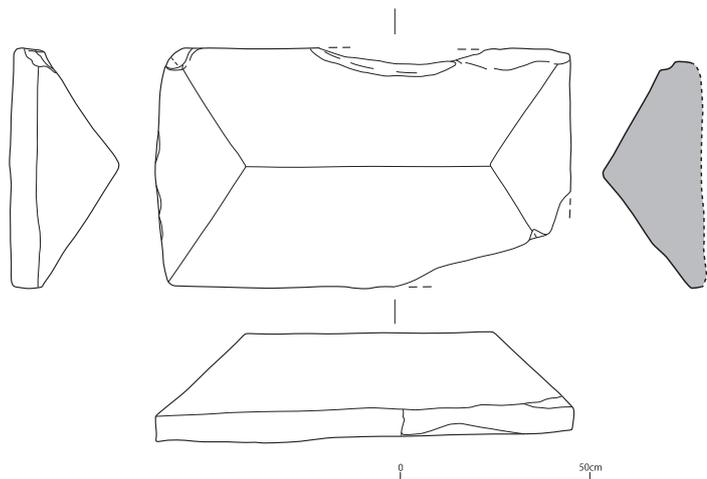


写真3 鍋田3号墓碑



4号墓 半田1958論文では板状伏碑にあたる「平型」とされた伏碑であるが、石材の加工の状態が整形される以前の粗加工の状況であるため、粗製伏碑と考えられる。現状では半ばうもれ背面の中央部が露出しているため、実測は見送ったが、全長150cmをこえる大型墓碑である。

まとめ 以上が鍋田墓碑群の寄棟形伏碑の現状である。いずれの墓碑にも墓碑銘はなく、長方形をなして伸展葬に適した形態と大きさである。また鍋田墓地では下藤墓地や神野家墓地や栗ヶ畑亀甲墓地で確認された伏碑を支える石組遺構は発見されていない。

註1、『日本カトリック新聞』1938（昭和13）年1月23日号に「切支丹伝説の地に聖堂の遺跡を発見。大分教会マレガ氏の苦心」と題された記事が載り、そのなかでマレガ氏らが鍋田共同墓地において8基の長大な墓碑を発見したと報じた。

註2、十時英司編1940『町村別 大分県史跡伝説地詳図』郷土史跡伝説研究会

註3、マリオ・マレガ1946『統豊後切支丹資料』ドンボスコ社

註4、半田康夫1958「新たに発見された豊後キリシタン遺物・遺跡」『大分大学学芸学部研究紀要』7号（人文科学）大分大学学芸学部

註5、半田康夫1961『豊後キリシタン遺跡』いずみ書房

註6、五野井隆史2012「キリシタン墓碑の源流について」『キリシタン墓碑の調査』（科研費報告書）長崎純心大学

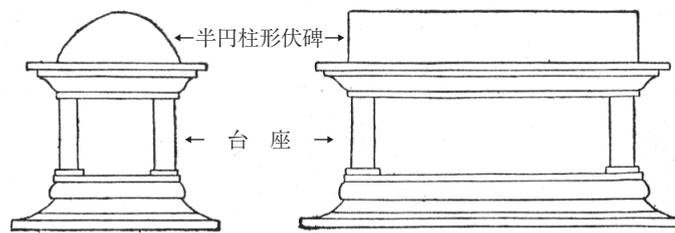
第5節 北京宣教師墓地

1 はじめに

日本のキリシタン墓地研究がはじまった大正時代に、東洋の対比すべき実例として中国北京の柵蘭天主堂墓地の存在が知られており、特にフェルピースト墓は略図(図1)と写真が紹介されていた^{註1}。その形状は、日本国内の半円柱形伏碑をほうふつとさせるものであった。北京の宣教師墓地の始まりの時点では中国教会はイエズス会日本管区に属し、日本と明国の宣教師の間には一定の情報共有が行われていたのではないかという推測が成り立ち、直接形態や規模さらに墓碑を対比する必要が生じた。

そこで2016(平成28)年3月3日(木)～7日(月)に日本のキリシタン墓碑との比較研究のために、中華人民共和国北京市内に現存するマテオ・リッチほか17～19世紀の中国にキリスト教布教をおこなった宣教師墓碑の調査をおこなった。参加者は田中裕介、大石一久、三谷紘平(中津市教育委員会)の3名であった。

図1 『吉利支丹遺物の研究』P68掲載の北京フェルピースト(南懷仁)墓略図
(出典：下記註1文献第9図)



(Fig. 9)

圖略墓仁懷南京北 圖九第

註1、新村出・濱田耕作1923『吉利支丹遺物の研究』京都帝国大学文学部考古学研究室研究報告7、p68～69

2 墓地と墓碑の現状

柵蘭と正福寺に存在した北京の伝教師墓地は20世紀初頭の北清事変における義和団による破壊と1960年代後半の文化大革命による破壊によって、墓地自体がうしなわれ墓碑の大半も破壊された。墓碑については破壊を免

写真1 現在の北京柵蘭墓地

れたものや破壊後修復された墓碑が存在し、柵蘭の石碑は1986年に北京行政学院敷地内の現地に再建され、正福寺の墓碑は北京石刻芸術博物館に移設されている。現地の墓碑には破壊と復元の痕跡が生々しく認められた。最近では日本や欧米のみならず中国でも文化遺産として見直され研究が行われている^{註2}。



墓碑の現状（写真1・2） 復元された柵蘭墓地の宣教師の墓は、文化大革命の際に破壊されて埋められていた残骸を、掘り出した復元したもので、墓碑と背後の基壇付き伏碑からなる。現在の墓碑は本来の大理石製の墓碑の破片から復元されたものであって、中国の立碑様式で、碑面直上に十字架をあしらう例が多い。碑文はラテン語と漢文で書かれ、中国の礼に倣って皇帝から許可されたものである。基壇と半円柱形伏碑を組合わせた現在の背後の墓碑は17世紀の宣教師文書や19世紀の様々な絵図や写真を基に復元されたもので、基壇は本来長方形の台座であったと推定される^{註3}。その上に乗る伏碑は、半円形の柱状の形態である。1863年の記録ではその正面には十字架が刻まれていたようである。現代の柵蘭墓地に墓碑と背後の基壇+半円柱碑を復元されているのは、マテオ・リッチ（利瑪竇1552～1610）墓、アダム・シャル（湯若望1591～1666）墓、フェルディナン・フェルピースト（南懷仁1623～1688）墓の3基のみで、ほかの墓は墓碑のみが復元されている。

註2、矢沢利彦1987『北京四天主堂物語』平川出版社

高智瑜・馬愛徳（エドワード・マラテスタ）編2001（英文原著1995）『柵蘭 雖逝猶存 北京最古老的天主教墓地』マカオ特別行政区政府文化局

明曉艶・魏揚波編2007『歴史遺踪 正福寺天主教墓地』文物出版社

呉夢麟・熊鷹2010『北京地区基督教史跡研究』文物出版社

註3、台座は19世紀後半の中国におけるカトリック再布教の際に次第に手の込んだものに改修された様子が1863年のf・ガリオの回想や、1874年の写真などから分かる。

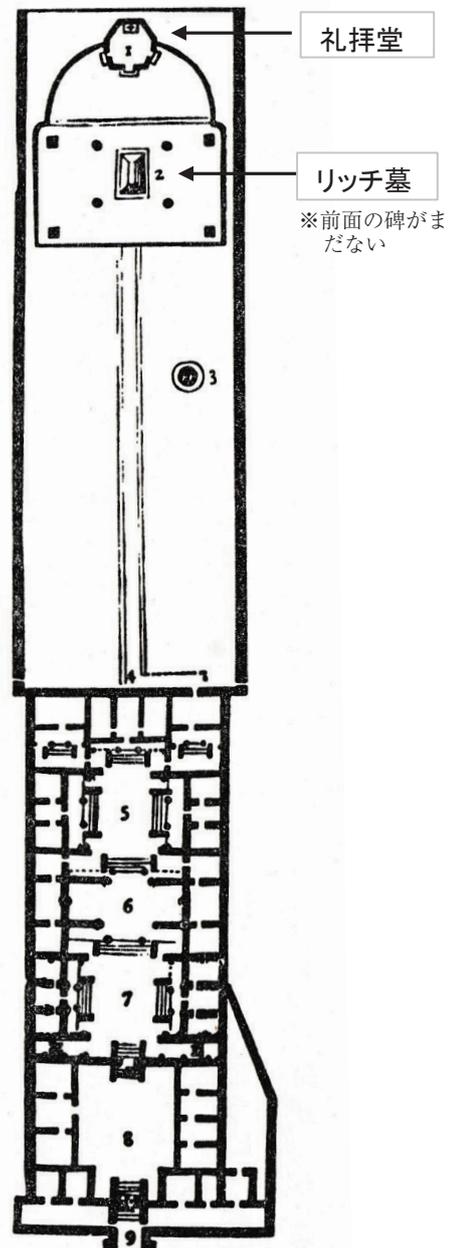
3 17世紀の北京宣教師墓

1611（石暦39）年につくられたマテオ・リッチ墓は現在、墓碑と背後の台座及び伏碑からなる1セットの墓に復元されているが、前面に墓碑と供物台が置かれたのはのちのことで、1630（崇禎3）年にジャン・テレンツが同じ

写真2 現在のマテオ・リッチ墓碑（三谷紘平撮影）



図2 1611年のマテオ・リッチ墓
（矢沢『北京四天主堂物語』p40より）



墓地に葬られた時点では碑がなかった(図2)^{註4}。1635(崇禎8)年に北京で出版された『帝京景物略』にも墓地は中国と異なり「封下方而上円、方若台坻、円若断木。」とある^{註5}。さらに柵蘭墓地が破壊をこうむる以前の1863(同治2)年に墓地を訪れた記録には、台座と伏碑の規模を長さ2.65m、幅1m、高さ約1.2mで、上に乗る半円形の伏碑の前面に十字架が一つ表現されていたとある^{註6}。これらの資料からリッチの墓には当初墓前の中国風な墓碑と供物台はなく、長方形の台座の上に円柱を半裁した伏碑を載せ、その前面に十字架が刻まれていたと考えられる。

さらに墓地の埋葬施設と埋葬の状況について別の史料がある。イエズス会士フォンターネの1703(康熙42)年中国舟山発信書簡による^{註7}と、1688(康熙27)年3月11日のおこなわれたフェルディナン・フェルピーストの葬儀における埋葬は以下のようなものである。

「墓穴は深さ6ピエ(1ピエは約0.325m)、長さ7ピエ、幅5ピエの一種の穴倉でした。これには煉瓦の舗装が施され、また四方は壁状に煉瓦を築いてありました。棺は高さ1ピエの煉瓦製のふたつのトレイ(矢沢註樞か)の上に置かれるかのように真中におろされました。ついで穴倉の壁を高さ6ないし7ピエまで築きあげ、最後にこれを円屋根でおおい、そのうえに十字架を飾りました。

一番あとで、墓から数フィート離れたところに、基部と頭部を含めて高さ6ピエもある一種の白大理石が置かれました。この大理石の上には中国語とラテン語をもって故人の姓名、年齢、国籍、死亡年、シナに滞在した期間が記されてありました。」

なお同書にはフェルピーストの棺は中国式の寝棺であったことが記されている。墓穴は深さ2mに掘られ、伸展葬の木棺が煉瓦で床と壁が張られた内部に高さ30センチほどの煉瓦による棺台上に置かれている。墓上には壁をさらに2mの高さまで築きあげ、その上に丸屋根で覆い、そのうえに十字架を建てている。ここまでの形状はその規模を別として、長方形の台座の上に円柱状の伏碑をおき、そのうえにフェルピーストの場合は十字架を飾り、リッチの墓には伏碑の前面に十字架が表現されていたのである。17世紀の北京の宣教師の墓地の基本構造はよく似ていることを示している。1688年のフェルピースト墓設置の時点では、埋葬と地上施設つまり当初の墓碑にくわえて、皇帝から下賜された立碑が同時に建立されることが慣習化していたと考えられる。

以上のように1611(明：石暦39)年のマテオ・リッチ墓と1688(清：康熙27)年のフェルピースト墓は地下深くに墓壙をもって長方形棺に伸展葬で埋葬されるのが基本であり、地上には長方形の台座と半円柱状の伏碑を載せる形態が当初の形態であったことがしられる。その墓碑には、十字架の表現がおこなわれていた。

註4、前掲註2、矢沢利彦1987『北京四天主堂物語』p40にひく「1610年に北京でシナ皇帝からイエズス会に贈られた別荘図」

註5、前掲註2、高智瑜・馬愛徳編2001『柵蘭 雖逝猶存 北京最古老的天主教墓地』P30

註6、前掲註2、高智瑜・馬愛徳編2001『柵蘭 雖逝猶存 北京最古老的天主教墓地』P32

註7、矢沢利彦編訳1970『イエズス会士中国書簡集』1康熙編(東洋文庫175)p139 平凡社

4 マテオ・リッチ墓の起源

以上にまとめた中国北京の17世紀のイエズス会の宣教師の墓地の形態は、日本の半円柱形伏碑のキリシタン墓に共通するものであり、伏碑の前面あるいは上面に十字架の表現を施す点でも一致する。日本の場合は台座を用いないかあるいは低い台座が多いのであるが、その台座の相違を除けば上におかれた伏碑は細部にわたり酷似する。

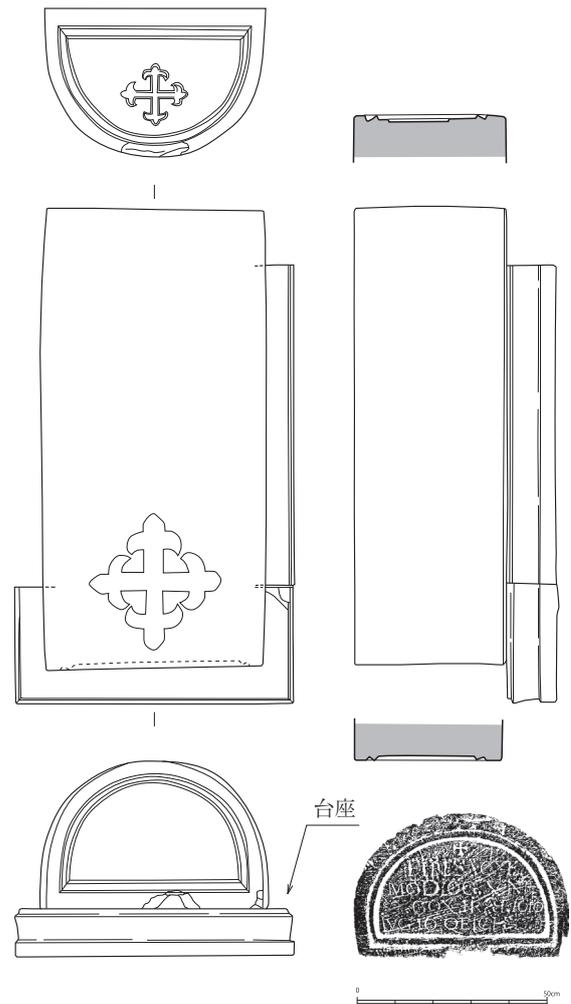
日本国内の半円柱形伏碑例では、最古例は1604（慶長9）年までさかのぼり、マテオ・リッチの墓が建設される1611（明：万暦39）年の時点で、日本ではこの形態の墓碑は、長崎を発信地として九州と関西まで分布することが明らかになっている^{註8}。典型例は1610（慶長15）年銘の長崎県南島原市須川キリシタン墓碑1号である（図3）。日本と明とのこの形式の墓碑はいずれもイエズス会による布教地で用いられたものである。当時日本と明での宣教はマカオまたは長崎に本拠をおくイエズス会日本管区が双方を統括しており、イエズス会にとって墓地の情報もまた共有されていたと推測される。

したがってマテオ・リッチの墓碑は、先行する例が日本にあるところから見て、日本のキリスト教界で採用されていた半円柱形伏碑を採用した可能性が高いと考えられる。そのご日本では1614年（寛永19）のキリスト教禁教令以後そのような墓碑は立てることができなくなるが、いっぽう中国では、中国皇帝から中国風の墓碑を戴いてそれをキリスト教的墓碑の前に置くという前例が成立し、そのご清代をとおしてこの様式の墓地形態が継続したのではないだろうか^{註9}。

註8、大石一久編2012『日本キリシタン墓碑総覧』南島原市教育委員会

註9、台座の高さが北京例と長崎例では異なっているが、これは宣教師と一般信徒の違いを墓碑で表現したものと推察される。

図3 須川キリシタン墓碑（20分の1）



第3章 唐人墓の調査

第1節 長崎市深堀菩提寺の唐人墓

以下の報告は、2016（平成28）年3月に別府大学史学研究会発行の雑誌『史学論叢』第46号に発表した「長崎市深堀菩提寺の唐人墓—日本最古の唐人墓—」を別府大学史学研究会の許可のもとに採録したものである。採録に際しては明らかな誤植、間違いの訂正のみおこない、その後の研究で追加や訂正が必要な点は、文末の「補記」として掲載した。

1 はじめに

長崎市深堀^{ふかほり}菩提寺に2基の唐人墓が現存する。呉三官墓と呉五官墓である。両墓は近世初期に中国の明から渡来した福建商人の墓として古くから知られている。墓碑銘と被葬者については古賀十二郎、李獻璋（李1991）などの研究があるが、その墓の墓碑および墓所の構造物一切が日本の伝統的な墓碑形式とは異なり、東南アジアの唐人墓や沖縄^{かめこうぼ}の亀甲墓と考古学的に対比すべきことが、すでに坂井隆（坂井1996・2001）によって指摘されてきた。最近ではそのような唐人墓の形式的特徴が19世紀末にオランダの東洋学者デ・ホロートが記述した福建省南部の墳墓の特徴と一致することも指摘されている（中島2009）。われわれはこのような墓地を華南様式の墓地と呼んだ（田中編2014）。

日本国内に所在する唐人墓を墓碑銘だけではなく、その形態の特徴と変遷を比較研究することで17世紀の中国と日本双方の影響関係の一端を明らかにできるのではないかと考え、17世紀の唐人墓の調査をおこなってきた（田中編2014）。本稿はその調査の一環としておこなった長崎深堀菩提寺の唐人墓の考古学的調査報告である。

調査経過 予備調査2012（平成24）年7月28日。田中と大石一久（長崎歴史文化博物館）、三谷紘平（中津市教委）、長瀬雅彦（長崎市役所）の4名で、唐人墓と菩提寺の位牌を調査した。

第1回目実測調査 2013（平成25）年8月25日に呉三官墓の調査をおこなったが、豪雨のため実測には至らなかった。調査者は田中、大石と松菌菜穂、鮫島葵、田中光子（以上別府大学生）。菩提寺の御住職ご家族の皆様には調査の御便宜を図っていただいた。感謝します。

第2回目実測調査 2014（平成26）年8月23～25日、呉三官墓の実測と呉五官墓の実測及び大石一久氏による拓本採取をおこなった。銘文の読みについて新たな見解を得た。田中、大石、三谷、野村俊之（九州大名墓研究会）、白濱聖子、松菌菜穂、鮫島葵、田中光子（以上別府大学生）。

本稿作成にあたり、図面の編集は田中が行い、トレースは雅企画有限会社に依頼した。また彼杵郡深堀郷図の掲載については佐々田学氏（長崎市教委）と長崎歴史文化博物館にお世話になりました。

2 長崎市深堀の歴史的環境と金谷山菩提寺（図1）

深堀は現在長崎市に合併されているが、歴史的には長崎とは別の港湾都市であった。1570（元亀元）年の長崎建設以前から海港として知られていた。以下平幸治氏の著作を参考に深堀の歴史に触れておく（平2002）。長崎港の南側にあたり、城下町の前面の海は南蛮船、唐船の航路であった。鎌倉時代に上総国から西遷した御家人深堀氏の本拠地となり、深堀氏は戦国時代には肥前竜造寺氏の配下として長崎をたびたび攻撃している。江戸時代には鍋島藩内の6000石の支藩となって藩主は代々鍋島藩家老職を務め、深堀は陣屋を中心に武家屋敷と町屋からなる小城下町を形成した。鎖国以前の深堀は伊万里と並ぶ佐賀藩の貿易港であり、鎖国後は鍋島家の長崎警護の拠点となっていた

図1 華南様式の墓地の分布



図2 深堀絵図



四角の枠を拡大



写真1 左 菩提寺位牌 右 菩提寺位牌背面



た。江戸幕府の禁教以前の1601（慶長6）年から同13（慶長18）年までイエズス会のレジデンシアが置かれ、1606（慶長11）年にはスペイン船が寄港し鍋島氏にとって重要な海外貿易の窓口であったことが知られる。渡来唐人の増加とともに菩提寺の門前付近には、唐人町があったと伝わる。

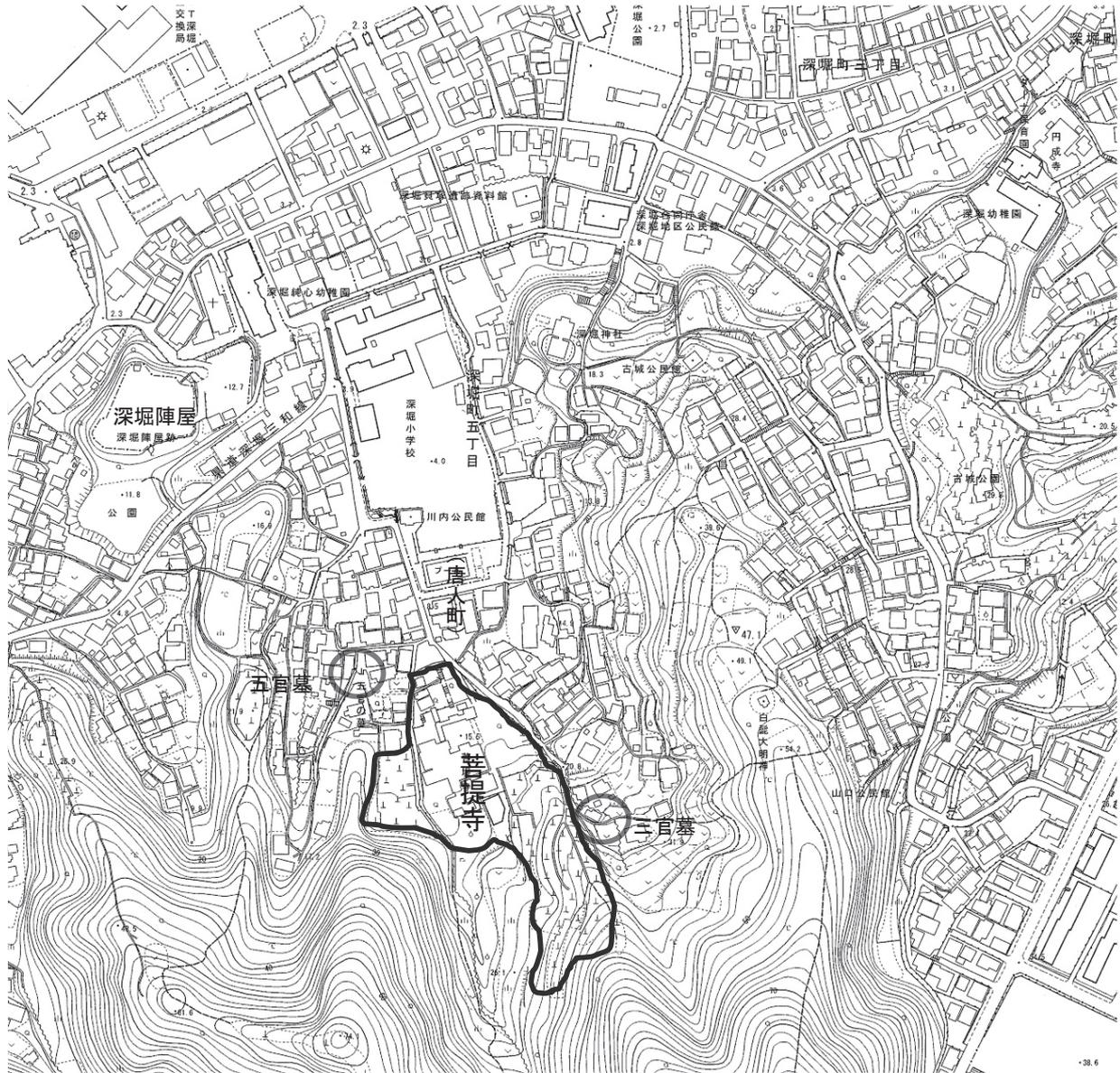
曹洞宗金谷山菩提寺は藩主深堀鍋島氏の文字通り菩提寺であり、歴代藩主の墓地が営まれ、家臣の墓地も背後に集中する。13世紀中ごろの1255（建長7）創建と伝え、鎌倉仏2体が伝わる。はじめ真言宗、途中天台宗に替わり、後再び真言宗に復したが、一時荒廃し、1545（天文14）年深堀氏により曹洞宗寺院として開山したと伝える。墓地には中世の石塔も混じり、現在確認できる最古の石造物は1586（天正14）年銘である。石造総門は1620（元和6）年菩提寺3世一翁芳純和尚の時、唐人吳五官の寄付により建造されたのが始まりとつたわる。

唐人の位牌 また吳三官、吳五官両名の位牌が現在菩提寺の本堂におさめられている（写真1）。位牌の正面には上位に「大明吳公」、下位に二行にして、左に「三官慧林智芳禪定門」、右に「五官続室淨連居士」とあり、左行は吳三官墓の墓碑銘と一致し、右行は吳五官の戒名を教えてくれる。位牌の背面には「士 寛永十四年六月十九日」とあり、吳五官の忌日と推定されている。この位牌の存在から吳三官と五官が菩提寺を且那寺として死後は仏式に供養されていたことがわかる。位牌そのものの形式は17世紀代よりも新しく、後のものであるが、そこに記された情報は墓碑に記載されていない情報も含まれている。

3 深堀唐人墓

唐人墓の位置 図3は2013（平成25）年修正の「2500分の1長崎市基本図」からとった現在の深堀の地形図である。図2は1861（文久元）年作成の「彼杵郡深堀郷図」である。近世の鍋島深堀氏の陣屋は小城下西端の海に面した台地上にあり、菩提寺はそこから南に奥まった城山から海岸に向かって伸びる尾根先端の台地上に立地し、今日までその位置を変えていない（佐々田編2015）。菩提寺の総

図3 深堀の唐人墓と菩提寺



門からまっすぐに海に向かって道が延びる。総門からすぐ右、海岸に向かって伸びる道筋から北にのび現在深堀小学校のプールとなっている附近が、唐人町と郷図には記載されている。その南に、菩提寺の立地する尾根から派生した低い狭い尾根が伸びており、先端に正面を北に向けて、呉五官墓が築かれている。両側に狭い谷と川に挟まれた尾根の先端に作られている。標高12m付近で、北に墓の正面を向けている。呉三官墓は菩提寺の東側の谷、現在の墓地のはずれ、極めて狭い尾根の先端にあたる場所に現在立地し、周囲は墓地からやや外れ単独の立地となり、標高28m付近にやや西に傾いて北向きに墓の正面を向けている。二つの墓は菩提寺を挟む南北の尾根先端に作られるという共通の立地を示すが、呉五官墓は町屋に接した低い位置にあるのに対し、呉三官墓は谷の奥まった場所であり菩提寺の建物より標高が高い位置にある。

唐人墓の立地 以上唐人墓2基は菩提寺の境内や墓地の内部ではなく、その端あるいはやや離れて立地している。呉三官墓は小さな谷を見下ろす小規模な尾根の先端に、呉五官墓も海岸に向かって伸びる尾根の先端に造られている。いずれも菩提寺墓地からややはなれて風水的選地を行っている。墓地の選地は菩提寺によってなされたとは考えられず、彼らを埋葬した唐人たちが、風水思想に基づい

て選地したものと考えられる。

唐人墓の研究史 深堀唐人墓については、旧長崎県立図書館に所蔵され、現在長崎歴史文化博物館に伝わる古賀十二郎の「長崎名家墓所一覧」と題された未刊の覚書に墓所の記述があり、呉五官墓の銘は「同邑 寛永季冬念日 錦州五官呉公墓 孝男」と今日紹介されている読み方とは異なる読みがなされている（宮下2012）。その後李獻璋はこの銘文を「同邑 節川五官呉公墓」とよみ、この呉五官は1606（慶長11）年から1616（元和2）年の間に7回にわたり江戸幕府から朱印状を受けてインドシナ方面に渡航した長崎の代表的貿易家五官の事ではないかと推定した（李1991）。いっぽう坂井隆は長崎及び近郊の中国人墓の分布と形態及び墓誌について検討を行った（坂井1996）。中国人墓の形態を亀甲墓、蒲鋒型墓、石塔墓に三分類し、呉三官墓を石塔墓系に、呉五官墓を蒲鋒型墓系に分類し、呉三官墓が長崎では最古の中国人墓であることを指摘した^{註1}が、銘文には疑問を呈した（坂井2001）。

以下の記述は墓地の各部位の名称は田中編2014に準拠した。

（1）呉三官墓（図4、写真2）

現在の菩提寺墓地の東側にやや離れて単独で所在する。周囲は住宅と畑地によってかつての地形を失っているが、広い谷の奥に短く伸びる狭い尾根の先端上部にあたる。墓碑銘には「三官」という記載はない。それにもかかわらず呉三官墓といわれるのは菩提寺に収められている位牌に「三官慧林智芳禪定門」とするされ、墓碑銘の戒名とその位牌の戒名が一致するからである。しかしそもそも日本の仏教に倣った戒名が刻まれている点は異例である。

中心に墓碑があり、それを支える台石と周囲をほぼ正方形に画する平たい板状の部材を建て並べている。その部材は石材ではなく五島などで「天川漆喰」と呼ばれる中国漆喰で作られた人造の漆喰板であると考えられる^{註2}。墓碑は台石に柄突起を作って差し込んでいる。背後には墓丘が存在した可能性があるが、現状の位置には墳丘や前庭が存在する余裕がなく、墓碑以外はのちに改変をうけた可能性がある。

墓碑は底面の柄突起を除くと、正面高さ62cmを測り、やや高い未加工の後頭部で高さ64cm弱である。幅約49cmで、正面形は上端の両角を斜め45度に断ち切った方形の立碑である。悟真寺墓碑分類のA形式にあたる隅切方頭形である（田中編2014）。石材は安山岩で、正面下部には須弥座が浮き彫りされ、両端の蝶足内側に雲気の表現があり中央は蝙蝠座である。両側面から上面にかけては自然面を遺しており、背面は全くの自然面にして滑らかな円礫面をなしている。厚さは基部で18～19cm、頭部で18cmほどである。この墓碑を中国で作って輸入したのであれば、このような中途半端な仕上げにはならないだろう。おそらく在地の石を使って、このようなデザインを熟知し、このような技法を使うことのできる中国人石工の手になるものと推定される。墓碑の正面に縁帯を全周させ、その内部に銘文がある。縁帯の幅は両側面、上面、隅切部何れも幅5cmで同じ幅である。悟真寺の型式要素分類の縁帯a類にあたり、最古の一群と同じ特徴である（田中編2014）。正面と側面の整形範囲は研磨ではなく細かい敲打で仕上げている。柄突起の幅はかなり広く幅34cmをはかる、突起の深さは測っていない。

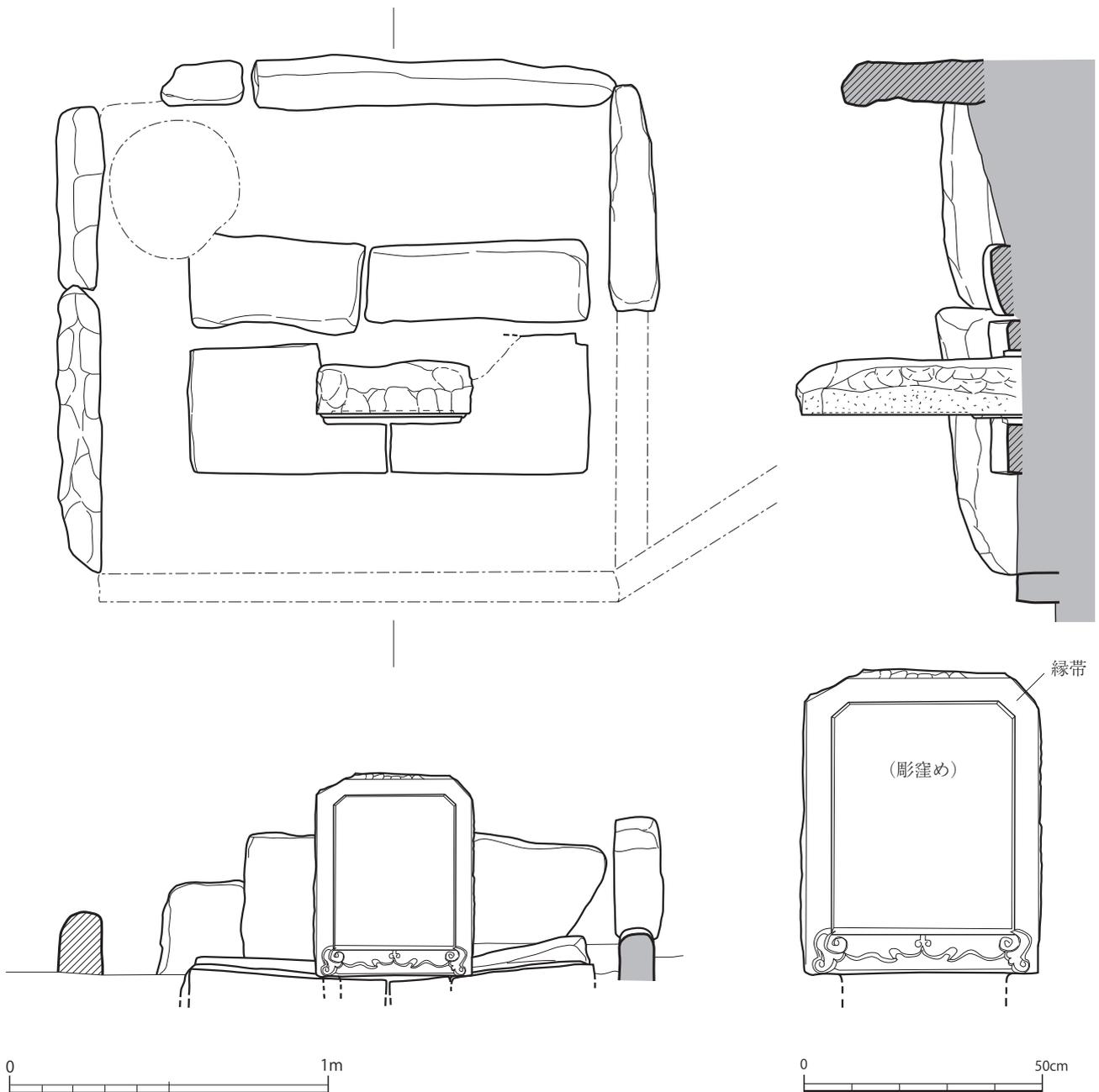
碑文 正面碑面部上部右から「長崎」、中央に「慧林芳智霊位」、右に「故兄権三郎呉君墓」、左に「元和五年己未孟冬立」と記され、1619（元和5）年10月に兄呉権三郎の墓碑を弟が作ったことが知られる。死者には日本風の「権三郎」と云う名と、仏式の戒名と「霊位」という脚字が刻まれている。兄と書いているところから墓を建てたのは弟の呉五官と推定されている。本来なら出身した故郷の地名を書くはずの位置に「長崎」とあり、呉五官の兄ならば同様に福建省同安県出身として「同邑」と刻むはずであるのに不審である。坂井1996もさきにこの疑問を呈している。また権三郎という日本名を刻むのも異例であり、中央に中国名ではなく日本式の戒名が刻まれるのも極めて異例である。以上の

ように碑文の内容表記の仕方は、その後の唐人墓の碑文とは異なり、極めて異例である。

台石 墓碑を建てるために基部に4つの方形の部材を用いて、幅125cm奥行75cmの長方形の台石を配置している。前方の2枚は幅60cm、奥行40～45cm長方形の安山岩の1角を墓碑の柄突起が入るように方形に割とって並べている。後方を固める2枚は前方の物より分厚いが、これは中国漆喰で作られている。

外周施設 幅180cm、奥行170cmのおおよそ平面正方形の囲いを、中国漆喰の板材を利用して奥壁2枚側壁2枚で作っている、前壁と側壁の一部は消失して現在コンクリートブロックに置き換わっている。周囲の方形の漆喰囲みは、類似した例が長崎市崇福寺の18世紀後半の唐人墓に見ることができ、おそらくその時期に後補されたものと推定される。台石後方の2石が漆喰製であることも、台石が墓碑を安定させるための後に補われたことを推定させる。

図4 深堀呉三官墓（20分の1）



墓碑拡大

写真2 吳三官墓



小括 吳三官墓の特徴をまとめると、①隅切方頭形で縁帯を作って碑面を区画し、下部に須弥座を表現する墓碑のデザインは極めて中国的である。1620年前後の日本国内にはないデザインである。②その製作技法も表面を細かい敲打で仕上げる点で異なっている。③しかし石材と背面を自然面のまま

残す点は不自然である。少なくとも中国人石工による日本の石材を使った墓碑と推定される。④被葬者は呉三官と通称された唐人であり、呉五官が弟であるならば出身地は福建省同安県であるはずだが「長崎」と記載されている。⑤日本風の戒名が刻まれている碑文は異例中の異例である。⑥台石と周囲の方形区画は中国漆喰の板が多用されて、長崎市崇福寺の18世紀後半の墓地に見かけられる構造物であり、その時期に改修された可能性が高い。

(2) 呉五官墓 (図5・6、写真3)

菩提寺の山門から南にややなれた低い尾根の先端に作られている。菩提寺の境内墓地とは離れた位置に単独に選地している(図2)。巨大な唐人墓で、中軸線で測ると外周石垣の上端から前庭石敷きの手前の段石の端まで約780cm、前庭石敷きの幅約330cmである。高低差も前庭石敷き上面と外周石垣上端とで約280cmを測る。外周石垣の背後および両側には現状では土手あるいは溝等はなく、そのまま尾根が上昇していく。墓碑正面は、やや東によった北を向く。

墓碑 中央やや奥の供物台上部の一枚石に、墓碑に柄突起を造り出してはめ込まれている。柄突起を除き高さ98cm、厚さは22cmで平均し、頂部は水平、断面は方形である。両側の墓耳と一体に造り幅は墓碑本体71cm、墓耳と合せて幅109cmである。左右の墓耳の外側の肩にも二段頂部をつくる。墓碑本体は頭部左右を丸く二段に整形した悟真寺墓碑分類のG形式にあたる二段頂形である(田中編2014)。碑面は正面のみで一段約1cm低くなり、周囲に縁帯がめぐる。縁帯の幅は両側面、上面、二段頂部の何れも幅約5cm弱で同じ幅である。悟真寺の型式要素分類の縁帯a類にあたり、墓碑の形式は呉三官墓と異なるが、縁帯は最古の一群と同じ特徴である(田中編2014)。両側の墓耳にも縁帯が全周し、内部に花卉を生けた花瓶の扁平な浮き彫りが左右対称に表現されている。墓碑の下部には退化した須弥座が表現され、蝶足と雲気が浅い浮彫で表現されている(図7)。正面と側面および背面の整形は研磨ではなく細かい敲打で仕上げている。呉三官墓碑の仕上げと同じ技法である。柄突起は幅71cm、厚さ19cmである。石材は安山岩である。墓碑の前に水盤が置かれていたが、墓地に本来伴うものではない可能性が高いので、作図は省略した。

墓丘 墓碑の背後の石製の亀甲形の蓋石を以て墓丘を表現している。墓碑の背後は長円形のすぼまりを断ち切り、奥向き先端は丸く仕上げている。長さ193cm、最も高いところで45cm、幅は断ち切部で92cm、最も広いところで108cm。底面は平坦である。一石からなり石材は安山岩。この墓丘の下には4枚の長方形の平石が敷かれている。長さ215cm、幅約140cm、厚さ10数cm以上で、いずれも安山岩製である。手前に3石を中軸線と平行に並べその奥に1石を直交して配置する。

外周施設 亀甲形の墓丘を取り巻く馬蹄形の外周施設は人頭大の角礫を使用した石垣からなる。平面形は正確には馬蹄形というより隅丸方形に近く、手前でやや広がり、そのまま側壁上の石垣に連続する。石垣は上に向かって外側に傾斜するように直線的に積み上げている。石材は安山岩系や砂岩系の一定しない角礫をもちい、面を内側にして積み上げたもので、粗雑な積み方であり、築造当初の石積ではない可能性もある。側壁上面はかなり大型の石材を用いている。外周施設に囲まれた平面は土床で、供物台の背後から奥に向かって15cm程度上昇する傾斜をなしている。傾斜をなす点は唐人墓の特徴の一つである。石垣は墓碑の両側では高さ60cmほどであるが、最奥部では高さ約170cm程度となり奥に行くほど高くなるように構築されている。

供物台 墓碑の前面には供物台がはめ込まれている。前板と天板からなり、前庭上面からの高さは100cm、天板の幅は192cm、高さ21cm、奥行82.5cmの長方形の一枚石で、墓碑の柄突起をはめ込む部分が幅78cm、奥行20cmと方形にえぐられている。文様等はなく全面上面とも細かい敲打で仕上げている。前板は幅192cmと天板に合わせて作られ、高さ78cmの一枚石で、天板の下に面を合わせてはめ込まれ

ている。正面に三区画のくり込みがあり、そこに各一か所に同じデザインの両耳付長円形の中央がくぼむ耳環を石で表現したような文様が浮き彫りされている、三か所のうち左右の二ヶ所は寸法も同じ規格であるが、中央はやや狭く作られている。側板はなく両側は側壁の石材で挟まれている。前板と天板の石材は安山岩である。

前庭と側壁 前庭は床面の高さの異なる2面からなり、その前面に階段状の踏板を一石おく。高さの異なる2面のうち上面は供物台前面の一石で、供物台の側面からそのまま前方に62cmのび、両側には側壁に挟まれる。下面は前庭の面積の大部分を占める幅330cm、奥行255cmの空間で、16枚の長さと同幅の異なる長方形の石材を組み合わせて石敷きの前庭を構築している。踏板石は幅183cm、奥行53cmである。

側壁は供物台の両側から前庭上段を一枚ずつの石で挟むところから始まって、一度外側に屈折する。その屈折して正面を向く面も左右一枚の切り石を使っている。そこから再び正面に向かって屈折し、前庭下段を挟む。両側共に5枚の方形の切り石を縦に並べる。さらに前庭下段の正面ラインの内側で、もう一度外側の屈折し、切り石一枚を正面に向けて立てる。側石の上部には面をそろえて一段ないし二段積まれているが、二段目以上は積み直された可能性がある。側壁正面左側の最も外側の石垣は明かに後世に改修されたものである。前庭と側壁の切り石に使われた石材はほかの加工を施した石と同様の安山岩を使用している。

碑文 墓碑正面の彫窪めの中に碑文が刻まれている。表面の風化が激しく、肉眼観察と拓本でも読めない文字が多い。銘文の観察は三谷紘平と大石一久両氏に、採拓は大石が行ったことを明記しておきたい。その結果、従来の読み方とは異なる結果を得た。正面碑面部上部右から「同邑」、中央に「錦川五官呉公墓」、右に「寛永拾貳乙亥年・」とあり、年の後に「季冬念」とも読めないことはないが、判然としない。左にも文字列があるが判読できない。判読の結果「節」と読まれていた文字は「錦」であり、年号も「寛永十二年」と読めることが判明した。寛永12年は西暦1635年であり、従来考えられてきた寛永14年1637年説より2年さかのぼることとなった。ただし右列はかなり磨滅しており、上部と中央の文字ほどはっきりしない。「同邑」は被葬者の呉錦川五官が明代の福建省泉州府同安県出身であることを示し、五官の本名が呉錦川であったことが明らかになった。「錦」の読みは古賀十二郎のかつての読みが正しいことが判明した。「寛永拾貳乙亥年」という読みについては問題をはらんでいる。この年代は菩提寺にある位牌の背面に記され五官の没年と推定されている「寛永十四年六月十九日」と一致しないからである。位牌には墓碑に記されていない五官の戒名が記されており、菩提寺に呉五官についての一定の情報が伝えられていた可能性が高く、「寛永十四年六月十九日」という年月日もなんらかの呉兄弟に関わる意味のある年代である可能性が否定できないからだ。この呉五官の没年についての墓碑と位牌の齟齬に関しては今後さらに検討が必要であるが、調査の結果として「寛永拾貳乙亥年・」と読めることを報告しておきたい。

小括 呉五官墓の特徴をまとめると、①墓碑は二段頂形で縁帯を作って碑面を区画し、下部に三官墓に比べて退化した須弥座を表現し、墓耳を一体で造り出す。墓耳の正面には花瓶の表現がある。②その製作技法も表面を細かい敲打で仕上げる点で三官墓と同じ技法を用いる。③背後に亀の背を長くしたような石製の墓丘を造り、正面にも供物台をつくる。④前庭は高さを違えた2段平面で、それに合わせて側壁も屈折して広がっていく。下部は切り石、上部は積石を用いる。⑤墓碑背後の墓丘を乗せる面は緩やかな奥に向かって上昇する斜面となり、墓丘を囲む外周石垣も側面から次第に奥に向かって高くなるように積まれている。⑥被葬者は呉錦川、五官と通称された福建省泉州府同安県出身の唐人である。あらたに没年が1635（寛永12）年であることが判明した。

図5 深堀吳五官墓

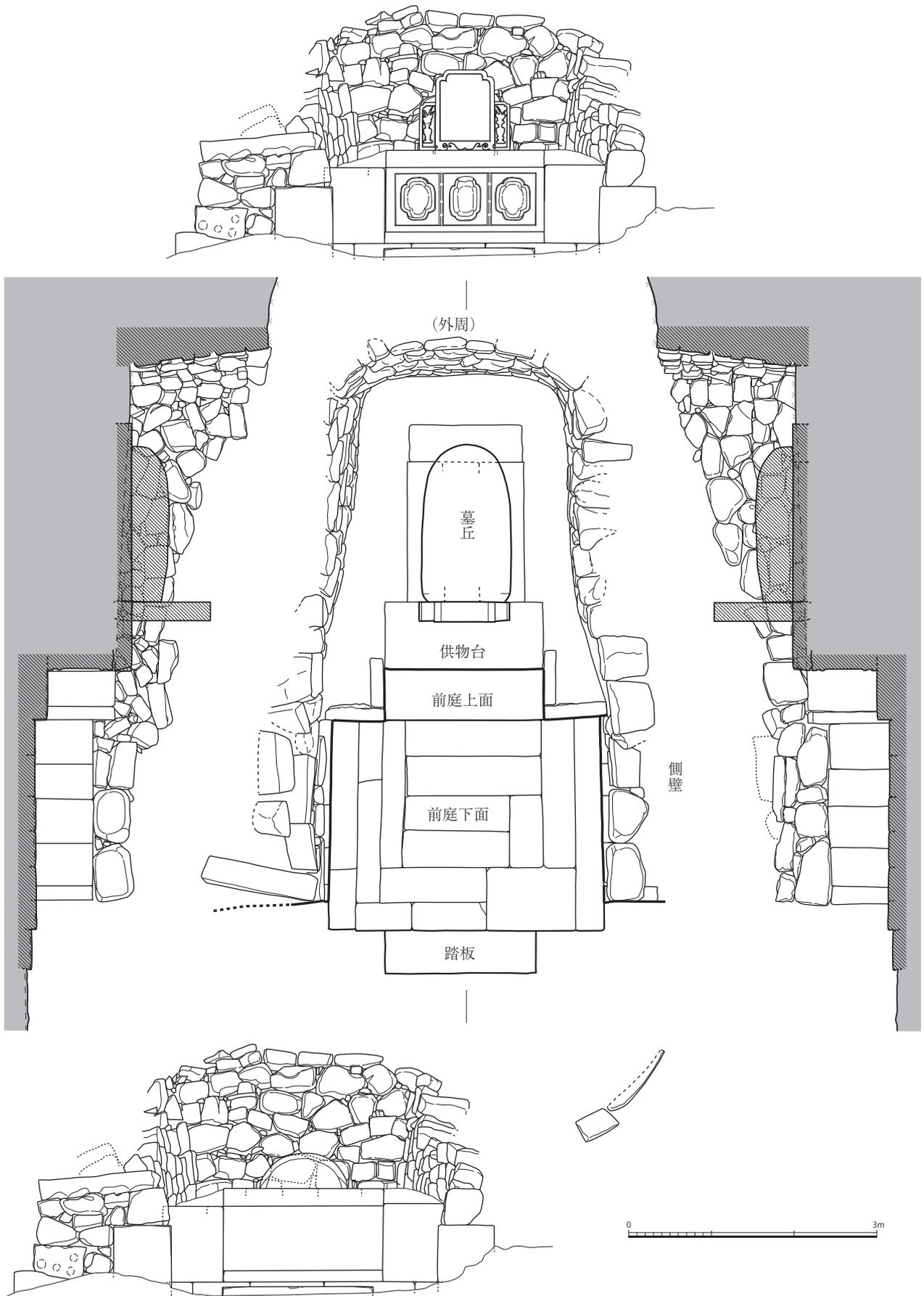


図6 深堀呉五官墓（中心部のみ）

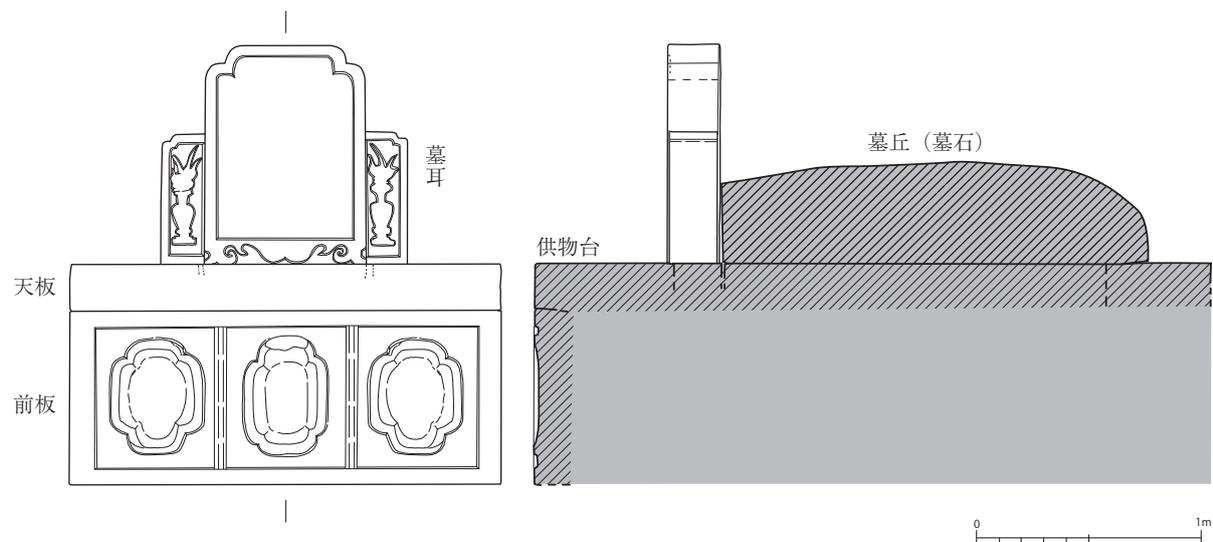


写真3 呉五官墓





写真4 墓碑拓景



邑 同

(大石一久採拓)

錦川五官呉公墓

寛永拾貳乙亥年

●
●
●
●
●
●

4 考察

以下に深堀の二基の唐人墓について初期の唐人墓と比較しながらその特徴と、あらたに半面した点に触れておきたい。

(1) 立地 呉三官墓、呉五官墓とも山頂から下るゆるい尾根の先端に立地する。墓碑の前方に存在する谷あるいは河川から、尾根上の斜面を上昇してくる「気」を受け止める立地で、五官墓では墓丘自体が斜面になるよう作られている。風水にかなった立地といえよう。同じ時期の熊本県高瀬・伊倉周辺の3基の唐人墓、長崎稲佐悟真寺の17世紀前半の唐人墓もいずれも山稜の尾根上あるいは斜面の高い位置にあつて群集することなく、一基ごとに別々に築造されている(田中編2014)。呉三官墓と呉五官墓もその例外ではなく、兄弟の墓であっても別々に選地されたことに、中国南部の風水的選地との共通点を見出すことができる。しかし一方で、呉三官と五官が日本風の仏教式戒名をもつとこ

ろから、菩提寺によって葬儀がなされそこに祭られたことが明らかである。風水的な選地がなされたとはいえ、菩提寺の近接地に墓地が設けられたことは、菩提寺と呉家との関係が日本的な旦那寺の関係を持つものであったことを示しており、墓の立地には中国と日本双方の事情が反映している。

(2) 墓碑形式 呉三官墓の墓碑形式は隅切方頭形であって縁帯の幅が等しい悟真寺墓碑分類のA型式の縁帯a類にあたり(田中編2014.p19)、悟真寺墓地の1627(寛永4)～1652(承応元)年銘の墓の特徴と同じであり、その特徴が1619(元和5)年までさかのぼることを示した。ただし完成しているのは正面のみで、側背面は自然面を残したままであって、このような自然面をのこす墓碑は、唐人墓としては熊本県玉名市伊倉の謝振倉墓の墓碑と本例しかない。

呉五官墓の墓碑は二段頂形である。悟真寺墓碑分類のG形式にあたる。墓碑頂部のこのような特徴は長崎市内の唐人墓では18世紀の特徴として知られている形式であるが、縁帯はa類で古い特徴をとどめており、下部に退化した須弥座表現が残るのも古い墓碑の特徴といえる。18世紀に流行する形式が17世紀前半にすでに伝わっていたことを示している。

また墓碑下部の須弥座の表現は、今のところ日本国内には深堀の二つの唐人墓以外では熊本県玉名市郭濱沂墓とあわせて3例しかない(図7)。当時外国であった沖縄県の一例を合わせても4例に過ぎない。1619(元和5)年から1635(寛永12)年のあいだにも、省略が進行しており、その後の墓碑にこのような表現は見いだせなくなる。

(3) 墓地様式 呉三官墓の築造当初の墓地全体の様式は不明であるが、墓碑以外は後世の18世紀後半ごろに補われたものと推定される。18世紀後半の段階で中国漆喰の板材を方形にめぐらすことは、すでに指摘するように長崎市内の唐人墓地、特に崇福寺墓地で認められるものである(写真5)。その影響は大分県臼杵市大橋寺の陳氏供養碑にも認められる。外周施設の必要を意識したものであろう。

呉五官墓は墓碑両側の墓耳の形象、供物台の設置、長円形の墓丘の傾斜をつけての設置と、奥に行くほど高くなる石積つくりの外周施設の建設、前庭と屈折して前方に開く側壁の形状等から見て、筆者が華南様式の定義した(田中編2014)中国福建省を中心にした地域の墓制そのものである。デザインや敲打調整の多用などの特徴から中国、おそらく呉三官五官の出身地である福建からの石工の招聘、あるいは墓地選定と墓所つくりのために風水師を招いて作った可能性さえ考えていいのかもしれない。類例は熊本県玉名市郭濱沂墓と林均吾墓に見ることができ、特に前庭と側壁の構築は、1619(元和5)年から1635(寛永12)年までに作られた唐人墓の特徴であるといえる。

(4) 銘文 すでに指摘したように、呉五官墓については碑面上部に出身地、中央に被葬者名、右におそらく没年月日、左側には碑をたてた息子の名前が刻まれていたものと推定される。このような銘文配置は長崎稲佐悟真寺墓地の17世紀の唐人墓で数多く認められる銘文配置の形式である。いっぽう呉三官墓は上位に出身地とは思われない「長崎」の地名、中央に日本式の戒名、右に被葬者の氏名、左に没年と重なる碑の建立年月を記す。唐人墓でありながら異例の表記を行っている。

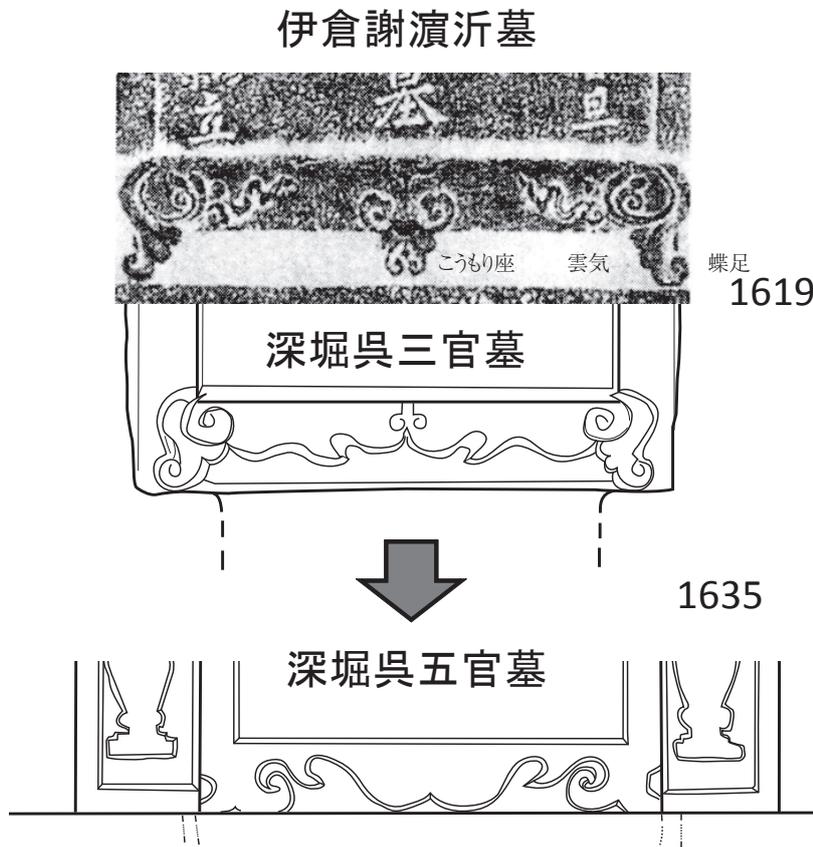
両者とも元和と寛永という日本年号を使用している。これは一見不思議な表記であるが、17世紀の日本の唐人墓ではふつうにみられる現象で、明年号を使う例は極めて少ない(田中編2014)。呉三官、呉五官などは、貿易でやってきて日本で偶然亡くなった唐人ではなく、日本で生活し、亡くなくても墓を建ててくれる子孫を日本に残したという意味で、日本に定住した唐人すなわち初期の華僑の墓地といえるだろう。

(5) 日本における唐人墓の始まり 本稿で報告した深堀呉三官墓は、熊本県玉名市伊倉所在の郭濱沂(肥後四官)墓とならび、現存最古の記年銘をもつ唐人墓である。その年代は1619(元和5)年である。墓碑の形式はその形態と須弥座意匠の類似等から見て、後世に作られたものではない。石碑と

して一面のみしか整形していない造りや、長崎地名の記載や日本風の戒名が刻まれる点など、異例な点が多いが、後者は唐人墓碑の最初期の銘文において、中国風の要素と日本風の要素をどう結合するか明確ではなかったことを示していよう。呉三官墓以後の墓は出身地を上位に中国風の実名表記を中央に記すが、年号は日本年号を使用するという形式に統一される。おそらく1619（元和5）年以前の唐人は、キリシタンであればキリスト教風の墓制で、そうでなければ日本風に仏式の戒名を記して日本風の墓制で葬られていた可能性が高く、今日16世紀から17世紀初頭の唐人墓が発見されないのはそのような事情によると筆者は憶測している。今後銘文配置の成立過程を比較研究する課題が浮かび上がるが、呉三官墓はその際にはその異例さを説明できることが求められる試金石となる墓碑である。

さて深堀呉三官墓と伊倉郭濱沂墓は当時唐人町が存在した佐賀藩（鍋島氏）領深堀と熊本藩（加藤氏）領伊倉に所在している。有力西国大名が貿易を依頼した有力な中国人貿易商人を、各大名領の貿易港に招いて、そこを本拠に長崎経由で海外貿易をおこなったことは中島楽章氏の研究（中島2009）に詳しく、中島氏は郭濱沂墓を1610年代に朱印船貿易をおこなった肥後四官に比定した。いっぽう深堀の呉氏の墓については李獻璋氏が呉三官と五官を兄弟としたうえで、呉五官を1606（慶長11）年から1616（元和2）にかけて7回にわたり朱印船を東南アジアに派遣した唐人五官ではないかと推定した（李獻璋1991）。その当否はさらに検証が必要であるが、深堀呉五官墓や伊倉郭濱沂墓はその規模、デザインなどからみて、朱印船貿易家の墓にふさわしい内容の墓である。なお熊本県の玉名の唐人墓はいずれもその後祭祀が途絶えて荒廃していたことが明らかであるのに対し、深堀の唐人墓については呉三官の墓が18世紀後半に改修されることや、呉五官の墓が荒廃することなく保存され、位牌が菩提寺に奉納されているところから見て、子孫が江戸時代を通じて日本国内にとどまり、祭祀を継続した可能性が高く、その方面からの研究が待たれる。

図7 墓碑須弥座の変化



なぜこのような唐人墓が1619（元和5）年に出現するのか。以前この問題についてキリシタン禁制との関係という側面から検討したことがあった（田中編2014）が、華人社会の形成という側面から考えてみたい。16世紀以来多数の唐人が日本に渡来し、なかには定住する唐人も多く、鎖国以前には出身地とのつながりを維持する唐人が多かった。そうすると彼らが日本で亡くなった時どうしたのであるか。子孫が出身地にいる者は故郷に遺体をかえして埋葬されるであろうが、子孫を日本に持った者は日本で埋葬されるに違いない。その際どのような埋葬が行われるのか。唐人が彼ら独自の宗教施設を持つのは長崎で興

福寺が1620（元和6）年、福濟寺1628（寛永5）年、崇福寺1629（寛永6）年とされているが、それ以前の1610年代から出身地ごとの郷党である「幫」が形成され、幫毎に媽祖などを中心にした祠堂がつくられ、初期の唐寺も仏教寺院と云うよりも媽祖信仰を中心とした祠堂の性格が強く、それが後に仏教寺院に発展したものであることは中村1973や李1991に詳しい。おそらく唐人墓地の出現は日本における華人組織の形成と密接な関係があるものと予想される。このような長崎の華人組織のネットワークに深堀や伊倉の華人商人が有力なメンバーとして加わることで、唐人墓の導入が可能になったと考えられる。

まとめ

本報告で明らかになった深堀唐人墓の特徴をまとめておきたい。

1. 呉三官墓は1619（元和5）年の日本唐人墓の中で最古の年号をもつ墓碑の一つである。
2. 呉三官墓の墓碑銘は戒名、日本名、日本地名を記載するなど異例であるが、墓碑の形式的特徴は中国人墓そのものであり、かつ最古の年代と矛盾しない。
3. 呉五官墓は典型的な華南様式の墓地である。年代は従来読まれていた寛永14年ではなく寛永12年1635年であることが判明した。また名も「錦川」が正しい。
4. 両者の立地は風水的な立地であるが、菩提寺に近接する点に日本の特徴がある。
5. 呉三官墓は18世紀後半に、当時の形式の外周施設を施す改修がおこなわれており、また菩提寺には位牌があり、日本に居住する子孫により祭祀が継続していたものと推定される。
6. 被葬者の呉氏は朱印船貿易家クラスの華人商人であったと推測される。
7. 1619（元和5）年に深堀と伊倉で唐人墓が出現するのは華僑社会の形成と関係があり、長崎の華人社会において華僑の組織である幫とその宗教施設である

写真5 方形区画



長崎市崇福寺墓地



白杵市大橋寺陳顕明供養碑

祠堂の建設がはじまり、その長崎華人のネットワークにつながることで、中国的葬儀の導入が可能になったと考えられる。

謝辞 金谷山菩提寺御住職大野幹夫師とご家族の皆様。調査に協力された大石一久、三谷紘平両氏には特に感謝します。

註1、坂井1996、坂井2001において、考古学的視点から初めて長崎および近郊の中国人墓の分類が試みられている。その中で深堀の唐人墓も紹介されている。

註2、中国漆喰は福建では「三合土」といい、油と牡蠣殻を混ぜて作るコンクリートのようなものである。五島ではそれを「天川漆喰」つまりマカオ＝中国式漆喰と呼ぶそうである。小値賀町の塚原博氏から教示。

文献（発表年代順）

- 中村質1973「近世の日本華僑」『九州文化論集2 外来文化と九州』平凡社
李獻璋1991『長崎唐人の研究』親和銀行ふるさと振興基金
坂井隆1996「港市長崎の考古学」『東南アジア考古学』16 東南アジア考古学会
坂井隆2001「長崎悟真寺の唐人墓地」『九州考古学』76 九州考古学会
平幸治2002『肥前の国 深堀の歴史』私家版（2012新装版 長崎文献社）
中島楽章2009「有明海の福建海商 - 肥後伊倉の明人墓をめぐって - 」『日本歴史』736 吉川弘文館
赤瀬博2012「佐賀藩領の村々」『新長崎市史』第2巻近世篇 長崎市
宮下雅史2012「唐人屋敷と新地」『新長崎市史』第2巻近世篇 長崎市
外山幹夫ほか2013「中世編」『新長崎市史』第1巻 長崎市
田中裕介編2014『キリシタン墓と中国人墓にみる大航海時代の外来墓制に関する基礎的研究』（科研費報告書）別府大学文学部
佐々田学編2015『深堀陣屋跡』長崎市教育委員会

【補記】本稿公表後、長崎歴史文化博物館において、古賀十二郎の覚書である『続長崎名家墓所一覽』を閲覧した。その中で「呉五官及び三官 深堀」という見出しで、以下の記載を見出した。時期の異なるかと推定される記述が2編同じ頁に残されている。全編をA、後編をBとして以下に記載する。

Aの最初の記載は位牌の記載を写したものと推定されるが、古賀氏が見た位牌は、現在菩提寺に置かれている位牌と異なっていることが、その記載の違いから分かる。Aでは「呉公」が「呉氏」となり、五官の年号が「寛永十二年乙亥」に訂正が入って「十四丁丑」になっている。おそらくの

A	五官續室浄連居士
	大明呉氏
	三官慧林智芳禪定門
	十四丁丑
	五官 寛永十二乙亥六月十九日
	三官 元和五己未十月廿七日
	碑面文字読むを得ず。依って深堀村長志波氏、全地菩提寺過去帳を取り調べて、次の如く報告せられたり。
	十九日
	十四
	続室常連 寛永十二乙亥六月 林氏とあるは呉氏なるべし
	十明林氏五官 或い子の誤記か
	廿七日
	慧林智芳 元和五己未十月
	林権兵衛兄

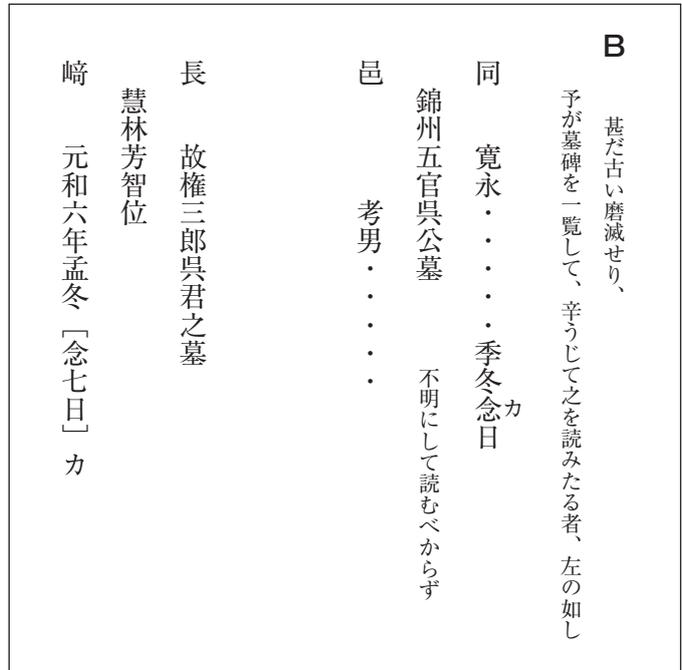
ちに位牌が作り直された際に銘文が現状のように整理されたものと推定される。

次の二行は古賀氏の注記でこの時点では碑文が読めず、菩提寺の位牌の記載を写したものと考えられる。その際深堀村村長の志波氏に、菩提寺の過去帳を調べるように依頼したものと推定される。その志波氏の報告が後段であろう。その過去帳でも死没年の記載に同じ内容の訂正が行われていることが分かり、三官の戒名の文字順が墓碑と同じく「芳智」が正しく、位牌の語順が逆転していることが分かる。

Bは次の機会に古賀が碑文を読み取った記載である。古賀は寛永以下の年数が読めていないが、我々の調査では読み取れなかった文字をいくつか読み取っている。五官の名前は「錦州」と読み取っている。

ABの古賀十二郎の覚書の記載がいつなされたものか明確ではないが、重要な情報を伝えている。まず①菩提寺に伝わる呉氏の位牌は、古賀氏の調査以後に新たに作りなおされていることがわかる。そのさい「呉氏」や五官の死没年が修正されていること。②過去帳の記載にも五官の死没年に訂正があること。③墓碑に刻まれた年号は、過去帳と以前の位牌に記載された年号である寛永一二年に一致すること。④呉五官名前の一字が「錦」であることは古賀氏とわれわれの判読は一致した。

以上の古賀氏の覚書と、今回の調査成果をあわせると、呉三官墓については同じ結論になり、位牌における戒名の文字の逆転は、過去帳から転記する際の誤記に起因することが明らかになった。呉五官墓については、従来「節川」とよまれてきた名前について古賀氏は「錦州」とよみ、我々も「錦川」とよんだ。「川」は現状で明瞭に読み取れるので、古賀氏が上の文字を「錦」と読んだことは、我々の読みを傍証するものといえよう。また死没年について我々は「寛永拾貳年乙亥」と読み、位牌の年号「寛永十四」との相違が気になっていたが、過去帳と古賀氏がみた古い位牌の記載に「寛永十二乙亥」の記載があり、碑文はこの年号刻んでいることがはっきりとした。そうなるとなぜその年代がのちに寛永一四年に訂正されたのか気になるところである。一四年はどんな年か、訂正の理由はなにか。あらたな問題が生じたことになる。



第2節 長崎市悟真寺の唐人墓

1 はじめに

前回の2012～13（平成24～25）年度の科研費調査では、長崎市稲佐悟真寺の17世紀代の唐人墓を中心に調査を行ったが、今回の調査は、19世紀までの唐人墓の悉皆調査をおこなった（図1）。17世紀中葉の唐人墓の成立期にはきわめて中国的な墓制であった墓の形態がどのように日本的に変容していくかを観察した。

調査は1900年までの墓碑造立年号を持つすべての墓碑の、概念図作成と計測および写真撮影をおこない、代表的な形式の墓碑については、10分の1の実測図作成をおこなった。その過程でいくつかの新事実が判明した。

図1 悟真寺墓地



調査経過 2014（平成26）年5月25日（日）、陳東華氏、大石一久氏とともに悟真寺祭壇を中心に調査、祭壇の石敷きに墓碑が転用されていることを確認した。8月19日（火）～25日（月）田中、白濱聡子（別府大院1年）、松園業穂（別大4年）、田中光子・鮫島葵（別大3年）のよって唐人墓の実測・写真撮影・各墓碑の計測と調書作成をおこなう。途中研究協力者竹田・荒木・末永・大石・野村・三谷も参加した。

2015（平成27）年3月1日（日）～9日（月）、5月2日（土）～6日（木）実測写真撮影、田中・大石・李桓、三

谷、白濱聡子（別府大院1年）、松園菜穂（別大4年）、鮫島葵（別大3年）、野田千輝（学部1年）参加。矢穴について市川氏の協力をえる。

2016（平成28）年8月21日（日）～24日（木）田中、長崎の唐人墓についての史料調査（長崎歴史文化博物館）をおこなう。

2 17世紀の唐人墓

筆者らは九州各地に残る唐人墓を網羅的に実測調査し、その成果の一部をまとめ^{註1}、日本国内の中国様式の墓地の分類と所在、および主要な墓地を報告した。その中で中国東南部、特に福建省を中心に分布し、かつて坂井隆氏が亀甲墓系と呼んだ^{註2}特異な形態を華南様式の墓地とよび、その様式は民族の垣根をこえて伝播する汎用性をもつこと、九州の初期唐人墓では風水思想にもとづく選地が行われていること、17世紀の唐人墓における日本年号使用の問題と出現当初の唐人墓への中国系工人の関与の問題を指摘した。これらの諸問題に対する研究成果は現在別府大学史学研究会の機関紙『史学論叢』47号に投稿中であるので詳細はさげ、今回の科研費の調査の成果を中心に述べる。

墓碑の新発見 悟真寺墓地H地区において、あらたに二基の1630年代の墓碑を発見した。この2基の墓碑は2012～13（平成24～25）年の調査時には草に覆われてわからなかったものであり、竹内と城田の調査時にも知られていなかったものである^{註3}。『長崎墓所一覧』を踏襲して番号を追加して、H地区49号墓碑と50号墓碑とした。H49号墓碑（図2、写真1）は浙江省出身の徐休泉を寛永15（1638）年に葬った墓碑で、基部には小型の矢穴が残されている。H50墓碑（図3、写真2）は江西省出身の高某を寛永11（1634）年に葬った墓碑である。ともに以前分類した17世紀の墓碑1-A期と1-B期の間を埋める資料である^{註4}。特にH49号墓碑の矢穴資料は年代を特定できる資料として貴重である。

図2 悟真寺唐人墓地H区49号

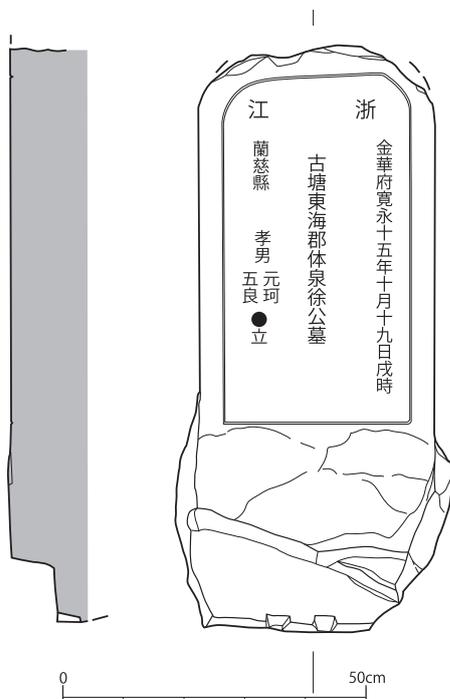


写真1 悟真寺H地区49号墓



図3 悟真寺墓地H区50号

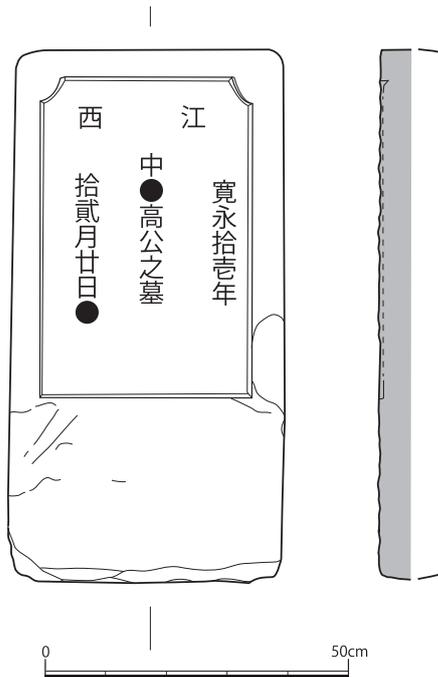
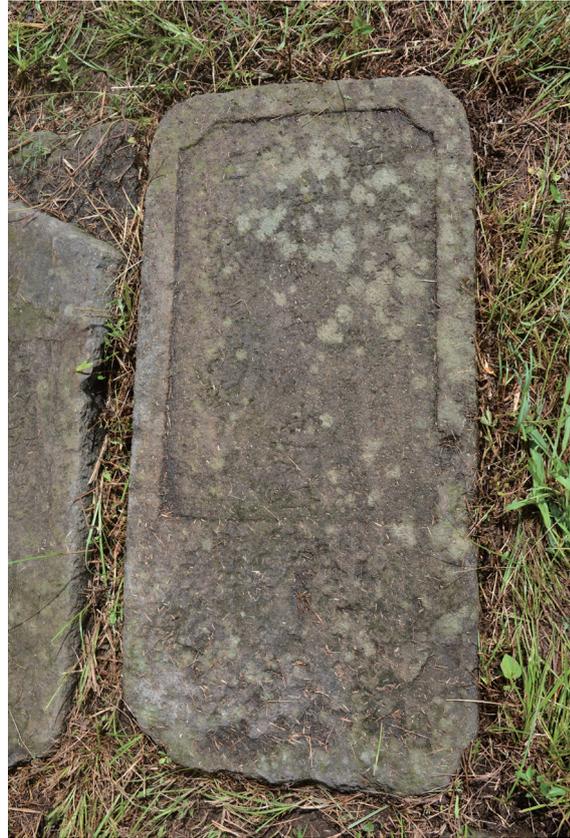


写真2 悟真寺H地区50号墓



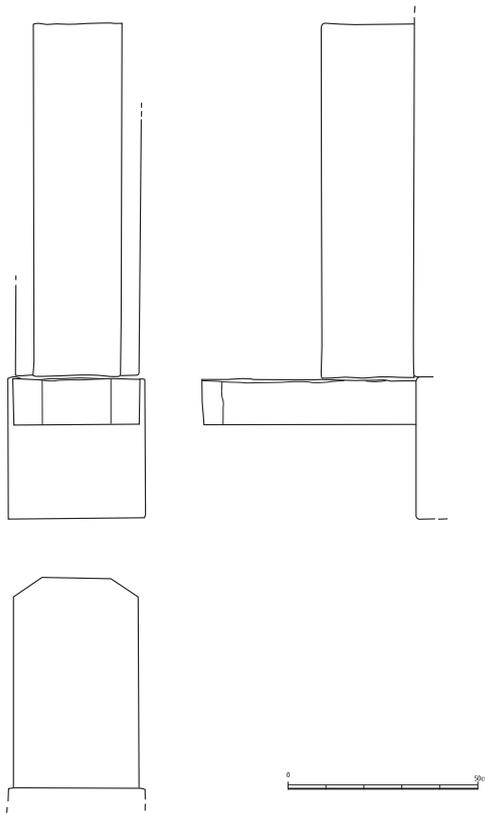
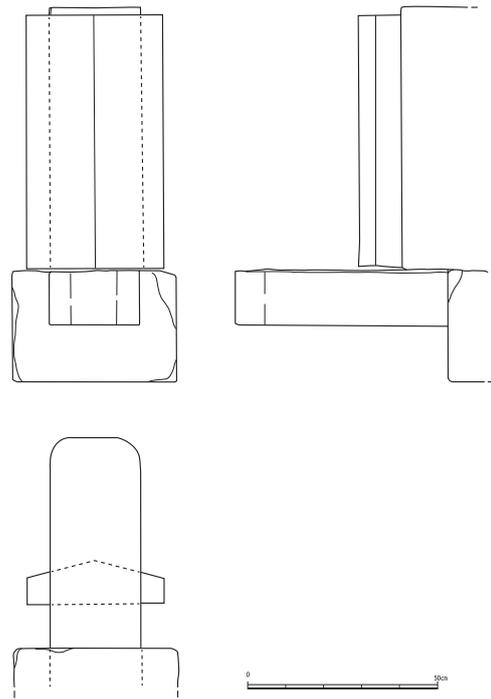
- 註1、田中裕介編2014『キリシタン墓と中国人墓にみる大航海時代の外来墓制に関する基礎的研究』（科研費報告書）別府大学文学部
註2、坂井隆2001「長崎悟真寺の唐人墓地」『九州考古学』76 九州考古学会
註3、竹内光美・城田征義1990『長崎墓所一覽 悟真寺国際墓地篇』長崎文献社
註4、田中裕介2014「長崎市悟真寺の唐人墓」『キリシタン墓と中国人墓にみる大航海時代の外来墓制に関する基礎的研究』（科研費報告書）別府大学

3 18世紀第2期の唐人墓（図4）

17世紀の墓碑にあたる悟真寺1-A～C期は坂井隆氏の第1期^{註5}に該当する。第2期は1689（元禄2）年以後の墓碑であり、18世紀の墓碑の大半が含まれる。1690年代から1750年代までの間には悟真寺には唐人墓地はほとんどなく、代わって崇福寺に埋葬が行われている。悟真寺では18世紀の唐人墓はA地区、H地区、I地区、D地区など、斜面域ではなく、平地に近い墓域に整然と列をなして配列する特徴を持っている（写真3）。墓碑の形式を崇福寺と悟真寺を通してみると17世紀以来の墓碑A形式が存続するが、量的には墓碑B形式の隅丸方形が多くなり、特に頂部の平坦が狭まり半円形に接近する。圭頭形のC形式、二段頂形の墓碑D形式とその両側に墓耳の表現された

写真3 悟真寺H地区の墓碑の並び



図4① 悟真寺I地区87号墓 墓碑A形式
蓋石IV類 (20分の1)図4② 悟真寺I地区4号墓 墓碑B形式
蓋石II類 (20分の1)

F形式が現れて後に主流になる。墓碑背面は正面同様に平坦に仕上げられるようになる。正面の彫窪めがなくなり、彫窪めの形態も先端が消失したり、意匠が単純化したものが現れる。蓋石は17世紀の墓碑を代表するI類の亀甲形がほとんどなくなり、基礎石の上に小型の切妻屋根形を置くII類形式が大半になる(図4)。その省略形ともいえる基礎石の無い切妻屋根形蓋石のみのIII類と、墓碑の背後に長方形の基礎石のみを置くIV類があらわれる。以上のようなおよその変遷を観察できる。

なお1689(元禄2)年から1739(元文2)年までの唐人墓碑が極端に少ないことがすでに坂井隆氏によって指摘されていた^{註6}。たしかに悟真寺ではその間半世紀の墓碑は存在しないが、崇福寺では墓碑銘を見る限り、1690年代2基、1700年代なし、1710年代1基、1720年代7基、1730年代11基の墓碑が存在している^{註7}。1690年代から1710年代には長崎の唐人墓はこのように減少しているが、1720年代からは崇福寺での埋葬が、そのご1750年代からは興福寺^{註8}と悟真寺で再び増加している。原爆で破壊された福濟寺墓地を考慮すれば、坂井氏の指摘は悟真寺に限定される可能性が高く、長崎の唐寺全体では減少はしていないと推定される。

第2期の唐人墓のこの時期における墓碑の特徴は、碑銘の年号に日本年号の使用がなくなることである(表1)。悟真寺においては1688年銘のI地区87号墓が「貞享五年」銘の表記を用いたのちには、1760年の合葬墓であるA地区40号墓が「日本宝暦十年」銘を用いた一例以外、すべてが清国の年号をもちいるか、あるいは干支を用い、日本年号は用いない。同様に崇福寺墓地でも、1679年の延宝7年号墓以後、特に1690年代以後は日本年号も中国年号も用いず、干支のみで没年を表示し、1710年代から「清」国号表記の使用、1720年代から中国年号(雍正某年等)の使用がはじまり、1730年代になると清年号の使用が大多数となって定着する。

図4③ 悟真寺I地区85号墓 墓碑C形式 蓋石IV類

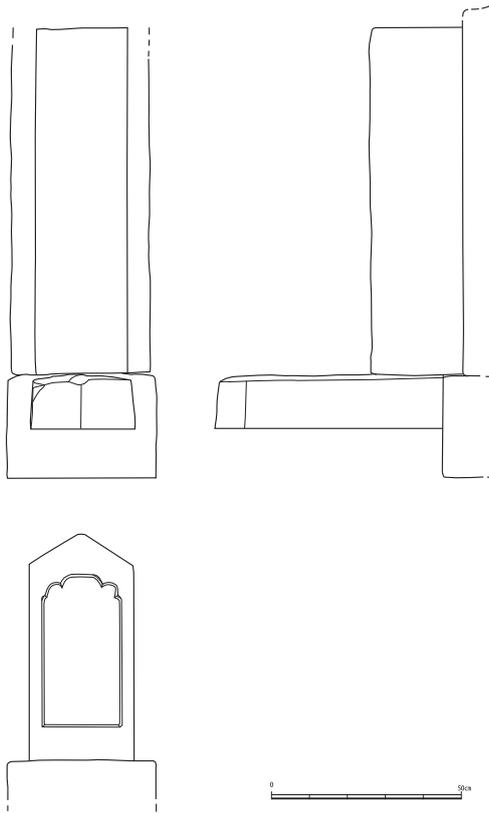
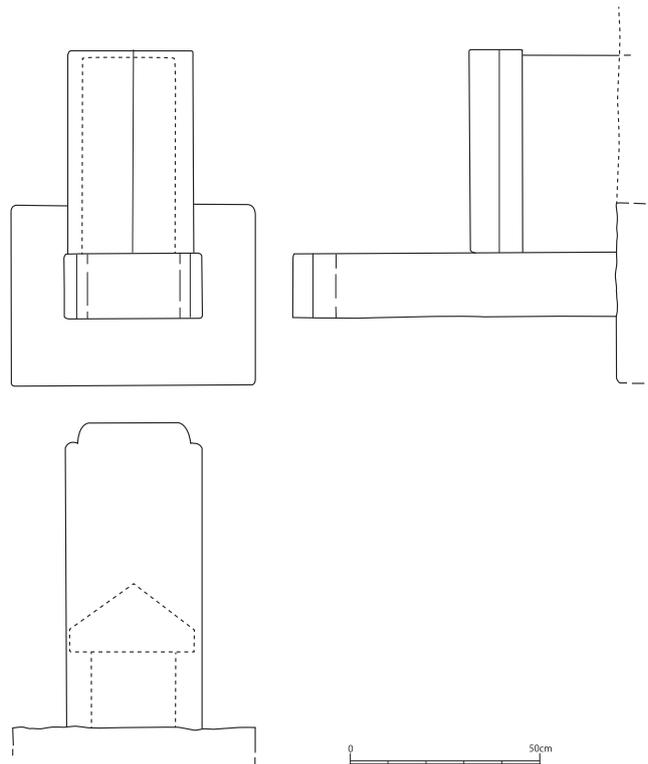


図4④ 悟真寺D地区17号 墓碑D型式 蓋石II類



註5、前掲註2坂井2001論文

註6、前掲註2坂井2001論文

註7、宮田安1986「崇福寺の唐人墓」『長崎華商泰益號関係資料』第二輯 長崎華僑研究会

註8、宮田安1987「興福寺の唐人墓地」『長崎華僑史稿（史・資料編）』第三輯 長崎華僑研究会

4 唐人合葬墓

A地区に存在する1760（宝暦10）年の73号合葬墓（写真4）は、巨大な華南様式の墓碑であることが実測の結果判明した（図6）。合葬墓の前面に立っているA地区40号碑は、本来A地区73号合葬墓の由来を記す碑である。この合葬墓は、1760年代に悟真寺の墓地が現在の形態に再整備された際に、以前の墓を改葬・合葬したものであり、墓地の中央に位置する点からみて、今日見る墓地の形成の端緒となったと推定される墓である。悟真寺墓地前の祭壇から石橋を渡ってこの合葬墓に直進するように当初配置されたものと推定される。現在は煉瓦堀によってかえって本来の構造が分かりにくくなっている。この合葬墓については、1780年代に長崎を訪れた司馬江漢の『西遊旅譚』^{註9}に長崎の名所として紹介されている（図5）。

現在は、石垣を巡らした基壇上に切妻屋根形の石造の巨大な構造物があり、それが墓丘にあたり、その背後に緩い円形の石垣が奥にめぐる。これは本来外周施設であり、のちに中央部の石垣を取り外して階段を取り付けている。墓碑に相当するA地区40号碑は基壇正面の階段脇に建てられている。また後方の外周施設の上にはさらに石造の石殿が設けられている。

前に置かれたA地区40号碑の碑文にはこの巨大な合葬墓が、1754（宝暦4）年に長崎に来日した清国の商人銭恵時を中心に1757（宝暦7）年ごろから清国船主の寄付や現物援助のもとに1760（宝暦10）に落成したことが記されている^{註10}。悟真寺の18世紀の唐人墓碑造立状況をしらべると表2のよ

表1 17～18世紀初頭の唐人墓墓碑銘一覽

時期区分	墓地名	地区-No.	墓碑形式	属性	銘文等	被葬者死没年月日(西曆)	備考	
1-A期 (1619～1639)	郭濱沂墓(肥後伊倉)		立碑A	隅切方頭 緑帯a	皇明 元和己未年仲秋吉旦 考濱沂郭公墓 海澄県三都男国珍采立	元和5 1619	福建省漳州府海澄県三都出身	
	呉三官墓(肥前深堀)		立碑A	隅切方頭 緑帯a	長崎 故兄権三郎呉君墓 慧林芳智 靈位 元和五年己未孟冬立	元和5 1619	福建省泉州府同安県出身か?	
	林均吾墓(肥後天水)		立碑C	円頭	龍郡 元和七年 林均吾墓 男新作立	元和7 1621	福建省漳州府龍溪県出身	
	謝振倉墓(肥後伊倉)		立碑C	円頭	大明 振倉謝公墳	—		
	悟真寺	D	55	立碑C	円頭 緑帯a	浙江 紹興府山陰縣 見江蘭君之墓 寛永四年立石	寛永4 1627	浙江省紹興府山陰縣出身 半円柱形の蓋石はキリシタン墓碑の形式に類似 亀甲形の背面に円形の浅い穴あり。蓋石は後補か。
				供物台(自然石)				
	悟真寺	I	101	立碑B	隅丸方頭	靖 寛永丁卯年八月十九日 韓次都之墓 □□……………	寛永4.8.19 1627.9.28	江蘇省常州府靖江県? (竹内・城田1990)
	悟真寺	I	103	立碑B	隅丸方頭 緑帯a	龍邑 寛永戊辰歲六月一日 我讓潘君墓 考男三孫四孫立	寛永5.6.1 1628.7.2	福建省漳州府龍溪県出身
	悟真寺	D	18	立碑C	円頭	漳郡龍邑 寛永己巳卒於 振峯洪公墓 四月二十日巳時立	寛永6.4.20 1629.6.11	福建省漳州府龍溪県出身
	悟真寺	M	36	立碑C?	円頭?	浙 寛永六年七月… 西安湖紹 男世…	寛永6.7 1629.7-8	浙江省衢州府西安県出身 (竹内・城田1990)
	悟真寺	I	83	立碑C	円頭	龍邑 崇禎三年正月十二日 養純翁公墓 男廣仔連奇三孫立	崇禎3.1.12 1630	寛永7年 福建省漳州府龍溪県出身
	悟真寺	I	102	立碑A	隅切方頭 緑帯a	泉郡同邑 寛永八年未十月初八日 濱廷曾君墓 考男世孫五孫立	寛永8.10.8 1631.11.1	竹内・城田1990は廷を廷、世を四の誤刻とする。 福建省泉州府同安県出身
	呉濱泉墓(肥前浦上)			立碑C	隅丸方頭	泉郡甫郁 寛永拾年癸酉五月二十日立 考濱泉呉先生墓 娘婚権平立石	寛永10.5.20 1633.6.19	古賀十二郎『続長崎名家墓所一覽』より 福建省泉州府出身
	悟真寺	A	50	立碑B	隅丸方頭 緑帯a	江西 寛永十壹年 中●高公之墓 拾貳月廿日●	寛永11 1634	江西省出身 新発見
	呉五官墓(肥前深堀)			立碑D	二段頂形 緑帯a	同邑 寛永拾貳乙亥年●●●● 錦川五官呉公墓 ●●●●……………	寛永12 1635	福建省泉州府同安県出身
墓耳								
王槐南墓(長崎西山)			立碑A	隅切方頭 火燈形	寛永一二冬至吉日 豫章肝白槐南王先生神墓 考男(略)同立	寛永12 1635	渡辺庫輔『投化唐人墓碑録』 墓碑形式は1—C期	
悟真寺	A	49	立碑B	隅丸方頭 緑帯a	浙江 金華府寛永十五年十月十九日戌時 古塘東海郡休泉徐公墓 蘭溪県 考男元珂五良●立	寛永15.10.19 1638.11.24	浙江省金華府蘭溪県出身 新発見	
悟真寺	祭壇		立碑B	隅丸方頭 緑帯a	同邑 崇禎十一年 齋實業公墓 八月初六日立	寛永15 1638	福建省泉州府同安県出身 緑帯はb型式に近くなる 初報告	
1-B期 (1640～1670)	悟真寺	M	26	立碑A	龍邑 寛永庚辰歲 故考話賓郭公墓 孝女招娘立	寛永17 1640	福建省漳州府龍溪県出身 官田1979によれば唐通事初代頼川藤左衛門の先妻の父の墓	
	悟真寺	I	82	立碑C	円頭 方形+ 火燈形	漳邑 生于萬曆己丑年五月初二■丙時 故考敬賓陳君之墓 卒于寛永十七年五月初六■	万曆17.5 (1589)生まれ 寛永17.5.6 1640.6.25	前後の石は当初のものかどうか不明 福建省漳州府出身
	悟真寺	D	68	立碑A	隅切方頭 緑帯a	漳 ■十四年■ 烏雄姚隆奇の墓 寛永十八年九月十三日立	(崇禎)14 寛永18.9.13 1641.10.17	福建省漳州府龍溪県出身 蓋石は本来のものではなく、切妻形であったと推定される。墓耳もあったと推定される。
				供物台	龍邑			

第3章 唐人墓の調査

時期区分	墓地名	地区-No	墓碑形式	属性	銘文等	被葬者死没年月日(西暦)	備考	
1-B期 (1640～1670)	悟真寺	I 85	立碑E	三角頭形 (板碑形) 火燈形	大明国龍武二年 崇明縣蔡賁宋之墓 六月十一日立	隆武2.6.11 1645	正保二年 江蘇省蘇州府崇明県出身 墓碑の型式は17世紀末	
			台石					
	悟真寺	F 51	立碑A	隅切方頭 火燈形	正保三丙戌年 榮宇歐公墓 正月初六卒 考男萬祿祀	正保3.1.6 1646.2.21	歐華字の子息か。	
	鄭東爾墓 (長崎大音寺)			日本式板碑形墓碑		龍邑 正保三年十一月二十日卒 顯考衷爾鄭公墓 考男久十郎庄作三藏奉祀吉立	正保3.11.20 1646.12.26	古賀十二郎『続長崎名家墓所一覽』 官田安1982『長崎墓所一覽 風頭山麓篇』長崎文 献社 墓碑形式は17世紀後半
	悟真寺	G 45	立碑A	隅切方頭 火燈形	龍溪下許陳村 明耿喪陳公墳 壬辰年孟冬立	承応元.10 1652.11	福建省漳州府龍溪県出身	
	悟真寺	F 53	立碑A	隅切方頭 緑帯b	承応壬辰歲拾貳月 華宇歐公之墓 念貳日吉立 衆勸記	承応元.12.22 1653.1.21	唐人墓地創建者の一人。	
			墓耳					
	崇福寺	A 18	石屋形	立碑	明 明曆丙午歲 新安歙邑德光方公之域 仲春望日	明曆2、 1656	安徽省徽州府出生 現在内部の墓碑の形式は18世紀前半	
悟真寺	G 72	立碑A	隅切方頭 緑帯b	漳龍 明曆三年二月十八日 我欽業公墓 考女進娘立 男藤右衛門七兵衛立	明曆3.2.18 1657.4.1	G71号墓と外周を共有。 唐通事2代日頼川藤左衛門の実父 福建省漳州府龍溪県出身		
悟真寺	D 54	石屋形	日本式板 碑形	萬治辛丑歲季夏穀旦 福城閩則發公墓 順治拾捌年男有瑞立	萬治4.6 順治18 1661	墓碑形式は18世紀の初めまで下るか		
悟真寺	G 71	立碑A	隅切方頭 緑帯b	寛文甲辰四年 歸真釋妙玄尼靈位 十一月廿二日考男藤右衛門七兵衛立	寛文4.11.22 1665.1.8	G72号墓と外周を共有。 唐通事2代日頼川藤左衛門の実父の妻		
1-C期 (1671～1689)	悟真寺	I 75	立碑A	隅切方頭 火燈形	鷺島 寛文辛亥年臘月吉旦立 明故考車公之墓 考男尚辭奉祀	寛文11.12.1 1671.12.31	福建省泉州府同安県厦門出身 キリシタン墓碑を蓋石に転用	
			供物台(水鉢あり)					
	悟真寺	I 89	立碑A	隅切方頭 (断面三 角) 火燈形	皇明 同安縣中在所德抗社 故考林公諱吉墓 辛亥年十二月十五日卒	寛文11.12.15 1672.1.14	福建省泉州府同安県出身 切妻形蓋石の転用の可能性大 干支の読みは竹内・城田1990による。	
	崇福寺	B 25	立碑	切妻形蓋 石	明 延宝乙卯參年 玉融汝默林公之墓 仲冬初八日卒	延宝3.11.8 1675	福建省福州府福清県出生	
	悟真寺	I 25	日本式笠塔婆形		丙午年三月念三日卒 何稱驥官林君之墓 考友陳善左衛門大串安左衛門	延宝4.3.23 1676		
	皓台寺吳崇宗墓 (長崎市)		石屋形	立碑A 隅切方頭 緑帯b	晉江 延宝陸年戊午 故考崇宗吳公之墓 正月念八日未時卒 考男吳市郎左衛門	延宝6.1.28 1678	渡辺庫輔『投化唐人墓碑録』	
	崇福寺	B 7	立碑	切妻形蓋 石	延宝己未年二月二十四日 明故孝武陵長卿顧公之墓 考男諒立	延宝2.2.24 1679		
	崇福寺劉一水墓 (長崎市)		日本式笠塔婆形		天和貳年歲次壬戌仲冬吉旦 故考一水劉公八府君之墓 考男彭城仁左衛門宣義百拜立	天和2.11 1682	渡辺庫輔『投化唐人墓碑録』 官田安1982『長崎墓所一覽 風頭山麓篇』長崎文 献社	
	吳世恩墓(長崎 大音寺)		—	—	天和二年壬戌拾一月十三吉 先考世恩吳公靈位 先妣母親杜氏靈位 大清国江南蘇州府崑山県人考男吳先祐立	天和2.11.13 1682.12.10	古賀十二郎『続長崎名家墓所一覽』より	
	悟真寺	I 95	立碑	方頭 火燈形	天和三年癸亥 歸真順空 霧 十月二十五日卒	天和3.10.25 1683.12.13	墓碑の上に別石がのるが、それは欠失	
供物台								
崇福寺	B 23	立碑	切妻形蓋 石	大明 甲子年十二月吉旦 北京玉明張公墓 ●●●●●	貞享3.10.17 1684	福建省福州府福清県出生		
悟真寺	D 29	立碑A	隅切方頭 火燈形	浙江温州府 ■享三年 王廷輔墓 十月十七日	貞享3.10.17 1686.12.2	年号の復元は竹内・城田1990による。		
		供物台						

時期区分	墓地名	地区-No	墓碑形式	属性	銘文等	被葬者死没年月日(西暦)	備考
1-C期 (1671~1689)	悟真寺	I 2	立碑A	隅切方頭 火燈形	貞享丙寅年 福清楊廷楚之墓 孟冬吉旦立	貞享3.11.1 1686.12.15	福建省福州府福清県出生 墓耳幅118cm
	悟真寺	I 87	立碑A	隅切方頭 台石	福州 貞享五年 東崎林高官 卒於戊辰年八月二十六日	貞享5.8.26 1688.9.20	福建省福州府出身
	魏一琰墓(長崎市西山)		立碑	方頭 火燈形	明 承応三歲次甲午十月初九日卒 故伯毓禎魏公六府君 墓道 故孝雙侯魏公九府君 元禄二歲次己巳正月十九日卒 考男永昌 清左衛門永時 清兵衛 永昭 同百拜立	元禄2 1689	唐通事鉅鹿家の祖
第2期	崇福寺	B 9	立碑	切妻形蓋 石	玉融 歲次辛未年季夏葬 瀚江于尊林公墓 壬申孟秋吉旦	1691	福建省福州府福清県出生
	崇福寺	B 10	立碑	切妻形蓋 石	福城 癸酉季春立 汝審陳公墓 考男擢振●合祀	(元禄4) 1693	福建省閩侯県出生
	崇福寺	A 22	立碑B	切妻形蓋 石	皇清 雍正元年季冬日 閩國學生考授州司馬世彩陳公墓 考男木本大立同立	雍正元. (享保8) 1723	福建省出生
	崇福寺	A 20	立碑B	切妻形蓋 石	江南 大清雍正三年歲次 徽州府休寧懸子明徐公之墓 乙巳仲春初三日立	雍正3.2. (享保10) 1725	安徽省徽州府休寧県出生
	崇福寺	A 11	立碑A 隅切方頭 火燈形	切妻形蓋 石	陽岐 歲次丙年 清待贈聲玉阮公墓 孟春穀旦 考男●●●●同立	(享保11) 1726	福建省閩侯県出生 死没年は宮田安「崇福寺の唐人墓地」による
	崇福寺	A 14	立碑B	墓丘あり	皇清 歲次丁未年三月二十日卒 候補州司馬閩中元禄林公之墓 考男●華立石	(享保12) 1727	福建省閩侯県出生
	崇福寺	A 16	立碑B	切妻形蓋 石	江左 享保一四年 清故處士孔疆鄭公之墓 仲春吉旦立	享保14 1729	江蘇省江左県出生
	崇福寺	A 10	立碑C	切妻形蓋 石	樂邑 雍正庚戌年●春穀旦 先考●●淑陳公之墓 嗣男道●奉祀	雍正8. (享保15) 1730	福建省長樂県出生
	崇福寺	A 1	立碑B	切妻形蓋 石	皇清 雍正庚戌年四月二十日戌時卒 三山時東葉公之墓 嗣男賜立石	雍正8.4.20 (享保15) 1730	福建省福州府三山県出生
	崇福寺	A 2	立碑B	切妻形蓋 石	三山 癸丑正月穀旦 先考國學生尚遠林公之墓 陽嗣男繼祖立	(享保18) 1733	福建省福州府三山県出生

() 内は復元推定値

日付の換算は内田正夫編著1994『日本暦日原典』第4版 雄山閣による。

出身地は竹内光美・城田征義1990『長崎墓所一覽悟真寺国際墓地編』長崎文献社

宮田安1986「崇福寺の唐人墓」『長崎華商泰益號関係資料』第二輯 長崎華僑研究会

うになる。18世紀の前半はほとんど唐人墓の造立がなく、1750年代に入ると急激に増加して、1770年代からは一定の埋葬が行われるようになる。それらの墓碑はほとんどが合葬墓の周囲に整然と並んで配置されている。おそらく悟真寺において1750年代に唐人墓地を清国の船員用の墓地として整備し、以前そこにあった17世紀の墓を整理合葬して、あらたに墓地形成がはじまったものと推定される。したがってA地区73号墓は、悟真寺墓地の現在の墓域が確定した端緒となった墓碑といえる。

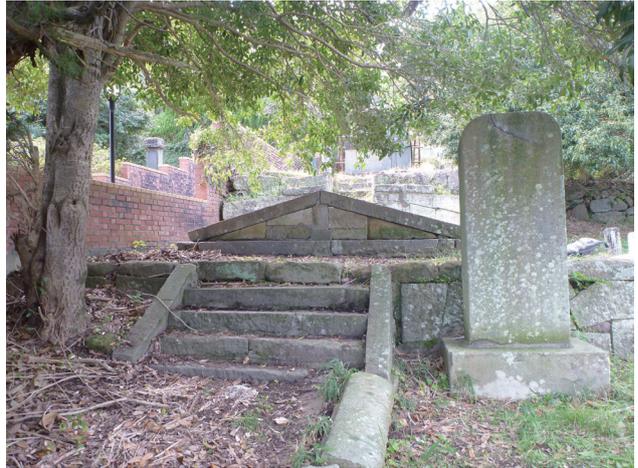
註9、司馬江漢1794「西遊旅譚」『江戸長崎絵紀行』1992 国書刊行会

註10、福宿孝夫・劉宇楓1987「長崎市稲佐山の悟真寺・国際墓地における唐人古碑類及び関連資料の解説」『長崎華僑史稿(史・資料編)』第三輯 長崎華僑研究会

写真4① 悟真寺A地区73号墓西側



写真4② 悟真寺A地区73号墓東側



5 まとめ

今回の調査によって、悟真寺墓地の形成過程が明確になった。第1期17世紀の墓地は、稲佐山斜面に風水思想に基づいて墓地を作り、その結果唐人墓が点在する景観が形成された。その後、1689年から1750年ごろまで

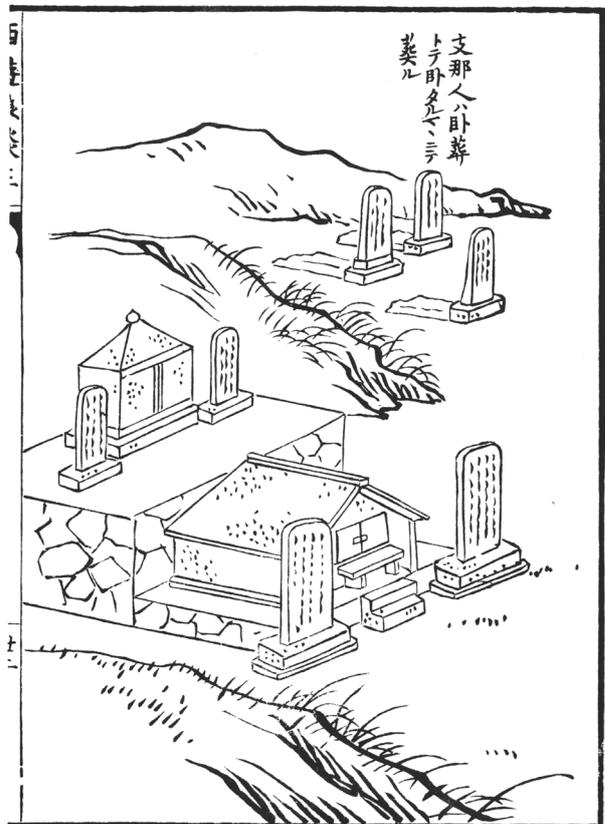
表2 悟真寺における唐人墓の造立数

年代	造立数
1700年代	0
10～19	0
20～29	0
30～39	1
40～49	0
50～59	12
60～69	26
70～79	40
80～89	39
90～99	29

のほとんど墓碑が建てられない時代をへて、1750年代に墓域を斜面から祭壇と蓮地に近い手前の平坦地に移し、中央に大型の合葬墓（A73号墓）をもうけて、それまでの墓を整理し、あらたに清国船員の墓地として出発し、以後100年以上その墓域に埋葬を行ったものである。ほとんどが縁者のいない男性船員であったので、墓地は風水とは無関係な何段もの列をなす墓地に変化したものと考えられる。そのご19世紀中ごろ以後は長崎に定着した華僑の家族墓地として墓域が斜面地に再び設けられていったと考えられる。

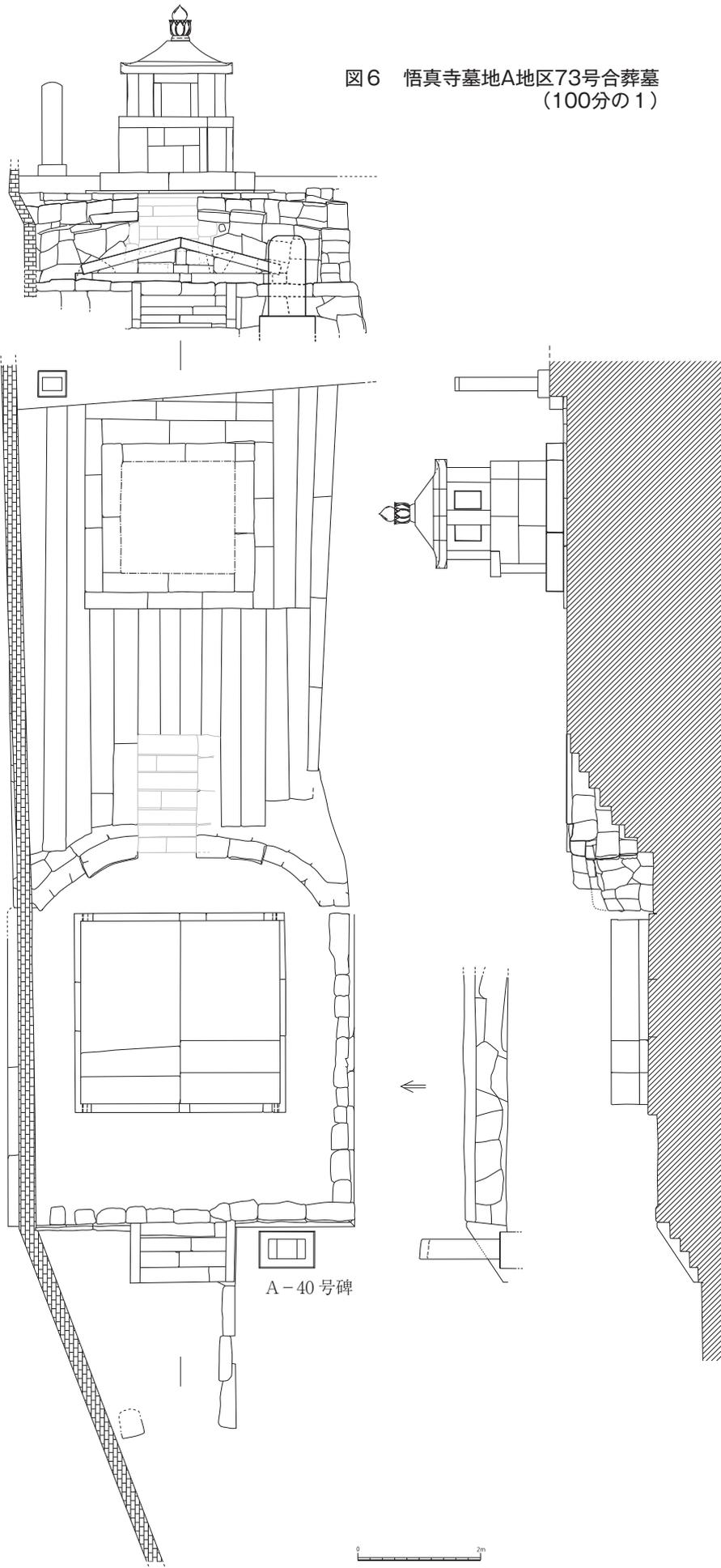
したがって現在の悟真寺唐人墓地は、そのような17世紀の第1期の墓地と18世紀中葉から19世紀の清国船員の第2期の墓地、19世紀中ごろ以後の開国後の第3期の中国人墓の3層の墓地が重なっている景観といえる。

図5 司馬江漢の描いた悟真寺墓地『西遊旅譚』



下がA73号墓

図6 悟真寺墓地A地区73号合葬墓
(100分の1)



第3節 岡山県津山市千年寺住職墓地^{せんねん}

1 はじめに

17世紀の黄檗宗僧侶とくに中国からの渡来僧の墓が、華南様式の墓制であることは先に報告した^{註1}が、長崎の唐寺と黄檗宗本山の万福寺に所在する墓地以外の地方寺院の中でも、もっともよく華南様式の墓地の構造をつたえている岡山県津山市千年寺の住職墓地を紹介する。

調査経過 2014(平成26)年9月13日(土)～14日(日) 田中、三谷、豊島雪絵(津山市教委) 北川艶香(千年寺住職)、鐵堂和尚墓、正面石碑実測。

2016(平成28)年4月30日(土)～5月1日(日)、田中、津山で測量調査の打ち合わせ。6月3日(金)～6日(月)墓地全体の測量調査。田中、玉川剛司(別府大学文化財研究所)、高木慎太郎・塩見恭平(別大4年)参

写真1 現在の千年寺本堂跡



写真2 本光寺の立地 (国土地理院空中写真：津山市鏡野2012年11.25撮影CCG20123-C3-23)



加。12月4日（日）～5日（月）田中、千年寺墓地、墓塔実測調査。

註1、田中裕介編2014『キリシタン墓と中国人墓にみる大航海時代の外来墓制に関する基礎的研究』（科研費報告書）別府大学。

2 千年寺と本光寺

岡山県津山市下田邑^{しもたむら}に所在する黄檗宗長継山千年寺（写真1）は、現在は同じ津山市の黄檗宗寺院瑠璃山本光寺によって管理されている。本光寺住職北川艶香氏と三谷紘平氏による報告^{註2}によると千年寺はときの美作国津山藩2代藩主森長継が1668（寛文8）年に創建した寺院で、寺自体を本人の寿墓（生前に墓地と其の菩提寺）として作られたという。

森長継は黄檗宗の開祖である万福寺一世の隠元^{いんげんりゅうき}隆琦に深く帰依し、万福寺二世木庵性瑫^{もくあんせいとう}を開山として、木庵の弟子鐵堂道融^{てつどうどうゆう}をまねいて千年寺を開いた。さらに長継はその鐵堂を開山として森家の菩提寺本光寺（津山市一宮）を建立した。両寺はそれぞれ黄檗山塔頭万寿院の末寺となっていたが、天保年間1830年代には千年寺が無住となったため、本光寺が寺役法用を兼務していたことが知られている。現在もこの関係がつづいている。

瑠璃山本光寺は1673（延宝元）年開創、1679（延宝7）年には150石の寺領が与えられている。本光寺は写真2のように東に開口する二重の円形の丘陵に囲まれた典型的な風水的立地をなす寺院で、黄檗宗の思想が寺院の景観全体に現れている。背後の丘陵上に森家の大名縁者の墓が点在する。

長継山千年寺はかつて広大な寺域を誇っていたが、現在でも本堂庫裏などの跡地には鐘楼のみがのこされ、本堂跡地には1セットの石灯笼と寛文9（1669）年建立された五輪塔形式の森長継の寿塔（写真3）があり、その隣には寛政年間に黄檗宗24世となった千年寺7世（本光寺6世）石窓和尚の亀趺碑（写真4）が建てられている。住職墓地はそこから参道をくだり谷を隔てた南側の丘陵斜面を整形して作られている。入口正面に鐵堂和尚墓がつくられ、左右に平場をもうけて、3世以下の住職とその関係者の墓碑が建てられている。千堤寺の2代目にあたる3世以下の住職の墓塔は日本式の仏教僧侶墓碑である無縫塔に変わっている。

註2、三谷紘平「黄檗宗の墓地」（同上）p42

写真4 千年寺石窓和尚墓



写真3 千年寺森長継寿塔



3 千年寺第二代鉄堂道融和尚墓（図1）

鉄堂和尚^{註3}は1630（寛永7）年、美濃に生まれ、8歳で出家し美作に移る。1663（寛文3）年黄檗宗の開創を聞き登槩し、34歳で受戒。その後津山広福庵（本光寺の前身）に隠棲。1668（寛文8）年森長継が千年寺を創建した際に、往持をこわれ、黄檗宗万福寺第2代木庵性瑫を開山に請い、自らは2代となった。1679（延宝9）年、長継の命により、広福庵を本光寺に改めて開山となった。元禄15（1702）年9月23日没。

千年寺の住職墓地は、本堂や庫裏など建物があつた場所からややはなれ南に谷をへだてた丘陵の斜面に立地する。参道入口から南に谷を渡り、墓地の参道を上っていくと、まず方形の中央広場が現れ、一段高いその正面に鉄堂和尚墓、広場の左右にその後の住持の墓が営まれている（図2、写真5）。

中央広場より一段高い前庭正面に花崗岩製の墓碑とその両側に切石積みの前壁と側壁が作られている。背後の斜面には土盛りの墓丘とそれを円形に2重に圍繞する溝がほられている。前壁中央に墓碑が箱状に組まれた石に、それをふさぐ扉のようにはめ込まれている（図1、写真6）。墓碑中央には縦書きで向かって右から「元禄十五年歳次壬午」「當山第二代鉄堂道融和尚塔」「九月二十有三日」と陰刻されている。その形態は墓碑と墓丘の存在、側壁と墓丘を取り巻く半円形の外周土手と溝の存在、それ全体を斜面に設計していることから、華南様式の墓地とみて差し支えない。

三谷紘平も指摘するように、この津山の鉄堂和尚墓が重要なのは、それ以前の黄檗宗の華南様式の墓地が、中国からの渡来僧のものであり、彼らの故郷であつた福建省の習俗を導入したと考えられるのに対し、鉄堂は美濃出身の日本人僧侶であることである。中国由来の墓の様式が、日本人僧侶に伝わる例である。

註3、鉄堂和尚の伝記については、大槻幹郎・加藤正俊・林雪三編著1988『黄檗文化人名事典』同朋舎を参照した。

4 まとめ

黄檗宗本山万福寺二世木庵の法燈を津山でうけつた千年寺2代鐵道和尚がなくなったのは、1702（元禄2）年である。隠元、木庵からうけつた黄檗宗の伝統として鐵堂は師の墓制を津山の地で継承したものと考えられる。

図1 千年寺2代鐵堂和尚墓（50分の1）

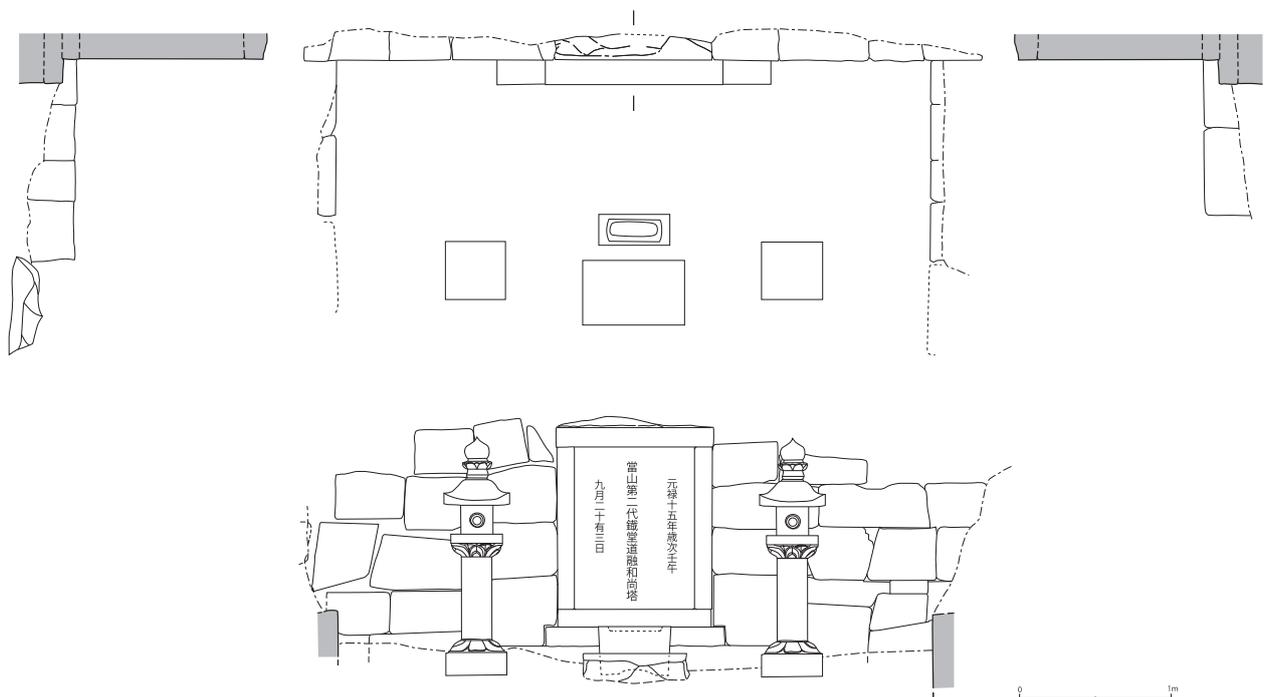


図2 千年寺墓地測量図(10cmコンター)

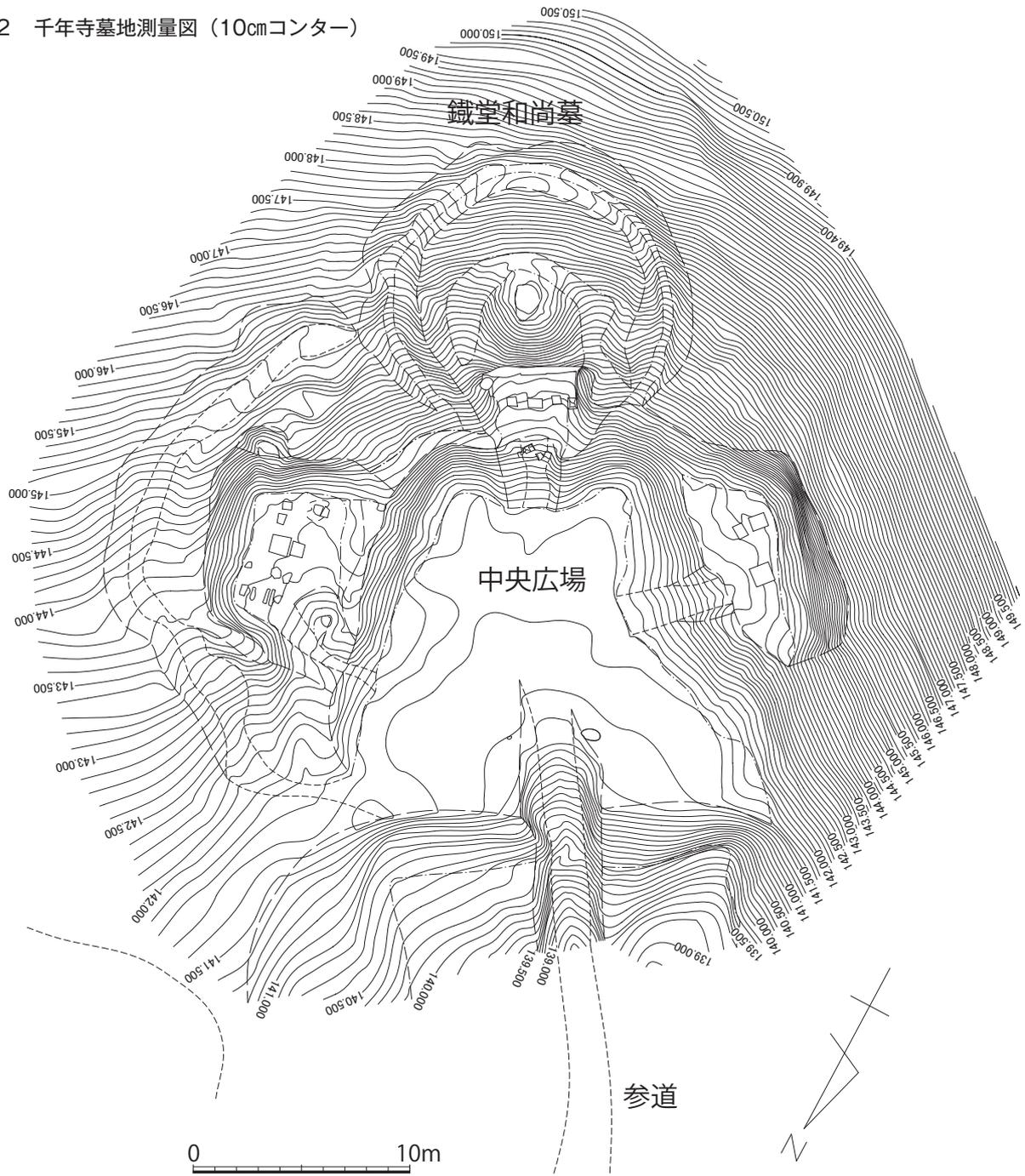


写真5① 千年寺住職墓地 左



写真5② 千年寺住職墓地 右



写真5③ 千年寺住職墓地 中央



写真6 千年寺 鐵堂和尚墓正面



第4節 福岡県北九州市^{ふくじゅ}福聚寺墓地

広寿山福聚寺は、豊前小倉藩小笠原家の菩提寺として開山した黄檗宗の寺院である。初代小倉藩主小笠原忠真が1665（寛文5）年、隠元の弟子即非如一^{そくひ}を開山として現在の寺域より200mほど奥の斜面地に創建し、1669（寛文9）年には300石を賜っている。2代藩主小笠原忠雄によって、福聚寺2代法雲明洞和尚のときの1679（延宝7）年に現在地に諸堂造営を始める。1716（享保元）年には400石に加増され、1750年代の宝暦年代に九代忍仙玄慈和尚によって中興され、1866（慶応2）年長洲戦争の際焼失している。

調査経過 2015（平成27）年2月12日（木）、福聚寺を訪ねる。墓地をたずね観察と写真撮影をおこなう。

初代即非と事実上の開山である二代法雲墓と中興とされる九代忍仙墓に華南様式の要素である外折れする側壁と半円形の外周施設が取り入れられている。墓碑そのものは日本的な笠塔婆形の墓碑である。

開山即非如一墓（写真1） 即非如一は1616（万暦44）年、明国福建省福州府生れ。隠元に学び、1658（明暦3）年、来日。1671（寛文11）年没。この小倉福聚寺と長崎崇福寺に墓がある。寛文11（1671）年銘をもつ中央に一基の笠塔婆形墓碑があり、「開山上即下非老和尚禪師之塔」と刻まれ、墓碑をとりまいて凸字形に欄干が巡り、その中に墓碑と灯籠一対が置かれる。背後の石垣は半円形をなし、その背後の外周に半円形の溝が巡っている。

二代法雲明洞墓（写真2） 1706（宝永3）年没。即非墓のそのとなりに同じ方向に向いて並んでいる。即非墓よりひとまわり小さい。欄干を省略した同様の構造である。石塔は同じく花崗岩製の笠塔婆型である。墓碑には「当山二代法雲洞老和尚」の銘がある。

九代忍仙玄慈墓（写真3） 1768（明和5）年没。二代法雲墓をより小型にした形式である。

以上の3基の墓地は、外周施設に華南様式の唐人墓の様式を取り入れたもので、華南様式の墓そのものというよりは、長崎の唐通事の墓に類似する形態である。

写真1 福聚寺開山即非如一墓



写真2 福聚寺2代法雲明洞墓



写真3 福聚寺九代忍仙玄慈墓



第5節 宮崎県南部の唐人墓

宮崎県都城市と日南市に17世紀の帰化唐人の墓があることを中島楽章氏^{註1}と佐々木綱洋氏^{註2}の調査でしった。関心はさらに広がりつつある^{註3}。そこで長崎の唐人墓との比較のため現地調査をおこなった。現在都城市内には4カ所の唐人関係墓所あるいは墓碑が残っている。以下に紹介する。

調査経過 2014（平成26）年9月11日（木）宮崎県都城市西地区の墓碑調査。2015（平成27）年3月22日（日）宮崎県日南市飢肥調査、旧報恩寺墓所内で門川家の墓地調査、徐之遜^{こじやく}小賁墓地調査。墓碑形式の認定と碑文採録と写真撮影をおこなう。

註1、中島楽章2003「16・17世紀の東アジア海域と華人知識層の移動」『史学雑誌』113-12 史学会

註2、佐々木綱洋2009『都城唐人町』（みやざき文庫60）鈺脈社

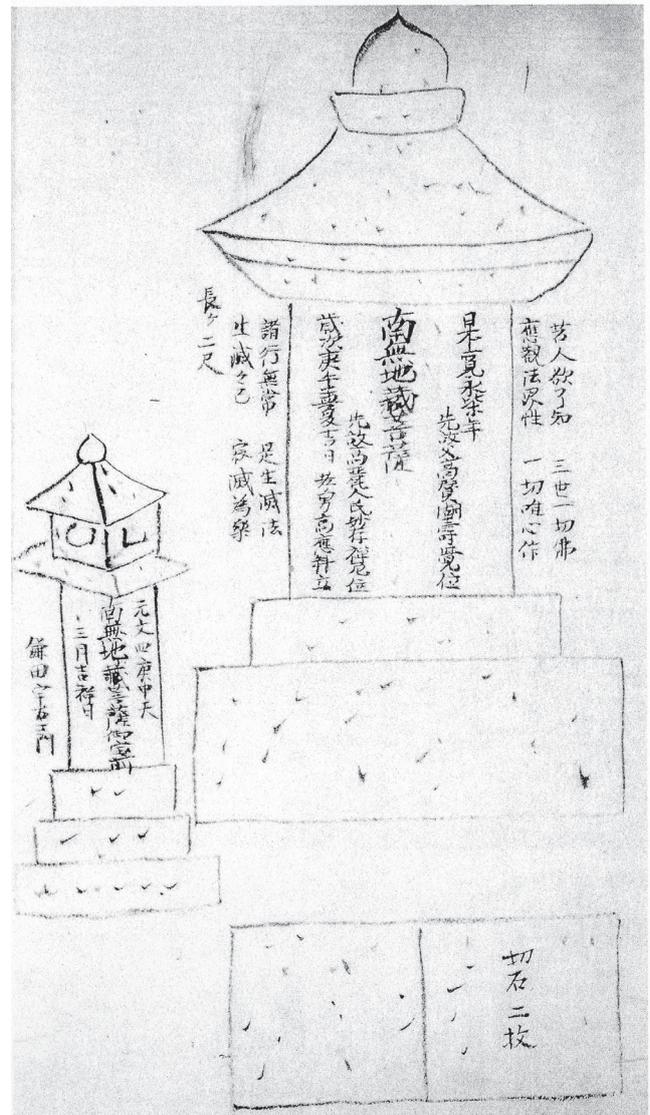
註3、中野光将2014「中世末～近世における唐人の考古学的基礎研究（1）」『石造文化財』6 石造文化財調査研究所

1 都城市高寿覚夫妻供養塔

佐々木氏によれば都城市豊満に所在する1基の笠付方柱形の墓碑である(図1)。正面右に「日本寛永七年庚午」「先故父高賛湖壽覺位」、中央に「南無地蔵菩薩」左に「先故高麗人氏妙存禪定尼」「歳次庚午孟夏吉日考男高応科立」とある。寛永7（1630年）に息子高応科が父高賛湖と母を供養するために建てた碑である。高賛湖は慶長初年に日本にきた福建省漳州府出身の明人医師高覺壽のことであり、墓を建てた高応科は、覺壽の養子となった日本人高一覧のことで、かれは1642（寛永19）年の鹿兒島から唐通事として長崎に招かれている。高一覧は1617（元和3）年から1629（寛永6）年まで渡明して中国語と医術などを習得して帰国したと伝える。碑は彼が帰国したのち渡明中になくなった両親を供養したものである。高一覧の故郷は都城であったと考えられている。

墓碑とはやや性格が異なるが、1630（寛永7）年に建てられたものと年代を特定できる石塔である。特徴は日本式の笠付角柱形の石塔であることで、中国様式の墓碑ではないことは明白であり、銘文の表現に「先故～」「考男～立」などの中国風の表現がみられるが、正面に「南無地蔵菩薩」と記し「～覚位」「～禪定尼」などの戒名脚字などの日本的仏教表現が混在している。1630年前後の長崎、肥後、薩摩の唐人墓が、華南様式の墓を作っているのとは対照的な日本の墓碑を作っている。

図1 高寿覚供養塔
(庄内地理志巻51『都城市史資料編近世篇2』より)



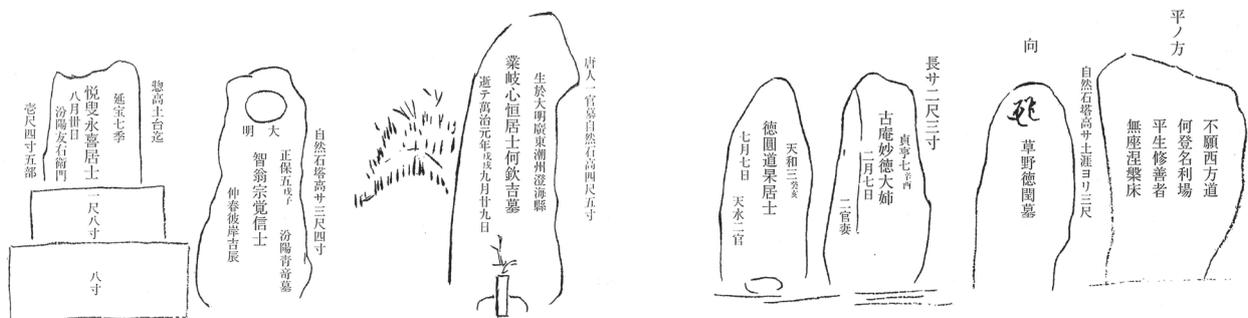
2 都城市法然寺旧跡明人墓地

現在都城西墓地の天水家墓地の一角に「何欽吉」墓碑が1基のこっている（写真1）。都城の唐人町に所在した法然寺が葬儀をおこなっていた唐人墓地から、1922（大正11）年に移転したことを佐々木氏が明らかにしている。佐々木氏の引く『庄内地理志』巻9「法然寺旧跡」によれば、かつて法然寺墓地には天水二官の夫婦（二官墓1683天和3年没）、何欽吉（1658万治元年没）、汾陽青音（1648正保5年没）の墓碑が並んでおり（図2）、佐々木氏は彼ら3名は寛永年間に内之浦に渡来した唐人1世とする。このほかに佐々木氏は1647（正保4）年に没した江夏七官の墓碑も紹介している。そのなかで何欽吉墓のみが現存している。いずれも自然石立碑の一面に銘文を刻んだもので、板碑形や位牌形などの日本式仏教墓碑形式が普及する以前の墓碑形式である。銘文についても中国名と出身地を記すほかは日本式仏教戒名をつけている。

写真1 何欽吉墓



図2 都城唐人町唐人墓碑群（庄内地理志巻9 『都城市史資料編近世1』より）



3 日南市飢肥徐之遴墓

中島氏の研究によれば徐之遴は明国浙江省紹興府上虞県出身、字一真、1599（万暦7）年生まれ、1619（万暦47・元和5）年浙江から北京に海路渡航中倭寇^{註4}に拉致され7月長崎に来る。その後鹿児島に移り、明人朱太官のもとで医術を学び、1623（元和9）年日向飢肥にうつり当地の大名伊東氏の侍医になる。門川祐安の娘を娶り、3男2女をもうける。1666（寛文6）年の飢肥城西南の楠原に隠棲し、1678（延宝6）年80歳で死去。子孫は門川姓をなのり飢肥藩医として代々仕えた。

徐之遴の旧宅跡と伝えられる市内楠原地区小賣の谷を見下ろす丘陵上に墓碑があり戒名が刻まれている。墓碑は、頂部山形の頭部に板碑特有の二条線を施し、その下に月輪を描いて、その中に卍を刻み、正面下部には蓮華座を掘る板碑形の日本式仏教墓碑である。その墓碑を一段の台石の上に建てられている（写真2）。その周りには五角形に石列を巡らす。正面には「仙翁明德居士」と日本式戒名

が刻まれ、裏面には三人の息子による父の追悼碑文が奉獻されている。ここでも徐之遴の墓碑は中国的な様式ではなく、日本的な墓碑となっている。徐之遴墓のほか横並びに之遴の5世の子孫にあたる門川祐信（1822文政5年没）と妻（1834天保5年没）、その娘と先妻の墓4基が、いずれも東に正面を向けて並んでいる。

彼の子孫は門川姓を名乗り、飢肥藩伊東家の菩提寺である報恩寺の墓地に門川家の墓所がある。そこにはもうひとつの徐之遴の墓碑=供養碑がある。

註4、17世紀初頭から鎖国時までの東アジア海域の倭寇の状況については前掲註14中島論文p13～14参照。

4 日南市飢肥藩医徐氏門川家墓所

日南市飢肥報恩寺は明治初期の廃仏毀釈によって、寺院は破壊され五百禊神社になっているが、墓地はそのまま残され、伊東家の大名墓

写真2 小責徐之遴墓碑



写真3 旧報恩寺門川家墓地

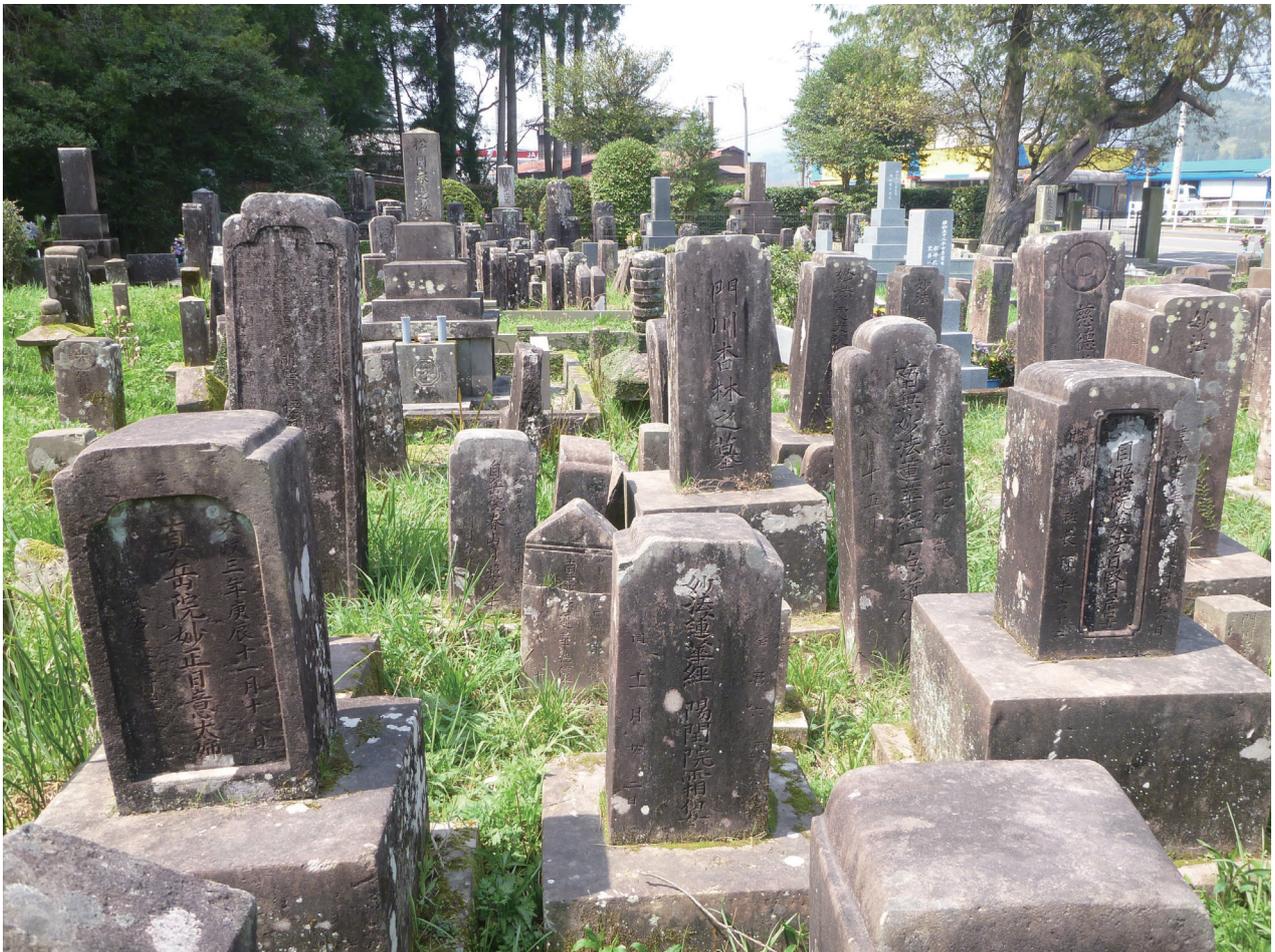
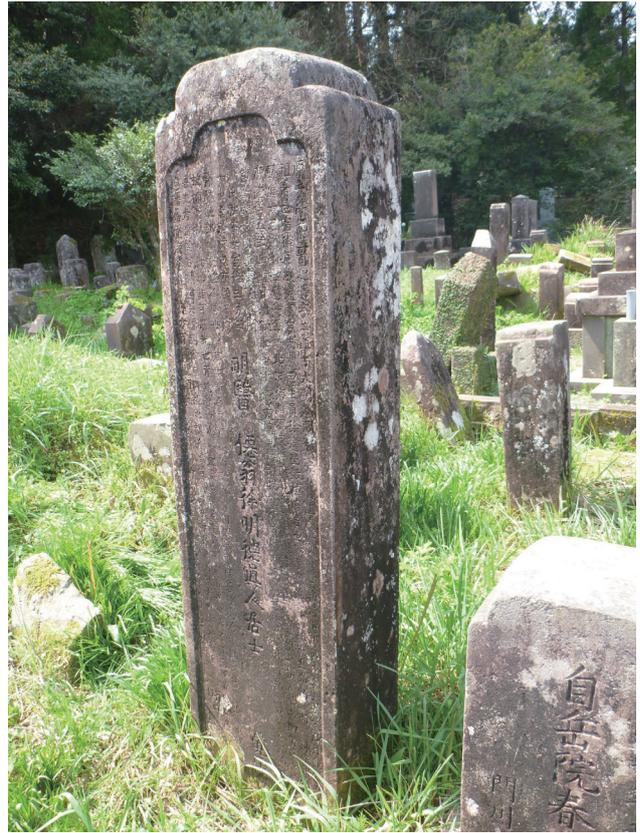


写真4 徐之遴の妻の墓碑



写真5 徐之遴供養碑



地が著名である。明治以後の墓地は実名をきざむ神道墓となっている。現在墓所の中央付近に10基程度の門川家の墓碑群が残されている（写真3）。

墓碑群の内訳は、前項でのべた徐明徳すなわち之遴の供養碑とその妻の墓碑（1694元禄7年没82歳）、長男門川同仙（1699元禄12年没）、その子門川寿仙（1739元文4年没）、その子杏庵祐照（1779安永8年79歳）墓、その子徐珉祐長（1801享和元年没）と妻（1820文化3年没69歳）、その子杏林祐信（1822文政5年没）、その子杏林（1809文化6年生～1882明治15年没73歳）の代々の当主夫婦の墓碑がある。いずれも小責の徐之遴墓と同様に東を向いている。墓地は夫婦の墓が横並びになるように配列された日本近世墓地の構成そのものである。そのうち徐之遴の妻の墓碑（写真4）の形は小責墓地の徐之遴墓と同じ日本式の板碑形の墓碑である。いっぽう報恩寺の徐之遴の二つ目の墓碑は頭部が半円形の二段に重ねた唐人墓碑の形式でいう二段頂形の形式で、むすこの門川道仙の墓碑とはほぼ同行同大である（写真5）。この墓碑形式は長崎を介した中国からの影響と考えざるを得ない。おそらく17世紀の末に妻の死を契機に報恩寺に門川家の墓所を設ける際に父の墓を供養碑として建てたものと推定される。そのさい渡来中国系を意識して、墓碑の形式に長崎で流行しつつあったこの形式を模倣したものと推定され、以後代々の当主夫婦の墓碑にその形式が踏襲されたと推定される。

5 まとめ

以上宮崎県に所在する唐人の墓地について調査結果を記した。いずれも西九州、特に長崎の唐人墓とは異なり、故郷の中国の墓制を採用することなく、日本的な墓碑や戒名が採用される。わずかに門川家墓所の墓碑形態に長崎からの影響がみられるが、基本的には家祖が、中国出身であるという事実と矜持はもちつつ、墓の形態は早くから日本的に変容していくと考えられる。

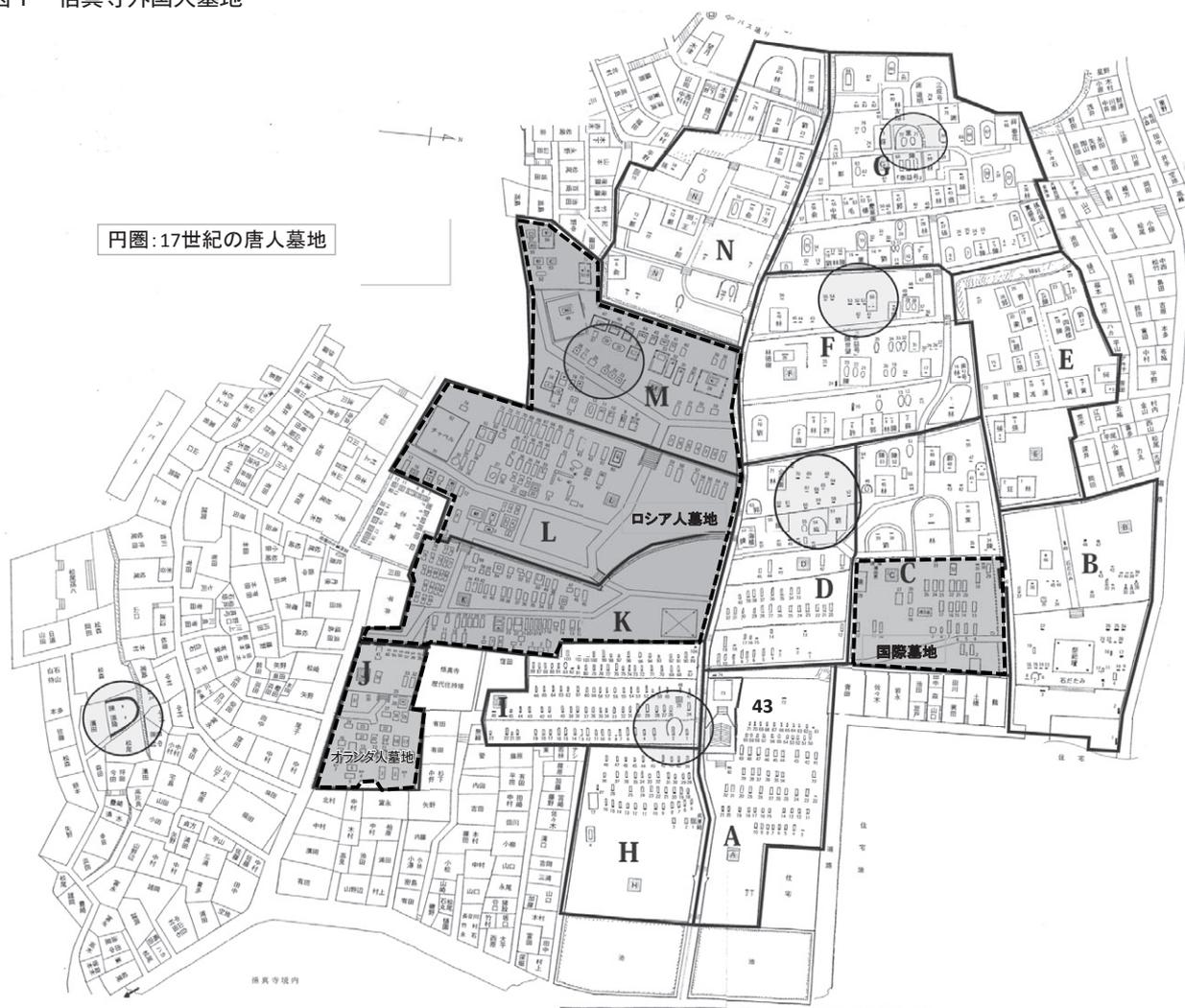
第4章 外国人墓地の調査

前章でふれた唐人墓をのぞく、江戸時代の外国人墓地、および幕末に居留地が設定されてから、外国人の内地雑居が実現する1899（明治32）年までの外国人墓の概要報告をおこなう。

第1節 長崎市稲佐悟真寺のオランダ人墓地、ロシア人墓地と国際墓地ほか

長崎市稲佐悟真寺には現在江戸時代から現在にいたる中国人の墓以外に、J地区にオランダ人墓地、L・M・N各地区にロシア人墓地、C地区東側に下段に上記の2ヶ国以外のヨーロッパ人を中心とした国際墓地がある（図1）。既往の調査を前提に墓碑の計測と調書作り・写真撮影を行い、基本的な形式については実測図の作成を行った。

図1 悟真寺外国人墓地



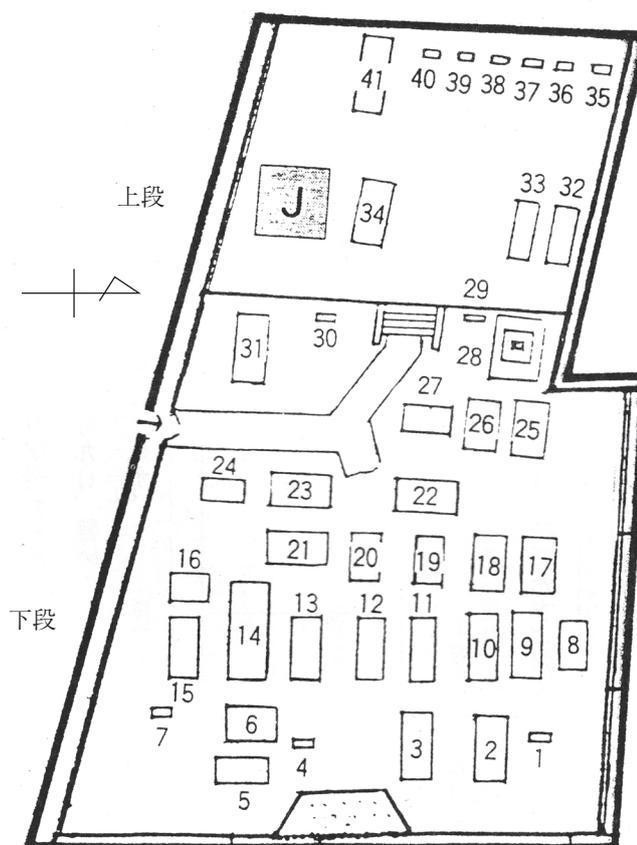
調査経過 2014（平成26）年8月20日悟真寺墓地の予備調査、現地確認。参加者田中、白濱聡子（別府大院1年）、松園菜穂（別大4年）、田中光子・鮫島葵（別大3年）。2015（平成26）年3月10日（火）悟真寺国際墓地（C地区）実測及び計測調査。田中、白濱聡子（別府大院1年）、松園菜穂（別大4年）、田中光子・鮫島葵（別大3年）。2015（平成27）年8月18日（火）～24日（月）、2016（平成28）年3月28日（月）～31日（木）、宮木貴史・白濱（院2年）、村田仁志・鮫島（学部4年）、野田千輝・時枝杏名（別大2年）、オランダ墓地からロシア人墓地の実測計測調査をお

こなった。調査にあたっては悟真寺の皆様にお世話になりました。

1 悟真寺オランダ人墓地

悟真寺墓地の一角に、出島時代のオランダ商館に滞在したオランダ人墓地の区画（J地区）がある（図2）。区画は西が高く上下2段にわかれている。幕末期には、現在と同じ位置に石塀が巡るが、当時は金属製の門扉はなく入口は開放されていたことが、1865年ごろ撮影と推定されているアントニウス・ボードインの写真から明らかである^{註1}。またその写真には墓碑の配置が一部写っており、写真の限りでは現在の配置と変わっていない。したがって現在のオランダ人墓地の墓碑の位置や配置は、江戸時代最末期の景観から大きな改変や整理を受けていないと考えられる。また現状の門扉と煉瓦塀は1918（大正7）年9月にオランダ政府によって設置されたものである^{註3}。

図2 悟真寺C地区オランダ人墓地配置図
（竹内・城田1990『長崎墓所一覧悟真寺国際墓地篇』P91より）



（1）墓地の構成（表1）

墓地の形態と地上施設（写真1） 現在の墓地は全体に東西に長い長方形をなし、南側に下段にとりつく入口があり、その西側に上段がある。上段と下段は階段によって連絡している。現在41基の墓碑が現存する。そのうち11基のコンクリート製立碑は、すべてまったく同一形式であり、ボードインの写真には写っていないので、後世の追碑である。ただしその位置にもともと墓碑はなかったけれどもかつては「土饅頭」があり、その記憶あるいは記録にもとづいて墓碑が立てられたと推定される。ボードインの写真には現在墓碑の無いところに長円形の浅

写真1① 悟真寺J地区オランダ人墓地



写真1② 悟真寺オランダ人墓地14号墓



第4章 外国人墓地の調査

表1 悟真寺J地区オランダ人墓地墓碑一覧(1)

No	被 葬 者	死没年	性別・年齢	国籍・民族	職業・地位	墓碑形式	石 材	文 様	備 考
1	(無銘)	不明	不明	不明	不明	立碑	コンクリート	十字架	
2	J・ステッケンブルグ	1857.12 (安政4)	男性35歳	オランダ	海軍一等水兵	A2式	砂岩	なし	長崎海軍伝習所のオランダ海軍水兵。出島で死す。
3	M.ダデレル	1857.12 (安政4)	男性39歳	オランダ	海軍一等水兵	A2式	砂岩	なし	長崎海軍伝習所のオランダ海軍水兵。出島で死す。
4	(無銘)	不明	不明	不明	不明	立碑	コンクリート	十字架	
5	トーマス・スミス	1859.1 (安政5)	男性40歳	イギリス	海軍水兵	A1式	砂岩	なし	
6	アンナ・フィッセル	1858.9 (安政5)	女性22歳	オランダ	出島商人の妻	A2式	砂岩	なし	カサンドリア号の難破事故から救出。出島で死す。
7	(無銘)	不明	不明	不明	不明	立碑	コンクリート	十字架	
8	スーネス・リンホート	1870.1 (明治2)	男性53歳	オランダ	居留地自治会の警官	A1式	砂岩	側面に鷲の浮彫	長側面に墓を建てた遊女八つ橋の銘がある。
9	ヤコブ・ボーム	1855.8 (安政2)	男性	オランダ	オランダ軍艦2等水兵	A2式	砂岩	なし	
10	F・ルーカス	1852.1 (嘉永5)	男性24歳	オランダ	オランダ商館2等事務員補	A2式	砂岩	なし	
11	ヤコブ・ザメレン	1869.2 (明治2)	男性46歳	オランダ	出島で商店経営	A1式	花崗岩	なし	1861年来長崎
12	C・ルッテケン	1844.10 (弘化元)	男性	オランダ	海軍軍医	A1式	花崗岩	なし	オランダ軍艦バレンバン号乗員、錨地で死す。
13	J・ズーテルメイヤー	1844.8 (弘化元)	男性41歳	オランダ	上席航海長	A1式	花崗岩	なし	オランダ軍艦バレンバン号乗員、出島で死す。
14	ヘンドリック・デュルコーブ	1778.8 (安永7)	男性42歳	オランダ	出島オランダ商館長	A1式	安山岩	羽付き砂時計、花輪に十字架と子羊	赴任途中船上で死す。
15	シーメン・シッピル	1855.8 (安政2)	男性	オランダ	蒸気船1等機関士	A2式	花崗岩	なし	
16	エンマ・フルベッキ	1860.2 (万延元)	女性生後1週間	アメリカ	—	A1式短形	砂岩	なし	1859来日の宣教師ガイド・フルベッキの娘
17	グスタフ・ジッツ	1858.10 (安政5)	男性36歳	ロシア	海軍操舵手	A1式	砂岩	なし	ロシア軍艦アスコルド号乗員。コレラで死す。
18	イシドル・バシーン	1858.10 (安政5)	男性26歳	ロシア	海軍水兵	A1式	砂岩	なし	ロシア軍艦アスコルド号乗員。コレラで死す。
19	アンドレイ・ポロディン	1858.10 (安政5)	男性33歳	ロシア	海軍水兵	A1式	砂岩	なし	ロシア軍艦アスコルド号乗員。コレラで死す。
20	ジェームズ・バロン	1859.7 (安政5)	男性25歳	イギリス	英船水夫	A1式	砂岩	なし	
21	ヘルマヌス・スミット	1821.7 (文政4)	男性21歳	オランダ	オランダ商館一等書記	A2式	砂岩	なし	銘文剥落 板沢武雄『日蘭文化交渉史の研究』より
22	不明	—	—	—	—	A1式	砂岩	なし	銘文剥落
23	ルイ・シャルル・リニイ	1840.8 (天保11)	男性23歳	オランダ	不明	A2式	安山岩	なし	出島で死す。
24	フィリップス・ブラークス	1864.4 (元治元)	男性22歳	オランダ	海軍3等水兵	A1式	砂岩	なし	オランダ軍艦メドゥーサ号乗員
25	フョードル・イワノフ	1858.10 (安政5)	男性31歳	ロシア	海軍水兵	A1式	砂岩	なし	ロシア軍艦アスコルド号乗員。コレラで死す。
26	不明	—	—	—	—	A1式	砂岩	なし	銘文剥落
27	ヘンドリック・ウエイン	1857.1 (安政3)	男性	オランダ	商船船長	A2式	花崗岩	なし	バタビアから長崎の航海中死去。
28	ヘンリー・トービー	1859.11 (安政6)	男性29歳	イギリス	上海の貿易商	オベリスク形	砂岩	なし	長崎で死去。
29	(無銘)	不明	不明	不明	不明	立碑	コンクリート	十字架	

表1 悟真寺J地区オランダ人墓地墓碑一覧(2)

No.	被 葬 者	死没年	性別・年齢	国籍・民族	職業・地位	墓碑形式	石 材	文 様	備 考
30	(無銘)	不明	不明	不明	不明	立碑	コンクリート	十字架	
31	不明	—	—	—	—	A1式	砂岩	なし	銘文剥落
32	ニコラス・シー ブルフ	1862.6 (文久2)	男性34歳	オランダ	海軍大尉	A1式	安山岩系	なし	出島で死去。
33	J・シンジー	1862.6 (文久2)	男性28歳	インド	汽船用度係	A1式	安山岩系	なし	オランダ船船員、出島で死去。
34	バルテレメウス・ シンデレン	1868.5 (明治元)	男性28歳	オランダ?	不明	A1式	砂岩	なし	墓碑銘はオランダ語
35	(無銘)	不明	不明	不明	不明	立碑	コンクリート	十字架	
36	(無銘)	不明	不明	不明	不明	立碑	コンクリート	十字架	
37	(無銘)	不明	不明	不明	不明	立碑	コンクリート	十字架	
38	(無銘)	不明	不明	不明	不明	立碑	コンクリート	十字架	
39	(無銘)	不明	不明	不明	不明	立碑	コンクリート	十字架	
40	(無銘)	不明	不明	不明	不明	立碑	コンクリート	十字架	
41	トーマス・トリート	1787.10 (天明7)	男性	オランダ	商船船長・海軍大尉	A1式	安山岩	なし	出島で死去。

い凸地が写り込んでいる。したがって本来オランダ人墓地には石製の墓碑がおかれた埋葬と、土饅頭のままの埋葬があったことが分かる。土饅頭にはおそらく木製の墓標を立てられていたと推定される。その根拠は1865年のボードインの写真に、薄いがかなりの高さのある墓標が写り込んでおり、その形態が国際墓地のところで触れるイギリス人やアメリカ人の墓碑とよく似ているので、木製の墓標を立てられていたと考えられる。

被葬者の国籍 石碑の碑文から国籍のわかる被葬者はオランダ人18名、イギリス人2名、アメリカ人1名、ロシア人4名、インド人1名である。オランダ人墓地といいながらそれ以外の外国人の埋葬があるのは、大浦国際墓地が開設される1861(万延2)年2月までは、悟真寺C地区とJ地区オランダ人墓地にイギリス人やアメリカ人などが葬られていたからであり、ロシア人が埋葬されているのは1858(安政5)年の9月から翌年7月まで稲佐に修繕のため停泊したロシア海軍プチャーチン艦隊の軍艦アスコルド号の死者を、はじめはオランダ人墓地の近くに埋葬したからである。インド人はオランダ船の乗員として亡くなったためオランダ人と同じ扱いを受けたものと考えられる。

(2) 埋葬年代と墓地の変化

最古の墓碑は1778(安永7)年没のデュルコーブ墓で、最新の墓碑は1870年1月(明治2年12月)のリンホート墓である。1778(安永7)年以前のオランダ人墓はどうなっていたのだろうか。最古については1654(承応3)年にオランダ人の悟真寺への埋葬許可が幕府より出ており^{註2}、宮永孝によれば^{註3}、1684(貞享元)年には墓標設置許可が下りたという。しかし1684年から1778年までの墓碑は悟真寺には存在しない。宮永氏がオランダ商館日誌から拾い出した明治初期までの死亡記事は540名をこえるというので、すくなくとも500名をこえるオランダ人関係者の埋葬が行われていたはずであり、彼らの大半は石製の墓碑を用いず、墓標はおそらく木製であったと推定される。

現在のような長方形の区画が整備されるのはいつのことであろうか。現在の区画が当初からのものでないことは、1820(文政3)～1829(文政12)年に出島のオランダ商館に勤務したファン・オーフルメール・フィッセルが帰国後の1833年に出版した『日本風俗備考』による次の記述^{註4}から知られる。

「オランダ人の墓の多くは、大体においてはなればなれになっているのではなく、むしろ近く

にまとまっているが、しかし日本人の墓の間にまじっているものもある。」

この記述からは、悟真寺裏のオランダ人の墓は一定のまとまりをもって集まっているが、周囲の日本人の墓とのあいだには明確な境界がなく、双方の埋葬の増加とともに入り混じる状況が読みとれるから、フィッセルが実際に悟真寺の墓地を訪れていた1820年代には、現在のような塀による長方形の区画はなかったものと推定される。ではいつ長方形の区画がつけられたのか。手掛かりはアスコルド号のロシア人墓である。現在悟真寺には1858（安政5）年9月から59（安政6）年6月までになくなったロシア軍艦アスコルド号の海軍水兵の墓碑が、筆者が確認した限りでは17基認められるが、そのうち4基がこのオランダ人墓地へ、残る13基は悟真寺K地区のロシア人墓地最下段の南端にあつまっており、実はその位置はオランダ人墓地のすぐ西側にあたる。なぜ短期間に埋葬された死者の墓碑が分

図3①
悟真寺オランダ人墓地 J地区14号墓

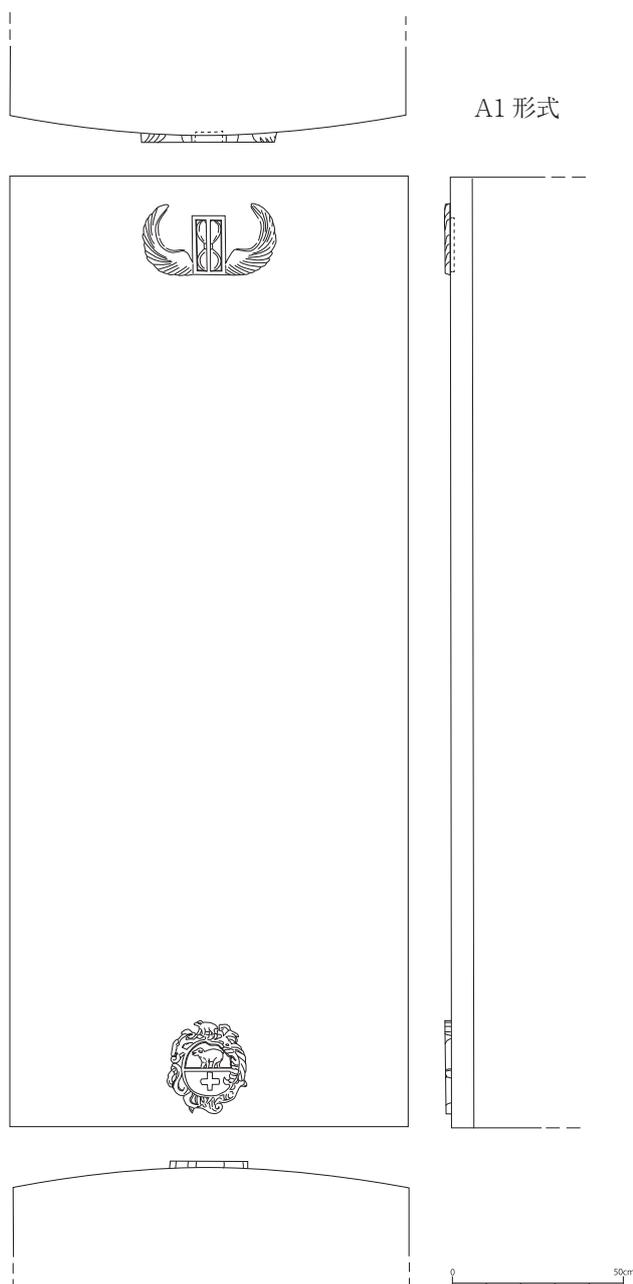


図3②
悟真寺オランダ人墓地 J地区15号墓

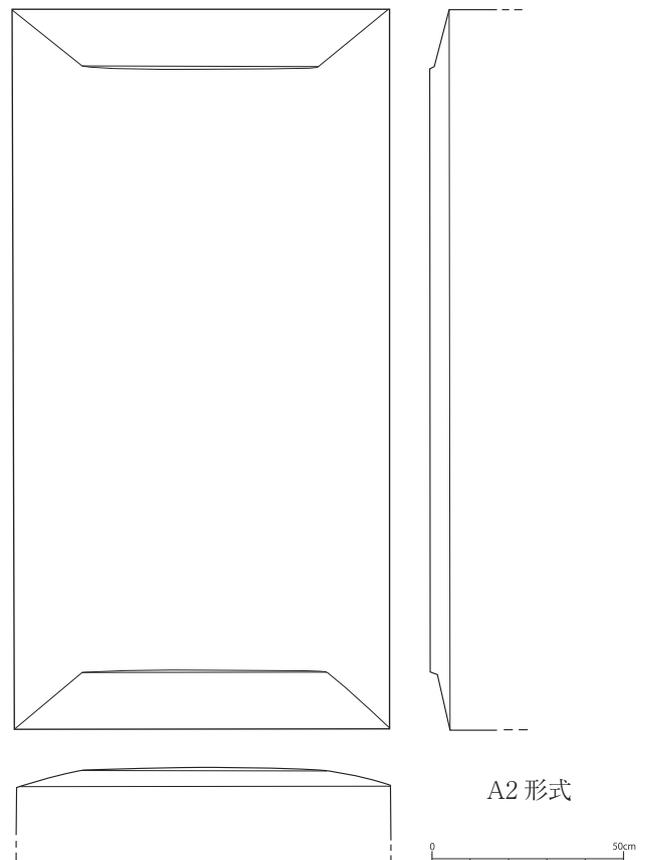


写真2① 悟真寺J地区14号墓（デュルコーブ墓）A1形式



写真2③ 悟真寺J地区28号墓 オベリスク形式



写真2② 悟真寺J地区15号墓 A2形式



離してしまうのだろうか。おそらく最初の埋葬が行われた1858（安政5）年10月に亡くなった時点ではまだ石堀や境界がなく、ロシア人の埋葬はオランダ人墓地に連続する形で埋葬され、その後石堀によって区切られたために、ロシア人墓の一部がオランダ人墓地の内部に存在することになったと考えられる。したがってアスコルド号乗組員の埋葬が終了した1859（安政6）年からボードインの写真に写る1865（慶応元）年までの間に石堀による長方形の区画がなされたものと考えられる。J地区の区画の成立は、外国人と日本人の墓地を分離する必要の生じた長崎における居留地の成立と関わりと予想される。

オランダ人墓地は、その後、安政の五か国条約に基づいて開港された長崎の外国人墓地として1859（安政6）年にC地区に墓地が開設されると、オランダ人以外の埋葬はそこに移り、そのご1870（明治2）に最後の埋葬がおこなわれる。C地区の国際墓地の最終埋葬も1869年1月（明治元年）なので、悟真寺の西洋人墓地は明治初年に廃止されたものと推定される。

（3）墓碑の形式（図3、写真2）

オランダ人墓地の墓碑は以下の3つに分かれる。**A1形式**は、平面長方形で、断面は緩い円弧を描く浅い扁平形である。短辺は切り落としたようになる。この形態は、江戸時代初期の九州のキリシタン墓碑の代表的な形式である扁平形板状伏碑^{註5}と全く同じ形式であって、A形式の基本形といえる。大多数の21例がこの形式である。**A2形式**はA1形式の天井部の両端を浅くタテに切り落としたのち4隅に向かって斜めに切り落とし、一見丸屋根の入母屋造り風の形態をなすものである。9例。**オベリスク形式**は方形の台座の上にオベリスク形の尖塔を表現したものである。1例のみ。

A1形式は、1778（安永7）年のデュルコープ墓から主流をなし、A2形式は1821（文政4）年初現で1850年代に盛行するが、そのご60年代にはなくなる。A2形式はA1形式からの派生形態と推定される。オベリスク形は1859（安政6）年の開国後のイギリス人墓で、もちろん日本の墓碑形式ではなく、ヨーロッパで19世紀後半に流行していた墓碑の一つである^{註6}。

（4）デュルコープ墓（図3①、写真3 巻頭図版3上）

埋葬と墓碑設置の経緯 オランダ人墓地で最古の石製墓碑をもつデュルコープの墓碑について、その形式の由来およびなぜ石製墓碑が立てられたかを、考えておきたい。被葬者のヘンドリック・ホットフリート・デュルコープはオランダ領東アジアのバタビアから日本へ出島のオランダ商館長として再度の赴任途中海上で亡くなり、長崎に葬られた人物である。平岡隆二氏の研究によれば^{註7}、デュルコープは1778年7月27日バタビア発長崎行のオランダ船ハイス・デ・スパイク号に乗船中船上でなくなった。スパイク号は彼の死骸をのせて8月9日（安永7年7月17日）長崎につき、死骸は出島に移されて、8月15日（安永7年7月23日）稲佐悟真寺で葬儀が営まれ埋葬された。もちろんキリスト教禁制下の日本では長崎奉行所監視のもとでの仏式の葬儀である。翌1779年1月4日（安永7年11月17日）墓碑が悟真寺に運び込まれ設置され、1月7日（安永7年11月20日）には出島のオランダ商館員によって位置が確認された。

墓碑の製作地 この墓碑の製作はどのように行われたのであろうか。まず墓碑は日本おそらく長崎近くで製作されたものと推定される。なぜならスパイク号は8月9日に長崎についたあと、墓碑が運

写真3① 悟真寺J地区14号墓デュルコープ墓



写真3② 悟真寺J地区14号墓



写真3③ 悟真寺J地区14号墓



写真3④ 悟真寺J地区14号墓



び込まれた翌年1月4日までの間の5か月余りの期間では、オランダ船はバタビアはおろか最も近いオランダ植民地であるマラッカでさえ往復不可能であったからだ。当時は蒸気船の時代ではなく、モンスーンの吹く季節に合わせて往復するので、通常日本からバタヴィアの往来は、秋ないし年末に長崎を出港し、翌年の夏にバタヴィアから長崎に来航する1年1往復が原則であるから、葬儀後8月から1月の5か月弱の期間でバタビアなどの植民地に墓碑を注文して運び込むのは不可能であると考えられる。したがって日本国内の石工に依頼したものと考えられる。その際オランダ語の碑文とキリスト教にかかわる文様はオランダ商館側から提供されたと考えられるが^{註8}、墓碑の形はどのように決められたのだろうか。

墓碑の祖形 墓碑の形式は先にふれたA1形式であり、この形態は、江戸時代初期のキリシタン墓碑の代表的な形式である扁平形板状伏碑と全く同じ形式である。いっぽうマラッカやバタビアなどに残る18～19世紀のオランダ人墓地やオランダ本国の墓地には、背面が平型のものや、家形の屋根が膨らんで半円形に似たものもあるが、デュルコーブ墓と同一の形式はいまのところ、マラッカなどのオランダ人墓地に見出すことはできず、長方形の台座に扁平形板状伏碑をのせたようなよく似た形式の墓碑が残されているが、その形式はきわめて少数派なのである^{註9}。したがって東南アジアやオランダ本国の17～18世紀の墓碑の詳細を検討することが今後の課題としても、現状ではデュルコーブ墓の墓碑形式の決定には、オランダ側の裁量によるものではなく幕府、直接には長崎奉行所による関与があったと推測される。

葬儀および埋葬は長崎奉行所の監視のもとにおこなわれており、墓碑もその巨大さ、形の特異さから見て、長崎奉行所の了解なしには作れなかったと想定できる。しかしいったん作ってしまえば前例となる商館長の墓碑だけに、奉行所とオランダ商館の間でおそらくかなり緻密な交渉が行われた可能性が高く、オランダ商館長を日本のどの身分に対応するか幕府側も検討したはずである。この墓碑が先例となって以後幕末にいたるまでの長崎の西洋人墓はこの形式に統一されるのであり、出島でのキリスト教の儀礼は禁止されているとはいえオランダ人がキリスト教徒であることは周知の事実であり、長崎奉行所も墓碑の製作許可にあたって、かつては破壊の対象であったキリシタン墓碑の形式をつかって石の墓碑をつくることをオランダ側に強制するという幕府側の規制を加える代わりに、十字架文様の採用という1点でオランダ人側に一定の譲歩をしたものと推測される。

西洋人の墓制としての伏碑 外国人墓に用いられる扁平形板状伏碑は①ほとんど同一のA1形式に限られ、きわめて統一的に規格化されている。マラッカや本国のオランダ人墓碑の多様性とは対照的である。②幕末の1860年代になるとオランダ人だけでなく、ロシア人、イギリス人、フランス人、アメリカ人、ドイツ人やインド人さらに船員として来日したイスラム教徒をふくむ、キリスト教徒を中心とした外国人の墓碑としてこの墓碑形式は長崎で用いられ^{註10}、その状況は明治中期の1880年代までつづく。③明治10年代以後にはこの墓碑A1形式は日本人キリスト教徒の墓碑として普及していく^{註11}。④いっぽうで1860年代から90年代の外国人居留地の墓碑においては、それぞれの祖国の墓地形式が移入され、立碑形式の墓碑が数字的には多くなる。

このような点から見て扁平形板状墓碑は1778年のデュルコーブ墓碑の設置をきっかけに江戸幕府公認のオランダ人墓碑として用いられはじめ、幕末期には外国人の墓碑としてロシア人や外国人に普及し、明治時代に入ると、キリスト教徒の墓碑と理解されて日本人にも用いられるという経過をたどったものと推定される。幕府の身分制度や明治政府治下の身分意識のなかで、政府の治政下にある外国人の墓碑として制度的に始まり慣習化したものと考えられる。対照的に江戸幕府の統治が及ばない治外法権下の外国人居留地では、外国人は自由に祖国の習慣を持ち込んで墓碑を作ったと考えられる。

(5) オランダ人墓碑被葬者の階層性

デュルコープ墓以後にこのような墓碑を立てるにあたっては、どのような人物まで墓碑の設置をみとめるかも、幕府内に一定の議論があったと推定される。なぜなら同じ1779年に悟真寺に埋葬された商館員ヤン・シュツツの墓碑は現在見当たらないからである。石製の墓碑が幕府に許可されるにあたって、商館長とそれに準ずる高級館員とそれ以外のオランダ人の間には差がつけられていたものと推定される。

今日オランダ人墓地には石製の墓碑しか残されていない。木製の墓標にかえて日本人と同じように墓碑を石で作ることが許されたことは、江戸幕府の施政下でのオランダ人の身分的上昇を示すものである。最初に作られた墓碑がオランダ商館長の墓碑であったことは重要で、最も地位の高いオランダ人から石製墓碑の採用がはじまっていることは、オランダ側の強い幕府への働き掛けがあったことを示しているといえよう。

その後幕末にいたるオランダ人墓地埋葬者の地位等を年代順に整理したのが次の表2である。これを見てまず指摘できることは、18世紀代の3名を第1期の墓碑とすると、彼らは商館長あるいは貿易船船長などオランダ商館のトップクラスの人物であり、次の1810年代か40年代までの第2期には商館付の1等書記官、軍艦の上級乗組員や軍医など上級職員まで墓碑を作るようになり、一般の商館員や商船乗組員などは石製墓碑を立てられていない。1850年代になると急に石製墓碑造立階層が広がり、

表2 居留地開設までのオランダ人墓一覧

番号	墓地	死没年(設置年)	氏名	墓碑形式	長さ(cm)	幅(cm)	台座	石材	地位等	備考
1	長崎悟真寺	1779(安永4)	デュルコープ	A1	279	115	なし	安山岩	オランダ商館長	赴任途中に死去
2	長崎悟真寺	1787(天明7)	ファントリート	A1	166	74	あり	砂岩	オランダ船船長(海軍大尉)	出島で死去
3	掛川天然寺	1798(寛政10)	ヘンミイ	A1	185	84	なし	安山岩	オランダ商館長	駿河国掛川で死去
4	長崎悟真寺	1814(文化14)	フェルケ	なし	—	—	—	—	商館の医師	出島で死去
5	長崎悟真寺	1814(文化14)	(不明)	なし	—	—	—	—	水夫	
6	長崎悟真寺	1820(文政3)	ヒイトルハアナ	なし	—	—	—	—	(不明)	(悟真寺過去帳)
7	長崎悟真寺	1821(文政4)	スミット	A2	170	85	なし	砂岩	商館1等書記官	出島で死去
8	長崎悟真寺	1828(文政11)	バルケ	なし	—	—	—	—	水夫	出島で死去
9	長崎悟真寺	1840(天保11)	ドリニイ	A2	192	97	なし	花崗岩	(不明)	出島で死去
10	長崎悟真寺	1840(天保11)	エリセイテリクネイ	なし	—	—	—	—	(不明)	入港後死亡(悟真寺過去帳)
11	長崎悟真寺	1844(天保14)	ズーテルメイヤー	A1	186	63	なし	花崗岩	軍艦上席舵手	出島で死去
12	長崎悟真寺	1844(弘化元)	ルツテケン	A1	185	61	なし	花崗岩	軍医士官	長崎の錨地で死去
13	長崎悟真寺	1844(弘化元)	(不明)	なし	—	—	—	—	水夫	
14	長崎悟真寺	1852(嘉永5)	ルカス	A2	192	97	なし	砂岩	2等事務員補	出島で死去
15	長崎悟真寺	1855(安政2)	ド・ボーム	A2	186	93	なし	砂岩	水夫(2等水兵)	
16	長崎悟真寺	1855(安政2)	シッピル	A2	189	97	なし	花崗岩	1等機関手	
17	長崎悟真寺	1857(安政4)	ウエイン	A2	189	89	なし	花崗岩	商船船長	長崎への航海中死去
18	長崎悟真寺	1857(安政4)	ダデレル	A2	189	89	なし	砂岩	1等水兵	カッテンディーケの隊員。出島で死去
19	長崎悟真寺	1857(安政4)	ステッケレンブルフ	A2	179	87	なし	砂岩	1等水兵	カッテンディーケの隊員。出島で死去
20	長崎悟真寺	1858(安政5)	アンナ・フィッセル	A2	179	85	なし	砂岩	商人の妻	難船により出島で死去
21	長崎悟真寺	1860(万延元)	エンマ・フルベッキ	A1	96	84	あり	安山岩	宣教師の娘	フルベッキの娘

一般水夫を含むほとんどのオランダ人には石製墓碑が使用され、居留地が開かれる1859（安政5）年以後には、女性や子供の墓にも用いられるようになる。

さらに墓碑形式とその大きさを分析してみると、上下に入母屋屋根風の切込みと斜面をつくるA2形式が1850年代に盛行していることが分かり、1821（文政4）年埋葬の1等書記官ヘルマヌス・スミット墓は砂岩製A2形式で、1840（天保7）年銘のド・リニイ墓は花崗岩製のA2形式で、後者はその寸法が1852（嘉永5）年銘のF・ルカス墓とまったく一致する。これはこの2基のA2形式の墓が1850年代になって過去の死者にさかのぼって石製墓碑を作ったことを推定させる。この推定が正しいとすると、オランダ人墓碑の第2期は1840年代のみとなり、1800～1830年代に石製墓碑の空白期が存在することになる。

紀年銘の古いA2式墓碑がが遡及して建てられたものかどうか今後の研究にゆだねるとしても、幕末期にはオランダ人墓地における被葬者階層は急激に拡大していることは明らかである。

註1、長崎大学付属図書館編2011『ボードインアルバム－外国人が見た幕末長崎』（長崎大学コレクションⅡ）長崎文献社、写真44、45

註2、板沢武雄1940「和蘭人の墓について」『日蘭協会会報』2（1959『日蘭文化交渉史の研究』吉川弘文館に再録）

註3、宮永孝1992『幕末維新オランダ異聞』日本経済評論社

註4、フィッセル1833（庄司三男・沼田次郎訳1978）『日本風俗備考』2、p190 東洋文庫341 平凡社

註5、田中裕介2012「日本における16・17世紀キリシタン墓碑の形式と分類」『日本キリシタン墓碑総覧』南島原市教育委員会

註6、1853年のマカオのプロテスタント墓地にすでにオベリスク形の墓碑が描かれている。オフィス宮崎編訳2009（原書1856年刊）『ペリー艦隊日本遠征記』下p54 万来舎

註7、平岡隆二2012「出島商館長デュルコーブ墓碑について」『日本キリシタン墓碑総覧』南島原市教育委員会

註8、碑文についてはキリスト教的要素は全くなく、事務的に淡々と事実が記された表現であり、オランダ通詞の介在が予想される。

註9、2016年12月6日の長崎出島内外倶楽部で行われたオランダ人墓地研究者レオン・ボク氏の講演記録によれば、現在判明している長崎出島商館長経験者の墓碑（オランダ本国やジャカルタに残されたもの）はすべて平型の板状碑が伏せて使われるか、あるいは教会の壁にはめ込まれたもので、悟真寺のオランダ人墓のような浅い断面円形の墓碑は類例がないとのことである。

註10、木下孝2009『長崎に眠る西洋人』長崎文献社

註11、大石一久・久賀島近代キリスト教墓碑調査団編2007『復活の島－五島・久賀島キリスト教墓碑調査報告書』長崎文献社

2 悟真寺ロシア人墓地^{註12}

ロシア人墓地は、オランダ人墓地の西側の高い方向に斜面を三段に造成して作られている（図1、写真4）。下段から中段の一部は太平洋戦争中の直撃弾により円形に大きく破壊され、現在でもその部分は墓碑が消失している。1858（安政5）年に、

写真4① 悟真寺K地区 アスコルド号乗組員墓地

ロシア軍艦アスコルド号が洋上で破損して、長崎に修理のため寄港し、稲佐の悟真寺を宿舎にした。その寄港中の死者をオランダ人墓の周囲に葬ることから墓地がはじまり、その後悟真寺の墓地が中国人墓地、国際墓地、オランダ人墓地に区分された1860年代初期にロシア人墓地として設定されたと考えられる。

ロシア人墓地設置の背景 現在250基をこえる墓碑があり、中国人墓地に次ぐ規模である。ロ



シア人墓地が悟真寺墓地の外国人墓地のなかでも最大規模の墓地となった背景は、当時の東アジアとロシアの情勢にある。1858（咸豊8）年ロシアは清国と愛琿条約を結んでアムール川以北の土地を清から割譲させ、さらに1860（咸豊10）年の北京条約で沿海州を得て、その年沿海州にウラジオストックを建設した。1871年には極東経営の中心をウラジオストックに移した。それに先立って1854（咸豊4）年にムラヴィヨフ東シベリア総督はアムール川を河口まで航行し、ロシアの極東移民がはじまった。1855（安政2）年にはプチャーチンが江戸幕府と日露和親条約を結んだ。長崎と函館は不凍港であり、1860年のウラジオストック開港後もロシアの極東艦隊にとって、冬季の寄港地として長崎は大きな意味を持った。特に当時長崎はロシア船一般の補給地でもあり、長崎を經由して食料・日用品・日本産石炭がウラジオストックにも供給された。そのため冬季の4か月間は長崎稲佐がウラジオストックを母港とするロシア太平洋艦隊の停泊地となり、稲佐は士官・水兵の寄宿地として、将校の日本人妻、水兵のための遊郭が存在し1860（万延元）年から1903（明治36）年まで「ロシア村」とよばれるほどであった。そのため日露戦争前にはロシア系住民は中国人に次ぐ数を数えた^{註13}。しかし稲佐は外国人居留地ではなく、江戸幕府と明治政府の法が形式上及ぶところであった。

墓地の形成 悟真寺における最初のロシア人墓は、オランダ人墓地J地区とその北のK地区付近に作られ、その後独立した墓域をもうけて、北と西方向に拡大している。幕末期の墓は現在のK地区南端の中段に上がる道の両側に集中しており、1874（明治7）年の古写真^{註12}にはその道を中央参道として、階段を上った中段にロシア正教の礼拝堂が設けられている姿が写っている。1874（明治7）年当時は現在のK地区南側付近のみがロシア人墓地であったことが分かる。そのごロシア人埋葬の増加に伴って、墓地は中段のL地区と上段のM地区に拡大し、礼拝堂も現在のL地区南端に移動したものと推定される。

墓碑の形式（図4） 幕末期1859（安政6）～1867（慶

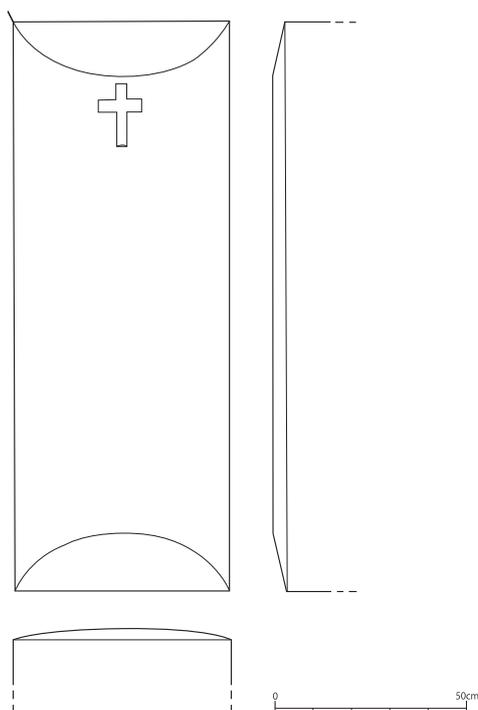
写真4② 悟真寺下段K地区



写真4③ 悟真寺中段L地区



図4 A3形式
悟真寺国際墓地 K地区77号墓（20分の1）



応3)年までのロシア人墓のほとんどすべては、オランダ人墓とおなじ**A1形式**の扁平形板状伏碑である。明治期になると碑文の上部に十字架の陰刻が行われるようになる。A2形式はロシア人墓地では用いられていない。**A3形式**は1866(慶応2)年銘の77号1基のみの形式で、小口上面の両側を浅く斜めに隅角方向にまっすぐそぎ落とすもので、稜線は平面半円形になる。明治期になるとA1形式の伏碑上面奥に十字架立碑を立てる**B形式**(写真5)が増加するが、十字架が金属製のものはほとんど後世の追加である。1890年代になるとはじめから十字架を取り付けたB形式の墓碑が現れる。**C形式**は立碑を伏碑の奥に立てる形式(写真6)で、**G形式**は十字架付き層塔式である(写真7)。それ以外にも自然石を利用した**J形式**や、特殊なデザインをもつ墓碑が一定量存在するが、それらはすべて明治期のものである(写真8)。

幕末期にはオランダ人墓と同じ墓碑形式を用いているが、明治期になるとキリスト教的デザインが強調されるようになるといえる。

註12、木下孝2009『長崎に眠る西洋人』長崎文献社

註13、大谷正2014『日清戦争』中公新書 中央公論社

松竹秀雄2009『ながさき稲佐ロシア村』長崎文献社

写真5 ロシア人墓地B形式

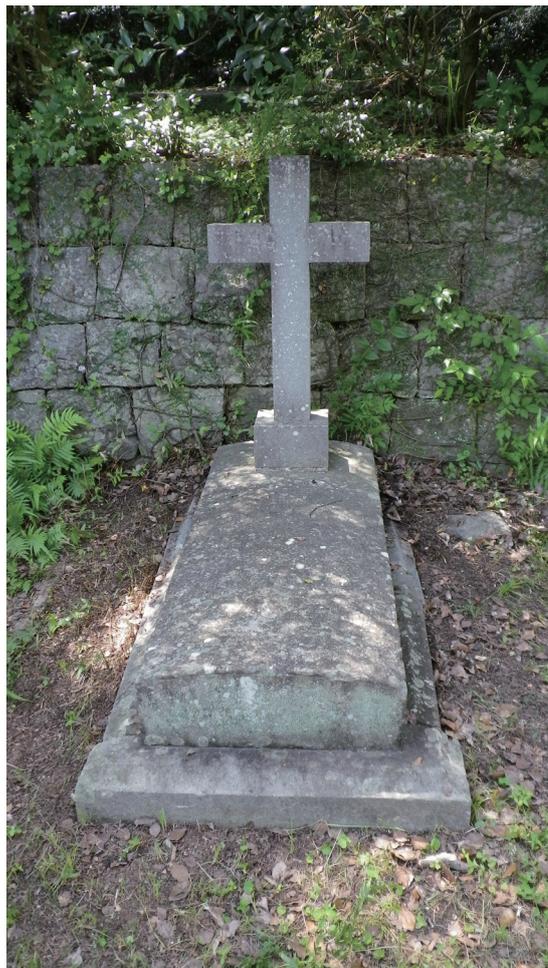


写真6 C形式 悟真寺K地区6号



3 悟真寺国際墓地(C地区下段)

悟真寺墓地の中国人墓地区を貫通する中央参道にそってA地区を北に回り込む枝道を進むと、現在の中国人墓地に囲まれた方形の区画にいきたる。悟真寺国際墓地ともよばれる西洋人墓地である(写真9)。この墓地は1858(安政5)年にむすばれた安政の五か国条約によって1859(安政6)年に開港した長崎に寄港する西欧諸国の商人や軍人たちの墓地として、それまで長崎に居留を許された中国人とオランダ人の墓地がおかれた悟真寺墓地に、同じ1859(安政6)年に開設されたもので、1861(文久元)年に大浦国際墓地が居留地の近くに開設されたのちも、1869(明治元)年までは、引き続き埋葬が行われている。

この墓地の特徴は、ここに埋葬された外国人が基本的に居留地住民かそれに準じる外国人の一時滞在者であり、彼らの死は長崎在住の各国領事によって管理され、埋葬と葬式も基本的に居留地民の意志に基づいて

行われたことにある。それまでの外国人の埋葬について江戸幕府が統制管理するという幕府の鎖国以来の政策がおよばない墓地が出現したのである。いわば埋葬における治外法権の成立であり、西洋人がキリスト教の葬式をおこなうことができた墓地であるといえる。

墓地の配置と構成 (図5、写真7) 墓域はC地区下段の南北にやや長い長方形で、現在は中央の参道から中国人墓域に向かって参道が南北に貫通している。伏碑形態の平面長方形の墓碑は東西方向をむき、立碑はいずれも斜面の下方にあたる東に正面を向けている。現在墓碑は33基が知られ、中央に顕彰碑がもうけられ、やや斜めに参道が横切っているが、墓域の中に本来は顕彰碑も参道もなかったことが、英国領事館が作成した墓石配置図や、古写真から知られる^{註14}。現状の墓碑の配置をみると墓碑の側面を並行させて横一列に墓碑が並び、そのような並びが5列確認される。英国領事館が作成した配置図をみると、6列74基の埋葬区画に分かれている。28号墓1基は20世紀になって外部から侵入してきた中国人墓であるので、それを除外すると外国領事館が管理した国際墓地としての埋葬された墓碑は32基である。のこりの42区画は埋葬がなかったのかというとそうではない。古写真によれば現在墓碑の無い位置には長円形の土盛りが並んでおり、墓碑を設置しないままの埋葬がかつては存在していたことが判明する。

銘文が判読されている墓碑を集計すると、最古の墓碑は1859(安政6)年7月、最新の埋葬は1869年1月(明治元年12月)である。その間59年5名、60年8名、61年1名、62年2名、63年2名、64年0名、65年1名、66年1名、67年2名、68年3名、69年1名となる。1861(文久元)年に急減するのは、その年に居留地近くに大浦国際墓地が開設されたからであると考えられるが、そのご埋葬は少数ながら継続する。

被葬者の国籍は、1名のイスラム教徒使用人を含むイギリス人10名、アメリカ人10名、ドイツ人・ポルトガル人・中国人各2名、フランス人1名となる。イギリス人とアメリカ人が多数をしめる。オランダ人が含まれていないのは、オランダ人墓地がC地区に引き続き継続したからである。

墓碑の形式 悟真寺C地区国際墓地に今日存在する

写真7 G形式 悟真寺k地区50号

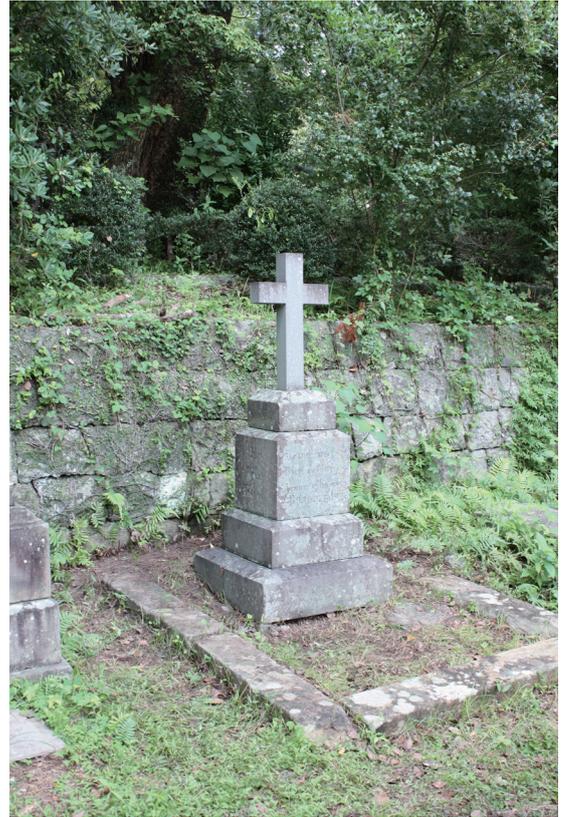


写真8 J形式 悟真寺L地区27号墓



墓碑の形式は、扁平形板状伏碑A形式の細分形式であるA1形式21基とA2形式1基さらにA3形式1基が存在し、立碑であるD形式が3基、ベッド形のE形式が2基と十字架碑を意匠化したG形式1基である。それに清国人の中国様式の墓碑が2基含まれる。最も数が多いA1形式の中には十字架が陰刻された墓碑が2基認められる。

国籍や民族との関係を見ると、A形式はイギリス人、フランス人、ドイツ人、アメリカ人いずれにも用いられ、オランダ人墓地のオランダ人にもこの形式を用いる点から、当時のヨーロッパ人一般に用いられた墓碑であったと推定され、イギリス人の使用人であったと考えられるイスラム教徒もこの墓碑を用いている点は興味深い。ポルトガル人は正面上部に十字架を陰刻する立碑D形式(写真10)を用い、A形式は用いない。2枚の立碑を用いるベッド形のE形式墓碑(巻頭図版3下)はアメリカ人のみが用い、立碑D形式の1基のアメリカ人墓碑は、ベッド形の省略形と推定される。ポルトガル人の立碑と、アメリカ人のベッド形墓碑はいずれも1866(慶応2)年から1869(明治元年)年の造立で、幕府の支配が弱体化したころのものである。

アメリカ人が用いたベッド形の墓碑は同時代のアメリカニューイングランドの墓碑と基本的に同じである。2枚の板石を頭部と足部にたてその一枚に碑文を刻む形式で、死者のための寝台をイメージしたデザインである。この形式は、17～19世紀のアメリカのニューイングランドの墓地で知られている。『ニューイングランド墓地辞典』^{註15}によれば、この形式の墓地は頭位を西にした仰臥伸展葬の木棺を用いた埋葬の上に土盛りをなし、頭側にhead stone頭石を、足元にやや小ぶりのfoot stone足石をたてる。いずれも立碑である。碑文は頭石の外側に刻まれる。その理由は墓地の訪問者が故人の上を歩かないためという。西に頭を向けるのは死者が最後の審判の日に、上半身を起こし、日の出をみながら天国に上るためという。ただし悟真寺の例では碑文は頭石の内側に刻まれている点がことなっている。

写真9 悟真寺C地区



図5 悟真寺C地区平面図
(竹内・城田1990『長崎墓所一覧悟真寺国際墓地篇』P31より)

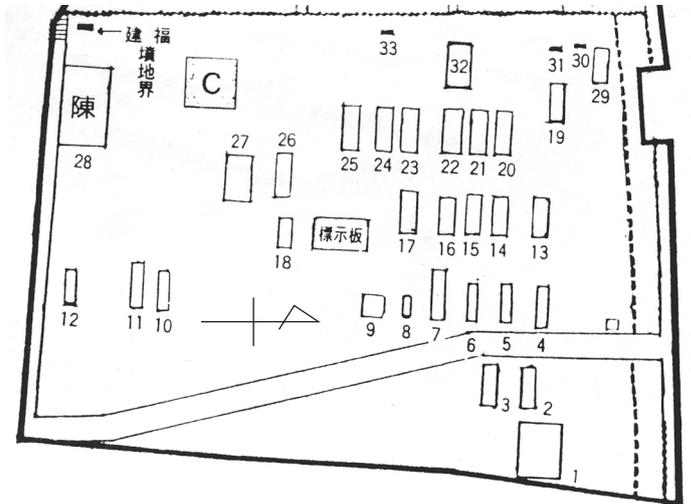


写真10 C地区31号



アメリカ人の墓は1859（安政6）年から1866（慶応2）年まではほかのヨーロッパ人と同じくA形式の伏碑が用いられているが、その後1869（明治元）年までベッド形や立碑、さらに十字架碑など多様な形式が加わる。

またオランダ人墓地の幕末期の伏碑A形式には十字架のデザインは用いられていないが、国際墓地では十字架を陰刻した墓碑が散見され、キリスト教的な埋葬が行われたことが推測でき、この墓地では十字架の表現が抑制されなくなっていった状況が存在する。

註14、木下孝2009註10文献

註15、Christina Eriquez 2009“Our History In Stone -The New-England Cemetery Dictionary-”

表3 悟真寺C区国際墓地墓碑一覧

No	被葬者	死没年月日	性別・年齢	国籍・民族	職業・地位	墓碑形式	石材	文 様	備 考
1	グスタフ・ウィルケンス	1869.1.28 (明治元.12)	男性37歳	ドイツ系 アメリカ人	貿易商社 経営	十字架碑形 G形式	不明		芸者玉菊建立(遺産を贈与された)
2	トーマス・バーリー	1860.10.21 (万延元.10)	男性21歳	イギリス人	英船乗組員	A1形式	安山岩	なし (碑文のみ)	長崎港で事故のため溺死。英国領事館に死亡記録有。
3	チャールズ・コリンズ	1861.8.23 (文久元.7)	男性27歳	イギリス人	英軍艦水兵	A1形式	安山岩	なし (碑文のみ)	長崎丸山で殺害される。墓碑の資金を同僚に募り、出港時に英国領事に託している。
4	ヘンリー・トービー	1859.11.7 (安政6.10)	男性29歳	イギリス人	上海の貿易商	A1形式	砂岩	なし (碑文のみ)	出島で死亡。オランダ墓地28号墓に別の墓碑あり。
5	デービッド・マッカム	1865.6.14 (慶応元.5)	男性38歳	アメリカ人	不明	A3形式	砂岩	なし (碑文のみ)	銘文解読不能。*アーンズ・バーフガニ1991による。
6	ジェームズ・バロン	1859.7.27 (安政6.6)	男性25歳	イギリス人	英船乗組員	A1形式	砂岩	なし (碑文のみ)	銘文解読不能。*アーンズ・バーフガニ1991による。オランダ墓地20号墓に別の墓碑あり。英国領事館に死亡記録有。
7	ジョン・デービス	1866.1.10 (慶応元.11)	男性	アメリカ人	水先案内・米 国領事館付き 巡査	ベッド形 E形式	立碑は砂岩、 基壇は安山岩	なし (碑文のみ)	1859年来長崎。長崎港で溺死。
8	黄爐	咸豊 10.6(1860)	男性	中国人	不明	唐人墓 B形式	安山岩	火燈形	
9	チャーリー・テリー	1863.7.21 (文久3.6)	幼児男性 8か月	アメリカ人	—	短小 A1形式	砂岩	なし (碑文のみ)	
10	不明	不明	成人	不明	不明	A1形式	砂岩	なし (碑文のみ)	銘文解読不能
11	ピエール	1863 (文久3)	成人	フランス人	不明	A1形式	砂岩	なし (碑文のみ)	銘文解読不能。*アーンズ・バーフガニ1991による。オランダ墓地20号墓に別の墓碑あり。
12	王都城	咸豊 10.6(1860)	男性	中国人	不明	唐人墓 B形式	安山岩	なし (碑文のみ)	清国福建省同安縣出身
13	ジョン・グレゴリア	1860.5.15 (万延元.潤3)	男性24歳	イギリス人	英船乗組員	A1形式	砂岩	なし (碑文のみ)	英国領事館に死亡記録有

第1節 長崎市稲佐悟真寺のオランダ人墓地、ロシア人墓地と国際墓地ほか

No.	被葬者	死没年月日	性別・年齢	国籍・民族	職業・地位	墓碑形式	石材	文 様	備 考
14	ジョージ・バンカー	1867.6.13 (慶応3.5)	男性28歳	アメリカ人	米船乗組員	A1形式	砂岩	なし (碑文のみ)	日本人の侍により切られ死亡。
15	ジョン・デンビー	1860.6.16 (万延元.4)	男性24歳	イギリス人	英船乗組員	A1形式	砂岩	なし (碑文のみ)	長崎港で事故のため溺死。 英国領事館に死亡記録有
16	ダニエル・マッケンジー	1862.12.6 (文久2.10)	男性	アメリカ人	米船船長	A1形式	砂岩	なし (碑文のみ)	
17	ジェームズ・フェアファウル	1862.7.18 (文久2.6)	男性65歳	イギリス人	英船船長	A2形式	砂岩	なし (碑文のみ)	
18	不明	不明	成人	不明	不明	A1形式	砂岩	なし (碑文のみ)	銘文解読不能
19	ジョセフ・リード	1860.7.17 (万延元.5)	男性24歳	イギリス人	輻重隊兵卒	A1形式	砂岩	なし (碑文のみ)	銘文解読不能。*アーンズ・バーフガニ1991による。
20	モハメッド・サリー	1859.12.18 (安政6.11)	男性24歳	英国籍 (イスラム教徒?)	英人使用人	A1形式	砂岩	なし (碑文のみ)	ピストル事故により死亡。 英国領事館に死亡記録有
21	アンドリュー・マルコム	1859.7.27 (安政6.6)	男性23歳	イギリス人	英船乗組員	A1形式	安山岩	なし (碑文のみ)	英国領事館に死亡記録有
22	ジョセフ・アリン	1859 (安政6)	男性37歳	アメリカ人	米船乗組員	A1形式	砂岩	なし (碑文のみ)	銘文解読不能。*アーンズ・バーフガニ1991による。
23	不明	不明	成人	不明	不明	A1形式	砂岩	なし (碑文のみ)	銘文解読不能
24	不明	不明	成人	不明	不明	A1形式	砂岩	なし (碑文のみ)	銘文解読不能
25	ルドルフ・ニッケル	1860.2.21 (安政7.正)	男性30歳	ドイツ人	プロシヤ軍艦下士官	A1形式	砂岩	十字架を陰刻	
26	ギヨーム・カゼー	1860.12.9 (万延元.10)	男性	フランス人	フランス軍艦乗船楽士	A1形式	砂岩	十字架を陰刻	
27	不明	不明	成人	不明	不明	A1形式	砂岩	なし (碑文のみ)	銘文解読不能
28	陳国連	20世紀	男性	中国人		現代墓			
29	ソロモン・キーラー	不明	男性	アメリカ人	汽船会社事務長	A1形式	砂岩	なし (碑文のみ)	一部銘文解読不能、木下2009による
30	ジョセフ・バーケット	1868.10.12 (慶応4.8)	男性20歳	アメリカ人	アメリカ軍艦水兵	立碑 (円頭形)	砂岩	なし (碑文のみ)	船上で死亡。イングランド出身
31	スイス・クレア	1868.9.30 (慶応4.8)	男性44歳	ポルトガル人	ポルトガル船航海士	立碑 (円頭形)	砂岩	十字架を陰刻	リスボン生
32	ホレス・ピーターソン	1867.11.21 (慶応3.10)	男性	アメリカ人	米軍艦提督付き書記官	ベッド形E形式	砂岩	なし (碑文のみ)	1869の小さな銘文あり
33	ジョアン・レイムンド	1868.6.11 (慶応4.潤4)	男性21歳	ポルトガル人	ポルトガル軍艦一等砲長	立碑 (円頭形)	砂岩	十字架を陰刻	リスボン生

* 墓碑の番号は『長崎墓所一覽悟真寺国際墓地篇』に従った。

* 2 表の記載内容についてはレイン・アーンズ、ブライアン・バーフガニ1991『時の流れをこえて—長崎国際墓地に眠る人々—』、木下孝2009『長崎に眠る西洋人』から補った。

附篇 静岡県掛川市ヘンミイ墓

長崎悟真寺のオランダ墓地における伏碑の関連資料として、1798年6月8日寛政10年4月24日に旅先でなくなったオランダ商館長ゲイスヘルト・ヘンミイの墓碑を紹介する。

静岡県掛川市浄土宗天然寺に、江戸参府の帰路、死去したオランダ商館長ヘンミイの墓碑がある^{註16}。ヘンミイは長崎奉行所役人に伴われて、寛政10年1月長崎出島を発し、3月15日には將軍家斉に謁見し、その帰路投宿していた掛川宿の本陣にて病死したものである。彼の墓碑が掛川天然寺に残されている（写真11）。

墓は腰の高さまでの石垣を巡らした方形の台座の中央に長方形の扁平板状伏碑をおき、周囲に玉垣を巡らしている。墓碑本体は長さ175cm、幅84cm、高さは小口中央で17cmである。形式は扁平板状伏碑のA1式の変位形である。両小口の平面形が緩く弧を描くように作られている点が特徴である。背面にオランダ語の銘文が彫られ、文様等はない。

天然寺にはヘンミイの葬儀に関する文書が残っておりすでに紹介されている^{註17}。それによれば寛政10（1798）年4月23日暮れ六つ午後6

時過ぎ、ヘンミイ本陣にて死去。翌24日夜八つ時午前2時過ぎ天然寺に病死の届け出があり、長崎奉行の依頼により、25日四つ午前10時から天然寺で葬式がおこなわれた。葬式は仏僧7名の仏式によって行われ、戒名「通達法善居士」がつけられ、その戒名を書いた位牌が現在も天然寺にまつられている。葬儀の費用は長崎奉行所が負担した。その後もオランダ商館長の江戸参府の折には、立ち寄って墓参がおこなわれ、オランダ商館によって幕末まで供養料2両が支払われていた。

ヘンミイ墓は、その形態が長崎悟真寺の1778（安永7）年のデュルコーブ墓と1787（天明7）年のファン・トリートの墓碑の形態と一致するので、商館長の墓碑としてはデュルコーブ墓の先例に従って、墓碑が製作されたものと考えられる。埋葬から葬儀までの一切が随行の長崎奉行所役人によっておこなわれたように、墓碑の形式の決定は、先例をつくった長崎奉行所の意向によるものと推定される。墓碑銘にはオランダ人の宗教的な表現はなく、オランダ語の表現も当然ながらオランダ通辞による検閲をうけたものと考えられる。

註16、鈴木正練1916「天然寺蘭人の墓碑」『歴史地理』28-5 日本歴史地理研究会

註17、沼田次郎1966「天然寺所蔵和蘭甲比丹ヘンミイ関係史料」『歴史地理』91-3 日本歴史地理研究会

写真11 天然寺ヘンミイ墓



第2節 幕末の西洋人墓地 下田・函館

近世のキリシタン墓碑から始まり唐人墓にいたる外来形式の墓碑が、どのように日本の近世社会の墓制に影響を与え、どのように変容していったかを調べてきた。そのなかで江戸幕府による仏教形式の葬儀・墓碑や位牌の使用が暗黙に強制されている状況が、墓地に反映していると考えられた。その結果、日本中いたるところで行われる葬儀をつうじての非キリシタンであることを日々確認することが日常になった。江戸幕府の支配のもとに生きた支配者も被支配者も、自らの信じる宗教や信仰にしたがって、自由に葬儀を行うことは許されなかったのである。いわゆる「自葬の禁止」である。この政策あるいは習慣は江戸幕府の法令に明記されているわけではないが、17世紀前半のキリシタン禁令、鎖国政策、宗門改め制度の形成などを通じて慣習化し、仏教形式の葬儀の強制という形式をとって、当時の日本人と日本にやってくる外国人に適用された。

17世紀においてキリシタンによるキリスト教形式の葬儀をいかに阻止するかは、幕府にとってキリシタン禁制の重要な政策であった。長崎を通じて往来するオランダ人と中国人にさえ、この政策は適用された。唐人墓の出現や、住宅唐人の墓碑における日本化の過程は、日本的な仏教葬儀との折衷過程でもある。

いっぽうオランダ人は、1640（寛永17）年までは平戸横島に独自の墓地をもち、おそらく彼らの信仰であるプロテスタントの形式で葬儀がとりおこなわれていたが、長崎出島にうつると、キリスト教徒であることを理由に陸上での葬儀と埋葬が禁止され、死者は沖に出て船上から水葬せざるをえなかった^{註18}。その後1654（承応3）年に長崎稲佐悟真寺背後の空き地に埋葬地が設定され、日本人の番人が置かれて墓標の設置が認められたのは1684（貞享元）年のことである。葬儀は日本人の習慣に従って行われたとされ、実際にその後のオランダ人の埋葬は、長崎奉行所の立会監督のもと悟真寺によって仏教式に行われた。石製の墓碑が用いられるのはさらにのちの1779（安永7）年のデュルコープ墓からで、それまでの墓標は木製であったと推定される。

17世紀はこのように江戸幕府による人民支配の基礎としての非キリシタン化政策が、外国人をも含んで確立していく時代であった。その後18世紀に国民の習慣にまで昇華したこの政策は、19世紀を迎えると仏教形式を排した神道墓の出現などにもみるように国内においても動揺し、幕末明治初期の開国過程の中で崩壊する。

その崩壊の過程を明らかにするために、幕末の外国人墓を中心に予備調査をおこなった。

註18、板沢武雄1940「和蘭人の墓について」『日蘭協会会報』2、のちに板沢1959『日蘭文化交渉史の研究』吉川弘文館に採録。

宮永孝1989「日本におけるオランダ人墓」『社会労働研究』35-2、法政大学社会学部学会、のちに宮永1992『幕末維新オランダ異聞』に本文を採録。

1 下田玉泉寺

静岡県伊豆下田玉泉寺ぎょくせんにおいて1850年代のアメリカ人水兵、およびロシア人水兵の墓地を実見し、そのご資料を集めた。玉泉寺は1854（嘉永7）年締結の日米和親条約による下田港開港時に、ペリー艦隊乗組員の休息所と埋葬所になり、同年末には寄港したロシア帝国プチャーチン艦隊の埋葬所にもなり、そのご1856（安政3）年には、アメリカ合衆国タウンゼント・ハリス総領事が下田に着任し、玉泉寺はアメリカ総領事館として1859（安政6）年まで使用された。こうして1850年代のアメリカ艦隊水兵と、ロシア艦隊水兵の墓が玉泉寺に残されることになった^{註19}。現在の外国人墓地は2カ所に分かれ、アメリカ人墓は本堂の北側丘陵上に、日本人墓地に接して5基の墓碑が並列してならび、ロ

シア人墓は本堂南の丘陵に向かう谷の奥に3基並立している。

アメリカ人墓地には1854年3月6日（嘉永7年2月6日）没のアメリカ海兵隊員ロバート・ウィリアムズの墓から1858年7月31日（安政5年6月21日）没の海兵隊員アレキサンダー・ズーナンまで5名のアメリカ海軍の死者が葬られている。ロシア人墓地には1854年12月23日（安政元年11月4日）の安政の東海大地震によるロシア軍艦ディアナ号沈没の際になくなったディアナ号水兵アレクセイ・ソボレフを初めとする4名の埋葬が行われ、現在3基の墓碑が残されている。

墓碑の特徴（写真12） 玉泉寺のアメリカ人とロシア人の墓碑の特徴は、日本の石材で作られた日本式の墓碑である点にあり、意匠も笠付の方柱形で最頂部に宝珠、笠正面には唐破風が彫刻されるが、通常唐破風表現の下に彫られる家紋などのデザインはなく、無紋となって一見異様な印象をあたえる。方柱部には正面と両側面に火燈形の深い彫窪めがあり、ここまではアメリカ人墓もロシア人墓も全く共通する同一型式の墓碑と考えてよい。そこにアメリカ人墓では英語で、ロシア人墓ではロシア語の墓碑銘が刻まれている。アメリカ人墓碑にはないが、ロシア人墓碑には十字架の陰刻表現がなされている点が異なる。

写真12② 玉泉寺アメリカ人墓碑銘



写真12① 玉泉寺アメリカ人墓



写真12③ 玉泉寺ロシア人墓



墓碑形式の先例 1850年代の長崎悟真寺のオランダ人などの西洋人墓地の墓碑形式がすべて扁平形板状伏碑であるのにたいし、下田の墓碑はアメリカ人ロシア人ともに、笠付方柱形の墓碑であり、日本人の武士身分の墓碑と共通する。笠付方柱形の形態が採用されたのは、海軍水兵を士分とみなしてそれにふさわしい墓碑を採用したものであると推定される。1861年1月15日万延元年12月5日に江戸で攘夷派に殺害された、アメリカ公使ハリスの秘書ヒュースケンの墓が東京麻布光林寺にあるが、彼の墓碑も笠付方柱形の墓碑であり、碑文は英語である点も下田の墓碑とよく似ている。このように同

時代の長崎と江戸・下田とでは西洋人の墓碑形式は異なっている。少なくとも長崎の悟真寺墓地で見たように、1860年代の居留地付属墓地では、墓碑の造立にあたって故国の墓地形式が導入されるようになるが、それ以前つまり安政の五ヶ国条約段階以前の、和親条約段階では、墓地の設置場所と墓碑の選択については、日本側つまり江戸幕府が主導権をにぎっていたと考えられる。そして長崎奉行所の管制下であった長崎悟真寺と掛川天然寺では、キリシタン墓碑に遡源する扁平板状伏碑形式が採用

図6 横浜におけるロバート・ウィリアムズの葬列と墓碑

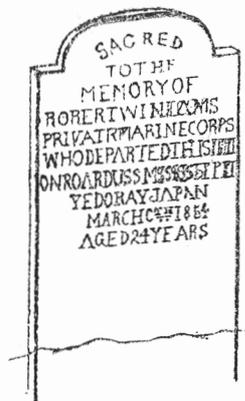


The Funeral Service of a Crew of the American Squadron at Yokohama, 1854.

【第拾四圖】

〔米艦水兵の葬式と墓碑〕

二月八日ミシシッピ乗組ロバート・ウィリアムズ死す、幕府の承諾を得て同月十一日横濱村山下なる増徳院境内に葬りたる時の葬儀行列と墓碑との寫生である、後下田港附近柿崎村玉泉寺に改葬して今猶ほ存すといふ。
左方の寺は増徳院にして警衛松代藩の宿營であつた。



大石方 厚一尺二寸五分
高一尺二寸五分
厚一寸七分
小石方 厚一尺二寸五分
高一尺二寸五分
厚一寸七分
日本江戸海軍此處航海に先
水軍別隊の兵士ウィリアムズ
十八百五十四年三月十一日
行年二十四歳



墓人塚立七し
小石方 厚一尺二寸五分
高一尺二寸五分
厚一寸七分
大石方 厚一尺二寸五分
高一尺二寸五分
厚一寸七分
小石方 厚一尺二寸五分
高一尺二寸五分
厚一寸七分

『米国使節彼理提督来朝図絵』14図より

されたのに対し、関東は日本式の仏教墓碑の形式を採用している。下田玉泉寺の墓地の開設にあたって下田奉行所がアメリカ側と交渉しており、初代下田奉行は浦賀奉行からの転任であった。そのため墓碑の形式については長崎奉行に先例の意見を求めるのではなく、東日本沿岸一帯に点在した外国人漂着者の埋葬や、あるいは浦賀近くに存在する三浦按針の墓が先例となったのかもしれない。18世紀後半以来増加した日本近海の黒船について、江戸幕府は難破などによる漂着西洋人を長崎に送って、そこからオランダ船で送還するという政策をとっていた。死者については現地で埋葬し、日本の習慣に従って供養建碑された例が東日本に多い。イギリス人ウイリアム・アダムスの場合は1620（元和6）年、肥前平戸で亡くなり平戸の英国商館墓地に葬られたが、その後三浦按針の名を受け継いだ息子ジョセフによって、初代按針とその日本人の妻の墓碑が、アダムスが家康からいただいた所領相模国三浦郡逸見村を見下ろす丘の上に並んで建てられている^{註20}。そこには彼の戒名がしるされ、妻の死が1634（寛永11）年であるから、その前後に按針の墓碑も建てられたものであろう。逸見村は現在の横須賀市内で浦賀に近く、石造墓碑の形式は夫婦ともに仏教式の宝篋印塔である。浦賀奉行所の参考にする先例としては、三浦按針墓が参考にされた可能性を指摘しておきたい。

ペリー艦隊水兵の墓碑 ところで1854（嘉永6）年3月6日にペリー艦隊の最初の水兵＝死者ロバート・ウィリアムスが横浜で仮埋葬された際の詳細な記録が残されており^{註21}、図6のように木製の墓碑を、2枚用意して埋葬されたことが知られている。これはアメリカ人水兵の埋葬に木製の墓標2枚を頭部と足元に立てるアメリカ合衆国東部に伝統的なベッド形の墓碑をたてたものであり、この墓碑形式の実例は長崎の悟真寺国際墓地などでアメリカ人の墓碑として、石製の例が知られている。しかし、先にみたように現在の玉泉寺の墓碑とは異なっている。その経緯は次のとおりである。

この横浜の仮埋葬（図7）から3か月後、日米和親条約の締結による下田開港に伴い玉泉寺に移されることになった。その際に、日米和親条約付録第5条にいう玉泉寺境内の埋葬所をもうけ粗略に扱うことなしという規定にしたがって、下田奉行が日本式の墓碑に立て直したもので、費用はペリー艦隊が負担している^{註22}（図8）。したがって日本式墓碑の選択はアメリカ側の理解のもと幕府側の意向によって行われたものであると考えられる。

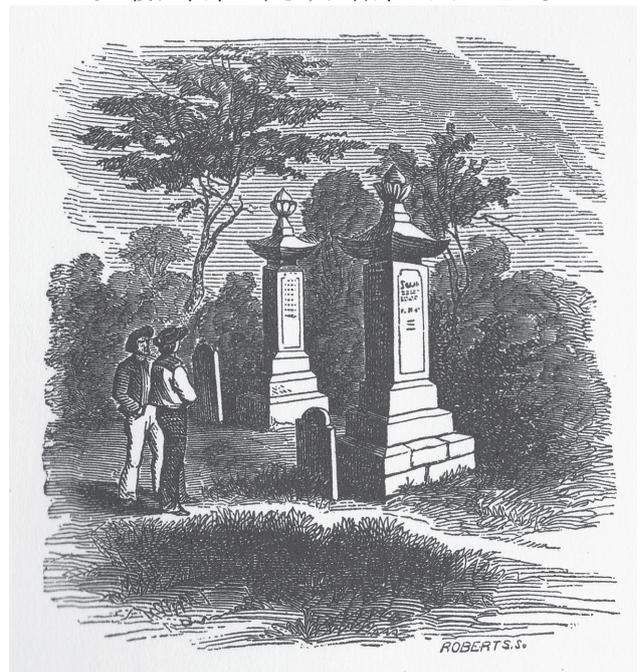
このように横浜ではアメリカ式の墓碑が立てられたものの、下田に移葬後は日本式の墓碑に変わったのである。

図7 横浜の仮埋葬
横浜では墓地に柵がめぐる。



（註22文献 P195より）

図8 下田玉泉寺のアメリカ人墓
下田では木製墓標にかさねて、日本式の墓碑がたつ。その後、木碑はくさり、石碑のみがのこる。



（註22文献 P501より）

- 註19、『国指定史跡 玉泉寺 ペリー艦隊乗員の墓 保存整備事業報告書』2011 曹洞宗瑞竜山玉泉寺
 村上文樹2008『開国史蹟 玉泉寺』玉泉寺ハリス記念館
- 註20、岡田章雄1944『三浦按針』創元社、同1966『明治の三浦按針』『白杵市談』58 白杵史談会
 ともに1984に岡田章雄著作集Vに収録。
- 註21、樋畑翁輔・高山文筈（樋畑雪湖編1931）『米国使節彼理提督来朝図絵』
- 註22、オフィス宮崎編訳2009『ペリー艦隊日本遠征記』1856～8刊行 万来舎
 サミュエル・ウィリアムズ1910（洞富雄訳1970）『ペリー日本遠征随行記』新異国叢書8 雄松堂書店

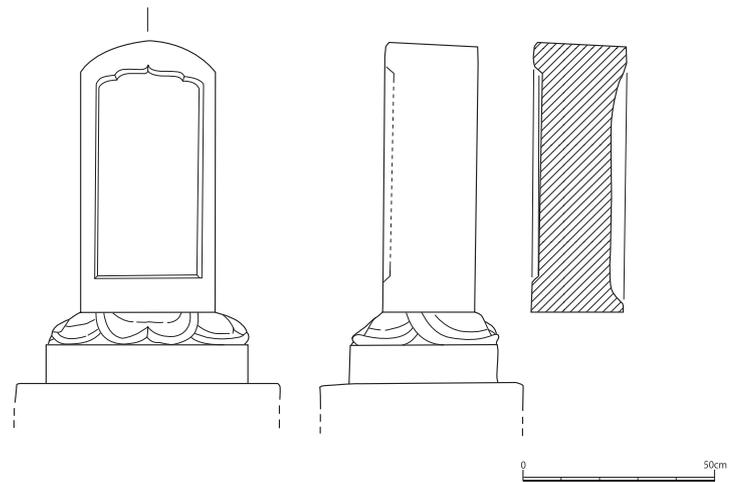
写真13 函館プロテスタント墓地



2 函館外人墓地

北海道函館市には、居留地時代の外国人墓地が西部の海岸地帯に数カ所に分かれて所在する。プロテスタント墓地、カトリック墓地、ロシア人墓地、中国人墓地とほぼ宗教の違いに応じて異なっている。1854（嘉永7）年に開港した時期の墓地を調査した。2015（平成27）年8月26日（水）～28日（木）に現地調査をおこなった。プロテスタント墓地については日本基督教団函館教会松本紳一郎牧師のご案内いただき、ロシア人墓地については元町ハリストス正教会の皆様にお世話になりました。

図9 函館プロテスタント墓地2号墓（20分の1）



（1）プロテスタント墓地（写真13）

ペリー艦隊水兵の墓碑 函館外人墓地の最初の被葬者は、1854年5月24日と5月28日（嘉永7年4月28日・5月2日）に下田から函館に移動したアメリカ艦隊の寄港中に死亡した2名の水兵である。横浜での埋葬から3か月ほどのちのことである。

最初の死者は1854年5月24日（嘉永7年4月28日）になくなったバンダリア号乗組員ジェームズ・ウルフ（50歳）で、函館高龍寺近くの現在のプロテスタント墓地にあたる位置に葬られた。二人目の死者は1854年5月28日（嘉永7年5月2日）に19歳で亡くなった水兵レミックである。かれら2名の墓碑はプロテスタント墓地最上位に安置されている。馬場脩の著作^{註23}で2号墓碑と3号墓碑とされる墓碑が彼らの墓碑である（図9、写真14）。函館における外国人墓地の始まりは、このウルフの埋葬地を選定することではじまり、そこがアメリカ人墓地か

写真14 函館プロテスタント墓地2号墓



ら発展してプロテスタント墓地となった。交渉にあたった通訳ウィリアムズと、函館奉行に記録によれば、墓石をたて木柵をつくるようウィリアムズが奉行側に申し入れ、彫りつける文章の書面を渡したようである。そのうえで当時は函館で流通していた石塔がえらばれ、ウィリアムズの了解のもとに決定したようである。それが図9である。

二人の墓碑は円頭形の頭部に深い火燈形の彫窪めをおこなった日本の仏教様式の墓碑で、台座には蓮華座を彫刻している。銘文は横書きの英文で書かれているが、墓碑の形式は仏教形式である。

(2) ロシア人墓地 (写真15)

プロテスタント墓地の道をへだてた上方に幕末から明治初期のロシア人水兵26名を葬った墓地がある。死亡年を整理すると、1859年2名、1860年1名、1861年4名、1862年9名、1863年4名、1864年1名、1866年2名、1869年2名、1874年1名となる。のちに建てられたポポフ合葬墓(4・5号墓)をのぞくとすべて、長崎悟真寺のオランダ人墓碑やロシア人墓碑と同様な扁平形板状伏碑である。長崎の墓碑と異なる点は函館ではロシア語碑文の上部に陰刻のキリル十字がすべての墓碑に彫られており、葬儀の様子も長崎や横浜・下田とはことなり、ロシア艦隊の従軍神父が葬儀を執り行っており、墓碑建立に際して仏教寺院による葬儀への関与は少なかったものと思われる。その点がロシア人墓碑に十字架表現が早く表れる理由であろうか。

註23、馬場脩1975『函館外人墓地』図書裡会

写真15① 函館ロシア人墓地



写真15② 函館ロシア人墓



3 まとめ

1850年代の和親条約期から、安政の五ヶ国条約以前の下の外国人墓地、とくにペリー艦隊からの水兵の墓地は、埋葬時はアメリカ式のベッド形の木製墓標がたてられるが、いずれもすぐに幕府によって、彼らの身分にみあった日本式の近世墓にたてかえられている。下田でのその先例がロシア人墓にも適用されているが、函館のロシア人墓では、下田の墓碑とは異なり、長崎でのロシア人墓の墓碑が先例となって採用されている。

第5章 外来系墓地の変容と江戸時代の墓地統制

第1節 近世初期キリシタン墓の変遷

1 豊後南部のキリシタン墓碑の下限年代

大分県臼杵市野津地域に残された寄棟形の大型石造物を17世紀前半のキリシタン墓碑の一形式と考えると、現在知られているキリシタン墓碑の分類は図1のようになる。

寄棟形板状伏碑 寄棟形石造物をキリシタン墓碑と推定する根拠となったのは、大分県臼杵市野津の下藤キリシタン墓地での石組遺構の発見である。石組遺構自体は伏碑を載せるものも載せないものもあるが、その存在はキリシタン墓地認定の強力な証拠となった。大分県内においては西寒田クルスバ遺跡、岡なまこ墓、栗ヶ畑亀甲墓地、そして神野家墓地にキリシタン墓碑が残されていることを証明する重要な根拠となった。

図1 日本における戦国時代から近世初期のキリスト教墓碑の基本分類



神野家墓地のキリシタン墓碑は1650年代から60年代の年代を与えることができ、その頃の伏碑がいずれも長さが110cm以下に短小化していることをうかがわせる。鍋田墓碑はいずれも神野家墓碑より長く大きく、17世紀でも初頭に近い墓碑であると考えられる。いずれの墓碑にも銘文が記されていないことからすると、臼杵藩がキリシタン禁止政策に乗り出した慶長17年（1612）から豊後崩れが本格化する1660年代にかけて、野津地域では寄棟形墓碑や粗製伏碑が使用されたと考えられ、当初の成人の身長に符合した長大なものから次第に1メートル前後の墓碑に短小化していったと推定される。寄棟形墓碑の存在は、豊後において1660年代の豊後崩れの時期までは、禁教後もキリシタン式の埋葬がおこなわれていたこと、つまりキリスト教信仰を維持した人々がいたことを示すものであろう。

2 禁教下初期のキリシタン墓碑

禁教令が全国化する1614（慶長19）年以後、豊後のキリシタンは1614（慶長19）年、1624（寛永元）年ごろ、1632（寛永9）年ごろに棄教のピークがあることが指摘されている^{註1}。そして1660年代から80年代にかけて「豊後崩れ」による露見により、最終的な弾圧をこうむっている。豊後崩れによって摘発されたキリシタンの多くは、それまでに棄教と立ち返りを繰り返しながらもキリシタン信仰を維持してきたと考えられる。このような禁教下初期の豊後キリシタンの状況に対し、墓碑にみる状況は何を語るであろうか。

キリシタン墓碑の存続 まず1614年以後も豊後南部では、キリシタン時代の1610年までに使用の広がったキリシタン墓碑の形式をひく墓碑形式が1660年代まで存続していたことが、神野家墓地の調査から判明した。禁教令以後から「豊後崩れ」のはじまるころまでの墓碑の特徴を整理すると、①石製墓碑から墓碑銘と十字架表現が消失する。禁教までに作られた墓碑には十字架の陰刻かあるいは洗礼名が刻まれることがあったが、それがなくなる。②最もキリシタン的な墓碑形態であった半円柱形柱状伏碑は作られなくなり、禁制下で存続したのは板状伏碑の各形式である。その形態には平形、扁平形、切妻形、寄棟形など、1610年前後に存在した板状伏碑の各形態から系譜をひくものである。型式変化の方向は③表面を丁寧調整した整形墓碑から、手斧痕が粗く残る粗製伏碑へと変化し、④長軸方向が短くなる短小化・小型化の方向である。1610年代～20年代ごろの無紋化した墓碑の中には鍋田墓地にみられるように長軸が170cmをこえる大型の伏碑があり、まだキリシタン時代と同様に長方形の墓壇に伸展葬をおこなう「長墓」がキリシタンの埋葬施設としておこなわれていたようで、それに対応する伏碑として長大なものがお使用されていたと考えられる。大分県臼杵市下藤墓地の粗製伏碑などもその例であろう。ではなぜ短小化するのか。神野家墓地や、その類例をみるかぎり短小化の実態は、平面形が長方形のまま短くなるようで、完全な正方形になることはない。現実の埋葬形態が伸展葬から座葬に変化しつつあっても、墓碑についてはキリシタンとしての墓碑の習慣を守ったものと推定される。

仏教墓地への転換 このような板状伏碑の存続が、確認されるのは1660年代の寛文年間までである。神野家墓地が象徴的に示すように、それまでこのような板状伏碑を使用してきた墓地が、一転して仏教墓碑に変化するのには、それまで棄教しながらも潜伏状態でキリシタン信仰を維持していた人々が、「切支丹」として捕縛・処刑されるか、完全に棄教したことを表明し助命されるかのいずれかの選択を、「豊後崩れ」の摘発を通じて迫られたからであると考えられる。長崎や天草のキリシタンとは異なり、豊後ではこの時点をもって完全に棄教して助命された多くのキリシタンは、そのごは切支丹類族として長く監視の対象となり、信仰の一部さえも存続することはなかったと考えられる。

註1、五野井隆史2002『日本キリシタン史の研究』吉川弘文館

第2節 唐人墓と住宅唐人

今回の調査では長崎の初期唐人墓である長崎市深堀菩提寺唐人墓群と長崎市稲佐悟真寺の唐人墓群を調査した。特に悟真寺では18世紀から19世紀の唐人墓を、ほかの長崎市内の唐人墓群と比較しながら調査をおこなった。その成果をいくつかあげたい。

1 近世における唐人墓の始まり

元和5年における華南様式の墓の出現 華南様式の唐人墓が突然出現したことを裏付けるのは、墓碑そのもの様相である。出現当初のI-A期(1619～40年)の唐人墓の墓碑形態は4形態にわかれ、背後の墓丘の形態も薩摩の泊唐人墓が肥前肥後の唐人墓と異なるように、墓碑や墓地の様式が定まっていなかった。それは被葬者の故郷の墓地の違いをそのまま反映していると推定される。これに対して次の悟真寺1-B期(1640～70年)になると墓碑はA形式ないしB形式の方頭形という一つの形態にまとまり定型化が進む。銘文の様式も同様で、1619(元和5)年銘の深堀菩提寺呉三官墓では、本来出身地を書くべき頭部に長崎という地名をきざみ、中国式の姓名ではなく日本式の戒名が刻まれている。肥後伊倉の唐人墓も年号が未記載であったり、姓名の順が異なるなど定型化していない。その後確立する1-B期の銘文の様式が1-A期の初期の唐人墓では未確立である。

さらに現存最古の1619(元和5)年銘の長崎市深堀菩提寺呉三官墓と熊本県玉名市伊倉郭濱沂墓(肥後四官墓)は両者ともに長崎から朱印船を出した唐人貿易商と考えられており^{註2・3}、須弥座の表現などのデザインと敲打の製作技法は中国の故郷から石工を呼び寄せて作った可能性が高い^{註4}。このことは逆に見れば、この時点で日本国内において唐人が中国様式の墓をつくる伝統あるいは身近な前例がなく、あらたに故郷の墓制を導入したからであると考えられる。以上の墓碑と銘文の状況は、まさに1619(元和5)年前後に唐人達が中国様式の墓地を個別に作り始めた事実を物語っている。

各地の唐人町での同時出現 1619(元和5)年から20年代にかけて肥前長崎や深堀、肥後伊倉、あるいは薩摩坊津において一斉に唐人墓の造営がはじまることが指摘できるが、どのような事情によるのであろうか。筆者はかつてその背景に長崎県下においてキリシタン墓碑が終焉を迎えるのが1620(元和6)年前後であり、年代的にみて入れ替わるように華南様式の唐人墓があらわれることからキリシタン禁制が唐人墓出現と関係のあることを示唆したが^{註5}、この見解は1620年代の長崎における興福寺(1623元和9年)、福濟寺(1628寛永5年)、崇福寺(1629寛永6年)の唐三寺の創建と1620年代の悟真寺における唐人墓地の設定を、当時のキリスト教弾圧強化をめぐる唐人側の対応策であるとみた中村質の見解^{註6}を支持するものであった。1620(元和6)年前後から強化されたキリシタン弾圧政策への対応は、長崎だけでなく当時の九州各地の唐人居住地全体で発生した事態であると考えられる。中村は1620年代の長崎におけるキリシタン弾圧が、長崎からキリシタンを一人残らず改宗させる厳しいものであったところから、在留唐人としては自らキリシタンでないことを唐三寺の創建と墓地の設置によって日本側為政者に明示する必要があったと論じた。

実際に1610(慶長15)年前後から長崎に来航する中国船は激増し、朱印状をうけて東南アジア貿易に乗り出す長崎居住の中国人海商も現れていたが、海商自身や乗組員のなかにはキリスト教に入信するものも多く、当時の東アジア貿易の中心がポルトガル人であったことから、純粋な信仰上の理由だけでなく、商売上の理由によってキリスト教に入信するものもいたと考えられる。

キリシタン禁制政策をすすめる幕府当局にとって、海外との貿易に従事する中国人海商がキリスト教宣教師や信者を出入国させる事態や、日本に在留する中国人にキリスト教が広がる事態は避けねば

ならず、日本人に対するキリシタン禁制政策以上に、長崎や九州各地の唐人町における中国人キリスト教対策が必要となっていたと考えられる。その幕府の政策に対する反応のひとつが、キリシタンでないことの証明としての唐人墓の築造であると考えられる。

唐人墓の出現 このように1619（元和5）年に唐人墓が出現する背景には、キリシタン弾圧政策が長崎において次第に強化され、1620（元和6）年には長崎市内の教会がすべて破壊されたうえで、国外から潜入する宣教師への対策が強められていた時期にあたり、キリシタンの貿易商人（日本人・中国人・ポルトガル人・スペイン人）に対する警戒が高まった状況が背景にある。

1623（元和9）年鎖国令によって中国人貿易商はキリシタンでないこと、あるいは棄教したことを示さなければ、それまでのように朱印状などをえて東南アジア貿易に出港することができなくなった。鎖国令として正式に発令される以前から、出港禁止という厳しい措置を明言しなくても、各地の唐人およびその貿易船に対してキリシタン改めが強化されていたと考えられる。そのため仏教徒であることを明示するために長崎市内への唐寺の勧進が進められ、あるいは日本寺院への帰依（深堀菩提寺唐人墓）がおこなわれて、日本に居住する意志のある中国海商は、その家をもつ場所で唐人墓の造営を行う必要があったものと思われる。

1619年 具体的に1619（元和5）年にどのような事態があったかは明らかではないが、最古の唐人墓である深堀菩提寺の呉三官墓と肥後伊倉郭濱沂墓に葬られた被葬者がいずれも朱印船貿易関係者であると推定されていることは示唆的であり、李獻璋によれば^{註7}中国人海商への朱印船発給には3つのピークとなる時期があり、1619（元和5）年はそれまでの7～8名に与えられていた朱印状が、李旦と二官の2名に制限された年と指摘されている。この年に日本に居住して貿易をおこなう中国人海商にたいする何らかの政策変更があったことが暗示されており、それは中国人海商に対するキリシタン対策の強化をとまなうもので、かれらにあえて故郷の墓を日本につくる決断を迫るものであったと推定する。事実1623（元和9）年、平戸の中国人商人の首領唐人カピタン李旦は、伊勢参宮をのぞみ、喜右衛門尉という名代を派遣して伊勢代参をおこなっている^{註8}。日本に貿易の本拠をおく中国人海商が居住地に唐人墓を作ることと、伊勢参宮をすることは、キリシタンでないことを明示する点でその動機は同一ではないだろうか。

2 清国人墓の出現

1635（寛永12）年鎖国令以前の墓地の被葬者は、日本各地の唐人町に居住して海外貿易にも携わる商人や水夫であり明人という意識を持っているのは当然であったに違いないが、1639（寛永16）年の鎖国令以後の唐人墓は日本に帰化することを選んだ「住宅唐人」の墓か、貿易で訪れた短期滞在の中国人の墓のいずれかであった。前者の「住宅唐人」は国籍でいえば日本人である^{註9}。長崎悟真寺の1-B期（1640～70年）から1-C期（1671～88年）の墓は、この時期の住宅唐人が、華南様式の唐人墓をつくったことを示している。いっぽう1689（元禄2）年以後の悟真寺や崇福寺の第2期の唐人墓は、墓碑の背後に切妻式の蓋石を置く形式に統一されている。これらの墓は住宅唐人の墓ではなく、日本に貿易でやってきてなくなった短期滞在者である渡航唐人の墓である。じっさい唐通事となった住宅唐人の墓は、かならずしも悟真寺や崇福寺ではなく、長崎のほかの寺院の墓地に散在し、かれらの墓碑はまったく日本式の近世墓碑に変化し、墓の外周施設に半円形の形態をほどこして一部華南様式をのこす墓制へと変化している。

したがって悟真寺や崇福寺あるいは興福寺に残された第2期（1689年以後）の唐人墓の大半は、長崎に貿易におとずれた短期滞在の商人や水夫などの中国人の墓であり、かれらの国籍は清国であると

考えてよい。だから清国年号を持つことは、国籍の表示としては当然といえる。日本年号を用いなくなり、形態的に統一された第2期の唐人墓の出現が1689（元禄2）年ごろであることは、唐人屋敷に収容された清国人の墓として第2期の墓が作られ、彼らの墓地として初めは崇福寺が、のちに悟真寺や興福寺に拡大したことを示している。

長崎の住宅唐人はなぜ華南様式の墓地をつくったか 戦国期の唐人の生活様式を踏襲すれば、日本の仏教寺院に帰依し、日本式の墓碑を建てることで、キリシタンでないことを示すことも可能であったはずである。実際に長崎最初の唐人墓地は日本人が開創した浄土宗悟真寺にもうけられたのであり、深堀の菩提寺も戦国期に再興した禅宗の寺院であった。また日向の飢肥と都城の日本に帰化した唐人の墓はいずれも日本式の墓碑に作られている。長崎の住宅唐人はなぜあえてこの時点で中国様式の墓地を建造したのか。とくに1640（寛永17）年から1689（元禄2）年までの1-B～C期の墓地に華南様式の墓を作り続けるのはなぜだろうか。

たしかに1671（寛文11）年以後の1-C期になると墓碑の形態に日本式墓碑の要素が入るようになり、日本式の墓碑を採用する唐通事などの住宅唐人の墓が増加してくるが、まだ多くの住宅唐人が華南様式の墓地を採用している。そのころまで日本国籍をもつ中国人として民族性を表現する必要がどうして必要だったのだろうか。1620（元和6）年ごろに日本に居住し日本人妻子をもった多くの中国人が、墓をその居住地である唐人町にもつことで日本に永住する選択をしながらも、中国人という民族性を表示する必要に迫られたのはなぜだろうか。単にキリシタンでないことを日本人に示す以外に、そこには中国人意識、具体的には明国から渡来したという民族意識が強く表現されていると考えられる。彼らが長崎で来航する唐人と直接交渉する立場にあり、日本人と中国人を仲介する立場であったことが、中国人としての習俗を維持する必要をもたらしたと推測される。そのため1689（元禄2）年に渡航唐人を唐人屋敷に収容する政策がとられると、唐通事をのぞく住宅唐人と渡航唐人の接点は希薄化し、墓地も一部の唐通事家の墓を除けば日本化してしまうと考えられる。

住宅唐人の墓としての唐人墓 第1期1619～89年の唐人墓の多くが、日本国内に妻子をもって居住した住宅唐人の墓と考えられることが重要である。華南様式の墓地を造ることで、中国から貿易に来航する中国人との紐帯をしめしながらも、墓碑銘のなかで日本年号を選択することによって、日本国籍をもち幕府の法に従う「日本人」であることを表明しているのではあるまいか。横田冬彦は、「日本の領域内において中国人・朝鮮人などの民族を問わず、領域内に居住し、非キリスト教徒であり、日本語を話し日本風俗に従うものが「日本人、日本国民」とされた。その区別は宗教的・文化的なもので、人種や民族の観点にもとづく「国民」概念とは異なるものである」、とする荒野泰典の見解^{註10}をひき、当時の江戸幕府の鎖国政策の基調を要約して、幕府の政策は居住地国籍主義であるとした。つまり日本の国内に家を持つ、すなわち住居を構え妻子をもち永続的に居住するものは、その出身が中国人、朝鮮人、あるいは西欧人でもキリシタンでない限り日本人とみとめそのように扱うとした。したがって、長崎に居住して妻子をもって家を構え、そこで中国との貿易に従事することを選んだ中国人は、幕府の政策に従って「日本人」であることを選択しなければならず、その意思表示の一つが墓碑における日本年号の使用であると考えられる。

註2、李猷璋1991『長崎唐人の研究』親和銀行

註3、中島楽章2009「有明海の福建海商」『日本歴史』736 吉川弘文館

註4、田中裕介編2014『キリシタン墓と中国人墓にみる大航海時代の外来墓制に関する基礎的研究』（科研費報告書）別府大学文学部

註5、註4文献

註6、中村質1973「近世の日本華僑」『外来文化と九州 九州文化論集二』平凡社

註7、註2文献

註8、久田松和則2004『伊勢御師と旦那』弘文堂

註9、横田冬彦2011「混血児追放令と異人遊郭の成立」『異文化交流史の再検討』平凡社

註10、荒野泰典2004「近世日本の国家領域と境界」『歴史学の最前線』東京大学出版会

第3節 外国人居留地の成立と墓制

1 鎖国後の外国人墓制

18世紀の外国人墓 18世紀に江戸幕府によって外国人とされた唐人＝清国人とオランダ人は民族の呼称とややずれている。唐人の商船乗組員の中には東南アジア出身者もいるし、オランダ人として出島にやってくる館員の中にはシーボルトのようにドイツ人である場合もある。17世紀に国籍の出生地主義をとっていた江戸幕府からみれば、唐人に雇用されたイスラム教徒であっても、オランダ人に雇用されたドイツ人であっても、「唐人」概念と「オランダ人」概念にふくめて、問題にできなかった。

帰化外国人の墓 ところが日本で妻子をもって居住することで日本に帰化した住宅唐人や、2代三浦按針（イギリス人）のように、日本人と見なされた外国出身者は、その子孫によって埋葬され祀られる際は日本人と同じように檀那寺をもち、仏教式の埋葬儀礼によって葬られて、仏教式の墓地を持つようになっていった。すなわち日本国籍をもった外国人は、墓地も日本式仏教墓を採用した。長崎の唐通事墓地や横須賀市の三浦按針墓などがその典型である。

短期滞在者の墓 いっぽう貿易期間のみ長崎港に来航する渡航唐人や、長崎に勤務したオランダ人は唐人屋敷や出島に隔離されて厳しく管理統制された。これらの施設は幕府が造成したもので、その中においては幕府の法が支配する。したがって彼らは妻子を同伴することは許されず、唐人には一定の中国式の宗教儀礼がゆるされたが、オランダ人にはキリスト教的な儀式はいっさい許されなかった。船中や滞在中の死者の埋葬においても、幕府による検視と、指定された墓地における仏教的な葬式と過去帳への記載が行われ、位牌を作って仏式に供養することさえ行われた。

さらに長崎以外の場所に漂着した外国人についても、生者は長崎に送還されて唐船またはオランダ船で故国に送還された。死者は検視の上現地に埋葬された。そのさい日本式の葬式がおこなわれている。

外国人身分としての唐人・オランダ人 しかし彼らは日本国籍ではなく、幕府にとっては清国人とオランダ国人という外国人であり、彼らの待遇を決定する場合には、江戸幕府の身分制度の中に位置づける必要があった。埋葬においても18世紀の長崎に存在する清国年号を用いた渡航唐人の墓や、オランダ人商館長の墓の形態が、日本の仏教墓制の墓碑とひどく異なって独特な形式に統一されているのは、幕府側が「唐人」「オランダ人」という外国人支配の身分的枠組みをもうけたためであると考えられる。唐人の清国での出身地は江西省や浙江省から福建省や広東省まで広がるにもかかわらず、唐人墓の形式が出身地横断的に同一であること。18世紀末にオランダ人墓に採用された扁平形板状伏碑という形態が、オランダ人のみならず、幕末にはロシア人、アメリカ人、イギリス人など西洋人の墓碑として用いられることは、18世紀から幕末期までの唐人墓とオランダ人墓の形式が、彼らによって故国から持ち込まれた墓制ではなく、江戸幕府の意志によって唐人とオランダ人に対して設定された墓碑であると考えられる。つまり「唐人」と「オランダ人」用の墓碑形式は、幕府によって設定された唐人とオランダ人という身分に対応する墓碑として幕府、具体的には長崎代官所の意向のもとに

採用されたものと推定される。

2 幕末の外国人墓

居留地開設以前の墓地 1853（嘉永6）年のペリー艦隊浦賀来航と翌年の日米和親条約によって、長崎・下田・函館が開港場となり、外国船の寄港地となったが、下田のアメリカ総領事館となった玉泉寺の建物内をのぞけば治外法権ではなく、まだ貿易商人や艦船の乗組員が一時的に滞在する場所として設定されたにすぎず、その間の死者の埋葬についても条約の付録にもとづいて日本側が墓地を設定し、その管理は幕府がおこなった。

居留地付属墓地 これに対して幕末から明治時代の外国人居留地の墓地は、治外法権の空間であって日本政府の権力の及ばない場所である。居留地における死者の埋葬の手続きは、1859（安政6）年に締結された安政の五か国条約によって各国領事の手にゆだねられ、居留地居住の外国人には信仰の自由がみとめられた。そこに住む外国人に対してキリシタン禁制の効力は及ばず、居留地内に外国人のためのキリスト教会がたつようになった。つまり居留地に住む外国人は葬式から埋葬、墓碑の建立まで、幕府に干渉されない自由を享受することになったのである。それゆえ墓碑の形式に外国人の祖国の墓碑形式が出現するようになると考えられる。

居留地外の外国人墓 このように居留地の外国人墓地内では幕府の制約をうけない宗教的に自由な墓制になるのに対し、居留地外の場所の埋葬では江戸幕府の法理が適用されるので、外国人といえども基本的にキリスト教的な埋葬は禁止され、墓碑も日本的な墓制になると考えられる。たとえば江戸のアメリカ領事館員ヒュースケンの墓碑が日本式の笠付角柱形なのは、そこは横浜の外人墓地ではなく江戸の光林寺であるからであり、下田の墓地がある玉泉寺も居留地ではなく、五か国条約以前の幕府の管轄下にあった時点では、日本式の墓碑に幕府側の責任で建て替えられたのである。長崎の悟真寺のオランダ墓地、ロシア墓地および国際墓地がなぜ、デュルコープ墓以来の扁平形伏碑の形式が踏襲されたかといえ、そこが居留地外の17世紀以来の外国人墓地の継続地として、幕府の先例として確立した西洋人墓碑の形式がなお強制力をもって踏襲されたからであると考えられる。

3 残された課題

下田の墓碑 1854（嘉永7）年に伊豆下田に玉泉寺に横浜から改葬されたアメリカ人水兵の墓碑が建てられたとき、なぜ長崎の先例を参考にオランダ人墓と同じように扁平形伏碑が採用されなかったのであろうか。下田から江戸さらに函館でも最初の外人墓碑は笠付角柱形あるいは位牌形の立碑である。扁平形伏碑は長崎以外でも函館のロシア人墓地で採用されており、幕府において設定した外国人開港場の埋葬地の墓碑については、このように長崎系と下田系の二通りの対応がある。この相違がどうして生まれたのか、特に下田奉行がなぜ長崎の先例を採用せず新たな先例を作ったのか。そのごいっぽうに統一することなく、併存するのはどのような理由によるのか。今後の課題である。

居留地墓碑の影響 居留地においては、治外法権が成立して西洋人は自己の習慣にしたがって、墓地をもうけることが可能となった。墓地から明治にかけてこのような墓地に対する日本国民の反応はいかなるものであったのだろうか。明治の日本人カトリックの多くの墓が長崎ではオランダ人やロシア人と同じ、肩平形板状伏碑の形式を採用することは示唆的である。また明治政府は明治10年代まで、墓地の統制をおこなっており、幕府の墓地政策を再編しようとした痕跡がある。その具体的解明が課題となる。

第4節 外来墓制からみた近世日本の墓制

1 伏碑から立碑へ

日本の近世墓碑は1660年代に立碑形式の板碑形墓碑として始まり、1720年代の享保期には全国的に普及する。その際近世仏教墓碑が立碑形式を採用したのは、中世的な墓碑形態の継承というだけでなく、それ以前の17世紀前半のキリシタンの墓碑が伏碑形式であったことへの視覚的対抗でもある。キリシタン墓碑は禁教以前の関西では立碑形式も存在したが、九州では伏碑形式が主流であって、キリシタンの墓地が『長墓』とよばれる伏碑形式であることは、長崎奉行所や大村藩など弾圧側にもよく知られていた^{註11}。そのため仏教徒として非キリシタンであることの表明しようとするとき、死者の墓碑は立碑形式をとらざるを得なかった。一般的に近世においては仏教的立碑墓碑を立てることが日本人であることの証となった。

その中で例外は、長崎などの潜伏キリシタンで見られる方形の伏碑形式の墓碑、立碑の墓碑を持たない石積墓などを使用してみずから仏教的な墓碑を作ることを忌避し続けた例、大分県内を中心に分布する小型方形の墓碑が切支丹類族の墓碑と推定される例、オランダ人墓碑もあれだけ巨大の伏碑を作りながら立碑の形式ではないといった例外があるが、その場合でも葬儀そのものは仏寺によって仏教式で行われていることで、きわどく許容されていた。

2 自葬の禁止

こうしてキリシタン禁制の強化に伴って、自分の信じる宗教の儀礼に従って葬ることは禁止され、外国人まで含めて仏教式に埋葬することが求められた。上記した禁教期に伏墓を使用した墓も葬式においてはすべて仏教式に行われている。潜伏キリシタンもオランダ人も葬儀は檀那寺の僧侶によって行われるのである。オランダ人墓地の所在する長崎市悟真寺はオランダ人の過去帳をのこしており、事実上の檀那寺として機能した。1770年代にオランダ人墓にデュルコープ墓がつくられたときも、オランダ商館長ということもあり、悟真寺の住職のみならず長崎中の大寺から僧侶が参集している。このようにキリシタン禁制と鎖国政策の段階的強化、寺檀制度の確立によって、江戸幕府に支配される日本人は、仏教寺院が関与する葬儀と埋葬をおこなう義務を負ったのである。檀那寺の関与なしに埋葬をおこなうことは切支丹とうたがわれることにはほかならなくなった。

17世紀初頭から寛文年間にいたるキリシタン墓地の衰退過程と、近世墓地の成立過程、唐人墓の変容過程は、キリシタン禁制を目的にした幕府による死者の管理する制度の確立過程であり、自葬の禁止という政策の成立過程である。

幕末になると、国内的には大名や武家に普及する儒教墓や神道墓の拡大、国外的には開国に伴う外国人居留地の出現が、自葬の禁止によって国民統合を達成した幕府の政策を破たんさせる。儒教墓や神道墓は形式的に檀那寺と縁を切ることまでは行われなかったので、ギリギリのところ幕府から許容されたし、ペリー艦隊の死者の葬儀もアメリカ人によるプロテスタント式の葬儀ののちに仏式の葬儀を直後に行い、改葬後は日本式の墓碑を立てることでのいだ。しかし外国人居留地内の墓地は条約の治外法権規定によって、幕府の関与をすることはできなくなった。こうして居留地の国際墓地には、多くのそれまでに日本に作られたことのない墓碑が作られていく。それは埋葬における宗教の自由のショウウィンドウとなる。日本におけるカトリック復活の始まりとなった1867（慶応3）年の浦上四番崩れの発端となったのが、潜伏キリシタンの自葬事件であったのは偶然ではない。かれらはす

で1865（元治2）年以來居留地内の大浦天主堂に出入りし、プチジャン神父の指導の下に、カトリックの信仰を取り戻しつつあった。その信仰表明としてまず第一に行われたことが、信徒の自葬である。庄屋にも檀那寺にもしらせず、キリシタン自身の手でカトリック式に埋葬する。かれらの主張は、今後天主教を奉じて埋葬するので檀那寺の引導は必要ないというものであった。幕府の禁令に逆らって決然と信仰表明を行い、檀那寺との関係を断って寺請制度を拒絶した^{註12}。葬式や墓碑の建立という行為は、信仰表明を外部の世界に伝えるもっとも有効な機会であった。

こうして17世紀に確立した江戸幕府による墓地統制は、幕末の開国過程で崩壊を余儀なくされていくが、それは居留地の外国人墓地からはじまり、潜伏キリシタンにおよび、明治政府による揺り戻しともいえる浦上キリシタンの弾圧のなかで矛盾をあらわにし、明治政府による神道国教化の挫折とともに、墓地および埋葬統制の脱宗教化が進み、1872（明治5）年に太政官布告による自葬禁止令が出されたものの、1882（明治15）年の神官に対する葬儀への関与禁止令をへて、1884（明治17）年10月2日の太政官口達によって、自葬の禁止が解除された。これによってはじめてキリスト教による葬式埋葬が公式に認められることになった^{註13}。

註11、註8久田松前掲書

註12、五野井隆史1990『日本キリスト教史』吉川弘文館

註13、森謙二1993『墓と葬送の社会史』講談社

日本近世における外来系墓碑の変容過程
に関する実証的研究

平成 26(2014)～28(2016)年度科学研究費助成事業
(基盤研究 C) 研究成果報告書
(課題番号 24820071)

発行日	2017 (平成 29) 年 3 月 31 日
発行者	田中 裕介 (研究代表者)
発行所	別府大学文学部 〒 874-8501 大分県別府市北石垣 82 TEL 0977-67-0101 (代表)
印刷	クリエイツ